報告書〔公表版〕

令和６年９月１３日

旭川市

目次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第１章　再調査の概要

第１節　再調査に至る経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　１　旭川市いじめ防止等対策委員会による調査・答申　・・・・・・・・・ 11
　２　再調査申立て　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　３　本再調査委員会の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第２節　再調査の方針とその内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　１　市長からの諮問及び再調査の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　２　会議の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　３　聴取及び資料収集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　（１）聴取　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　（２）資料収集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　ア　原委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　イ　遺族及び遺族代理人　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　ウ　教育委員会及び小・中学校　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　エ　北海道警察旭川方面本部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第２章　本件に関する事実関係

第１節　廣瀬爽彩について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　１　小学校入学まで　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　２　小学校時代　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　（１）特別支援学級（情緒学級）入級まで　・・・・・・・・・・・・・・ 16
　（２）特別支援学級入級　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　（３）通常学級転籍　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　（４）中学入学準備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　３　中学校入学　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
　４　その後の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第２節　中学校について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第３節　中学校における人間関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
　１　クラスにおける人間関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
　２　クラス以外の人間関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
第４節　廣瀬爽彩をめぐる出来事と経過　・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
　１　中学校入学以降５月までの出来事　・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

（１）クラス内での出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
ア　掃除の際の出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
イ　学級旗作成時の出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
ウ　全校奉仕活動での出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
エ　体育祭に向けた団結紙作成時の出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・ 36
オ　体育祭に向けた練習時の出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
カ　廣瀬爽彩に対する陰口や悪口、疎外、真似 ・・・・・・・・・・・・ 37
（２）クラス外での出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
ア　生徒Ｉらとのかかわり（性的やりとり・隠語等） ・・・・・・・・ 38
イ　生徒Ｋとのかかわり（おごり） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
２　発達特性に関する説明について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
３　６月の出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
（１）６月３日のＬＩＮＥにおけるやり取り ・・・・・・・・・・・・・ 44
（２）６月１５日の出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（３）６月２０日の出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
（４）６月２２日の出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
４　６月２２日の出来事以降の状況（転校決定まで） ・・・・・・・・・ 59
５　転校決定後の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
（１）謝罪の会について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
（２）Ｆ中での学校生活の開始と状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
ア　Ｅ中からの引継ぎ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
イ　Ｘ病院の受診再開とその後の通院 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
ウ　Ｆ中への登校開始とその後の状況（１年生終了まで） ・・・・・ 81
エ　Ｆ中での状況（２年生進級後） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
６　廣瀬爽彩の受診経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
７　廣瀬爽彩の心身の苦痛を示す事情（インターネットへの投稿など） ・・ 105
８　北海道教育委員会（本庁及び上川教育局）の対応 ・・・・・・・・・ 106
９　廣瀬爽彩の死 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114

第３章　いじめの認定

第１節　いじめの認定についての考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
第２節　本件における出来事といじめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
１　小学校時代の出来事といじめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
２　中学校における出来事といじめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
（１）クラス内でのこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
（２）クラス外の交友関係における出来事といじめ ・・・・・・・・・・ 125

ア　クラス外の交友関係について　・・・・・・・・・・・・・・・ 125
イ　関係性の変化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
ウ　クラス外の関係における出来事といじめ　・・・・・・・・・・・ 128
（ア）オンラインゲーム時の性的話題　・・・・・・・・・・・・・・・ 128
（イ）生徒Ｉとの出来事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
（ウ）生徒Ｍへの写真の送付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
（エ）生徒Ｋとの出来事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
（オ）Ｒ公園での出来事（６月１５日）　・・・・・・・・・・・・・ 133
（カ）Ｒ公園での出来事（６月２２日）　・・・・・・・・・・・・・ 135
３　まとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136

第４章　学校・市教委及び関係機関の対応についての検証

第１節　学校及び教育委員会のいじめ防止等対策義務　・・・・・・・・・・ 138
１　学校及び教育委員会の安全義務といじめ防止等対策義務　・・・・・ 138
２　学校のいじめ防止等対策義務の具体的内容　・・・・・・・・・・・ 139
（１）いじめを早期に発見する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
（２）いじめの全容を把握する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
（３）いじめへの対処について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
ア　いじめを受けている児童生徒を守る　・・・・・・・・・・・・・ 143
イ　いじめの解決に向けて取り組む　・・・・・・・・・・・・・・・ 144
（４）再びいじめが起こらないようにする（動静を注視し、保護者と共同して対処する）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
（５）いじめに対して専門性を活用し、組織的に対応する　・・・・・・ 147
（６）外部と連携する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
３　教育委員会といじめ防止等対策義務　・・・・・・・・・・・・・・ 150
（１）教育委員会の義務と学校いじめ防止等対策　・・・・・・・・・・ 150
ア　法で定めるいじめにおける教育委員会の義務　・・・・・・・・・ 150
イ　教育委員会の義務の具体的内容　・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
（ア）教育委員会（市教委）の指導・助言と学校のいじめ防止等対策　・・ 151
（イ）学校をまたがる事案における市教委の役割　・・・・・・・・・・ 153
（ウ）外部機関との連携と市教委の役割　・・・・・・・・・・・・・・ 153
（エ）いじめ重大事態と市教委の役割　・・・・・・・・・・・・・・・ 154
（２）市町村教育委員会と都道府県教育委員会　・・・・・・・・・・・ 154
第２節　学校及び市教委の対応について　・・・・・・・・・・・・・・・ 156
１　小学校における対応について　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
２　中学校進学以降の学校の対応について　・・・・・・・・・・・・・ 157

（１）Ｅ中における６月２０日以前の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
ア　廣瀬爽彩に対するいじめへの対応（概要） ・・・・・・・・・・・・ 157
イ　廣瀬爽彩に対する発達課題に対する対応（検証） ・・・・・・・・ 159
（ア）いじめの対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159
（イ）廣瀬爽彩に対する発達課題に対する対応 ・・・・・・・・・・・・ 160
（２）Ｅ中における６月２０日以降の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ 161
ア　６月２０日の出来事と学校の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
イ　６月２２日の出来事と学校の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
ウ　これまでの出来事の顕在化と学校の初動の調査 ・・・・・・・・・・ 164
エ　保護者への連絡と報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
オ　本件いじめに対する対処における問題点 ・・・・・・・・・・・・・ 168
（ア）いじめとしての調査及び指導の問題 ・・・・・・・・・・・・・・ 169
（イ）謝罪の会について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
（３）廣瀬爽彩の転校と学校の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
ア　転校に伴う引き継ぎと対応について ・・・・・・・・・・・・・・・ 174
イ　自殺行動の回避について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
３　市教委及び道教委の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179
（１）本件に対する市教委の初動の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ 179
（２）謝罪の会について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
（３）いじめの認知について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
ア　転校前の学校及び市教委の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
イ　市教委といじめの認知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
ウ　学校・市教委のいじめの認知と道教委の対応 ・・・・・・・・・・・ 188
（ア）道教委について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
（イ）道教委による事案の把握と対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 189
（ウ）その後の推移と道教委の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
（エ）いじめの認知と教育委員会の対応について ・・・・・・・・・・・ 192
（４）転校後の学校及び市教委の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
第３節　学校及び教育委員会の組織的対応についての検証 ・・・・・・・ 197
１　学校について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
（１）学校におけるいじめ防止対策（方針策定・組織設置義務） ・・・ 197
（２）各学校の対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
ア　Ｂ小 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
イ　Ｅ中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
ウ　Ｇ中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
エ　Ｆ中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199

（３）検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
２　市及び市教委といじめ防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
（１）法の要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
（２）市及び市教委の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203
３　道教委といじめ防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 206
４　まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
第４節　本件における警察の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
１　警察と学校及び市教委の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
（１）はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
（２）出来事の発覚と警察の初動の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
（３）警察と学校及び市教委の情報共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
（４）廣瀬爽彩に対する警察の聴取 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
（５）廣瀬爽彩の自殺と警察の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211
２　警察の対応についての検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211

第５章　重大事態の原因についての判断

第１節　重大事態の原因についての考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
第２節　廣瀬爽彩の不登校及び自殺の原因 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
１　廣瀬爽彩の不登校及び自殺 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
２　不登校及び自殺の原因（いじめと重大事態の関連性） ・・・・・・・ 218
（１）はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
（２）心理学的分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
ア　方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
（ア）資料の書き起こし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
（イ）分析の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
イ　分析結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
（ア）量的分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
（イ）質的分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 224
ウ　分析結果を踏まえたまとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
（３）精神医学的分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
ア　はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
イ　廣瀬爽彩の診断について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
（ア）発達障害診断の妥当性について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
（イ）廣瀬爽彩のＰＴＳＤ診断の妥当性について ・・・・・・・・・・・ 272
（ウ）小括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
ウ　廣瀬爽彩が自殺するに至った要因の分析 ・・・・・・・・・・・・・ 283

（ア）いじめとＰＴＳＤの因果関係の文献的検討と指摘 ・・・・・・・ 283
（イ）発達障害児におけるいじめの影響の文献的検討と指摘 ・・・・ 288
（ウ）発達障害児における性被害の影響の文献的検討 ・・・・・・・・ 290
（エ）本件におけるいじめと自殺の因果関係について ・・・・・・・・ 294
（４）まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 295
ア　自殺の原因としてのいじめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 295
イ　学校・市教委の対応が自殺に与えた影響 ・・・・・・・・・・・・ 295
（ア）謝罪の会に至るまでの学校・市教委の対応 ・・・・・・・・・・ 296
（イ）転校に伴う対応における学校・市教委の対応 ・・・・・・・・・ 297
ウ　病院の対応が自殺に与えた影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
エ　警察の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
オ　結論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302

第６章　いじめの再発防止の提言

１　いじめ防止等対策上の提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
２　児童生徒から聴取を行う場合の問題と対処法についての提言 ・・・ 328
３　精神医学的・心理学的な観点にたった対応についての提言 ・・・・ 334
４　いじめの防止についての提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 340
（１）はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 340
（２）すべての児童生徒に性教育を保障すること ・・・・・・・・・・ 341
（３）児童生徒に寄り添い、実態に即した相談・支援、教育体制の整備を行うこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
（４）特別支援、障害特性などへの対応を丁寧にすること ・・・・・・ 354
（５）クラス内のカースト化を可及的に予防すること ・・・・・・・・ 358
（６）教育の原点に立ち帰ること ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 359
（７）いじめ防止の学校づくりの全体像を打ち立てること ・・・・・・ 361
（８）自治体がリーダーシップをとっていじめ対策に当たること ・・・ 363

はじめに

２０２１年２月、当時旭川市立中学校２年生であった廣瀬爽彩さんが、冬季の旭川における夕刻の時間帯に、軽装で屋外に出、そのまま帰らぬ人となってしまうという痛ましい出来事が生じた。

本件については、２０２１年６月以降、旭川市いじめ防止等対策委員会によるいじめ防止対策推進法第２８条に基づくいじめの重大事態調査がされ、２０２２年９月、調査報告書が提出された。同月、旭川市いじめ事件被害者遺族弁護団から旭川市長に対し、いじめ防止対策推進法第３０条第２項に基づく再調査を要望する所見書が提出され、あらたに旭川市いじめ問題再調査委員会（以下「当委員会」））が設置され、２０２２年１２月以降、再調査を行った。

当委員会は、その結果として本報告書を提出するものであるが、調査結果の報告に先立ち、何よりもまず、廣瀬爽彩さんのご冥福を心よりお祈りする。新たにご遺族から提供頂いた資料の検証も含む当委員会としての調査の過程において、発達上の特性を有していた廣瀬爽彩さんが、学業や絵画などに素晴らしい才能を持ち、張り切って中学校生活を開始したものの、クラス内での疎外感等からクラス外の人間関係を「居場所」として希求するようになり、最終的には自らの性を差し出してまでもそこに仲間として「在る」ことを求めた結果、心の深層に深い傷を負い、強い自責の念と共に繰り返し辛い記憶がフラッシュバックされることで、追い詰められていった経過がつぶさに感じ取れた。

学校で学ぶ児童生徒の一定割合は発達上の特性を有しており、そのような児童生徒が他の児童生徒から「違い」を揶揄されたり、理解できないとして遠ざけられたりすることはどこの学校でも起こり得ることである。そのような場合に、その場所・人間関係の下では生きづらいと感じた児童生徒が他の場所・人間関係に救いを求め、そこに居たいと願うあまり、自ら

が傷付く結果となり得るとしても意にそわぬ行為をしてしまうということもまた、どこでも起こり得ることである。ことに思春期の異性間において、「性」は当然大きな興味関心の対象であり、性的な話題を拒否せず、むしろ積極的に（と見える態様で）乗って来る相手に対し、性的な要求を行い、相手がそれにも応じるとみるやその要求をさらにエスカレートさせていく、といったことも、どこでも起こり得ることである。デジタルネイティブ世代である今の児童生徒にとって、インターネットは生まれたときから身近にあるツールであり、そこに一旦流れた画像は「完全に消す」ことができないものであることや、後に相手に悪意に利用されかねないこと、場合によっては自らの罪になり得ることなどを十分理解せず、ただ求められるがままに、性的画像などを提供してしまうということは、しばしば起こることである。

廣瀬爽彩さんに起きたことは、決して、廣瀬爽彩さんや関係生徒の特殊性において生じたことではなく、児童生徒の関係性においてどこでも起こり得ることであることを、当委員会としては、強く述べておきたい。

また当委員会として、再調査に当たり協力頂いた全ての方に対し、感謝を申し上げる。本件は、廣瀬爽彩さんが転校後間もない時点で雑誌に記事が掲載され、その後もマスコミの関心を集め、インターネットでも様々な記事が飛び交った。中には事実と異なる記載なども多くあり、ことにインターネットでは、個人名や写真を晒し、いわれなき非難を繰り返すようなものも散見される。このことは誠に遺憾であり、当委員会としても厳重に抗議したい。インターネットの匿名性を隠れ蓑とし、陰から個人を攻撃するようなことは、何の解決にもならない。痛ましい出来事を正面から捉え、二度と繰り返さぬためどのようなことができるかを、関わった者すべてがそれぞれ真摯に検討することこそ重要なのであって、自ら責めを負う立場にない第三者による身勝手な個人攻撃は断じて許されるべきではない。

このような状況下にありながらも、新たな資料の提供や、数度にわたる

聞き取りに応じて頂いたご遺族及び代理人、また、当委員会の聴取要請に応じて下さった全ての方に、心より感謝する。個人の特定は勿論控えるが、聴取要請（書面要請を含む）に応じて下さった方の中には、関係児童生徒を含む児童生徒が複数名あった。時間が経った後で、しかもこのように世間が騒がしい中で、要請に応じることはとても勇気が要ることであったと思う。それでも要請に応じて下さったのは、本件に真摯に向き合おうとする姿勢そのものであると感じ、当委員会として、大変有難かった。

再調査に時間を要したことは当委員会としての反省点であるが、それでも当委員会としては、残された資料と、新たな聴取等で判明した事実を踏まえ、可能な限りの事実認定と評価を行ったものである。

子どもたちが自ら最悪の結果を選ぶことがないように、本報告書が再発防止の一石となることを切に願う。

第１章　再調査の概要

第１節　再調査に至る経緯

１　旭川市いじめ防止等対策委員会による調査・答申

旭川市の市立中学校２年に在籍する女子生徒が、２０２１年２月１３日に行方不明となり、同年３月２３日に旭川市内の公園において遺体で発見された。

旭川市教育委員会（以下「市教委」）は、２０２１年６月４日に旭川市いじめ防止等対策委員会（以下「原委員会」）に対して、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」）第２８条に規定するいじめの重大事態の調査等について諮問した（以下「原諮問」）。

原委員会は、法第１４条第３項に規定する組織として旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例第１０条に基づき設置される常設の組織であり、令和３年度当初の時点で４名の委員が在籍していたが、原諮問の前に２名が離任しており、調査に当たっては新たに委員３名と臨時委員３名、諮問以降にさらに臨時委員３名が就任し、１１名の委員により構成されることとなった。その後、２名が離任し、最終的に９名の委員により調査が行われた。

２０２１年６月４日開催の会議以降、２０２２年９月６日まで全４４回の会議、アンケート調査や聴取調査、関係資料の収集、精査・分析などの調査活動を行い、２０２２年４月１４日にいじめの事実認定等に関して中間報告を、２０２２年９月１２日に原諮問に対する答申として調査報告書（以下「原報告書」）を、市教委に提出した。

２　再調査申立て

原委員会から市教委に原報告書が提出された２０２２年９月１２

日当日、旭川市いじめ事件被害者遺族弁護団は、原委員会の調査が不十分であるとし、その理由として７つの問題点を挙げ、法第３０条第２項に基づく再調査を要望する所見書を旭川市長に提出した。

３　本再調査委員会の設置

原報告書及び所見書の提出を受けた旭川市長は、その内容を精査・検討の上、再調査が必要と判断し、旭川市議会令和４年第３回定例会に旭川市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」）の設置等に係る議案を提出した。同年１０月７日の市議会の議決を経て再調査実施が決定され、これを受けて下表（五十音順）５名の委員による委員会が設置された。

各委員は２０２２年１２月７日付で市長から委嘱を受けて委員に就任し、同年１２月２２日に第１回会議を開催し、委員長に尾木委員、副委員長に野村委員が選任された。

氏名	役職	所属等
伊東　亜矢子		第二東京弁護士会 三宅坂総合法律事務所　弁護士
尾木　直樹	委員長	教育評論家　法政大学名誉教授
斎藤　環		筑波大学医学医療系名誉教授　精神科医
仲　真紀子		国立研究開発法人理化学研究所理事 立命館大学ＯＩＣ総合研究機構招聘研究教授 北海道大学名誉教授　心理学者

野村　武司	副委員長	埼玉弁護士会 東京経済大学現代法学部教授 獨協地域と子ども法律事務所　弁護士

第２節　再調査の方針とその内容

１　市長からの諮問及び再調査の方針

委員会は、２０２２年１２月２２日の第１回会議において、旭川市長から次の３項目の諮問を受けた。

① いじめの認定の再検証

② いじめと自死との関連性の再検証

③ 学校及び市教委の対応についての再検証と再発防止策の提言

委員会では調査を行うに当たり、まず初めに「旭川市いじめ問題再調査委員会運営要綱」を制定し、調査の基本方針や調査方法、会議非公開の原則などを決定した。また委員の共通認識として、調査の目的は重大事態に対処し、重大事態と同種の事態の発生を防止することはもちろんであるが、「何故亡くなったのかを知りたいという遺族の気持ちに応えること」、また「本調査は法的責任の有無を検討するために行うものではないこと」をあらためて確認し、そのような検討とはかかわりなく、「調査によって得られた情報から本件の全容解明に努めること」を今回の調査における重要な目的とし、この観点における「第三者性」と「公正性」が本調査における原理原則となることを共通認識とした。

２　会議の開催

２０２２年１２月２２日の第１回会議開催以降、令和４年度に４回、令和５年度に１４回、令和６年度に４回の計２２回の会議を開催した。

３　聴取及び資料収集

（１）聴取

遺族及び遺族代理人弁護士、児童・生徒、教諭及び教育委員会担当者、その他関係者を対象として、延べ３４人に対し聴取調査を行った（書面質問に対し書面回答が得られたものを含む）。

（２）資料収集

ア　原委員会

原委員会が行った調査において収集または作成した資料一式の貸与を受けたほか、調査報告書の作成に至る経過につき、原委員会委員の聴取を行い、追加の資料提供を受けた。

イ　遺族及び遺族代理人

遺族及び遺族代理人弁護士との面会時に、原委員会には提供されなかった資料の存在を確認し、提供に至らなかった理由、委員会がその提供を受けるに当たり留意すべき事項などを確認した。その上で厳格な情報管理を担保するため、委員会における情報管理についての規定を制定し、理解を得て新たな資料の提供を受けた。

ウ　教育委員会及び小・中学校

調査に当たり原委員会から貸与を受けた資料では確認できなかったもの、調査を進めていく過程で資料の所在が明らかになっ

たものについて、都度、提供依頼を行い、提供を受けた。

エ　北海道警察旭川方面本部

各種資料や関係者の聴取調査等を進めていく中で、資料の存在は推知されるもののその具体的な内容が分からないものや、当事者間のやり取りの実態が判然としないものなどについて、資料の具体的内容の確認や、実際の経過の確認のため、警察担当者からの聞き取りや、警察が保有する資料の提供などを求めたが、これについては提供を受けることが出来なかった（一部、委員会からの質問に対し回答頂いたものはあった。）。

第２章　本件に関する事実関係

第１節　廣瀬爽彩について

１　小学校入学まで

廣瀬爽彩は２００６年９月５日に出生した。廣瀬爽彩が１歳半のとき両親が別居し、廣瀬爽彩が４歳になる年の５月、両親は離婚し母親が親権者となった。

幼少期の状況としては、生後４ヶ月頃までは睡眠時間が極端に短く、毎日ほとんど泣き続けていた、３歳時健診において「言葉の理解力が弱い」との指摘を受け、小児科に通院したものの、保育園への入園は問題ないとのことで、保育園に入園した、保育園では癇癪が多く、自分の思いどおりにならないと声を上げていた、３歳ころにはひらがなを全部読むことができ、携帯メールを送受信できた、自分なりの物の命名や遊び方があるなどこだわりの強さがあったとされている。

就学時健診では特に問題点の指摘は無く、たまたま来ていたＡ小の教諭より、優秀なのでうちを受験してみてはどうかとの話があった。廣瀬爽彩はＡ小に行きたいと述べたが、母親としては、スクールバスがなく、一般の路線バスを使っての登下校となるので心配であり、Ａ小の上記提案については見送り、廣瀬爽彩をＢ小に入学させることとした。

２　小学校時代

（１）特別支援学級（情緒学級）入級まで

廣瀬爽彩は２０１３年にＢ小に入学し、通常学級で小学校生活を開始した。Ｂ小においては、特別支援学級への入級の要否について、通常、担任が学校生活の中で気になる子どもをチェックし、コーデ

ィネーターが得点化する形で検討しており、廣瀬爽彩についても１、２年生から名前は挙がっていたが、点数はさほど高いものではなかった。廣瀬爽彩については、忘れ物が多く叱られるということがあったり（母親の記憶では５、６年次の担任が児童にメモを禁じており、廣瀬爽彩は「明日これこれ持ってきてね」と言われたことなどについてメモを残さないと忘れてしまうので、必然的に忘れ物が多くなるとの経過であったとのことである。当時の主治医も廣瀬爽彩は短期記憶が難しい旨を指摘しており、母親の記憶としては、メモをとることの必要性についてこの医師から学校側へも説明がされたものの、担任はこれを許可することはなく、その理由として（メモ帳の使用を認めると）お友達同士で手紙を回し合ってしまうから、と言われたとのことである。)、連帯責任の意味が分からないということがあったとされている。

保育園時代から廣瀬爽彩と仲が良かった児童が、廣瀬爽彩と周囲の人との間に入って廣瀬爽彩の個性の説明をして取り持っていたとの話がある。

４年生のとき、学芸会の演劇の練習をしていた際、ステージ裏で児童らが騒いだことについて当時の担任が叱ったことがあった。廣瀬爽彩は主役級の役であったためずっと舞台に出ており、騒いだ中にはいなかった。にもかかわらず、連帯責任として自分も叱られたことに納得がいかず、クラスの児童らが全員で担任に謝りに行った際、一人だけ同行しなかった。次の日も、担任から謝るように言われても、廣瀬爽彩は「だって私話してない」と返し、担任と口論になり、担任が廣瀬爽彩にはもう劇はやらせないとして母親が作った衣装を取り上げて他の児童に渡したところ、廣瀬爽彩が泣いて帰るということがあった。これをきっかけに、担任から母親に対し、謝れと言っても謝らず、連帯責任だと言っても分からないのは何か問題があるのではないかとの指摘がされ、発達障害の検査を受けて欲

しいとも言われたとの話がある。

母親が廣瀬爽彩にＶ病院を受診させたところ（なお、この受診に至るきっかけとして、廣瀬爽彩の祖母（母親の母親）から母親に対し、病院で診てもらったらとの助言があり、これを受けて受診に至ったとの話もある。）、医師は、廣瀬爽彩と少し会話した後で、廣瀬爽彩もいる前で、おそらく自閉スペクトラム症[1]であろうが、きちんとした検査は自院ではできないため、Ｗ病院に紹介状を書くからそこで検査を受けるようにと述べたとの話がある（この点、後記第４節の６で詳述するように、Ｖ病院作成の診療情報提供書上は、「母親から『アスペルガーの疑いがあるので貴科受診したい』とのことでした」と、母親がＷ病院の受診を求めたように読める記載がされているが、いずれの経緯であったかを確定することはできなかった。）。

２０１７年１月２４日、廣瀬爽彩はＷ病院を初めて受診し、２月３日にはＷＩＳＣとバウムテストを受け、知的障害はないが項目間の凹凸が非常に著明でＡＳＤに特徴的な所見とされた。バウムテストでは、他者とのコミュニケーションがうまくとれないことによる自信のなさ、傷付きやすさがあることが示された。

この結果を踏まえ、２月９日に医師から学校に診療情報提供がされた（診断名：自閉症スペクトラム症（高機能））。

初診時以降、Ｗ病院への通院が続けられ、３月６日よりエビリファイの服薬が始まった（当初は１日１ｍｇから始まり、その後徐々に増量されている。）。母親より服薬を始めて大声が減ったとの話があったとされているが、廣瀬爽彩自身は薬の効用を感じておらず、母親としても服薬開始前後で劇的に何かが変わったというような

[1] 自閉スペクトラム症の英語名は「Autism Spectrum Disorder」であり、頭文字をとってＡＳＤとも呼称される。以下、本報告書においてはＡＳＤとする。

感じは受けていなかった。上述のとおり廣瀬爽彩はＶ病院受診時に「自閉スペクトラム症であろう」との医師の発言を聞いてしまっていたとされるが、母親によれば廣瀬爽彩がこれについて特にショックを受けたような様子はなく、インターネット上で、主として自ら服薬する薬のことについて調べていたとの話がある。

年度が替わって廣瀬爽彩は５年生となり、６月２２日に教育相談が行われた。母親の意見は本人の実態や困りに応じた支援を受けさせたいというものであり、廣瀬爽彩本人に他校での通級指導教室の利用も提案されたが、廣瀬爽彩は「ここでやりたい」との意見であった。この意見も踏まえ、母親としてもＢ小の情緒学級での支援を希望したいとのことであった。仲の良い友だちの有無について聞かれると、廣瀬爽彩は「クラスにはいません」「他の人と考え方が違うので」などと回答した。上記の意見聴取や確認を踏まえた所見として、「知的な遅れは見られないが、生活面では場に合わない発言をしたり、家庭で反抗的な行動をとったりすることがある。また最近は、自分と周りとの違いにも気づきはじめていることから、さらに年齢が進むにしたがって課題が大きくなっていく可能性が考えられる。交流学習での学習を進めながら、校内の情緒学級にて、実際の友だちや教師とのやりとりを学んだり、社会性を身につけるための指導を受けたりすることが望ましい。」とされ、就学先に関する意見として「特別支援学級（自閉症・情緒障害学級）への入級」とされた。

７月１８日のＷ病院受診時、廣瀬爽彩が母親を叩いたり物をぶつけたりということがあるとのことを聴取した医師が、母親の同意を得て旭川児童相談所（以下「児相」）に連絡するということがあった。しかし、この時児相の方で何らかの対応が取られたということは確認できていない。

（２）特別支援学級入級

上記の経過を踏まえ、５年生の２学期から、廣瀬爽彩は特別支援学級に入級することとなり、そこに在籍しながら通常学級で学習することとなった。

特別支援学級においては、情緒の安定がまず大事と考え、友達との関わりにおいて、いわゆる「キレてしまった」時や、眠くて授業への参加が難しいときには別の場所に移ることを促していた。こうなったときはこうしようというルールがはっきりしていると指示がよく伝わるため、気持ちが落ち着かないときには通常学級の先生に必ず声を掛けてから保健室に行こう、というルールとしていた。

９月から１０月にかけて、廣瀬爽彩が母親に対し激しく文句を言ったり、タブレットで会ったことのない相手とやり取りして互いにメッセージを送り合い、母親が危険性を伝えても伝わらないといったことがあった。死にたいと言い出すこともあった。医師との面談では、「生きてるの面倒くさい」「自分は周りの子とちょっと違う」「学校は行きたくないけど塾へは行く」などと述べていた。上記タブレットの件については、その後タブレットが何らかの理由で物理的に使用できない状態となったことから連絡が取れなくなり、終了した。その後廣瀬爽彩は落ち着き、１１月ころには死にたいとも言わず、学校でのトラブルもないと母親が医師に語る状況となった。

２０１８年１月には、医師に対し、児童会役員になった、学校は嫌だけど行っている、薬は飲まなきゃといった話をしていた。

６年生に進級した４月、Ｗ病院の主治医が交代となった。前述のＡ小教諭からの提案もあり（廣瀬爽彩としては母親が提案を見送ってしまったことを残念に思っていた。）、廣瀬爽彩にはＤ中を受験したいという気持ちがあった。４年生から塾にも通って勉強を頑張っていたが、この受験については、医師としては、Ｄ中受験を無理し

てやめさせると一生ひきずってしまう可能性がある一方、Ｄ中は特別支援学級がなく、求められる社会性や学力のレベルも高くなるのでイバラの道であり、それを覚悟し不適応になった時の方針も考えておくのがベターであると考えており、この点が学校へも伝えられている。受験については母親としても、落ちても絶対にやけを起こさないという約束を廣瀬爽彩としたり、Ｄ中には特別支援学級がないから、そもそも廣瀬爽彩のような特性を持つ生徒を受け入れること、フォローをすること自体が難しく、それが理由で落ちるということもあり得るという説明もし、それでも本人がやってみたい、挑戦してみたいという思いであることを確認していた。

６年生になると、廣瀬爽彩がイライラしたような行動をすることが増えてきたとの話がある。廣瀬爽彩が在籍していた６年２組では、明確なグループはなかったが、元気がいい児童としては、男子児童２名、リーダー的な児童としては、児童会長であった児童と、児童会役員であった児童がいた（いずれも女子児童）。この児童会役員であった児童や、別の女子児童１名は、廣瀬爽彩に対して話し掛けるなど気を使っており、廣瀬爽彩がイライラしたような行動をした時には注意もしていた。

廣瀬爽彩は休み時間は読書したり絵を描いたり、先生に声を掛けに行ったりしており、友達と一緒に遊んでいる姿はあまり見かけなかったという話もあるが、ある児童らとは話をしていた、他のクラスの児童と朝一緒に登校するなど仲がよかったとの話もある。

５月１３日、廣瀬爽彩が、学校から１回でも宿題の提出を忘れたら、そのことは中学校側に提出する資料に書かないとならないといった話をされていたのに、塾で帰宅が遅くなったのでその日は宿題ができないと思い、パニックになり、自宅の二階の窓から出て、二階レベルにある通路に降りた後、そのまま外に行くということがあ

った。当日は雨であったためびしょ濡れになった状態で、廣瀬爽彩が自ら他人の家の呼び鈴を押して「私迷子なんです」と告げたため、当該家の人が警察に連絡し、臨場した警察官に廣瀬爽彩が保護された。この際、児相にも連絡がされ、児相による一時保護の可能性についての言及があったようである。児相に連絡がされた経過等は必ずしも判然としないが、母親としては、学校が家庭の養育に問題があるとして児相を関与させようとしたものと受け止めている。

５月１４日、母親と児相が前日のことに関して話をし、児相が発達検査を受けることを提案し、母親はこれを了承した。６月１４日に母親及び廣瀬爽彩が児相に来所して発達検査を受け、翌１５日に判定書が作成された。児相は母親と廣瀬爽彩に別々に事情聴取を行った際の両者の話が一致していたことなどから、特に家庭訪問その他それ以上踏み込んだ対応が必要とは考えず、上記の検査を行ったところまでで対応終了とした。

（３）通常学級転籍

６年生の途中で、廣瀬爽彩はＤ中受験のため特別支援学級から通常学級に転籍した。その後は教室から近い図工準備室などをクールダウンの場所とすることとし、駄目だなと思ったら一言先生に声を掛けて出るということにしていたが、教員が気付くと（声掛けなく）そちらに行っていたということもあった。

廣瀬爽彩とある女子児童は塾が同じで、最初は仲が良かったが、塾でトラブル（廣瀬爽彩が先生に反抗したことにこの児童が小言を言ったといった出来事があったようだとの話がある）があり、仲が悪くなった。ある男子児童は、大きな音などが苦手な児童であったが、廣瀬爽彩がそういったことを側でするので廣瀬爽彩に対して苦手意識があった。

１１月終わりころ、廣瀬爽彩が友達と揉めて教室を出、廊下を走った後、理科室の窓から出てベランダに着地するといった出来事もあった。

（４）中学入学準備

廣瀬爽彩はＤ中の受験には合格することができなかったが、その年は倍率が非常に高く、同じ塾の受験クラスの児童も８人位のうちトップの１人しか合格できないような状況であったこともあり、廣瀬爽彩は落ち込んだりやけになるようなことはなく、結果を受け止めていた。

廣瀬爽彩はＥ中に進学することとなったが、中学校で再度特別支援学級に在籍する選択肢も考えられ、母親から廣瀬爽彩にそのことを提案したものの、廣瀬爽彩はそれを望まなかった。廣瀬爽彩は＊＊＊高校（旭川では難易度が一番高いとされる高校）か、＊＊＊高校（北海道では難易度が一番高いとされる高校）を目指したい、中学校での受験の経験があるから、その経験を活かして次の受験は絶対に受かりたいという強い思いがあった。廣瀬爽彩は、中学校で特別支援学級に行くと成績が５段階評価ではなくなってしまい、上の高校が目指せなくなると考えていた。母親も廣瀬爽彩のその思いを酌み、Ｅ中においては通常学級に在籍させることとした。

Ｗ病院への通院は２０１９年３月で終え、４月以降はＸ病院に通院することとなった（同院の初診は同年４月１日である）。Ｗ病院の医師からＸ病院へ、この春Ｅ中へ進学するが、特別支援学級在籍は本人が拒否したこと、いらいらしたときに「困っている」と伝えること、先輩や先生への態度などについてアドバイスし、終診とした旨の引継ぎがされた。

６年次の担任から母親に対し、中学に上がるときに特別支援の説明会には参加したほうがよいと助言し、母親は当該助言を踏まえ実際に説明会には参加したが、上記のとおり廣瀬爽彩自身の意向で中学においては通常学級に入級することとなった。

小学校から中学校への引継ぎについて、本件当時、Ｂ小とＥ中の間では、各児童の状況を一覧的に整理して共有すると共に、教員らが面談し、口頭の補足説明を行うかたちでなされていた。特別支援学級に属する児童については、「すくらむ」という、医師の診断やそれを踏まえた具体的な支援の内容などを記した資料が作成されるが、これについては学校間で引き渡されるのではなく、保護者において保管し、小学校に引き続き中学校でも特別支援学級に入級する場合は、保護者から中学校に提示されることとなっていた。廣瀬爽彩については、小学校卒業時通常学級に転籍しており、また、中学校においても通常学級での入学となったため、「すくらむ」を中学校へも提示するようにとの助言は小学校側から母親にされていなかった。

廣瀬爽彩については、一覧的な整理の中で、５年生から６年生の１０月まで情緒学級に在籍していたがＤ中受験のため退級したこと、キレる・教室を出て行くなどの問題行動が多数あったことが示されたほか、以下の内容が補足的に共有された。

・　ＡＳＤであること。
・　家庭教育が十分に行き届かず、忘れ物が多いこと。
・　食にこだわりがあること。よく腹痛を訴えること。給食はおかわりをしてよく食べること。
・　身だしなみに課題があること。
・　男性教師や男子児童とコミュニケーションを取りたがること。
・　塾をやめさせられたことがあること。

・　遅刻が多く、授業態度に問題があり、午後に居眠りすることがあること。

・　人にあやまるときには教師の介在が必要であること。

・　現在、Ｘ病院に通院して薬を服用していること。普通高校進学を希望していること。

前述の大きな音などが苦手であった男子児童については、廣瀬爽彩に対する苦手意識があるということが、前述の一覧上の特記事項に「廣瀬にトラウマ」と記載されることにより中学校側に伝えられた。

３　中学校入学

２０１９年４月５日、廣瀬爽彩はＥ中に入学した。

Ｂ小からの入学者は少なく、廣瀬爽彩の所属したクラスでは、上述の廣瀬爽彩と仲がよいとみられていた児童のうちの１名、及び、他の児童１名がＢ小からの入学者であった。上述の廣瀬爽彩に対して気遣いや注意もできる児童であった女子児童のうちの１名もＥ中に入学したが、廣瀬爽彩とはクラスが分かれることとなった。

２０１９年度のＥ中１学年３クラスを担当する教員は、２名が新任であり、小学校からの引継ぎで要慎重対応と考えられる生徒は非新任教諭が担任を務めるクラスに重点的に配置することとした。廣瀬爽彩については、前述の引継ぎを踏まえ、また、通常学級での入学であり他の生徒に比して特に要慎重対応と考えられたものでもなかったため、このクラスとは別のクラスに所属となった。また上述の引継ぎを踏まえ、廣瀬爽彩に対する苦手意識があったとされる児童については廣瀬爽彩とはクラスを分ける対応がとられた。

４　その後の概要

廣瀬爽彩は、２０１９年６月２２日に後述の川への入水の件が生じるまでは、Ｅ中において学校生活を送っていた。

６月２２日以降は病院に入院することとなり、入院中に母親と学校、市教委が協議の上、１年生の２学期に、Ｅ中からＦ中に転校することとなった。１年生の２学期以降、Ｆ中の特別支援学級に所属することとなり、２年生の３学期まで同校に在籍していた。

第２節　中学校について

Ｅ中は、２０１９年４月当時、生徒数２７８人（１年生８４人３組、２年生１０８人３組、３年生８６人３組）、教諭２５名（時間講師、初任者指導教諭２名、養護教諭を含む）が在籍する中学校であった。

廣瀬爽彩が所属することとなったクラスは、男子生徒１５人、女子生徒１３人合計２８人のクラスであり、前述のとおり廣瀬爽彩と同じＢ小出身者は廣瀬爽彩を含め３名と少なく、最も多いのは位置的にもＥ中と近いＣ小出身者であって、１４人と半数を占めていた。

第３節　中学校における人間関係

１　クラスにおける人間関係

入学当初の座席は、男女混合のアイウエオ順で、廊下側から順に並ぶ形で、班が分かれており、給食はこの班ごとに食べていた。

１年生は全体的におとなしい学年であり、廣瀬爽彩の所属したクラスでも、最初の２週間くらいは休み時間もトイレに立つ他は誰もほとんど席を立たないなど、担任がもっと遊びに行っていいんだよと声掛けをするほどの状況であった。そのような中でも、廣瀬爽彩について

は、入学式のときに自分から話しかけてくれ、積極的ですごいなと感じた、との話があった。

４月８日には２年生、３年生から１年生に向けた部活紹介があり、この後見学期間、仮入部を経て、４月１９日には１年生が部活に本入部し、その後は部活での人間関係も形成されていくこととなる。廣瀬爽彩の所属したクラスでは、サッカー部、バスケットボール部、吹奏楽部、バレーボール部、合唱部、パソコン部、卓球部に入部する者がいた。

廣瀬爽彩はＨ部に見学に行き、同部に入部した同じクラスの生徒から共に入部しようと誘われ、顧問であった担任に一度は入部の意向を示したが、入部はしなかった。廣瀬爽彩は、部活について、母親に生徒ＩからＨ部に誘われたと話していたが、母親は、学校や塾で忙しく、さらに部活もとなると全てをこなすのは難しいのではないかと考え、まずは部活以外のことを頑張ってみてはどうかと助言した。担任は、生徒Ｉについて、Ｈ部に在籍する生徒で女子にちょっかいをかけるなどのトラブルを把握しており、同人と同じ部活に入ることに懸念を覚えていたが、そのことについて母親は特に助言を受けた記憶はないとのことであった。

４月９日にはクラス役員の選出があり、廣瀬爽彩の所属したクラスでは一人の生徒と廣瀬爽彩が立候補してそれぞれ委員長、副委員長となり、他に、議長１名、書記２名が就任した。廣瀬爽彩は、母親に対し、１年生では生徒会役員にはなれないが、まずはクラス役員で頑張って、２年生になったら生徒会に入り、３年生になったら会長になりたいと語っていた。

２週間を過ぎるころから、クラスの生徒間で、休み時間に友達の席に遊びに行ったり、隣のクラスに顔を出してみたりなど、やっと人間関係が始まったとみられる状況になった。もともと馴染みのある出身

小学校が同じ生徒同士で話をすることが比較的多かったようであるが、クラス内で、男子、女子共に、特に強固に固定したグループはなかったようである。このころクラスでは、男子では２名の生徒が、女子では廣瀬爽彩が元気で、よく発言をする生徒であった。この２名の男子生徒は最初の席が隣であり、片方が面白いことを言い、もう片方が便乗して盛り上げるような関係であった。廣瀬爽彩は席が遠い生徒に対しても話をしにいき、アニメやイラストの話をしたり、歌が好きという話をしたりしていた。そのこともあって、この生徒は上述のとおりＨ部に共に入部することを廣瀬爽彩に勧めたものであるとの話がある。

４月２６日には生徒総会があり、クラスの委員長と副委員長である廣瀬爽彩がクラスを代表して各委員会の委員長に対する質問を行う役割を担った。廣瀬爽彩の担当は数問であり、緊張した様子もあったものの、最後の１問までは自ら行うことができた（最後の１問を質問する前に腹痛を訴え、一旦体育館を出て休み、その後戻ったとの話がある。）。

入学以降、男女混合・アイウエオ順の名簿順に１日２人ずつ日直を担当し、全生徒が担当し終えたタイミングで、５月７日に席替えが行われた。くじ引きにより席が決まった。この席替えによってクラス内の人間関係が変わったとの話はなかった。

５月３０日には体育祭があった。廣瀬爽彩の所属したクラスは、他クラスに比べておとなしいクラスであり、熱烈に「いくぞ！」というほどの生徒はいないとみられていたが、それでも複数の生徒らを中心に頑張り、優勝した。このうちの一人の生徒は、明るく皆と平等に接することができる生徒で、日ごろから廣瀬爽彩のことを気にして声掛けをするなどしていた。また別の生徒は本来の調子でないながらも本番で頑張り、それを見て他の生徒も頑張ろうと奮起したものとも思わ

れる。

いつごろからかは不明であるが、女子の中で目立つ中心的な生徒たちのグループができ、一方でそうでない生徒たちのグループもあったとの話がある。部活ではいくつかの部に所属する生徒がクラス内で強い位置にいたとみる生徒がある（上記部活に所属する生徒でも皆がそうというわけではなく人による、また、１年１学期のときにはそこまで目立ってはいなかった、との話もあった。）。

男子では、１年生当時、ある生徒が活気にあふれていて勉強やスポーツに活躍しており、クラスの皆にすごいと思われ、女子にも人気があり、クラスの中心的存在であったとの話があるほか、前述の元気のいい２名の生徒、またこれに加えてさらに３名の生徒らがクラスを盛り上げる生徒であったとの話がある。

男子では２名がおとなしいが優しい生徒であり、女子では２名が仲良しで、おとなしいというより大人びた印象を与える生徒であった。またある生徒は固定の一緒にいる友達はいないようであった。

廣瀬爽彩は、当初は色々なグループに自ら話しかけに行くなどしていたが、固定的に一緒にいる友達ができることはなく、先生に話しかけに行くこともあったとされる。廣瀬爽彩が担任に対し、女子のあるグループが誰かの悪口を言っていたのに、その何分か後には普通に喋っていたのを見て、女子って怖いですねと述べたことがあった。

ある生徒の自宅で焼肉を食べるという企画がされた際、廣瀬爽彩も参加したということがあった。また、同じＢ小出身のある生徒とも廣瀬爽彩はカードゲームを一緒にするなどしていた。一方で、ある生徒らが、廣瀬爽彩が教室を出て行った際などに、小学校のときから先生に反抗するみたいなエピソードがあった、だからマジでやばい、関わんない方がいい、といったことを言っていた、との話もある。

廣瀬爽彩が教室などを出て行くなどのことについては、クラスメイトが距離を置く、避けるという感じになり、もともと小学校時代にクラスメイトから無視されたりはぶかれたりする経験をした前述の廣瀬爽彩のことを気にして声掛けをするなどしていた生徒は、廣瀬爽彩を見捨てたら自分もあのときのクラスメイトと同じだと思い、積極的に関わるようにしていたとの話がある。

２　クラス以外の人間関係

２０１９年度当時、Ｅ中の上級生であった生徒Ｉと生徒Ｊは、同じＨ部に所属しており、何らかの行動をする際には生徒Ｉが主導的で、生徒Ｊが付いていくという関係性にあったとされる。廣瀬爽彩とは、廣瀬爽彩がＥ中に入学した年、上級生から１年生への部活紹介の際、廣瀬爽彩がＨ部に見学に来たことをきっかけにつながることとなった。生徒Ｉが「小学校同じだよね」と述べて積極的に話しかけていたとの話がある。

同じくＥ中の上級生であった生徒Ｋと生徒Ｊは、１年生からクラスが一緒で、何回か遊んだこともある間柄であったとされる。

生徒Ｉ、生徒Ｊ、Ｅ中の上級生であった生徒Ｌ、及び廣瀬爽彩は、２０１９年４月中旬ころより、オンラインゲーム「荒野行動」（約１００人のプレイヤーが無人島に降り立ち、最後の１人になるまで戦闘を繰り広げるというもの）で一緒に遊ぶようになったとされる。生徒Ｉは廣瀬爽彩に対しほのかに恋愛感情があったとの話がある。生徒Ｋも荒野行動で遊ぶことがあり、生徒Ｉと生徒Ｋが共に遊んでいた際、生徒Ｉが廣瀬爽彩を招待して一緒に遊ぶこととなった、その際は生徒Ｋの方では廣瀬爽彩の名前は分からなかったが、音声チャットでやり取りする中で同じ中学校の下級生だと分かった、初めて対面で生徒Ｋと廣瀬爽彩が会った場所は学校であったと思われるが時期は不明であ

る、親しく遊ぶようになったのは両者ともＲ公園に行くことが多く、たまたま一緒になることが多かったためである、との話がある。

Ｇ中の上級生であった生徒Ｍは、生徒Ｉ、生徒Ｊと同じＢ小出身であり、小学校低学年のころにＲ公園などで一緒に遊ぶことがあった。生徒Ｍと生徒Ｌは保育所が一緒であり、中学に入り、共にそれぞれの所属中学の同じ部活動に入ったため、部活の試合などで会うようになり、学年が上がったあとくらいから部活外でも一緒に遊ぶようになった。生徒Ｍが生徒Ｌと遊ぶ際、生徒Ｌの友人であった生徒Ｋが一緒にいることが多く、そのつながりで生徒Ｍと生徒Ｋも知り合うこととなった。生徒Ｍは廣瀬爽彩をＢ小在籍時代から知っており、多人数で遊ぶ際にはその中に２人とも入っているというようなことがあった。生徒Ｍが生徒Ｌと遊ぶようになって生徒Ｋとつながり、生徒Ｋと一緒にいることが多かった廣瀬爽彩ともつながるようになった。

Ｇ中の上級生であった生徒Ｎは、生徒Ｍとはもともと一緒に遊ぶような関係ではなかった。生徒Ｉ、生徒Ｊは小学校のころから児童センターで見かけて知ってはおり、荒野行動を通じて少しつながりはあったが、直接遊ぶ関係にはなかった。生徒Ｋとは児童センターで会って複数名で遊んだことがあり、生徒Ｌも小学校時代から知っていてたまに遊んだことがあった。生徒Ｎは、廣瀬爽彩については、冬まつりで見かけたことがあるのと、クラスの男子がビデオ通話で自慰行為をしている人がいると噂話をしていたのを聞いたことがあったが（６月１５日の数週間前位)、６月１５日まで面識はなかった。

Ｇ中の上級生であった生徒Ｏは、生徒Ｎとは仲良しでよく遊んでいたが、生徒Ｍとは友達の輪の中にはいるという程度の関係で、２人で遊んだり連絡を取り合ったりはしていなかった。生徒Ｋとは６月１５日より前に知り合い、２、３回２人で遊んだこともあったが、頻繁に連絡を取り合うという関係ではなかった。廣瀬爽彩については生徒Ｍ

や生徒Ｋから聞いたことも、噂を聞いたこともなく、６月１５日に初めて会うまで知らなかった。

生徒Ｋと廣瀬爽彩の関係性については、廣瀬爽彩が生徒Ｋに物をおごる関係であったこともあって生徒Ｋが廣瀬爽彩を「金づる」のように考えていたのではないか、との話もあるが、普通に友達、先輩後輩の関係と見えていた、との話もある。

上述の生徒たちについて、廣瀬爽彩は、２０２０年１月２９日、２月６日、２月２１日の３回にわたり行われた弁護士による聴取（以下「弁護士聴取」）において、自らの受け止めを以下のように述べていた。生徒Ｋについては、ヒエラルキーのトップで、一番怖い、裏で手を回す感じ、自分から手を出すのではないが子分を使ってやらせる、逆らえないなどとの話がされた。取り巻きを引き連れて動いている、物をおごらされた（後述）との話もあった。また、廣瀬爽彩が塾に行っていないのかとの母親からの連絡を受けた際、側にいた生徒Ｋが「そういう電話まじうざいよね」などと言うなど、母親のことをけなされることがあり、そう言われると廣瀬爽彩としても乗るしかない（同調せざるを得ない）との話もあった。弁護士は、廣瀬爽彩が怖いと思う生徒Ｋの具体的な発言などについても聴取を試みたが、それについてはあまり語りが得られなかった。生徒Ｉについては、後に生徒Ｋと対立するようになり、生徒Ｋを中心とするグループにはかかわっていなかった、悪い人ではない、逆らおうと思えば逆らえるとの話がされた。生徒Ｍについては、ネタでやらせようとする感が強く、雰囲気を作り、一人でお祭り騒ぎのように盛り上がり、しつこいが、怖いというよりはその雰囲気に応じてやらないといけないんだと思わされるような感じ、との話がされた。生徒Ｌは生徒Ｋの腰巾着のような立ち位置で、ヒエラルキーでいうと小学生（後述のＢ小の児童ら）と同じ程度の層にあったと捉えており、生徒Ｊについてはほぼ無関係と捉えていた。生徒Ｎと生徒Ｏについては６月１５日の件の際に初めて会ったよく

分からない人、野次馬的に当日いた人、と受け止めていた。

Ｒ公園はＢ小に隣接しており、Ｂ小の児童らが遊びに来ることも多かった。６月１５日、２２日にその場にいた児童らとして複数名が挙がっているが、これらの児童らの全部または一部は、これらの日に偶々その場にいたのではなく、以前よりＲ公園で遊ぶ中学生らと行動を共にしていた可能性がある。

第４節　廣瀬爽彩をめぐる出来事と経過

１　中学校入学以降５月までの出来事

（１）クラス内での出来事

前述のとおり、廣瀬爽彩は入学当初、クラス役員に立候補したり、他の小学校出身の生徒にも積極的に話しかけるなどして、意欲をもって中学校生活を開始した。一方で、発達特性に基づくものと思われる以下アないしオのような出来事、また個別の時期の特定は困難ではあるものの、以下カの出来事があった。なお、廣瀬爽彩の発達特性のことについて、クラスの生徒に廣瀬爽彩から説明をする機会を持つことが検討され、結局実施には至らなかったとの経過があった。このことについては、誰が発案者であったのか、その検討がされた時期について、母親と学校の話が異なっている。この点は後記第４節の２にて詳述する。

ア　掃除の際の出来事

４月２２日、班で掃除をしていた際、廣瀬爽彩以外の生徒が箒で遊ぶなどしてなかなか掃除が終わらなかったので、担任は、誰かに言われるのを待つのではなく、自分で掃除リスト（学校で作

成して掲示していた）を見てやるべきことを確認するとか、他の人にもこれやろうって声かけたりとか、そういうふうにしていかないと駄目なんだよと、班全体に対して指導した。担任が、じゃあ明日からちゃんとやってねと述べて話を締めたあと、まだ班員が話を聞いている状態のときに、廣瀬爽彩が「先生、私何したらよかったんですか」と尋ねた。担任としては、廣瀬爽彩自身が遊んでいたわけではなかったので他の班員とは状況が異なるという認識はあったものの、まだ皆もいる場だったので廣瀬爽彩にだけ個別の話をすることはできないと考え、「それを自分で考えて欲しかったんだよね」と述べた。それに対し廣瀬爽彩は、「いや私はそういうのわからないんです」と言い、そのまま走って教室を出て行った。担任は、具体的な言葉で指導しなかったことで廣瀬爽彩が「わからない」と感じてしまったものと考え、自分の言い方が悪かったと思い、母親に連絡して顛末を報告した。その際、母親から、廣瀬爽彩が母親に「なぜ怒られたのか周りはわかっていたのに自分がわかっていなかったのが辛かった」と述べていたとの話があった。これを受け、担任は翌４月２３日、廣瀬爽彩に対し、昨日全体に指導したのは、どの生徒でも、何をすればよいかわからないのであれば何をすればよいかとまず聞いて欲しかったからだということを伝え、廣瀬爽彩の質問の意図を勘違いして嫌な思いをさせて申し訳なかったと謝り、今後はわからなかったらさりげなく聞いて欲しいと伝えた。

イ　学級旗作成時の出来事

４月２４日、各クラスで学級旗を作るということがあり、デザインからクラスで話し合って決め、製作についてはクラス役員が中心的に担当することとなった。放課後、学年ルームに廣瀬爽彩

を含むクラス役員が集まって製作していた際、虹の色の塗り方について意見が分かれるということがあった。廣瀬爽彩としては科学的に正しい順番で塗るべきと考え、その旨意見を言ったが、他の生徒らはどちらでもいいと考えており、他の生徒が「人の意見をあんまり否定するようなことを言わない方がいいよ」と述べたところ、廣瀬爽彩が一瞬固まってしまったようになり、しばらく静止していて、その後、「私もう帰ります」と言って鞄を持って出て行こうとしたので、担任から学級委員の仕事なのでできるだけ最後までやってほしいが何かあったのかと話しかけたところ、ペンを投げ、自分にはやることがない、もう副委員長も辞める、といったことを述べ、走って学年ルームを出て行った。その後担任が廣瀬爽彩を落ち着かせ、２人で話をし、廣瀬爽彩は怒ってしまったことを後悔していたので、翌日一人一人に謝ることとした。担任から廣瀬爽彩に対し、限界を迎えて皆の前で怒ってしまう前に、自分で押さえるか、無理であれば先生に言ってほしいと伝えた。

ウ　全校奉仕活動での出来事

４月２６日の５時間目及び６時間目に行われた全校奉仕活動（野外清掃活動）の際、廣瀬爽彩は、同じ班のメンバー４人と共にゴミ拾いを行っていたが、他の生徒とのトラブルがあり、走って行ったということがあった。このときのトラブルについては、他の班の生徒と揉めたとの話もあるが、母親に対して廣瀬爽彩が語っていたのは、先生から私有地に入るのは禁止と言われていたのに班の男子生徒が入ろうとしたので、クラス役員として「そこは私有地だから入っちゃいけないんだよ」と注意したところ、当該生徒は空き地なので私有地ではないと誤解し、廣瀬爽彩を馬鹿

にするような発言をしたとのことであった。このときは、前述の廣瀬爽彩を気にして声掛けをするなどしていた生徒が廣瀬爽彩を追いかけ、追いついてなだめ、班に戻ることとなった。

エ　体育祭に向けた団結紙作成時の出来事

５月３０日に行われる体育祭に向けて、各クラスで団結紙を作成することとなり、５月１６日から作成が開始された。５月２０日、団結紙の色塗りをしていた際、廣瀬爽彩は自分の仕事がないから帰ると述べて教室を出たが、担任が引き止め、学年副担任の教諭を交えて話をした。この教諭からは、自分が怒っちゃいそうだなというときには数秒我慢してみたり、その、怒ってしまいそうとなる前に別室に移動するといったことができるようになったらいいよね、そういう、いわゆるアンガーマネジメントっていうのがあるんだよといったことを伝え、今後練習していけたらいいねという話をした。この日以降、アンガーマネジメントとして別の場所に移動する場合のルールとして、学校の外に出てしまうのは危険なのでしないこと、保健室、１階（１年生の教室があったのは２階であった）の特別支援学級の教室、保健室に隣接しているＳＣとの面談などに利用する教室を利用することとなった。

オ　体育祭に向けた練習時の出来事

大縄飛びの練習をしていた際、廣瀬爽彩がミスをし、これに対する同級生からの言動を受け、廣瀬爽彩がその場を離れるということがあった（母親に対しては、具体的な言葉でこう言われたとの話は無かったものの、お前のせいで続かなかった、と男子がすごく責めてくる、と述べていた。）。大縄飛びについては、飛ぶと

きの立ち位置が隣に決まったときから仲良くなり、どんな風に飛ぶかの作戦について話していたとのクラス生徒の話もあり、毎回の練習において上記のようなことがあったものではない。

カ　廣瀬爽彩に対する陰口や悪口、疎外、真似

廣瀬爽彩について、男子が、裏では、障害者、あいつまた、みたいなことを言っており、本人も気付いていたかもしれないとの話がある。母親に対しても、廣瀬爽彩は、男子から「あたおか」（いわゆるネットスラングの蔑称で「頭がおかしい」の略）、「きちがい」、「ガイジ」（これもいわゆるネットスラングの蔑称で「障害児」の略）、「大食い」、「大食い女」などと言われると話していた。また、完璧な無視ではないものの、男子が廣瀬爽彩に話しかけられると「あっ、ごめん」と言ってその場を去ったりすることがあった、男子４人でショッピングモールで遊んでいた際廣瀬爽彩が１人でいて、「じゃあね」と言ったのについてきたので、みんな、逃げるぞみたいになったことがある、との話や、体育祭が終わった後の頃の委員会の後、廣瀬爽彩が、クラスの生徒に対し、「（自分が）話しかけても話してくれないんだよね、何かしたかな」と述べたとの話や、「私きもちわるいよね？」「だからさけられるんだよね？」と述べたとの話、廣瀬爽彩が自分で周りから自分が嫌われていると言っていたとの話がある。クラスでグループを作って何かを一緒に行うとき、廣瀬爽彩がクラスの女子の中心的なグループに駆け寄って行っても、あっ、人数いっぱいだから、と突き放されることがあったとの話もある（ただし、このような場合でも、別途一緒にいた生徒もあり、廣瀬爽彩が完全に孤立してしまったものではないとの話もある。）。廣瀬爽彩について、入学当初から変わった人だと思っていたとの話や、精神的に不安定で、

周りから少し浮いており、それで悩んでいた可能性がある、廣瀬爽彩を周りが受け入れず、クラスになじめていなかったとの話、また、廣瀬爽彩のすぐきれる・話がかみあわない・かみがボサボサ・授業中ずっと寝ている・話すとき笑っているといった様子を気持ち悪がって、無視したり、話を受け流したりしていた人が多かったとの話がある。

廣瀬爽彩が「私もう帰る」と言って出ていく様を真似する生徒があったとの話が複数あり（廣瀬爽彩が口にするフレーズ、ものまねが一時期はやったとの話もある）、ある生徒がその種のことをして、周囲が笑うことがあったとの話もある。母親に対しても、廣瀬爽彩は、男子から真似をされるということを話していた。このような、廣瀬爽彩の行動の真似をして笑うといったことについては、廣瀬爽彩がＥ中に登校していた間は日常的に行われており、廣瀬爽彩が登校しなくなった７月以降も続いたとの話もある。

（２）クラス外での出来事

ア　生徒Ｉらとのかかわり（性的やりとり・隠語等）

廣瀬爽彩は中学校受験が終わったころからスマホやタブレットで前述のオンラインゲーム荒野行動を行うようになり、当初は母親や母親の知人と共にグループを組んでバトルに参加することなどもあったが、４月中旬ころより生徒Ｉ、生徒Ｊ、生徒Ｌと共に遊ぶようになった。ゲーム中、音声やチャットで参加者とやり取りをすることができ、廣瀬爽彩と生徒Ｉらもやり取りを行っていた。

４月中旬か下旬ころ（②についてはまだ雪が少し残っていたころであったとの話もあり、③については連休中との話もある）の

こととして、以下の出来事があったとの話がある。

① 深夜１時ころに生徒Ｉ・生徒Ｊ・生徒Ｌ・廣瀬爽彩がゲームをしながらグループ通話をしていた際、下ネタの話になり、生徒Ｉが廣瀬爽彩に自慰行為をしたことはあるかと聞くと、廣瀬爽彩が一旦はないと答えたが、男子らがそんなはずはないなどと言うと、ありますと答えるに至った。深夜３時くらいまでゲームを続け、ゲームは終わったが、その後廣瀬爽彩と生徒Ｉとの間でＬＩＮＥがされ、廣瀬爽彩からあるメッセージと、ブラジャーを着けた状態の胸の画像が送られてきた（※委員会注；この過程で広瀬爽彩から求めに応じる発言があったとすれば、その前に相手が求めた話があったと推認されるが、前のやり取りについては確認できなかった。）。生徒Ｉが自慰行為の話題を持ち出すと、廣瀬爽彩がこれに応じるような話をし、数回のやり取りがあった後、ＬＩＮＥのビデオ通話で実際に廣瀬爽彩が自慰行為を行った。

② 生徒Ｉと生徒ＪがＲ公園で遊んでいた際、廣瀬爽彩が通りかかり、３人で話をすることとなった。その後生徒Ｊが昼食のため帰宅した。ベンチのところで廣瀬爽彩が生徒Ｉと性的な話になり、生徒Ｉが服の上から胸を触った（※委員会注；求めに応じる発言があったとすれば、その前に相手からの求める旨の話があったと推認されるが、前のやり取りについては確認できなかった。）。廣瀬爽彩は上下私服のジャージを着ていた。廣瀬爽彩はさらに触ることを許すようなことを言い、生徒Ｉはジャージの上から下半身を触った。廣瀬爽彩はさらに触っていいと述べ、生徒Ｉは直接触った。３０秒から１分ほど、触れる程度のつもりではあったが、もっと触ったかもしれない（この点、廣瀬爽彩自身が後に、生徒Ｋに対して「Ｉ先輩との黒歴史」について語った際、生徒Ｉと２人になったときに体を直接触られたと述べた、生徒

Ｋが生徒Ｉにそのことを確認した際、生徒Ｉは肯定も否定もせず、答えをごまかした、との話がある。)。

③ 午前３時か４時ころ、廣瀬爽彩が家を出て行こうとする音で母親が目覚め、「ちょっと出かけてくる」と言うので、今何時だと思ってるの？駄目、と行くのを止めようとしたところ、慌てている様子で玄関を飛び出し、母親も裸足で飛び出して追いかけ、止めようとする母親と行こうとする廣瀬爽彩がもみ合う形となり、最終的には廣瀬爽彩をなだめ、家に連れ帰った。その後も廣瀬爽彩はずっと泣いており、なんで行っちゃ駄目なのかと述べていたが、母親が「ママから言われたから駄目だって言いなさい」と言うと誰かに電話をかけ、泣きながら「ごめんなさい、ごめんなさい、ごめんなさい」と謝っていた。このとき廣瀬爽彩を呼び出した者が誰であったかは不明だが、母親に対し廣瀬爽彩はＩ先輩に謝るといったことを述べていた。後に廣瀬爽彩は、本当は先輩たちも行っていなかったと述べていた（上記の廣瀬爽彩の話からすると、生徒Ｉを含む複数名の先輩生徒からの呼出しを受けたものであったと考えられる。)。

また別途、時期は不明だが、Ｈ部の部活を終えての帰路において、生徒Ｉが他の生徒と話をする中で、廣瀬爽彩を指して「胃液」と呼んでいたとの話がある。廣瀬爽彩が生徒Ｉに対して吐いたものをかけてしまったことがあり、そのことを生徒Ｉが皆がいる前でいじったり、ネタにして笑って話していたとの話もあり、このときのことを踏まえて生徒Ｉが廣瀬爽彩を隠語的に「胃液」と呼称していた可能性がある。このこと以外では、具体的な発話者や発言内容の特定は困難であったが、他にも、「先輩」がいじっていたり、変なあだ名をつけていたとのことについては複数の話があった。

イ　生徒Ｋとのかかわり（おごり）

廣瀬爽彩は弁護士聴取時に、生徒Ｋに、週３回くらい、ほとんど会うたびにジュースやお菓子やアイスをおごらされていた、塾に行くために母親から週に５０００円くらいもらうとして、９割くらいは（おごりに）使っていた[2]、お祭りに行くためもらったお金もおごりに使った、１回の最高額は３０００円、合計すると１万円を超えている、などと話した。この点について、頻度や金額の確定までは困難であるが、その他の記録からも、生徒Ｋが複数回にわたり、Ｒ公園付近のコンビニにおいて飲み物やお菓子を廣瀬爽彩からおごられていたことは事実と認められる。

２　発達特性に関する説明について

廣瀬爽彩の発達特性について、廣瀬爽彩自身がクラスの生徒に説明する場を持つことが検討されたものの、結局は実施に至らなかったという経過があった。

このことについて、母親としては、Ｅ中入学後間もない４月上旬から中旬にかけて、担任に、廣瀬爽彩本人が学級内で自ら説明する機会を設けて欲しいと求めていたものの、かえって差別につながるとの教頭の考えによって実現に至らなかったとの記憶であるが、担任及び教頭においてはその記憶はなく、学年の他の教員においてもそのような話があったと聞いた記憶はないとのことであった。

Ｅ中教諭らの説明によると、この説明を行うことが検討された経緯

[2] この点、母親の記憶では、４月後半あたりから廣瀬爽彩の様子が変わり始め、小学生の頃は授業がない日も塾の自習室に通うほど塾が好きだったのに、塾の先生から「授業に遅れてきています」との連絡を受けることが増え、また、塾に行くときはお小遣いとして１０００円を渡していたものの、いつも「足りない」と言うようになった、との話がある。

は以下のとおりであった（なお、母親の記憶としても、上記のとおり入学後間もない時期の求めが教頭の考えによって実現できなかったとの経過があった後に、別のものとして、廣瀬爽彩が説明のための文章を書いたものの、学校側にその内容が問題であるとされ、当該文章を読み上げる機会が得られなかったとの経過があったとのことではある。）。前記第４節の１（１）各項記載の出来事があった際などに、学年副担任、担任、廣瀬爽彩が話をする機会が何度かあり、そのいずれかのときに、廣瀬爽彩から自分の特性のことをみんなに伝えたいという話があり、それではやってみようかという話になった。担任から母親に連絡をとったところ、周囲の受け止めについて懸念もあるものの、本人がやりたいというのであれば、とのことで承諾が得られ、皆の前で読み上げる文章を、まずは廣瀬爽彩が書いてくることとなった。この話をした後、おそらく６月に入ってから、廣瀬爽彩はさほど時間をかけずに文章を作って持ってきた。

上記のとおり、このことについては、母親とＥ中教諭らの認識が、時期及び発案者の２点において異なっている。Ｅ中入学当初は前述のとおりクラス役員に立候補したり積極的に他の生徒に話し掛けるなど張り切って学校生活を送ろうとしていた廣瀬爽彩が、クラスにおいて前記第４節の１（１）で挙げたような出来事が起こる中で、やはり自らの特性を分かってもらいたいとの考えに至り、上記の話をした、すなわちこの話が出たのは入学後一定期間が経ってからのことであったとの可能性も経過として自然であるようにも思われるが、委員会としていずれかに確定できる根拠までは見出せなかった（なお、クラスで生じた出来事について廣瀬爽彩が母親に話をする際は、相手方の生徒を一方的に責めるような言い方はせず、自分の言い方がよくなかったのかな、どういえば伝わるのかな、と悩みを見せていたとのことであり、このような悩みが重なる中で廣瀬爽彩が特性を分かってもらいたいと考えたとの経過であった可能性は首肯し得るものではあ

る。)。

いずれにせよ、廣瀬爽彩自身が説明したいことをまず文章に書き、その内容を教諭らも検討のうえ、皆の前で発表するという方向で準備が始められたことについては母親及び学校側の認識が一致するところである。文章の作成に当たっては、母親も、かつての主治医から紹介された発達障害に関する書籍を購入し、廣瀬爽彩と共に読みながら、一緒に文案を考えるなどの協力をした。 廣瀬爽彩及び母親としては、まずもってどのような特性があるのかを皆に理解してもらう必要があると考え、そのことを箇条書きで作成するような文章を作り、廣瀬爽彩がこれを担任に提出した。この内容について、担任としては、廣瀬爽彩が一方的に自分の思いを綴ったものと見えてしまう懸念を抱いた（担任の記憶では、私は本当に駄目な人間で、こういうことができなくて、こういうふうにいきなり怒ったりしてしまいます、といったことが書かれていた。)。そこで担任は学年副担任の教諭とも相談のうえ、廣瀬爽彩に対し、このままだと、単に自分はこういう人間だからみんな気を使ってね、というメッセージに聞こえてしまうから、もう少し書き方を変えてみようかという話をして、ここはこういうふうに変えてみたらいいんじゃないと具体的に話をしようとしたが、廣瀬爽彩は、この言い方以外考えられなかったんです、これじゃなかったらもうありません、と述べ、ノートの記載をその場で全て消した。担任としては、全部書き直す必要はなく、「私は時にはこういうふうになってしまうこともあります、だけど、そういうときには先生に言ったりとか、こうこうしてもらえると助かります」など、少し言い方を変え、また、具体的に協力を呼び掛けるような文章になるとよいと考え、そのように指導したいと考えていたが、結局、その後、このことを進めることはできなかった。この点母親としては、何よりもまず廣瀬爽彩の特性について分かってもらうことが重要であると考え、文章を準備したのに、学校側からは「ネガティブな内容だから」との理由でこ

の内容では駄目だとされたと受け止めており、特性について説明しようと思えば必然的にネガティブな内容にはなるのであって、ネガティブな内容だから駄目とされることには納得がいかない思いを抱いていた。

３　６月の出来事

（１）６月３日のＬＩＮＥにおけるやり取り

生徒Ｍは、生徒Ｌと話をしていた際、下ネタ的な話になった流れで、生徒Ｌから、生徒Ｉ、生徒Ｊ、廣瀬爽彩の３人と自分のＬＩＮＥグループに、廣瀬爽彩が自慰行為をしている動画が流れたことがあるとの話を聞いた。生徒Ｍはこれに興味を持ち、生徒Ｌまたは生徒Ｋから（両者のいずれからかは調査によって確定できなかった）廣瀬爽彩のＬＩＮＥの連絡先を聞いた。

その後、６月３日の１９時から２３時２６分ころにかけて、両者間で多数のＬＩＮＥメッセージがやり取りされ、数回の通話がなされている。また、廣瀬爽彩から生徒Ｍに対し、数回にわたり何らかのもの（写真または／及び動画）が送信された経過がある（具体的に何が送信されたのかは後述の写真１枚を除き確認できなかった。）。この具体の経過については、非常に生々しく一般に公開すべきものでは勿論ない一方、本件の検証に当たっては重要な経過であり、必要に応じ本文においてもメッセージの内容そのものに触れる部分がある（特に重要な経過と思われる部分についてのみとする。）。

両者のやり取りは、６月３日１９時の生徒Ｍから廣瀬爽彩宛てのメッセージで開始された。最初に数回のやり取りがされたあと、２回にわたり通話（ビデオ通話）がされた（それぞれ１１分２３秒、２４分３１秒）。

１回目の通話では取りとめもない話がされていたものの、２回目のやり取りの中で、生徒Ｍが前述の生徒ＬらのＬＩＮＥグループにおける廣瀬爽彩の自慰行為の話を持ち出し、そういうことがあったのかと聞くと廣瀬爽彩があったと答えたので、生徒Ｍが今できるかと聞き、廣瀬爽彩がその場で自慰行為を行うこととなったとの話がある。

この２回目の通話は２０時０８分に終了し、終了後すぐにメッセージのやり取りがされている。

ビデオ通話の内容自体は確認できないが、上記の両者間の直後のやり取りも併せて考えると、廣瀬爽彩がビデオ通話時に自慰行為を行ったものと認められる（やりとりの中では廣瀬爽彩が明日もするのか、とも述べている（傍点委員会）。）。

その後、生徒Ｍは、メッセージで廣瀬爽彩に自慰行為の動画を送ることを要請し、その後も、一生のお願いとか、やだ？と問いかけつつお願いするなどの内容で、何度も動画の送付を要求する趣旨のメッセージを送信した（徐々に送信を強く求める表現となっている。）。

廣瀬爽彩は動画の送信要求を拒否し続けていたものの、２０時５４分には分かったと返信し、生徒Ｍが電話か動画かを尋ねるメッセージを送るとどっちでもいいと返している。生徒Ｍはこれに電話で、と返し、その後２度にわたる通話がされている（それぞれ３分２１秒、４分３７秒）。

その後、２１時すぎから１２分ころにかけて、廣瀬爽彩から生徒Ｍに対し、自分になど構わない方がいいのでは？とメッセージが送信され、これに生徒Ｍが相づち的な返事を返すと、さらに廣瀬爽彩から、でもそうなると少し寂しくもあると感じさせるようなメッセージが送信されている。さらに、２１時２４分以降、数回のやり取

りがされており、これを見ると、廣瀬爽彩がこのやり取りをしながら自慰行為を行っていたものと思われる。このやり取りの後、生徒Ｍは次の機会を求めるようなメッセージを送っており、次の機会にはビデオ通話やＬＩＮＥのやり取りを通じてではなく対面で自慰行為を行うことを要請している。これに対して廣瀬爽彩は驚きを示し、２分後に戸惑いつつ応じるようなメッセージを返している（２分は短いようにも思えるが、全体の経過を見ると両者のやり取りは１分間に複数のメッセージが行き交う場面が多く、「２分」の間は廣瀬爽彩の逡巡ともとれる。）。

これらのやり取りの後、さらに生徒Ｍから、第２の願いとして新たなメッセージが送信され、その後も生徒Ｍは廣瀬爽彩に何度も、具体的な内容を指示して自慰行為をすることや、その行為の動画を撮影し、送付することを要求した。

廣瀬爽彩は動画撮影を数回試行したようであるものの、うまく撮れないとのメッセージを生徒Ｍに送っているが、生徒Ｍはそれでも要請をやめず、やるよ、いいの？など動画送信に応じない場合実際に性交することになるということも述べながら、さらに要請を継続した。

廣瀬爽彩はなおも、「動画とりたくない」「動画が嫌なんです」「動画やだ」「動画って何か怖い」「動画無理です」と拒否し続けていたが、やがて、怒らないでほしいとのメッセージを送ったり、生徒Ｍのそれならもういいというようなメッセージに対し謝るようなメッセージを送るなど、それまで懇請を続けてきた生徒Ｍの、一転して突き放すような態様のメッセージに対し、生徒Ｍが気を悪くしたのではないかと懸念し同人に気を遣うようなメッセージを入れるようになった。

生徒Ｍはさらに、写真を送ることも要求し、このあと、廣瀬爽彩

が２度にわたり何らかのものを送付した形跡がある。メッセージの送信自体が取り消されており、内容は確認できないが、少なくとも、一度目の送信時に送られたものの中に、後記第４節の４で述べる母親が後に警察に見せられた写真１枚が含まれていた（これのみであったか、他にも送付されていたかは不明である）。その他、複数枚の写真が送られていた、動画が含まれていた可能性もあるとの話がある。後に生徒Ｍから生徒Ｋ、生徒ＬとのグループＬＩＮＥに画像（顔は映っていない）が送られてきた、ビデオ通話でやり取りをしている中の一部をスクリーンショットで静止画にしたものであったとの話があり、これが上記の機会に送られたものの一部である可能性がある。

上記のとおり廣瀬爽彩が写真（など）を送信したと思われるやり取りの後、廣瀬爽彩が生徒Ｍに次も何かあるのかと聞くと、生徒Ｍはないと答え、その後数分程度でやり取りが終了したと思われる（委員会が確認できた最後のメッセージは、おそらく「おやすみ」とのメッセージであり、これでやり取りが終了となった可能性はあると思われる。）。執拗に動画の送付を求めていた生徒Ｍがこの時点で「ない」としてやり取りが終了となっていることからすると、廣瀬爽彩が上記の写真１枚のみでなく動画も送信していた可能性も十分あると考えられる。

このやり取りがあった日、生徒Ｍは生徒Ｌに対し、廣瀬爽彩とこういったやり取りをしたということを話した。

翌６月４日か、翌々日の６月５日、廣瀬爽彩が朝早くに生徒Ｍの自宅に行ったが、生徒Ｍは部活があったため今日は遊べないと述べた、との話がある。先のＬＩＮＥやり取りにおいて、生徒Ｍが水曜日の予定を確認するメッセージを送っており、６月５日は水曜であったため、同日に廣瀬爽彩が生徒Ｍのもとを訪れた可能性がある。

このときを除き、６月１５日まで生徒Ｍは廣瀬爽彩と直接会っておらず、ＬＩＮＥのやり取りその他連絡を取ることもなかった。

（２）６月１５日の出来事

６月１５日、生徒Ｍと男子生徒１名、生徒Ｎ、生徒Ｏの４人は、外で遊んでいたものの、暑かったので涼しいところに行こうということになり、お昼を挟んで、午後にＲ公園に行った。男子と女子は一旦別れ、生徒Ｍではない方の男子生徒はそこで帰った。生徒Ｏ及び生徒Ｎは生徒Ｏの家に立ち寄っており、Ｒ公園で再度生徒Ｍと合流することになった。

生徒Ｍ、生徒Ｎ、生徒ＯがＲ公園に到着した際、生徒Ｋ、廣瀬爽彩、生徒Ｌがおり、小学生数名もいた。

生徒Ｎ、生徒Ｏは生徒Ｋとは面識があったため、挨拶し、話をしていたところ、両名とは初対面であった廣瀬爽彩が積極的に話しかけてきて、自己紹介し、制服の写真や母親の写真を見せるなどした。この前に、廣瀬爽彩が何らかのきっかけで生徒Ｍを追いかける形になり、虫よけスプレーのサラテクトを持って追いかけていたとの話がある。

その後、廣瀬爽彩がベンチにおいて自慰行為に至ることとなるものであるが、ここに至る経過としては２通りの話がある。

１つ目は、以下の経過である。その場にいた者たちが王様ゲームをやっていたところ、徐々に下ネタ系の話になっていき、生徒Ｍが廣瀬爽彩との６月３日のＬＩＮＥのやり取りの話を出したところ、生徒Ｋが廣瀬爽彩に対し「今（自慰行為を）できるの？」と言った。これに対し廣瀬爽彩は人が多いからここじゃできないという反応であったため、奥の日陰のところに移ることとなり、東屋近くのベ

ンチで自慰行為を行うこととなった。ベンチに移ってからも、廣瀬爽彩は人が多いからできないと述べていたが、みんなで囲んで見えないようにして、やらせようとした（生徒Ｋ、生徒Ｏ、生徒Ｎが廣瀬爽彩の前、生徒Ｍ、生徒Ｌが後ろ）。

２つ目は、以下の経過である。生徒Ｎ、生徒Ｏが廣瀬爽彩からの自己紹介を受けた後くらいのタイミングで、生徒Ｋが両名に「ちょっと来て」と言って廣瀬爽彩から離し、廣瀬爽彩について、あの子ヤバいよ、オナるんだよ、（自分がやれと）言ったらやるよ、といった話をした。生徒Ｏが驚いて廣瀬爽彩にできるのかと聞いたところ、その時点では特に嫌そうとは生徒Ｎ及び生徒Ｏには感じられない様子で、廣瀬爽彩ができますよ、と言い、じゃあやって、と両名が述べた。しかしその後、ベンチに座ったところで廣瀬爽彩がなかなか行為を始めず、やりたくなさそうな雰囲気であったため、生徒Ｎ及び生徒Ｏはやりたくなかったらやらなくてもいいと述べたものの、それ以上積極的に行為を阻止するまでのことはせず、他の者が制止することもなく、５人が廣瀬爽彩１人を囲んで立ち、行為開始を待つ状態となった中で、廣瀬爽彩は結局自慰行為に及ぶこととなった。廣瀬爽彩は自らが着ていたパーカーを脱いで膝の上あたりにかけ、自慰行為を行った。このとき、生徒Ｌは（このようなことは）見たくないと述べ、泣いていたとの話がある。

この日のことについて、廣瀬爽彩が弁護士聴取の際に語った経過は以下のとおりである。自慰行為について、廣瀬爽彩は外だし人に見られたらいやだし、やりたくないと述べていたものの、生徒Ｍが率先的にやらなければならない雰囲気を作り、生徒Ｋは「やったらいいんじゃない、やって」と述べ、言葉の圧をかけてきた。生徒Ｋからは、発言をしていない間にも無言の圧を感じた。生徒Ｍと生徒Ｋがしつこかった。生徒Ｎと生徒Ｏは止めてはいた。

上述の２通りの経過は、誰が廣瀬爽彩に自慰行為をその場でするよう述べたのか、またそこに至る経緯が異なっており、いずれかに確定できる資料はないが、廣瀬爽彩は前述のとおり生徒Ｋを「一番怖い」と述べる一方、生徒Ｎ及び生徒Ｏについては「６月１５日の事件の際に初めて会ったよく分からない人、野次馬的に当日いた人」という程度に見ていたことや、当日の経過として廣瀬爽彩が後に語った内容からすると、生徒Ｎや生徒Ｏに言われて行ったとの経過よりは、生徒Ｋに言われて行ったとの経過の方が自然な経過と思われる。また下ネタ系の話になっていった流れで生徒Ｍと廣瀬爽彩の６月３日のＬＩＮＥの話が出、これを受けて生徒Ｋが今できるかと述べたとの流れも自然な経過と思われる。こちらの経過が契機となりその後の実行につながったとの経過であった可能性が高いものと委員会としては思料する。

これ以降の経過については、論を分かたず一つの経過として以下記載する。

ベンチ付近のアスレチックにいた小学生複数名も、ベンチで廣瀬爽彩が自慰行為をする様子を見ていた。

その後、廣瀬爽彩がやはり小学生がみんな見ていて周りの目が気になると言ったところ、生徒ＫがＢ小のトイレが開いてる、図書館開いてるから入れると言い出し、５人と廣瀬爽彩が一緒にＢ小の方に移動した。生徒Ｋ、生徒Ｎ、生徒Ｏと廣瀬爽彩は多目的トイレに入ったが、この場では廣瀬爽彩は便器に座ったものの、ズボンと下着を下ろすこともなく、ほどなくトイレから出ることとなった。当日の廣瀬爽彩の様子として、Ｒ公園に生徒Ｎ、生徒Ｏらが行き、両名に廣瀬爽彩から自己紹介をしていたあたりでは積極的で、自慰行為ができるのかと聞かれたときもできますと普通に答えていたが、その後ベンチに座ってからはやりたくなさそうな様子で、トイレか

ら出てきたときには気まずそうな、最初より静かになった様子と見えた、との話がある。

その後、皆でコンビニに行くこととなり、廣瀬爽彩も同行した。さらに、別の店舗に行くこととなり、これについても廣瀬爽彩は私もついていっていいですかと述べて同行した。廣瀬爽彩はそこでガムを大量に買い、皆にあげると言って配っていた。

生徒Ｎ、生徒Ｏは２件目の店舗まで同行した後解散して帰宅し、生徒Ｌ及び生徒ＭはＳ公園にも廣瀬爽彩と同行した。その後、生徒Ｍらはもう一度スーパーに行くこととし、その時点で廣瀬爽彩と分かれた。

生徒Ｌ及び生徒Ｍが再度Ｒ公園に戻ったところ、生徒Ｉ、生徒Ｊ、生徒Ｋがいた。そこへ廣瀬爽彩が自転車をかなりの勢いでこいでやって来て、止まらない、ブレーキかかんない、と言い、ドリフトするようなかたちで体の右側を下にして滑るように転んだとの話がある（なお、母親の記憶では、体のどちらか一方ではなく全身が痣だらけという状態であり、自転車で転んでどうしてそんな状況になるのか全く分からなかったとのことである。また自転車自体の損傷はなかったとのことである。）。生徒Ｍの家がＲ公園に近いため家から絆創膏などを持ってきて、生徒Ｉと生徒Ｍで絆創膏を貼り、廣瀬爽彩が自転車をこげない様子だったので、皆で廣瀬爽彩を自宅に送っていき、その後は解散となった。

この日生徒Ｍが自分と廣瀬爽彩とのＬＩＮＥのやり取りのことを話した際、生徒Ｋと生徒Ｌが廣瀬爽彩から生徒Ｍに送られたもの（前述の写真（など））が欲しいと述べたため、家に帰ったあとで、生徒Ｋ、生徒Ｌ、生徒Ｍの３人のＬＩＮＥグループに写真を送ったとの話がある。このとき送られたものが正確にいくつあり、何であったのかは判明しなかったが、少なくとも、後記第４節の４で述べ

る母親が後に警察に見せられた写真１枚が含まれていた。

この日、生徒Ｉに傷の手当をしてもらったことについて、廣瀬爽彩は担任に対し、前に（６月１５日は土曜日であったため、週明け以降に話がされたと思われる）先輩と遊んだときに、自転車で転んでしまって、Ｉ先輩が手当してくれたんですということを、楽しそうにニコニコ笑いながら話した。担任は、生徒Ｉについて上述の懸念（女子生徒にちょっかいをかけるなどのトラブルを起こしていたことに起因する懸念）があったため大丈夫かなとは思いつつも、廣瀬爽彩の様子がとても楽しそうだったので、よかったなと思い、もしかしたら生徒Ｉに好意があるのかもしれないとも思った。担任は生徒ＩとはＨ部でかかわりがあるものの、トラブルの多い生徒で平素褒める機会もなかなかなかったので、廣瀬爽彩に対し優しくふるまえたことは褒めてやりたいとも思い、廣瀬爽彩に対し、「（生徒Ｉが）そんなことしてくれたんだね、私もＩくんと部活が同じでまた会うから、私からもお礼言っといてもいいかな」と聞いたところ、廣瀬爽彩は「いや、やめてください。恥ずかしいからやめてください。」と述べた。担任は廣瀬爽彩が本心から嫌がっているのではなく照れているだけであると考え、生徒Ｉに廣瀬爽彩からの感謝の意を伝えたが、後日それを知った廣瀬爽彩は「（自分はやめてといったのに）なんで言ったんですか」と述べた。これ以降、廣瀬爽彩は担任に対し心を閉ざすようになったとの話がある。

（３）６月２０日の出来事

この日、廣瀬爽彩は体調不良で学校を欠席した。学校が終わった後、同級生の女子生徒が自宅にやってきて、廣瀬爽彩を連れ出そうとするということがあった。母親は具合が悪くて学校も休んだので行けないと述べたが、当該女子生徒は慌て出し、○○先輩から呼ん

でって言われているから困るといったことを述べた。廣瀬爽彩が出てきて、当該女子生徒と話をした後、リュックを背負って、「行く」というので母親は止めたが、塾に行くから行かせて欲しいと言われ、結局出かけていった。

その後、塾長から母親に連絡があり、廣瀬爽彩が塾に来ていないことを告げられたほか、最近何やら怪しい先輩が塾の前をうろうろしていて心配である、プライベートなことも何かあれば相談して欲しいとの話もあった。

その後、１９時ころになり、廣瀬爽彩から母親に連絡があり、声が暗い感じであった。母親は、塾から上記連絡を受けていたこともあって心配になり、声暗いけどどうしたの？何かあったの？塾から電話来たけど行ってないの？行かないの？といったように、まくしたてるように聞いてしまったところ、廣瀬爽彩は「行かないんじゃなくて行けないの！」と大きな声で述べ、電話を切った。

その後廣瀬爽彩は、スマホを投げ、荷物も投げ捨てて自転車で走って行き、途中で自転車のチェーンが切れたので自転車を捨て、鍵も捨てた。

そのとき共にいた生徒Ｉと生徒Ｌが学校に連絡し、学校から母親へも連絡があって、母親は、知人２名と共に廣瀬爽彩を探したが、見つからなかった。学校からは２１時までに見つからなければ警察に届けるよう言われており、母親は、２１時を回ったころ警察に届出をした。

最終的には、廣瀬爽彩がコンビニに入り、電話を貸して欲しいと述べた際に店員が不審に思って警察に連絡し、警察が臨場して保護されることとなった。警察が家に廣瀬爽彩を送り、その後廣瀬爽彩は上記の母親の知人のうちの１名と共に自転車を探しに出かけた。

この日の経過について、学校で行われた事情聴取では、以下のとおりであった。１６時ころからＲ公園に廣瀬爽彩、生徒Ｉ、生徒Ｊ、男子生徒１名、女子生徒１名がおり、生徒Ｉ及び生徒Ｊは１６時４０分ころ別の場所へ一旦移動し、女子生徒は１６時５０分ころ帰宅した。１８時半ころに生徒ＩがＲ公園に再度行くと、廣瀬爽彩と男子生徒がいた。廣瀬爽彩は塾に行く時間であったが、行きたくないと言っていたので、生徒Ｉが母親に連絡するように言うと、廣瀬爽彩は母親に電話をかけ、「塾には行きたくない」「Ｓ公園にいる」と述べ、その後口論になり、怒って泣き、携帯を投げつけた。廣瀬爽彩はパニック状態になり、生徒Ｉが生徒Ｋと生徒Ｌに連絡してなだめることへの協力を求めると、二人も駆け付けた。廣瀬爽彩が荷物を置いて自転車でショッピングモール方面に行ったあと、生徒Ｉと生徒Ｌが追い掛けたが追いつけず、生徒Ｉの帰りが遅いことから生徒Ｉの母親が生徒Ｉに連絡したところ同人の説明により状況を把握し、生徒Ｉの母親と生徒Ｌの母親も周囲（生徒Ｉの母親はＢ小あたり、生徒Ｌの母親は車で付近の公園のあたりを数か所）を探したが、廣瀬爽彩は見つからなかった。

当日、教頭から市教委に対し、「行方不明の件（分類「非行」）」として第１報の事故速報が出され、翌日同様に第２報が出された。

６月２１日、母親と母親の知人は学校で教頭及び担任と面談した。母親と知人の記憶では、その際教頭から、こういう問題行動があるのは家庭に問題があるのでしっかり監督し、二度とこういう問題を起こさないで欲しいとの話があったとのことであるが、Ｅ中教諭らからはそのような話がこのときされたとの話はなかった。

（４）６月２２日の出来事

６月１５日の出来事があった後、生徒Ｎ、生徒Ｏは廣瀬爽彩と会

ったり携帯でやり取りをすることなどはなかった。

生徒Ｍも翌週６月２２日まで廣瀬爽彩と会ったり携帯でやり取りをすることなどはなかった。

６月２２日の経過については、以下の話がある。生徒Ｍが、午前中Ｇ中の友達と遊び、昼食をとったあと、Ｒ公園に行き、友達の到着を待っていたところ、東屋の方から生徒Ｋ、廣瀬爽彩と小学生複数名がやってきて、コンビニに行ってくると言っていなくなった。その後生徒Ｍが友達と会い、共に東屋に行くと、廣瀬爽彩だけが東屋に残って絵を描いていた。生徒Ｋらが戻って来て、今度は図書館に行くと言って出て行ったが、このときも廣瀬爽彩は同行しなかった。生徒Ｍと友達は廣瀬爽彩と３人で話をしていたが、そのときは普通に話をしている状態であった。

この点廣瀬爽彩の記憶（弁護士聴取時に語ったもの）によれば、以下の経過であった。廣瀬爽彩がＲ公園に行ったとき、既に生徒Ｋ、生徒Ｌ、生徒Ｍ、小学生らがおり、廣瀬爽彩がこれに合流した。その後、生徒Ｋと小学生らが図書館に行き、生徒Ｌと生徒Ｍと廣瀬爽彩はその場に残った。いずれかのタイミングで生徒Ｌ、生徒Ｍがコンビニに行き、戻って来てしばらくした後に生徒Ｋらが戻ってきた。

生徒Ｋらが図書館から戻って来た後の経過としては以下の話がある。皆で東屋で過ごすこととなったが、生徒Ｋや小学生らが廣瀬爽彩を馬鹿にしたり、揚げ足をとったり、いじったりするような話をし出して（小学生から「ガイジ」との発言があったとの話がある）、雰囲気がピリピリした状況になっていった。その後生徒Ｍが廣瀬爽彩の座り方（体育座りの状態になってだるまのようにブランブラン揺れるというもの）の真似をしたところ、廣瀬爽彩が持っていたｉＰａｄをガン！と置いて、近くにいた生徒Ｍを殴ったり蹴ったりし、つかみかかってくるような状況となった。生徒Ｍの行為については、

生徒Ｍが「この前、爽彩が橋のところで体育座りして病んでたよ」と言って体育座りの真似をしていじっており、小学生が「どうやってやってたの？」といじりに反応した、その後廣瀬爽彩が生徒Ｍを殴ったり蹴ったりするようになった、との話もある。

この点、廣瀬爽彩が弁護士聴取時に語った経過でも、生徒Ｍの言動がきっかけで廣瀬爽彩が生徒Ｍにキレたとの点は一致していたが、廣瀬爽彩の記憶としては、きっかけとなった生徒Ｍの言動は、笑ったような感じで、今までのこと言うぞ、と言ったというものであった。「今までのこと」の中身についてはこれを聞く前に廣瀬爽彩がキレてしまったので、聞いていないとのことであった。

廣瀬爽彩は、自らの障害のことや、自分は本当に一人だといったようなことを話し、「もう死にます」と述べた。これに対し生徒Ｋが、真に死ぬつもりがないのに死ぬと口に出すなとの趣旨の発言（このときの具体的な発言内容については、「死ぬ気もねえのに死ぬとか言うんじゃねえよ」／「死にたくもないのに死ぬとか言うんじゃねえよ」／「本気で死にたくないなら死ぬとか言うなよ」と、トーンの異なる複数の話がある。）をすると、廣瀬爽彩が「うるせえ」と返し、そのまま川の方に行った。廣瀬爽彩は上記の生徒Ｋの発言について、後の弁護士聴取時に、「最後のとどめに感じた」、「オーバーキル」と語った。「オーバーキル[3]」の趣旨としては、すでに心身ともに疲弊しきっていて、限界を迎えていたところに、「とどめ」を刺すような言葉を浴びせかけられ、耐えられなくなった、体力残り１のところに１００の打撃を受けたような状況であった、と廣瀬爽彩は弁護士に語った。

他の児童生徒らはしばらく廣瀬爽彩が戻ってくるのを待ってい

[3] ゲームで残された体力を超えた打撃を与えた際に使われる言葉である。

たが、戻ってこないので、生徒Ｋ、生徒Ｍが川の方（柵のところ）に見に行くと、その時点では廣瀬爽彩が川には入っていなかったものの、川べりに座って電話しているのが見えた。生徒Ｋは柵を超えて土手の上を左方向に走り、土手に設置された階段から川べりに降り、廣瀬爽彩のいる方へ向かった。なお、委員会委員においても本件と同時期に現場を確認したが、まず川と公園を隔てる柵の高さが相当高く（後の計測で１．２ｍであった。）、まずそこを乗り越えることが困難であり（当日は雨だったので、濡れた状態であり、さらに乗り越えることは困難であったと思われる。）、かつ、柵を乗り越えて降り立つ場所（土手）から川べりまでは更なる高さがあり（後の計測で３．６ｍであった。）、コンクリートの護岸壁が、体感的にはほぼ垂直と感じられる角度で立っており、委員会委員らにおいて、階段（護岸壁に設けられた維持管理用の階段）を使わずに降りることはできない状況であった。階段を使って降りたところ、川べりに生い茂る草は成人男性の背丈以上の高さがあった。）。生徒Ｍは柵のところから廣瀬爽彩に声掛けをしながら経過を見ていた。生徒Ｋは廣瀬爽彩と電話を替わって教員に状況を話し（後述）、その後も教員らが到着するまで廣瀬爽彩の側にいて、自ら着ていた上衣を羽織らせていた。

Ｅ中では、廣瀬爽彩からの電話を受け、以下のやり取りを行った。

教諭「もしもしＥ中学校です」

廣瀬爽彩「１－○組の廣瀬さあやです・・・・」

教諭「お！さあや！どうしたの？」

廣瀬爽彩「・・・」

教諭「ん・・　？○○先生（委員会注；担任）かい？（用かい？）

廣瀬爽彩「死にたい・・・」

教諭「え、どうしたの？今どこにいるの？」

廣瀬爽彩「川です・・・死にたいです・・もう生きたくない！！死にたい死にたい死にたい！！！」

教諭「さあや？さあやっ！！？？」

廣瀬爽彩は泣きじゃくっている状態であり、この時点で別の教諭に電話を替わった。廣瀬爽彩は「死にたい」と繰り返し叫び、パニック状態だったため、「爽彩」と名前をゆっくり繰り返し呼びかけると少し落ち着いた。教諭が「どこにいるの？そっちにいってもいい？」と言うと、廣瀬爽彩は「河にいる」「学校行きたくない」と繰り返し、再びパニックになったが、教諭が「大丈夫だから落ち着こう」と何度か声をかけるとまた少し落ち着いた。その後、以下のやり取りを行った。

教諭「寒くない？」「どこの河にいる？」

廣瀬爽彩「Ｒ公園」

教諭「どこのＲ公園かな？」

廣瀬爽彩「Ｂ小学校の裏」

教諭「そうか，わかったよ。」

ここで初めに電話を受けた教諭ともう１名の教諭が現場に行くため学校を出た。

廣瀬爽彩は「いやだ」「私がいなければよかった」「もういやだ」など同じことを繰り返し叫び、再びパニック状態となった。少し経って生徒Ｋが電話口に出て、廣瀬爽彩の様子を語り、「自分が話を聞いているからまだ大丈夫だ」と述べた。教諭はその場から離れないでほしいと生徒Ｋに伝え、電話を切り、女性教諭も現場にいた方がいいとの意見があったため、現場に向かった。

別途、初めに電話を受けた教諭から母親に電話したところ、廣瀬爽彩は昼食にも戻って来ておらず、遊びに行っていると思っていた、との話があり、教諭から、Ｂ小近くの川に向かうよう伝えた。２名の教諭がＲ公園に到着した際、直ちに川べりに飛び降りることはできず、はしごか階段のあるところに回り込んで降りることを模索したものの、すぐ側にはなかったため、やむなく１名の教諭が護岸壁から飛び降り、川べりに向かった。この教諭が川べりに到着した際、廣瀬爽彩は川に足をつけている状態であり、教諭が「さあや！」と声を掛けると、「先生、死にたい」と述べた。教諭が「さあや、とりあえず川から上がろう！」と声を掛け、手を引っ張ったものの、廣瀬爽彩は「死にたい死にたい、生きたくない生きたくない」と述べ、抵抗した。護岸壁に設けられた階段から川べりに降りたもう１名の教諭も合流し、２名がかりで引っ張って川から廣瀬爽彩を引き揚げ、この教諭が抱きかかえるかたちで川から６、７ｍ離れたところに廣瀬爽彩を連れて行った。このとき、川べりに生えていた草（廣瀬爽彩の背丈より高さがあった）を廣瀬爽彩自身がかき分けて進むことは難しく、教員らが先に草を踏み倒して道を作り、先導して歩いていた。教員らと廣瀬爽彩は、護岸壁に設置された階段を上って土手へ上がり、公園に戻った。その後も廣瀬爽彩は「死にたい死にたい」と泣きながら、落ち着かない様子であった。後から向かった女性教諭も到着し、廣瀬爽彩の冷えた体をこの女性教諭の車の中で温めた。

４　６月２２日の出来事以降の状況（転校決定まで）

６月２２日、警察は午後４時５０分ころ近隣住民女性の１１０番通報を受理し、午後５時４分頃、警察官が現場に臨場した。その際、警察官は、廣瀬爽彩が友人と口論の末、パニックのような症状となり、「死にたい」と言いながら川に飛び込もうとして、他の友人が押さえ

ていたことや、母親から、「爽彩は自閉スペクトラム症という病気があり、２日前も死にたいと言って家出をして警察に保護された」との申し出を確認したとされている（母親の記憶としても当日現場で警察官にこのような話をしたとのことで齟齬はない）。警察官臨場時、廣瀬爽彩に外傷はなく、雨天で長時間河川敷にいたため着衣は濡れた状態であり、「家に帰りたくない」と述べていた。初めに電話を受けた教諭から担任へも連絡し、担任、他２名の教諭が話し合い、現場の女性教諭へ学校に一度来た方がよいと伝え、女性教諭の車中で警察と廣瀬爽彩が話をしていたのでそれが終わってから学校に行くこととした。初めに向かった２名の教諭も学校に戻った。母親は一旦着替えを取りに戻った後、学校に行った。教室で、廣瀬爽彩の体を温めながら、教諭ら及び警察が話を聞くと、９時にはＲ公園におり、最初は一人だったこと、その後生徒ＫやＢ小の児童５、６名、生徒Ｍなどが来たこと、パニックになった原因ははっきりと覚えていないこと、母親には会いたくないことなどが語られた。母親到着後、廣瀬爽彩は保健室で着替えをし、その後は絵を描いたり、教諭が備蓄していたカップラーメンを食べるなどした。母親の知人も到着し、教諭ら及び警察が校長室にて話を聞いた。母親からは、離婚の経緯や、昼も夜も働かなければならず、廣瀬爽彩にかける時間が少なくなってしまっていたなどの話があったとされる。別途、教諭が廣瀬爽彩に個別に話を聞いていたが、あまり家のことは話したくない様子で、母親らには会いたくないとの発言があったとされ、結局、家には帰らず、パトカーに女性警察官も同乗して病院に行くこととなった。

廣瀬爽彩は同日Ｙ病院に入院することとなった（医療保護入院）。

母親が廣瀬爽彩の入院に当たり（入院中は所持が認められていないため）持ち帰ることとなったスマホを確認したところ、廣瀬爽彩から他の生徒に性的画像を送信したと思われるやり取りがされていることなどが分かった。母親は、２２日当日の夜中に交番にこのことを相

談すると、翌日あらためて少年係か、生活安全課に相談するよう言われた。翌６月２３日の朝７時ころ母親はＥ中に電話し、受電した教諭に対し、廣瀬爽彩のスマホを確認したところＧ中の生徒Ｍや生徒Ｉから性被害を受けていたことが分かった、と述べた。教諭から教頭に連絡がされ、８時１５分ころ、母親及び知人と学校側で面談が持たれた。母親からはＬＩＮＥの記録を示しながら説明がされ、生徒Ｍからわいせつ画像を送るよう執拗に要求されていたこと、生徒ＫとのＬＩＮＥ記録からすると生徒Ｉから何か性的なことをされたと思われることが述べられた。母親は面談後警察に相談に行くと述べ、実際、警察に相談に行った。上記のとおり、廣瀬爽彩のスマホにはＬＩＮＥ記録が残されていたが（なお、委員会は生徒Ｍとのやり取りについては確認できたが、上記で示されたとされる生徒Ｋとのやり取りについては確認できていない。）、廣瀬爽彩から送られたもの自体は削除されており、この時点では母親はそのものを確認していなかったが、後に母親は警察から写真１枚を見せられている。母親の記憶では、このとき警察から、“廣瀬爽彩から送信されたもののうちの１枚である”と説明されたうえで上記写真を見せられたとのことであったが、委員会の問合せに対する警察の回答では、警察が確認したのはこの写真１枚のみであるとのことであった。当該写真は、廣瀬爽彩の顔を含む全身が映ったものであった。警察からは、本人特定のため、Ｔシャツを持ってきて欲しいとの話があり、母親はこれを警察に提出した。

６月２３日の１０時５０分ころ警察からＥ中に架電があり、児童ポルノ法に抵触する行為として事件化するかどうかという扱いになること、Ｅ中の生徒Ｉ、生徒Ｊ、生徒Ｋ、生徒Ｌの連絡先等を教えて欲しいこと、本日この４名に警察が聞き取りを行うので学校側の動きは本日はしないでほしいことが連絡された。また、他の生徒にも当該画像が拡散した事実はないか、月曜以降、学校内でも確認をして欲しい、他にも廣瀬爽彩が被害を受けた事案がないか、学校内でも確認をして

欲しいとの話もあった。Ｅ中は警察に上記４名の連絡先を伝えた。

別途、警察からＧ中に対しても１１時半ころと１４時ころの２回にわたり架電があり、最初の架電では生徒ＭがＥ中の女子の裸の画像を所持している可能性があるので連絡先を教えて欲しいとのことであり、Ｇ中は生徒Ｍの連絡先を伝えた。二度目の架電では生徒Ｍが部活中のようなので終わったら会わせて欲しいとの話があると共に、生徒Ｎと生徒Ｏという生徒はいるかとの照会があり、Ｇ中はいると回答した。

同日午後、警察は、上記５名の自宅を訪問し、事情聴取を行った。また、対象者らが使用するスマホ等に当該画像が保存されていないかを確認するため、スマホ等に保存されている画像データ、ＳＮＳの交信履歴等の目視確認を行った。その結果、２名（具体的に誰であったかは調査において判明しなかった）のスマホやタブレットに当該画像が保存されていたため、１名は同日中に警察官の面前で同スマホから当該画像を消去させ、もう１名（上記同様具体的に誰であったかは調査において判明しなかった）については同日中に同タブレットを押収し、後日、返還した際に警察官の面前で当該画像を消去させた。

しかしその後、警察の事情聴取が終わってから生徒Ｌの母親の車で生徒Ｉ、生徒Ｊ、生徒Ｌがいちご狩りに出かけた際（他にも生徒が同行していたとの話がある。）、生徒Ｌが生徒Ｍから送信されたものであるとして廣瀬爽彩の画像（警察に見せたＬＩＮＥ履歴とは別の古いＬＩＮＥトークに入っていたもの）を生徒Ｉ及び生徒Ｊに見せるということがあった。このとき生徒Ｌが見せた画像は、複数枚あった（２枚であったとの話と６枚であったとの話がある）との話がある。

６月２４日、朝に教頭が警察に確認したところでは、廣瀬爽彩の写真を生徒Ｍが入手し、生徒Ｋと生徒Ｌに送ったが、それぞれ画像は削除済みで他の生徒への流出もなかった、警察としてＥ中の４名につい

てはこれ以上動く予定はないとのことであった。９時１０分ころ母親からＥ中に架電があり、教頭において警察から聴取したことを伝えると、ほぼ同様のことを母親も聞いているとのことであった。母親からは、生徒Ｉから廣瀬爽彩がされた行為については生徒Ｉともう１名が口を割らず、確認できなかったこと、これは廣瀬爽彩自身が事実関係を話さなければ何も分からない状態だが今の廣瀬爽彩に直接聞くのは避けたいと考えていること、警察からは生徒Ｍが親子で謝罪したいと申し出ていると聞いたが警察側で断ったこと、の話がされた。このことについて、警察としては、事件として扱っているので全てが終了するまでは直接（被害側と加害側が）会うことは控えて欲しいと考えているとの話があり、その口調からは、生徒Ｍ側が謝罪をすることにより母親の考えが揺れ動くことを心配しているようにも思われたとされる。

Ｅ中において、同日１０時以降、４名の事情聴取が実施され、生徒Ｉが廣瀬爽彩から胸の写真を送られたり、ＬＩＮＥのビデオ通話で自慰行為を見たこと、公園で体を触ったこと、生徒Ｍから生徒Ｋ・生徒Ｌが廣瀬爽彩の画像を送られたこと、公園で生徒Ｋ・生徒Ｍら複数名が廣瀬爽彩に自慰行為をさせたこと、いちご狩りの際生徒Ｌが生徒Ｉと生徒Ｊに廣瀬爽彩の画像を見せたことなどが語られた。１７時ころ、生徒Ｌの母親を来校させ、生徒Ｌがいちご狩りの際廣瀬爽彩の画像を生徒Ｉ及び生徒Ｊに見せたことを学校から伝え、母親及び教諭の目の前で、生徒ＬにＬＩＮＥグループを退会させたとされている。１９時１５分ころ、母親及び母親の知人と教頭・担任及びもう１名の教諭が面談し、４名の事情聴取から新たに分かったこととして、学校側から、６月１４日か１５日にＲ公園でＧ中の生徒Ｍ・生徒Ｎ・生徒Ｏが廣瀬爽彩に自慰行為をさせた件、生徒Ｌが生徒Ｍから入手した廣瀬爽彩の画像を所持しており生徒Ｉ及び生徒Ｊに見せた件、生徒Ｉから廣瀬爽彩へのわいせつ行為の件が伝えられた。母親からは、関わった生徒・

児童全てが同罪であり、今は、怒りを超えて、自分でも（どう表現してよいのか）分からない心情であること、画像を削除した、口止めしていると言われても、絶対に守られるとは信じられないし、Ｅ中だけでなくＧ中やＢ小の児童も情報を知っている中で廣瀬爽彩がＥ中に戻れるのかとの心配があることなどが語られ、また、６月２０日の経過について再度確認して欲しいとの要請があった。これについては学校側で、関係生徒に事情聴取を行うこととなった（聴取された内容は前記第４節の３（３）記載のとおり）。また母親は、お金が欲しいわけではないが、生徒全員にしっかり反省してもらうため、刑事事件として扱うことができないのであれば民事で争っていくことも考えている、その際には学校側が調べた情報（記録）を提出してもらいたいとの話もあり、学校側は、校長等とも確認しないと答えられないが、情報を隠すことはせず、母親にも、警察にもきちんと伝えていきたいと述べた。

６月２４日、Ｇ中が警察に確認したところでは、画像が拡散するおそれはほとんどない、捜査は１ヶ月程度で終了すると思う、とのことであった。１４時ころ、Ｅ中教頭からＧ中に架電があり、６月１５日ころ自慰行為の強要があったようだ、Ｇ中の３名（生徒Ｍ、生徒Ｎ、生徒Ｏ）の名前が挙がっている、との話がされた。Ｇ中から警察に確認したところでは、この件について警察は事件として扱わないとのことであった。１９時ころ生徒Ｏから事情を聞き、家庭訪問のうえ保護者にも事実を伝えた。

６月２４日、Ｂ小においても、６月１５日、２２日にＲ公園にいた児童らの聞き取りが行われた。６月２４日の２１時ころ、教諭（廣瀬爽彩がＢ小に在籍していた際の特別支援級担任）から母親に電話がされ、性的被害は４月から始まっていたこと（生徒Ｉとの関係）、このことについて生徒Ｋに廣瀬爽彩がＬＩＮＥで相談していたことや、中学校側の事情聴取で判明したこと（６月１５日の件）が共有された。母

親は、加害生徒や保護者には犯罪にも該当する大変なことをしてしまったと知ってもらいたいこと、罪の重さを分かって欲しいのに、子どもだから刑罰は科せられないので、お金が欲しいわけではないが借金してでも民事裁判も考えていることなどを述べた（なお、この電話連絡については、６月２５日朝の母親からＢ小への連絡を受け、当日は休みで学校にいなかったこの教諭が、夜に折り返し連絡をしたものとする記録もある。いずれにせよ、話がされた内容は上記のとおりであったとされる。）。

市教委に対しては、６月２４日の午前１１時４０分ころ、まずＥ中教頭から市教委に対し事故速報がされ（本件の第１報／分類「被害」）、さらに午後１時１５分ころＧ中教頭より事故速報がされた（本件の第２報／分類「非行」）。

６月２５日、朝Ｅ中教頭が母親に架電し、昨晩生徒Ｉの母親に連絡し、事情を説明したところ、謝罪をしたいという申入れがあったことを伝えた。同日、Ｅ中教頭から市教委主査宛、架電により本件の報告をするとともに、第３報として「性被害の件（分類「非行」）」の事故速報を行った。市教委主査からＥ中に対し、１９時ころ電話により、２０日の家出の件も詳しい記録を提出すること、生徒Ｌが画像を所持していたＬＩＮＥグループにはまだ画像があるのではないか、確実に消せたかの確認をすること、警察とは連絡をとっていくこと、Ｇ中とＥ中の対応にズレがないようにすること、平成３１年度の学校の指導について（ネットトラブル等）洗い出しておくこと、出てくるワードがいじめ・自殺未遂・入院となるととても注視されやすくなるので情報管理はしっかり行うこと、などが連絡された。

同日、Ｇ中では生徒Ｍについては親子で来校させ事情を聞き、生徒Ｎについては家庭訪問して事情を聞いた。いずれも事実については認めていた。１８時半ころこのことにつきＧ中からＥ中に共有された。

６月２６日午前、母親は市教委に架電し、

- 娘はわいせつな被害を受けており、川へ入る自殺行為をしたことを市教委は学校から連絡を受けていると思うが、その記録を見せて欲しい
- 娘は入院中で辛い思いをしているのにかかわった生徒が自由に過ごしているのは許せないと思う
- 娘が退院後に現在通っている学校に戻ることができるだろうかと心配しており転校も含めてどのような方法があるか知りたい

と相談した。母親としてはこのとき、冒頭二点のこと、すなわち廣瀬爽彩が被害を受けたことがどのように学校から市教委に共有されているかといった点が最も知りたかったところであり、今後の学校復帰に向けた発問もしてはいるがこれが主訴というわけではなかったが、市教委では相談種別を「Ｄ　就学関係」とし、転校についての相談が主訴であるとの受け止めであった。母親が「かかわった生徒が自由に過ごしている」と認識し得たのは、６月２２日の事件後母親が預かっていた廣瀬爽彩のスマホに、かかわった生徒らが投稿するメッセージ（ＬＩＮＥのタイムラインに投稿されたもの）が表示され、同じ日に同じ場所で遊んでいる様子などが看取できたからとされる。メッセージの内容によると、保護者も含めて集まって遊んでいた様子も看取されたとのことである。廣瀬爽彩は病院に入院し、特に入院当初は後に詳述する過酷な環境である保護室に入室させられた状態で辛い思いをしているのに、かかわった生徒らが遊び歩いている様子を母親として「許せない」と感じたものとされる。またこのとき母親は、廣瀬爽彩の学校復帰に関わり、市内にあるフリースクール、適応指導教室なども視野に入れ検討しているとも述べた。

同日１３時１０分ころ、市教委主幹及び主査がＥ中を訪れ、校長及び教頭と面談した。この際、上記の母親からの相談内容や、母親とし

ては廣瀬爽彩が不安定なのはわいせつな自撮り画像の要求や体への接触などが原因ではないかと考えていること、廣瀬爽彩について母親は小学校４年生時Ｗ病院の医師から「性的な被害に遭う可能性が高いため気を付けて見守るように」と説明されていたことなどが共有された。

１５時２０分ころ、担任が母親に架電し、途中から教頭に代わり、母親から廣瀬爽彩の状況などを聴取した。母親は、警察に電話し、画像の件だけでなく自慰行為の件や生徒Ｉとの性的なやり取りの件も調べて欲しいと述べたところ、立件困難であるのにその件も調べるのか、本人の事情聴取もできていないのに、などと怒った口調で言われた、と話していた。その後１６時４５分ころ母親からＥ中に架電があり、警察からあらためて電話があり、自慰行為など一連のやり取りについても警察でも調べるとのことであった、１４時ころ北海道少年サポートセンターにも相談を入れており、「知りたい」という思いは当然で、対応を考えると言ってくれていたので、そちらから警察に話をしてくれたのかもしれないとの話があった。

同日２０時ころ、Ｅ中・Ｇ中・Ｂ小において３校合同会議が開催され、生徒・児童への聞き取り内容の共有などがされた。

６月２７日、市教委次長、主幹、課長補佐が警察を訪問し、その後、主幹がＥ中を訪問して校長、教頭、養護教諭、担任と面談した。教頭より６月２２日の経過をまとめた書面が主幹に提出された。

同日、市教委次長、主幹、課長補佐が川の現場確認を行った。

６月２８日１１時１０分ころより、教頭、主幹（Ｅ中）と母親との面談が行われた。廣瀬爽彩の状況を確認すると共に、学校側からは、昨日生徒Ｊ、生徒Ｋ、生徒Ｌと保護者も含めて面談し、本日午後に生徒Ｉと保護者との面談を予定していること、学校が押さえている情報を伝えて事実確認すると共に、他に何か廣瀬爽彩にかかわる出来事が

ないかを確認していること、その上で反省すべきことを確認し、今後の生活の仕方や廣瀬爽彩に対する思いを聞いたこと、それぞれ自分が誤った行動をした部分について深く反省し、本人・保護者とも謝罪したいという意思を確認していることなどを伝えた。謝罪については、母親から、弁護士とも相談したが、全体の出来事が確認できていない段階で行っても、新たな事実が判明した場合また、ということになると二度手間になってしまうので、今は設けることはできないと考えているとの話があり、これを学校側から加害側へ伝えることとなった。

６月２９日以降も、ほぼ連日、市教委とＥ中・Ｇ中・Ｂ小とのやり取りがされた。

廣瀬爽彩の希望もあり、Ｙ病院の許可も得て、７月１日、５日に教頭を含むそれぞれ３名の教諭で、廣瀬爽彩のお見舞いに行った。

７月１日、母親と市教委主幹及び課長補佐が教育相談を実施した。母親からは、５月中旬くらいから廣瀬爽彩の様子がおかしいと感じることがあり、学校に相談したことや、６月中旬くらいには廣瀬爽彩が学校に行きたくないと話したので学校にいじめについて調査して欲しいと相談したが、学校が十分対応してくれなかったことなど、いじめに関する相談がされたが、市教委側では本相談の種別を「Ａ　生徒指導上の問題」と分類した。母親からは、教頭にこれまでの学校の対応について記録の提出などを求めたが、教育委員会から指示があったという理由で断られたとの話もあり、これに対し市教委側では教頭に市教委から指示はしていないが、警察の捜査案件になっているため学校から文書等の記録を渡すことにはならないと考える、ただし学校で対応していることについては口頭で丁寧に説明することは当然行うべきと考える、と返答したとされる。

７月２日、市教委職員（具体的に誰であるかは確定できなかった。）が警察を訪問し、警察官より、

・　中学校から住所等の情報提供を受けた生徒と接触して事情聴取をしたこと

・　当該生徒のスマホ等を確認して廣瀬爽彩の画像の有無を確認し、画像が残っていた生徒については消去させたこと

・　警察は引き続き調査を進めていくこと

を伝えられた。

７月４日、市教委主幹からＥ中に架電があり、市教委として警察に連絡を入れようと思っているが学校からも連絡をとってみてはどうか、Ｚ病院は意外と早く退院させる傾向にあるとの情報もあり、学校としても早期に退院となった場合の対応を考えておいた方がよい、母親に意向を確認しつつ対応を進めていくことが重要、市教委としてもＺ病院と連携していきたいといった話がされた。

７月５日、市教委主幹からＥ中に架電があり、市教委としてはＺ病院入院の翌日にも母親に連絡し、今後の対応についての面談を実施したいと考えているとの話がされた。

７月８日、廣瀬爽彩はＺ病院に転院した（任意入院）。同日市教委主幹からＥ中に架電があり、加害生徒において謝罪の意思はあるとのことだが母親は弁護士からのアドバイスもあり謝罪の場をいつ設定するか明らかにしていないこと、警察の事情聴取後になるとのことだがこれもいつになるか分からないこと、そのため関係生徒たちに定期的に指導を行っていることを記録として残して欲しいこと、期間が空くと子どもたちの反省度合いも低くなることも想定できるので釘を刺すことも重要であり、適切な声かけを行うこと、母親が「いじめ」という言葉を使っていることから「重大事態」と捉えられることもありえるので、市教委や学校でしっかり対応している記録を残すことが大切であること、などの話がされた。

７月９日、母親と市教委主幹及び課長補佐が教育相談を実施した。母親からは、７月６日、退院後に廣瀬爽彩と話をした中で、Ｅ中には戻りたくないということと、加害生徒に迷惑をかけたので謝りたいとの話があったことが告げられた。市教委側では本相談の種別を「Ａ生徒指導上の問題」とし、転校の話は焦らず考えていくこと、適応指導教室の利用はあり得るので退院予定が決まれば見学に来てもらいたいことなどの話をした。この面談時の話については７月１０日に主幹からＥ中に共有された。

７月１１日、廣瀬爽彩に対し、病院内で、警察官による事情聴取が行われた。警察の事情聴取については、Ｙ病院入院中にも警察から打診があったが、Ｙ病院では事件から間もない時期に実施すべきではないと考え、これを断っていた。母親の記憶では、Ｚ病院転院後も、母親としてはまだ警察の事情聴取を実施する時期ではないのではないかと考え担当医に相談したが、担当医の意見としては、事情聴取によって不穏になってしまった場合は薬で鎮静すればよく、事情聴取を実施することは問題ないとの考えであり、母親としてはなお、薬をむやみに使って欲しくないとの思いもあったものの、結局は実施されることとなったとのことである。その後、実際に、警察の事情聴取を受けた後、廣瀬爽彩はペットボトルを投げるなど荒れる状態となってしまい、強制的に鎮静がはかられることとなった。

７月１２日、教頭が母親に架電し、警察の事情聴取について話を聞いたところ、画像についても、生徒Ｉとのわいせつ行為についても、廣瀬爽彩は「知らない」「忘れた」との一点張りで、ＬＩＮＥのやり取りを紹介して聞いても「そんなことがあったかもしれませんが、忘れました」とのことであり、なぜ川に入水したのかと聞くと「自分の黒歴史を言いふらすぞ」と言われたので嫌になってやったとのことだったが、それでは黒歴史ってどういうこと？と聞くと「忘れました」との返答であり、また、「嫌なことはすぐ忘れるんです」との返答であっ

た、一緒にいる先輩たちはどういう人なの？との質問には「仲良く遊んでいる人たちの一人です。いい人たちです。」と答えており、警察官の話では、かばっているのか本当に忘れているのかよくわからないとのことだった、との話がされた。市教委主幹からも警察に連絡し、廣瀬爽彩が「知りません」「忘れました」と答えたことが事実であることを確認した。

７月１６日、教頭を含む３名の教諭がＺ病院に赴き廣瀬爽彩と面会した（冒頭１０分ほどは廣瀬爽彩と教諭のみ、その後母親も同席）。先輩に会いたい、Ｋ先輩に会いたいとの発言があり、母親から、勝手に連れてくることはできないからね、と諭した。

７月１７日、母親と市教委主幹及び課長補佐が教育相談を実施した。母親より、廣瀬爽彩はＥ中には戻りたくない、Ｅ中の先生方は大好きだと述べていることが語られ、同学年の生徒たちとそりが合わないというのが転校を希望している理由であると述べられた。市教委側は、本相談の種別を「Ａ　生徒指導上の問題」とし、特別支援学級への入級を希望するのであれば廣瀬爽彩本人との教育相談が必要である旨説明した。事後に母親が本人意思を確認のうえ、教育相談実施の方向となった。

７月１８日、警察の警部補から市教委主幹に対し架電があり、新たな訴えがなければ警察としては対応終了の方向である旨伝えられたとされている。

７月１９日、警察が病院内で廣瀬爽彩の事情聴取を行った。前記の７月１１日の事情聴取と合わせ、２回の事情聴取が行われたこととなるが、この点母親にはその認識がなく、実施は１回のみであったと受け止めていた。

この日、警察の警部補から市教委主幹に架電があり、以下を告げられたとされている。

・　本日午後、病院において警察が廣瀬爽彩の陳述書を作成した。
・　廣瀬爽彩からは、前回警察が聞き取ったこと以外の新しい話はなく、生徒Ｍに画像を送ったこと、生徒Ｉに体を触られたこと、公園で自慰行為を強要されたことのいずれも覚えていないと述べている。
・　母親に対し警察から、廣瀬爽彩はすべて覚えていないと話しており、警察としては事件化できないこと、警察は関わった生徒たちを厳しく指導すると共に、各保護者に対しても生徒の指導・監督を要請すること、警察からの関係生徒への指導等が終われば電話で報告することを伝え、母親は「わかりました」と述べた。
・　来週中に関係生徒等への指導を終え、警察として全ての対応を終える予定である。

この点、廣瀬爽彩は、警察の事情聴取において、自分が一切嫌なことをされていない、覚えていないと述べたのではなく、「私の頭は、嫌なことがあったら、ドンドン記憶を消していくように出来ているの。だから、＊＊先輩とのやりとりも、すでに頭から消されているんだと思う。」と述べ、警察官から「＊＊君とのやりとりを頭から消しているということは、何か嫌なやりとりをしたということなのかい？」と聞かれて、「そうかもしれない。そういわれると、＊＊先輩に洋服を着ていない写真を送った様な気がしてきた。でも、どんな写真だったかとかいつの出来事なのかとか、全く思い出せない」と述べている（対象とされた生徒の氏名は確認できなかった。）。また上述のとおり警察の所感としても、（行為者である先輩生徒らを）「かばっているのか本当に忘れているのかよくわからない」状況であったとされている。

この点、被害供述が加害者の特定に足りないなどの場合、警察として立件には至らない、ということは考え得るところであるが（上記対象者が生徒Ｍであれば、送信された画像や送信させるに至ったＬＩＮＥのやり取りを警察としても物的に確認しており、立件もなおあり得たのではないかとも思われるところでもあるが）、そうであったとし

ても、法にいう「心身の苦痛」については十分に認定し得る供述といえる。にもかかわらず、この警察からの伝達が「本人がおよそ心身の苦痛を訴えていない」かのように市教委に受け止められてしまったことから、その後の進行（いじめとの認定はできないとの結論となり、北海道教育委員会（以下「道教委」）の助言を得ても変更されなかった）に大きく影響することとなった。

７月１９日、警部補はＧ中にも架電し、被害者に聞いても「私の脳は嫌なことはすぐに忘れる脳だから覚えていない」と述べていたこと、母親に事件として立件することは難しい旨を伝えたところ納得していたこと、生徒Ｎと生徒Ｏへは警察が自宅へ連絡し、本人たちから事情を聞き、注意して終了とすることを伝えた。

７月２２日、Ｅ中において教頭、主幹が母親と面談し、経過報告と事実説明がされた。学校側は以下のような説明を行うことを準備しており、かかる説明がされたものと思われる。

- 生徒Ｉが、生徒Ｊ、生徒Ｌ、廣瀬爽彩との４人のゲームが終了した後、廣瀬爽彩との２人でのやり取りをすることとなった際、廣瀬爽彩が生徒Ｉに胸の写真を送り、また、自慰行為をビデオ通話で行ったこと
- 生徒Ｉが、Ｒ公園で廣瀬爽彩と２人きりになった際、廣瀬爽彩からさわってもいいと言われたので、体をさわったこと
- 生徒Ｍが自慰行為のライブ配信を廣瀬爽彩に要請したこと
- ６月１５日、生徒Ｍが廣瀬爽彩から６月３日にもらった画像を生徒Ｌと生徒Ｋに送ったこと
- ６月１５日、自慰行為の話題が出てきて、生徒Ｍ・生徒Ｏ・生徒Ｎ・生徒Ｋがやるようにと言い出し、Ｂ小の障害者用トイレに入って自慰行為を促したが廣瀬爽彩が拒否したためＲ公園へ再度移動し、ベンチのところで上に着ていたパーカーを下げ、見えないようにして

自慰行為を行ったこと

７月３１日、Ｅ中で教頭、担任と母親との面談が実施された。担任から通知表が渡され、廣瀬爽彩の様子が共有されるとともに、謝罪の場の話がされた。母親としては、保護者・本人の反省の度合いを見たいこと、法的拘束力がある形で相手方から廣瀬爽彩への直接連絡を禁止したいこと、廣瀬爽彩の被害の内容が記録として残ったり、証言台で被害内容を話さなければならないことで二次被害のような形になるのを避けたいので裁判という形は考えていないが、今回入院・引っ越し・転校など金銭的負担を強いられた部分もあるので全員にではないが相手方にもいくらか負担してもらおうかとも考えており、示談交渉をしたいこと、相手が夫婦２人で来てもめるようなことになった場合自分が一人だと不安であることを理由として、弁護士同席のうえで場を持ちたいとの希望を述べたが、学校側は、弁護士同席による謝罪は学校ではできない、その場合に相手の連絡先を学校から伝えられるかどうかはこの場で可能とも不可能ともいえないと述べた。また母親より、警察の状況として、生徒Ｍは触法少年扱いで児相通告となること（児童ポルノ製造と頒布）、生徒Ｉについては準強制わいせつ及び児童ポルノ製造に該当し得るが証拠不十分につき厳重注意で終わること、生徒Ｋ及びＧ中の女子生徒２名については強要に該当し得るが証拠不十分につき厳重注意で終わることの説明を受けているとの話があったとされる（但し母親としてはこのとき児相通告となるとの話をした記憶はないとのことである。）。同日、市教委で教育相談を実施するに当たっての関係機関（保育園、児相、Ｚ病院）への市教委による照会に関する同意書を母親が提出した。

記録によれば、７月３１日ころ、警察から市教委に架電があり、画像の件は事件処理をしたこと、他の事案については関係する少年に注意指導をしたことが伝えられたとのことであるが、具体的に、いつ、いかなる「事件処理」がされたのかは委員会による調査によっては判

明しなかった。警察の係長からＧ中へも架電があり、警察としては捜査は全て終了し、警察内の処理で終了する予定であるとの話がされた。この、「警察内の処理で終了する予定」との話は前述の「児相通告となる」、「事件処理をした」との話とは矛盾するが、いずれが正しいものであるか、委員会として警察への問合せも行ったものの、確認はできなかった。この点、弁護士が旭川家庭裁判所に記録謄写を試みたものの、記録不存在との回答を得たとのことであり、警察の触法調査（事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について調査するもの／少年警察活動規則１５条、１６条）で終わった可能性が高いと思料される。

８月１日、廣瀬爽彩はＺ病院を事実上退院して母親と共に起居を開始し、８月４日に正式退院となった。

８月５日、子ども総合相談センターにおいて、母親と市教委主幹との面談、及び廣瀬爽彩と市教委課長補佐との教育相談が行われた。Ｆ中の特別支援学級に入級する方向となり、主幹からＥ中教頭及びＦ中教頭にその旨電話連絡がされた。この面談において、謝罪の場については、主幹から、相手方に伝えずに弁護士同席での場を持つことはできないと思うとの話がされ、母親も事前に知らせた方がよいと思うと述べていた、との話がある。主幹からはさらに、先方も弁護士を立てるかもしれず、そうなると学校で弁護士同士がやりとりすることになりかねないのではないか、弁護士同席となると加害者側の中でそれならば行かないとなる保護者が出てくる可能性もあるのではないかなどの懸念を示したが、母親としては、そのような可能性も加味したうえで弁護士と相談しているものであり、弁護士の判断に任せているものであると述べていた、との話がある。この面談時、市教委側は母親が“加害生徒側が面談に応じなかった場合、謝罪の意思がないということで５００万円ぐらいとるようにしようかと弁護士が言っていた”と述べたと認識し、このことから、市教委側は加害生徒側が面談に応

じなければ母親はより大きな要求を行おうという雰囲気になっていると受け止めたとされるが、弁護士は当時そのような話を母親にした記憶はなく、母親もこのような話を市教委にした記憶はない。

８月５日、Ｅ中教頭がＧ中に架電し、謝罪の場に関する話などを行った。この際、Ｅ中教頭より「市教委は、問題がこじれて、弁護士が『これっていじめだよね』ということを最も恐れている」との話がされたとされる。

５　転校決定後の状況

（１）謝罪の会について

６月２２日の出来事が起きた当初、上述のとおり、市教委とＥ中・Ｇ中・Ｂ小は、事実関係の把握や今後の対応について密にやりとりをしていたが、このころ（転校決定前後）から市教委と学校側とのやり取りは謝罪の場の持ち方の検討というところに重点が置かれるようになっていくように見える。この点について、母親の認識では、最初に謝罪のことを持ち出したのはＥ中であり、加害生徒らは事態を反省していること、謹慎させていること、謝罪を伝えたいとのことなので場を設けたいこと、との話があった。しかし、廣瀬爽彩が入院中も、加害生徒らは上述のとおり保護者も含め集まって遊んでおり、その様子を投稿したメッセージが廣瀬爽彩のスマホにも次々入って来る状況であり、母親としては、加害生徒らも保護者も全く反省などしておらず、謹慎といっても何の意味もないと感じており、このような状況下での謝罪の場は不要と考えていた。「口裏合わせのために集まった」ということを述べている保護者もいたとの話もある。

話合いを経て母親としても謝罪の場を設けることにつき受け入

れる方向とはしたが、加害生徒と親族が複数で来るのに対し、自分一人で対応することには不安があったため、立会人として弁護士の同席を希望した（母親から相談を受けた弁護士としても、本人不在の中「謝罪の場」がもたれることについては違和感があった。）。これが主としてＥ中において拒否的に受け止められ、Ｅ中・Ｇ中・Ｂ小と３校合同で実施される予定となっていた謝罪の場が、２度に分けて開催される経過となった。この点、前述のとおり、母親が、（本件に起因して現に生じた金銭的負担について）相手方にもいくらかの金銭的負担を求めたい旨の発言をしたことが、市教委・学校側で拒否的に受け止められた可能性もある。Ｅ中において、謝罪の持ち方に関する学校の考え方として、弁護士が同席するとなると学校として考えている謝罪の形とは違ってくる、廣瀬爽彩本人もしくは母親に対しての謝罪であり、第三者の立会いの下で行うものではないと考えている、ともされたが、弁護士は「第三者」ではなく「廣瀬爽彩本人及び母親の代理人」であり、この視点を学校及び市教委が持てなかったことが問題を複雑にした一因であったとも言わざるを得ない。

最終的には弁護士も同席のうえ、８月２９日の午後６時以降、Ｇ中及びＢ小にて、９月１１日午後６時からＥ中にて、謝罪の場が持たれた。その際、Ｇ中及びＥ中の生徒らは経過について以下のように自己の認識を語った。

生徒Ｎ：６月１５日の公園での自慰行為の件は、生徒Ｋが煽り、小学校６年生の子たちが騒ぎ立てていた。生徒Ｋがおごらせたりしていたようだ。自慰行為の件は廣瀬爽彩が自分から言ってきた。自分は止めた。この会の中で、Ｅ中の生徒（主として生徒Ｋ）が廣瀬爽彩をいじめていたのか、嫌がらせを受けていたのかとの問いを受けた際、生徒Ｎが、いじめには見えたと述べたとの話も、いじめよりは嫌がらせに見えたと述べたとの話も

ある。

生徒Ｏ：６月１５日に廣瀬爽彩と初めて会った。生徒Ｍ、生徒Ｋ、生徒Ｎが自慰行為をせよと言った。ビデオ通話で生徒Ｋが生徒Ｍと生徒Ｎに持ち掛けた。廣瀬爽彩がやりたくなさそうだったので無理しなくていいんだよと言ったが、廣瀬爽彩は私はやりますと言って実行した。小学生が煽っているように見えた。生徒Ｎと自分はトイレに行く途中も無理しなくていいんだよと止めていた。関わっていた子どもたちが廣瀬爽彩をいじめていたのか、嫌がらせを受けていたのかとの問いに対し、いじめと見えたと回答した。

生徒Ｍ：５月ころから廣瀬爽彩とかかわりを持つようになった。生徒Ｌと絡み始め、生徒Ｋと遊び始め、廣瀬爽彩と会うようになっていった。画像は生徒Ｋに送ってしまった。生徒Ｌには送っていない。６月１５日は、生徒Ｎ、生徒Ｏと３人で遊んでいたが、遊ぶ場所がなくなりＲ公園に行き、生徒Ｌと小学生が遊びに入ってきた。男子の間で廣瀬爽彩に自慰行為をさせたという話が始まり、生徒Ｋが画像を持っていることが生徒Ｌに伝わった（これを伝えた者については当日生徒Ｍが自分であったと述べたとの話も、生徒Ｉであったと述べたとの話もある。）。６月２２日は、廣瀬爽彩と普通の話をしていたが、生徒Ｋが帰ってきて、小学生が廣瀬爽彩をからかい、廣瀬爽彩が怒った。自分は体育座りをちゃかした。廣瀬爽彩は「自分の気持ちわかるはずがない」と言い、白い柵を飛び越えて落ちた。

生徒Ｋ：６月２２日はＧ中の人がちょっかいを出し、廣瀬爽彩がキレた。川に飛び込もうとした。自分は入水を止めに入った。６月１５日はＧ中の人が「やってたよねコレ」と自慰行為の話題を出してきた。生徒Ｍがここでやってよと言った。自分はし

たくないならしなくていいと言った。生徒Ｍからわいせつな画像が送られてきた。生徒Ｍ、生徒Ｌ、自分のグループＬＩＮＥに載せたのは生徒Ｍである。

生徒Ｌ：ゲームで生徒Ｉ、生徒Ｊと遊んでいたら廣瀬爽彩とも遊ぶようになった。６月１５日、生徒Ｍに聞いて廣瀬爽彩が自慰行為をやっていることを知った。自分がＧ中の３人に教えてしまった。生徒Ｍが言い始めて、Ｇ中の２人がやれ、やれ、となった。自分と生徒Ｋは警告をしていた。生徒Ｍがくれくれとうるさいので、生徒Ｍに画像を送った。グループＬＩＮＥに載せたのは生徒Ｍである。警察が来る日、生徒Ｉと生徒Ｊに画像を見せてしまった。６月２２日は生徒Ｍが廣瀬爽彩の真似をしていた。

生徒Ｊ：生徒Ｌに画像を見せられた。不本意に目にしてしまった。いじめられていたようには見えなかった。

生徒Ｉ：４月に廣瀬爽彩がＥ中に入学し、Ｈ部に入って欲しいと誘い、仲良くなった。自分、生徒Ｊ、生徒Ｌ、廣瀬爽彩が一緒にゲームをするようになり、下ネタの話になることがあった。ゲーム後自分と廣瀬爽彩が２人でチャットをして盛り上がることもあり、自分が写真を送ってみなよと言い、廣瀬爽彩が上半身ブラジャー姿の写真を送信したことがあった。公園で自分、生徒Ｊ及び廣瀬爽彩が遊んでいた際、一緒にいた生徒Ｊが昼食で抜けたときに、胸を服の上から触った。下も触っていいといわれたので触った。下着の中も少し触れた。生徒Ｊの姿が見え、やめた。ある時期から廣瀬爽彩とはあえて距離を置くようになった。生徒Ｋから廣瀬爽彩とのことをばらす、公園中の皆にばらすと言われた。６月１５日は生徒Ｌが何度もしつこく電話をしてきた。いちご狩りのときに生徒Ｌから写真（生徒Ｋ、生徒

Ｌ、生徒Ｍのグループ ＬＩＮＥに挙げられたもの）を見せられた。

Ｂ小では、児童Ｐ及び児童Ｑとその保護者が出席し、冒頭教諭より、Ｂ小が児童らからの聞き取りで把握した経過の概要として、６月２２日に廣瀬爽彩が川に入った件につきＢ小の児童らがその場にいたこと、６月１５日のＲ公園でのことについては、廣瀬爽彩がベンチに座っていて、中学生から何かやってと言われていたこと、その時に関係した児童も廣瀬爽彩に対し中学生と一緒になって嫌な言葉を言っていたこと、その後、小学生は離れたアスレチックの所にいたが、廣瀬爽彩が嫌そうな顔をしているように見えたこと、が語られた。児童Ｐからは嫌なことを言ってしまって申し訳なかったとの謝罪が、児童Ｑからは傷付けてしまって申し訳なかったとの謝罪が、それぞれされた。

（２）Ｆ中での学校生活の開始と状況

ア　Ｅ中からの引継ぎ

Ｆ中においては、前述のとおり教頭が市教委主幹から第一報としての転入の報を受け、その後、特別支援学級の１年生の担任教諭、交流学級の担任教諭、特別支援コーディネーターであった教諭にて、市教委及びＥ中より引継ぎを受けた。

現場の教員としては、受け入れに当たっての情報が不足していると考えて、特別支援学級の担任及び交流学級の担任がＥ中を訪問し、担任及び学年主任の男性教諭から話を聞いたが、質問に対しての回答はあったものの、Ｅ中教諭ら側からの自発的な語りはあまりなかった印象を受けたとのことである。また語られた内容は廣瀬爽彩の特性に関する話が中心で、Ｅ中在籍時代に起きたこ

と（いじめ事案のこと）についての話はなかったとのことである。

Ｅ中からＦ中に引き継がれた資料は、通知表、教育相談に関する資料、「すくらむ」であり、いじめ事案の内容に関わる資料は引き継がれていない。

イ　Ｘ病院の受診再開とその後の通院

二学期開始前日の８月１９日、廣瀬爽彩はＸ病院への受診を再開した。その後の経過は後記第４節の６にて詳述する。

ウ　Ｆ中への登校開始とその後の状況（１年生終了まで）

８月２０日に二学期が開始し、廣瀬爽彩はＦ中への登校を開始することとなるが、その前に、母親と廣瀬爽彩が共にＦ中を訪れ、教員らと面談している。その日にちについては８月１８日か８月１９日のどちらかであったようだが、調査によっては確定できなかった。

Ｆ中では、このとき母親から聴取したものとして、以下の内容が廣瀬爽彩の対応に当たる教諭らで共有された。

・　男子女子関係なく距離感が近く、男子にいいように利用されてしまう。
・　６月に男子に公園に呼び出され、みんなが見ている前で自慰行為させられた。
・　前の学校の人とは誰とも会いたくないので、引越しをして転校した。
・　男子生徒とまた距離感が近くなり同じようなことが起こらないよう注意しながら様子を見て欲しい。

全校教職員では、以下の内容が共有された。

・ 本人の良いところ：明るく学習への意欲が高く、人なつっこいこと、きまりを守って生活できること
・ 課題：急な変更や曖昧な指示が苦手であり、冗談や言葉のあやが通じないこと、人の気持ちを考えない行動をしてしまうこと、人との適切な距離感がつかめない（近すぎる）こと、自分からあやまることができないこと
・ 配慮事項：指示は分かりやすくはっきりとすること、人との関わりの中で、ダメなことはダメと当たり前に指導すること、「ごめんなさい」や「ありがとう」を言う必要があるのに、言い出せない場面があったら教師が促すこと
・ もしパニックを起こしたら：①本人の申し出もしくは教師の判断で、②インターホンで支援の先生を呼び、いない時は学年の先生か、職員室にいる先生方が３階の特別支援学級生徒の教室につなぎ、③その後支援担当にバトンタッチする④クールダウンしたら、学級へ戻る

廣瀬爽彩本人は、初めて特別支援学級の担任と話をした際、自らの成績はよいということや、高校は＊＊＊高か＊＊＊高に行きたいということなどを話す一方、面倒くさいとか、勉強は嫌いだといったマイナス方向の発言もあった。

二学期開始当日の８月２０日、特別支援コーディネーターの教諭は母親から転校の経緯について、裸にさせられ写真を拡散させられたこと、６月２２日、公園で行われる行為が嫌になった廣瀬爽彩がどうしたらよいか聞くと「死んだら解放してやる」と言われ、川に下半身のみ入ったこと、様子を見ていた近所の人が警察に通報し、その場にいた中学生らが警察に連れて行かれたことなどを聴取した。母親としては、こういったことがあったことにつ

いては生徒たちには知らせず、通常の転入生徒として扱って欲しいとの意向であった。

転校に際し、特別支援学級に在籍しつつも、主として交流学級（通常学級）で学校生活を送りたいとの母親及び本人の意向も聴取されてはいたが、登校を開始してみると、終日交流学級で過ごすことは難しく、特別支援学級での学校生活が主であり、交流学級に行くことが可能である時間は行くといったかたちの生活となった。

Ｆ中では、教諭らの発案で、廣瀬爽彩の学校生活の状況について、毎日、支援学級での状況／交流学級での状況／教科での状況／保護者との対応の各項目について、対応した教諭らが書き込む形のシートを作成し、それぞれの教諭が書き込んで連日の記録を取っていた。これについては一定期間ごとに教頭から市教委に送付され、状況の報告がされていた。

廣瀬爽彩は、転入から数週間経過後の９月６日、特別支援学級の担任に対し、支援学級は皆何か持っているからお互い理解できるし楽しいが、交流学級では人間関係がまだできておらず息詰まる、勉強が遅れているから戻らないといけないと思うが気持ちが乗らない、気持ちが乗らないのは支援にいたいと思っているから、などと述べている。同日市教委課長補佐がＦ中を訪れ、特別支援コーディネーターの教諭及び特別支援学級担任と面談し、その後に教頭とも面談した。面談の中では、支援中心でもよいのでとにかく登校することを優先して考えようということが共有された。このときの面談では、母親からの愛情不足、愛着障害が主たる背景要因としてあるのではないかとの話がされたようである。

９月９日、特別支援コーディネーターの教諭が母親と面談し、転校の経緯についてあらためて聴取するとともに、とにかく噂が

広がらないようにして欲しい、（Ｆ中の）先生方も最小限でとどめておいてほしいとの母親の意向を確認し、廣瀬爽彩に関わる教諭らのみで共有したとの話があるが、母親としては、自らそのように要請したのではなく、Ｆ中の教諭側の配慮としてそのように対応すると言われたとの記憶である。

９月１０日、廣瀬爽彩から特別支援学級担任が前日のＸ病院通院時の内容を聴取したところ、薬の処方が変わったことが判明したため、１２日に母親に電話で確認し、エビリファイの処方量が入院中に３ｍｇから６ｍｇに増量となったことなどが確認された。

９月１３日、地元月刊誌に記事が掲載され、Ｆ中の教諭らの間でも生徒や保護者に何らか問われた際の対応について協議されたが、一切知らない、分からないという対応を貫くこととされた。

９月１８日、特別支援学級担任と母親が面談し、担任から母親へは学校での様子について説明がされ、母親から担任へは家庭での様子が説明され、今後のことについての話合いが行われた。母親から担任に対しては、廣瀬爽彩が交流学級の男子に何か言われるんじゃないか、Ｅ中のときと同じになるんじゃないかとの懸念を話していることが伝えられた。担任からは、廣瀬爽彩がＧ中に彼氏がいると話していたことについて母親に話をすると、母親はそのことを既に知っており、廣瀬爽彩が引っ越ししたらしいなどの情報が流れているのは彼氏が情報を漏らしたのではないかと心配していた。「別れなさい」と言うと本人がパニックになって大変なことになるので言えない、自然と別れるようにもっていくしかないと述べ、現状では、廣瀬爽彩と彼氏が遊ぶときにショッピングモールまで廣瀬爽彩を送って行ったり、夜７時に迎えに行った時廣瀬爽彩がまだ遊びたいと述べたのでこれを許したり、スイ

ッチのフォートナイト（荒野行動と類似したオンラインによるバトルゲーム）でつながっていることについても止めていないとのことであった。担任からは、彼氏のことは学校では見きれないため、母親の方でスイッチや携帯の管理を行い、本人の行動をよく把握してしっかりと見守って欲しいと述べた。母親より、地元月刊誌の記事について小学校時代の同級生から「あれは爽彩のことでしょ」と確認のメールが２～３件あり、廣瀬爽彩がバレたのではないかと不安がっている、母親は記事の内容は見せていないとの話があった。

１０月２１日Ｘ病院受診時、廣瀬爽彩は地元月刊誌の記事のことで友達に聞かれると述べており、このことを気にしていた。なお、記事そのものについては、廣瀬爽彩はおそらく見ていないと思われる。

１０月２８日、廣瀬爽彩がＦ中の玄関のあたりで、誰かに「○○のこと待ってるんじゃないの」と言われ、カチンときて過呼吸になり、泣いて、ちょうどそのタイミングでやってきたこの生徒（○○）に対し当たってしまうということがあった。担任が事情を確認したところ、廣瀬爽彩はこの生徒に告白したものの成功しなかったが、１０月１５日からの週より、他の生徒にこの生徒と付き合ってるの？などと言われてイライラしており、気持ちが不安定のまま毎日を過ごしていたところ、１０月２８日の上記声掛けによりこのような行動に出てしまったとのことであった。このことについて廣瀬爽彩は反省しており、１１月１２日にこの生徒に対し直接謝罪した。

転校後、廣瀬爽彩は、交流学級への適応が難しい状況はあったものの、特別支援学級を中心に登校できる日が多くあったが、２学期後半はきつそうとみえる状況となり、欠席が増えていった。

１２月１日のＸ病院受診時、「誰を信じてよいか分からない」との発言があった。

１２月１６日、担任と母親が面談し、学校での様子と家庭での様子の共有を行った。母親は、今の学校で何かあるわけではないが、前で起こったことが今の学校で起こる可能性もあるかもしれないと思うと恐怖で学校に行きたくないと廣瀬爽彩が述べているとのことであった。

１２月２３日のＸ病院受診時、廣瀬爽彩は、学校に行くのが怖くて不登校になっている、明日が来るのが怖い、人に見られるとビリッとなる、などと話している。

１２月２４日より冬休みとなった。冬休み中、廣瀬爽彩は塾にも行くことができなかった。

２０２０年１月５日、母親が北海道支援センターに電話相談し、学校がいじめを認めず、対応も納得いかないなどの話があった。これに対しては道教委として第４節の８で詳述する対応を行なったが、Ｅ中に対しては特に連絡はなかったとの話がある。

１月６日のＸ病院受診時、冬休みに祖母宅を訪れていた廣瀬爽彩が祖母から自宅に帰るように言われてパニックになってしまい、母親に電話したということがあったと語られた。

１月１６日、３学期が始まったが、欠席が続いた。担任は１週間に１回は家庭訪問し、廣瀬爽彩と会えるときは話をしたが、母親とも協議の上、無理はさせず、焦らずゆっくりという方向で見守ることとした。

前述のとおり、１月２９日、２月６日、２月２１日に弁護士聴取が行われた。この弁護士による聴取を行うことについては母親が廣瀬爽彩に提案したものであり、廣瀬爽彩は当初は嫌がってい

たものの、やはり話すこととしたと述べ、上記の３回にわたり聴取を受けるに至った。なお、これに先立つ２０１９年１０月１８日、弁護士は、所属弁護士会を通じてＥ中及びＧ中に対し、同年６月１５日及び２２日の件につき、誰が、いつ、廣瀬爽彩に対してどのような行動をとっていたのか、或いは学校の調査に対しどのような言動を行ったと述べているのかを照会したが（以下「本件弁護士会照会」）、両校は市教委と協議の上、同年１１月２５日付で、学校が関係生徒との信頼関係の中で聴き取った情報を回答すると関係生徒・保護者の信頼を損ない関係生徒・保護者に精神的な苦痛を及ぼすことや、その内容が損害賠償請求の証拠として活用された場合には学校運営に支障をきたし学校教育の目的を達成できなくなること、回答が訴訟等で活用された場合は事案の概要や生徒らの言動が広く知れ渡り依頼人の子と関係生徒双方が正常な学校生活を送ることができなくなることが懸念されることなどを理由に、本件弁護士会照会には回答できないとした。

１月３１日には廣瀬爽彩がＬＩＮＥで「今不登校なのだが前の学校でいじめを受けていた」等の投稿を行い、２月５日のＸ病院受診時にも弁護士にいじめの件の経緯を説明したと語るなど、徐々にいじめのことについて他者に表出するようになっていた。

１月２７日に市教委課長補佐からＦ中教頭に状況確認のメール連絡がされ、これに対し教頭から、廣瀬爽彩が家庭でＥ中時代のいじめの話をし始めているようだ、母親はこのことを弁護士とも話したいと思っているらしい、ただ本人に無理はさせたくない思いのようであるとの返事がされている。

３月からはコロナによる一斉休校となり、２回の分散登校があったがこれには廣瀬爽彩は登校することができた。

エ　Ｆ中での状況（２年生進級後）

４月７日に始業式があり、２年生が始まった。特別支援学級の担任が男性の教諭に交代した。このことについて廣瀬爽彩は母親に対し、気が合う昨年度までの担任が交代となってしまったのは悲しいと述べていた。

４月２０日から５月３１日まではコロナで一斉休校となった。その間の４月２２日、Ｘ病院受診時、新しい支援の先生が休む時は廣瀬爽彩自身で電話を掛けさせる方針であり、困っているとの話がされている。

上記休校期間中の４月３０日、本件弁護士会照会に対し回答がされなかったことを踏まえ、弁護士会があらためて両校に対し、不回答とした各理由につきその潜在的可能性はあるものの、女子中学生の自殺未遂という事案の重大性に鑑み、真相解明のための開示の必要性が高く、両校が挙げる開示による弊害の潜在的な可能性だけで開示が拒否されるべきものではないことを説明のうえ、回答を求めたが、最終的に８月７日、両校は再度回答を拒否した。

５月１５日及び２８日、生徒Ｉ及び母親が謝罪のため弁護士の事務所を訪れた。その際の両名の話は、前述のＥ中で行われた謝罪の場で述べた内容と同様であり、特にその内容を修正したい、撤回したいといった話はなかった。

生徒Ｉからの働きかけがあり、廣瀬爽彩は何度か生徒Ｉに手紙を書いていたが、５月３０日、生徒Ｉの母親がＥ中に電話し、死を予感させる内容の手紙が届き、安否が心配なので廣瀬爽彩の母親と至急連絡がとりたい、連絡先を教えて欲しいと述べた。Ｅ中教頭からＦ中教頭に連絡し、Ｆ中教頭から廣瀬爽彩の母親に連絡を入れたところ、母親の側に廣瀬爽彩もいて、そんなことは書い

ていないと述べた。実際にそのような手紙が送られた事実があったとの確認はされていない。

２年生に進級以降も特別支援学級の担任らにより経過記録が作成され、一定期間ごとに市教委に提出されることは続けられていた。６月１１日に「Ｘ病院で薬を変更してから、『ぼーっと』することが多く体調がよくない」との記載がされたことを踏まえ、市教委課長補佐から６月１８日、Ｘ病院の医師から処方された薬が変わったとあったが薬の名前も分かれば教えて欲しいこと、薬の量や種類によっては意欲の減退や倦怠感が出てしまい、本人のやる気がないように見えることもあり、周囲からの誤解を受けやすくなってしまうこと、本人の自己肯定感がかなり下がっている状態だと思われ、学校（Ｆ中）では丁寧に対応してもらっていると思うが自分（課長補佐）としても本人（廣瀬爽彩）の辛さなどを共有できればと思っているので分かる範囲で知らせて頂きたいこと、との問合せ・指摘がメールでされている。ただ、これに対しどのように学校側が対応したのかは不明であった（このころ薬の種類は変更されてはいない）。

８月７日までで１学期が終了し、８月１８日から２学期が始まったが（８月８日から１７日まで夏休み）、廣瀬爽彩は、８月は３日、９月は２日登校できたのみで、あとは欠席であった。市教委課長補佐からＦ中教頭にいくつかの質問がされ、１０月１日、教頭より概要以下の回答がされている。

問：病休が多いのはいわゆる怠惰によるものではないか。ゲームで昼夜逆転ということはないか。

答：昨年から学校や教員・生徒などに対するフラッシュバックや不安感から起こる情緒の不安定さ、集中力や意欲の欠如など様々な要因も考えられるので怠惰による欠席とは判断で

きない。深夜１時・２時になることがあるようだが昼夜逆転まではなっていないと家庭連絡で伺える。

問：行事（※委員会注；９月１７日に学校祭があった）に参加できずであったことから落ち込み等も相当あったのではないか。

答：担任と母親から参加を促したものの行事は欠席となったが、その後の登校で同級生と進んでかかわったり、交友関係拡大についても前向きに考える発言もあった。

問：学習面について本人や保護者は気にしていないか。

答：公立高校に限らず通信教育や特別支援学校高等部などの選択も視野に入れながら考えているようである。

問：母親の仕事は何か把握しているか。母子関係についてはどう感じているか。

答：母子関係は良好と思っている。母親は経理や事務などの仕事を行っていると伺っている。

９月２５日、３時間目から登校できたが、休み時間に交流学級に行って話をしようとしたがうまくいかなかったとのことで過呼吸となり、教諭と共に泣きながら保健室に行った。保健室ではすぐに落ち着き、絵を描くなどし、絵が素晴らしいので栞にしてはどうかと提案されて栞を作り、別日の昼休みに保健室に来た２年生、３年生の女子生徒らが自分たちも栞が欲しいと言い、廣瀬爽彩も交えて「どれがいいかな」とワイワイしながら選ぶということがあった。

１０月６日のＸ病院受診時、母親より、学校は９月中頃に１日

行って先生と少ししゃべってきたきりで、塾も辞めてしまったとのことが伝えられている。

１０月７日、担任が廣瀬爽彩との面談を行った。その際、廣瀬爽彩より、Ｇ中に彼氏がいて、好きである旨の話がされており、担任において名前を聴取し、学年については「中１」と聴取しているようであり、前出の彼氏は廣瀬爽彩と同学年であるため別の生徒である可能性もないわけではない。ただ、Ｇ中で姓が同じであることから同一人物である可能性もある（なお、２０２０年当時のＧ中１年生にこの名前の生徒はいなかった。）この彼氏との付き合いについて、担任はゲームでのつながりであることも聴取のうえ、Ｅ中時代のことの繰り返しになってしまうのではないかとの懸念を抱き、廣瀬爽彩に対する性教育実施の要を感じている。性教育実施の要との関連では、前述のとおり小学校４年次に既に将来性的な被害を受ける可能性があることの指摘が医師よりされており、現に本件事件が起こってしまったものであるが、その後も担任により１０月ころに上記の懸念がもたれたほか、これに先立つ７月、ネット上のやり取りではあるが、性的な内容を含むメッセージをやり取りしている経過があった。（メッセージのやり取りのみで、その後画像を送付するなどの経過とはなっていない）。

仮にこのとき廣瀬爽彩が語った彼氏が前出の１年次に担任に対して語り、母親もその時点で付き合いを把握していた生徒であるとすると、おそらくここまでは付き合いが続いていたとみられるが、この点については母親の記憶とは齟齬がある。母親としてはこの生徒との付き合いは１、２ヶ月程度の短期間であり、秋口くらいには以下の経緯があって付き合いは終わったものとの認識であった。母親の記憶では、廣瀬爽彩がこの生徒と遊ぶ際にショッピングモールまで送り、迎えに行った時からさほど時間が経

たない時期に、廣瀬爽彩が泣きながらママ助けて、と言ってきたことがあった。母親がどうしたのと聞くと、廣瀬爽彩は今住んでいるところを誰にも知られたくなかったものの、彼氏だからということでこの生徒には言っていたところ、この生徒にこれを皆にバラすと言われ、なんでそんなことするのと聞くと、廣瀬爽彩がどこに住んでいるかを生徒Ｍに調べろと言われたから自分も付き合っただけで、お前のこと好きなんかじゃねえからと言われたとのことであった。廣瀬爽彩は母親にこの生徒と話して欲しいと述べ、母親としては子どもの喧嘩に入るのはどうかとも思ったものの、廣瀬爽彩が慌てて泣き喚くような状況であったため、直接話をすることとした。母親からこの生徒に対し、仮に生徒Ｍから調べろと言われてやったにしても、今その件には警察も入ったし弁護士も入っているから、遊び半分で入っていい内容ではない、もし広めたりとか、またさらに追いかけて何かしようとしてるのであればこの生徒に対しても警察の人が行くし、弁護士もこの生徒や母親から話を聞かなければならなくなるなどの話をしたところ、この生徒は突然キレて、「うるせえ、くそババア」と言い、電話を切った。その後この生徒は廣瀬爽彩からの連絡をブロックし、以後は付き合いを断ったようである。後に廣瀬爽彩が母親に対し、結局（廣瀬爽彩の居場所については他の人には）言ってないって言ってた、と述べていた。

１１月、Ｆ中の校内生徒理解研修会において、廣瀬爽彩について、「昨年の１２月からほとんど学校に来ていない。同じようにいじめられるのではないかとフラッシュバックして、怖くて登校できなくなった。その後いじめのことについて医者や弁護士に話せるようになり、少しずつ気持ちが落ち着いてきた。」「交流学級で授業を受けることが１学期の目標。塾も少しずつ再開しようとしている。」との状況が共有された。

１１月４日、母親が不登校の娘の相談に乗ってもらいたいと警察に相談した。

１１月１０日のＸ病院受診時、激しい行動や「死にたい」と強く思うことはなくなったが、長時間眠れないとの話がされている。

１１月１２日、同月４日の母親の警察相談を受け、少年サポートセンターで廣瀬爽彩及び母親の面接が行われた。廣瀬爽彩は、過去のいじめとして、はぶかれてたり、物がなくなったり、パレットごと無くなったりした（この「物がなくなる」との件については委員会において具体的な事象として確認はできていない）、リアルな友達ができてＬＩＮＥでやりとりしている、彼氏は転校してから一度だけいたことがあるといった話をしている。

１１月１６日、母親が少年サポートセンターに中学校が出席扱になるフリースクール（少人数対応）の有無を確認し、少年サポートセンターから旭川市子ども総合相談センターに確認して、要望に近いところを３校挙げてもらうこととされ、１１月２５日に警察署[1]から母親へ情報提供がされた。

１２月３日、少年サポートセンターでの面接があり、廣瀬爽彩は、リアルな友人関係については雪が降ってから会っていない、Ｅ中の先輩で唯一会いたい人がいると話したら警察の人がもう会わなくてもいいんじゃないと言ったから（会っていない）、会いたい人はみんな自分が得をするような嘘をついていたのに唯一まともなことを言っていた人、などの話をした。

１２月２５日までで二学期が終了し、１月１５日から三学期が始まったが（１２月２６日から１月１４日まで冬休み）、廣瀬爽彩

[1] 具体的にどの警察署であったか確定はできなかった。

は欠席が続いた。

ただ、１月１５日には少年サポートセンターの面接には行くことができ、（Ｆ中の生徒と）たまに連絡をとっている、学校の始まる日も一応＊＊（※委員会注：おそらくＦ中のクラスの生徒の名前と考えられるが、具体的には確認できていない）から聞いたとの話や、通信制高校に進学して高卒認定を取りたいと思っているとの話がされている。この日、母親とラーメンやマックによく行くということを楽しそうに語ってもいた。少年サポートセンターと母親との協議により、次の面接は３年生になったころに行うこととされた。

１月２６日のＸ病院受診時には、廣瀬爽彩は髪で顔を隠しており、医師からの問いかけに何もありませんと答え、待ちくたびれた？と聞かれてもそういうわけではありませんと答えるなど素っ気ない対応がされている。また自分が一番不幸だとの発言もあった。

２月４日には２時間目から久々に登校でき、特別支援学級ではいつもどおり教師や仲間とかかわることができていたが、給食後頭痛の訴えがあり、保健室に来室した。保健室では廣瀬爽彩は疲れたから休ませて欲しいと述べ、１時間ベッドで休養した後、教室へ戻る際に養護教諭から前出の栞を使っていると見せられると、軽く笑うということがあった。その後、仲間と一緒に下校した。この登校日に廣瀬爽彩が「Ｅ中の先輩が大切」「弁護士から連絡とってはいけないと言われている」と話していたとの記録があるが、弁護士が特に関係生徒に対する連絡を禁じたということはなく、廣瀬爽彩が真にこのような発言をしたのか、またそうであるとしてそこでいう「先輩」とは誰なのかといったことは判然としなかった。

２月５日、廣瀬爽彩は欠席したが、担任が家庭訪問をした際（担任は毎週１度は家庭訪問を実施していた）、玄関に出てきて担任と話をした。その際の様子は特に変わったものではなかった。翌週の家庭訪問時には担任は廣瀬爽彩と話をすることができず、２月５日に話をしたのが最後となった。

６　廣瀬爽彩の受診経過

廣瀬爽彩は小学校４年次以降病院を受診しており、その経過は以下のとおりである（前述の経過と重複する点もあるが受診経過としてあらためて本項にて整理する）。

廣瀬爽彩は、周産期には特記すべき異常は無かった。生育歴において特記すべきこととしては、言葉の発達が遅く、３歳頃までは母親に携帯メールでやりとりしており、５、６歳になってようやく喋るようになったとされている。

廣瀬爽彩は、小学校１年次までは癇癪が多く、イライラ、落ち込み、パニック、フリーズもみられていた。忘れ物が多く、叱られることも多かったとされる。

２０１７年１月２４日（１０歳時）、廣瀬爽彩はＷ病院を受診した。Ｖ病院からの診療情報提供書には「２０１６年１２月８日の受診時に、母親から『アスペルガーの疑いがあるので貴科受診したい』とのことでした」との記載があった。

Ｗ病院受診時に施行したＰＡＲＳ－ＴＲの検査結果は、ＡＳＤが強く示唆される結果であった。

２月３日には廣瀬爽彩はＷＩＳＣ－Ⅳとバウムテストを受けた。検査の結果、ＷＩＳＣ－Ⅳは「知的障害はないが項目間の凸凹が非常に著明でＡＳＤに特徴的な所見」であり、バウムテストのほうは「他者

とのコミュニケーションがうまくとれないことによる自信の無さ、傷つきやすさ」があるとのことだった。

薬物治療も検討されたが、本人から「サアヤは怒る子だから、薬飲んで怒らなくなったらサアヤじゃなくなる」との発言があり、初回は処方されなかった。なおカルテには「母親への反発と見捨てられ不安がある」との記載があった。これ以降、診察時には毎回、心理士との面談も並行して行っており、本人は楽しみにしていたという。

この時期に教員２名（担任と特別支援コーディネーターとの記載がされている。）が病院に連絡し、医師からの助言や保護者の要望などを聞いて今後の支援体制を検討していきたいと相談している。

２月７日に脳波検査も施行されたが、特記すべき異常はみられなかった。同日、医師が「病状説明」と題する書面に「今日、病院で確認したこと」として、男の子に体を触らせてはいけないことや、この先、困った事、悲しい事などがあったら、先生に相談してほしいことなどを記載している。

なお医師から学校に提出された診療情報提供書（２月９日付）には、診断名としてＡＳＤ［Ｈｉｇｈ－ｆｕｎｃｔｉｏｎ］（「自閉スペクトラム症［高機能］」との記載があった。

３月６日受診時にアリピプラゾール（エビリファイ）１ｍｇ/日が処方開始された。３月１４日受診時には母親から「服薬をはじめて大声は減った」との報告があった。

４月４日受診時にはアリピプラゾールが２ｍｇに増量となった。理由について記載は無いが、本剤は小児の自閉スペクトラム症に対しては「１日１ｍｇを開始用量、１日１～１５ｍｇを維持用量とし、１日１回経口投与する」（エビリファイ添付文書）とされており、当初から増量の予定だった可能性はある。５月９日にはエビリファイが３ｍｇ

に増量されたが、これも同様の理由によると考えられる。

７月１８日に母親に対する反抗があり、医師が母親の同意を得て児相に連絡をとった。８月１７日にも「母と一緒にいられなくなる」という話に反応して母親への反抗があったとの訴えを受けて、エビリファイ液１ｍｇが頓服で追加となっている。

９月２９日の受診時には、廣瀬爽彩が母親に対して激しく文句を言ったとの訴えがあった。暴力は無かったが不穏と判断されたためか、エビリファイが４ｍｇに増量された。

１０月３０日のカルテには、タブレットで会ったことのない相手とのやり取りがあったことが記載されている。一時は希死念慮も口にしていたが、１１月１３日のカルテには「タブレットを取り上げたら落ちついた」との記載がある。

１２月２６日には教員２名（担任と特別支援担任との記載がされている。）が来院し、廣瀬爽彩の学校での様子を相談している。「授業中ずっと喋っている」「問題（が）解けると周囲の子に解説（を）はじめる」「時に、立ち歩きもあり」などの記載がある。

２０１８年４月２７日（１１歳時）、主治医が代わった。

前の主治医から次の主治医への診療情報提供書には、診断として「自閉スペクトラム症」との記載があり、また、学校では道徳の時間のみ特別支援教室でマンツーマンでＳＳＴを行っている、本人は、勉強がよくできることにプライドを持っておりＤ中学受験を目標に塾にも通っている、独語立ち歩きなどの行動はみられるものの、学校で大きなトラブルを起こすことはないようである、最近は、提出物を出さないことが多くなってお母様を悩ませている、学校で頑張っている分、家庭内での反抗がひどく、お母さんに当たる、偏食があり夕食のメニューが気に入らないと母親に文句を言ったりする、との記載があ

る。当時の廣瀬爽彩の全体的な状況がうかがえる記述である。

４月２７日、医師から学校へ診療情報提供書が提出され、「丁寧な説明をする」「感覚過敏に対する対応」などが伝達された。合わせて中学受験についても「Ｄ中受験を無理してやめさせると一生ひきずる可能性がある。ただしＤ中は支援学級がなく、求められる社会性や学力のレベルも高くなるのでイバラの道。それを覚悟し不適応になった時の方針も考えておくのがｂｅｔｔｅｒ」との連絡をした、とカルテに記載がある。

５月１８日のカルテには、宿題が出来ずパニックになって家出し警察に保護された一件が記載されている。この時点では処方に変更は無かったが、７月１３日の受診時には、最近もイライラが激しく頓服薬を飲んでもおさまらないとあり、エビリファイが４ｍｇに増量されている（なお、処方を変更したにもかかわらず処方は８０日分であり、安定期・維持期ではない時期にしては通院の間隔が長すぎる印象は否定できない。）。

その後も廣瀬爽彩のイライラは続いており、９月２８日の受診時には「ママは私の気持ちわかってくれない」という発言があった旨が記されている。医師の問いに対しても拒否的な態度がしばしば見られている。また，１１月３０日受診時には「友達ともめて脱走、理科室の窓から出てベランダに着地した」エピソードが語られている。この時は児童相談所が介入し「今度何かあれば一時保護」と言われたとされる。

感情のコントロールが難しく、逸脱行為も続いているため児童精神科受診が望ましいと判断され、転院先の検討がなされた。その結果、４月からＸ病院に転院することが決まった。

２０１９年３月８日（１２歳時）Ｗ病院での診療は終了となった。Ｘ病院へのＷ病院医師の診療情報提供書には「この春Ｅ中学校へ進学

するが、特別支援学級在籍は本人が拒否。いらいらしたときに『困っている』と伝えること、先輩や先生への態度などについてアドバイスした」とある。

４月１日、廣瀬爽彩はＸ病院を初めて受診した。処方は前医のものを踏襲してエビリファイ３ｍｇ＋１ｍｇのままだった。通院の間隔は、入院期間を除き終診まで、平均１回/月であった。

５月２７日の受診時には、連休中の記憶がないが物にあたって壊してしまった、と話していた。ネットゲームのトラブルが原因？学校では楽しくない、話す人がみつからない、との記載があった。

６月２２日、警察による保護を経てＹ病院に医療保護入院となった。入院カルテに記された診断名は、Ｆ８４.自閉症スペクトラム障害、Ｇ４７．０不眠症、Ｒ６３．０食思不振などであった。

入院時、当直医であった医師の記載は以下のとおりである。

「診察時の初見はトレーナーを無造作に着て、頭髪は若干乱れ気味だが、目立った奇異な装いや不潔感は認めず。黒縁メガネをかけている。表情は若干暗くうつむき加減で疲労感も認めるが、医師の問いかけには視線を合わせ、抑揚ある通常の声量で、落ち着いてそれなりに的確に年齢相応の返答ができる。診察時は落ち着いて着座し、特に興奮や多動、感情失禁などの情動不安定さは認めず」

「今日の夕方以降に公園に行ったり、友人から何か言われたり、川に入ろうとしたことについては何も覚えていない。ただ病院に来た事については、夜学校で教頭先生から心が過敏になっているから、病院で相談したら良いのではと言われてきましたと冷静に答える」

「６．２０以降の家出をして、夜間遠方まで徒歩で出かけ警察保護されたこと。本日同級生からいじめで悪口を言われ、衝動的に公園そばの川に柵を乗り越え、入水しようとして同級生警官に止められ、そ

の後学校で警察官と学校の先生に見守りされたことについては、医師から尋ねても覚えていない、と繰り返し隠蔽様である」

この時点での医師の見立てとしては下記のとおりである。

「自閉症スペクトラム障害、及び混合性不安抑うつ状態、急激な不安衝動性亢進で希死念慮に伴う行動化のリスク、今後増悪のリスクあり、母親による家族対応困難にて、入院にての環境調整を要する。また２０１９年４月以降、Ｘ病院通院以外、児童相談所や福祉制度の利用なく、中学は普通学級でかつ不登校が続いており、ＡＳＤなどへの各種フォローのあり方を入院中模索検討して、方向性を児童精神科より指示していただくことが望ましいと考える」

入院直後は隔離室に入室となり、定時処方としてアリピプラゾール（６ｍｇ）１錠を就眠前に、またロフラゼプ酸エチル（２ｍｇ）１錠を朝食後に処方された。また頓用薬としては、リスペリドン内服液（１ｍｇ）１ｍｌを「おちつかない時」用に、ブロチゾラム（０．２５ｍｇ）１錠を不眠時用に処方された。

入院翌日から日中は隔離室を解錠して、ホールで過ごすようになった。キレやすいという訴えを受けてか、６月２４日からバルプロ酸ナトリウム（２００ｍｇ）１錠が定時処方に追加されている。６月２６日には隔離解除となり大部屋に移った。

入院中は概ね穏やかに過ごしていたが、数回自室やホールで「みんな私が悪い」などと訴えることがあり、過呼吸発作も見られた。その都度頓服薬を服用していた。また入院中に、他の入院患者との距離がうまく取れずトラブルが起きたこともあったが、スタッフの対応で鎮静している。

入院中に警察から事情聴取の要請があったが、主治医の判断で断っている。また母親によれば、入院当日から廣瀬爽彩は保護室に入室す

ることとなったが、入院当日は（おそらくは自殺予防のため）パジャマも下着も着用を認められず、毛布１枚のみで過ごさなければならない状況であり、翌日以降はパジャマの着用は認められたものの、下着の着用は引き続き認められず、寝具が毛布１枚という状況もそのままであったとされる。なお廣瀬爽彩は、母親の記憶では、入院当日から一定期間保護室にて隔離されており、入院当日は保護室から出して欲しいと何度も懇願していたが、２日目以降は諦めてしまっており、後に母親が聞くとこの時点のことにつき廣瀬爽彩は「サイテー」と述べていたとのことである。ただ、カルテ記載によれば、入院翌日から日中は隔離解除となっており、この点は認識にズレがある。

７月８日、母親の要望（通院の便など）もあって、Ｚ病院に任意入院となった。入院時の処方はアリピプラゾール（６ｍｇ）１錠を就眠前、バルプロ酸ナトリウム（２００ｍｇ）１錠を夕食後という内容だったが、７月１０日に処方変更となり、リスパダール（１ｍｇ）２錠を朝夕食後に、ベルソムラ（２０ｍｇ）１錠を就眠前に処方された。変更の理由は不明である。

７月１１日と１９日に、警察が病院で廣瀬爽彩に事情聴取を行った。初回聴取の翌日である７月１２日、面会に来た母親と口論になり、ペットボトルで腕を叩く自傷行為があった。また看護師に「全部私が悪いんですよね」との訴えがあった。同日実施された脳波検査には異常を認めなかった。７月１８日にも消灯後の２２時からホールを動き回るなどの行動がみられた。リスペリドン（１ｍｇ）１錠を服用して落ちついた。

２回目の聴取の翌日である７月２０日にも、ホールでお茶をばらまく、他の患者や看護師に文句を言う、自分の腕や太ももを叩くなどの行動が見られ、「私がぜんぶ悪い」「ぜんぶどうでもいい、死にたい」と訴えた。看護師の対応と頓服薬の服用で落ちついた。

８月２日に母親より退院させたいとの電話あり、主治医の判断で８月４日に退院となった。

８月１９日からＸ病院の受診を再開した。廣瀬爽彩本人がＺ病院の担当医と相性が悪く、Ｘ病院の医師の担当を希望したとのことだった。母からは６月２２日の事件の経緯説明があり、退院後は普通に過ごしていたが、一昨日は散歩に出かけて帰宅せず、警察に捜索を依頼したとのことだった。エビリファイ６ｍｇ１錠、ビペリデン１錠が処方された。

９月３０日受診時には「いくつかの授業に出られている。オンラインゲームはふれあいが目的、テンションのアップダウンが激しい。たまに荒れることがある」との記載がある。

１０月２１日の受診時には「地元月刊紙の記事のことで友達にいろいろ訊かれる。授業は出れていない」との記載がある。

１１月１日の受診時には「目時の感覚がバラバラ、ゲーム仲間を心のよりどころにしている。登校はしているがサファリパークのように騒々しい」との記載がある。

１２月２日の受診時には「学校は嫌だが塾は行っている。勉強は楽しくない。頭痛がある。『誰を信じて良いかわからない』、薬は嫌だがやめると皆を傷つけるから飲む」との記載がある。

１２月２３日、「学校に行くのが怖くて不登校になっている。明日が来るのが怖い。気絶するように眠っている。人に見られるとビリッとなる。英語塾の帰り、外出先でうわーっと叫んでパニックになった。ゲームのことでもパニックになった」との訴えがあった。クエチアピン（１２．５ｍｇ）１錠、ベルソムラ（１０ｍｇ）１錠が就眠前服用として追加処方された。

２０２０年１月６日（１３歳時）の受診時、「年末年始を過ごしてい

た祖母宅から帰るよう言われてパニックとなり、母に電話して来た」との話があった。母親も心理療法を希望した。

以降の受診時の記録上、廣瀬爽彩自身の話や、医師が廣瀬爽彩や母親から聞き取った内容として、以下の記載がある。

１月２２日「ネットで他の人と交流したり、変な人にからまれないよう注意して広く浅く付き合ってる」

２月５日「学校は行けてない、ゲームをしている、弁護士に経緯を説明した」

２月２６日「気分は不安定、弁護士と２回目の面談をして疲れた」

３月１０日「コロナで休校、ゲームしている、祖父母から温泉誘われたが断った」

４月７日「気分は不安定だが今日は登校した。ゲームばかりしている」

４月２１日「新しい支援の先生が休むときは自分で電話を掛けさせる方針で困っている」

５月１２日「学校、塾の話。通話アプリで誰かと話している。」

５月２６日「朝起きられず学校に行けない。近くの公園に行くようになった。ベンチに３時間位座っている」

６月９日「教師と話すとイライラする。Ｉ君からの手紙に起因してトラブル。」エビリファイが９ｍｇ/日に増量となった。

６月２３日「学校に行けてない。作文コンクールに応募する」

７月７日「学校へは１時間ほど行っている。ゲーセンに行って帰り道がわからなくなり迎えに行った」

７月２１日「週に３－４回出かけている。近所の公園に出かけて小

学生としゃべっている」

８月４日「学校は行っていない。公園に行っている。気分は安定している。旅行にも行った」

８月２５日「学校は行ってない。公園は行かなくなった。体調も良くなかった。通信制高校行きたいが勉強はしたくない」

９月８日「誕生日は焼肉を食べに行った。ペンタブとプリンターのプレゼントをもらった」

１０月６日「最近は家の中が多い。外には殆ど出ない。／母：学校は９月中頃に１日行って先生と少ししゃべってきたきり。塾も辞めてしまった」

１０月２７日「ネットで一日中誰かと喋っている。気分は不安定で被害妄想的なところもある」この日からリスペリドン（２ｍｇ）１錠と、リスペリドン液１ｍｌが頓服として追加になった。

１１月１０日「薬を変更してもそれほどかわらない。荒れることや「死にたい」と思うことはなくなったが、長時間眠れない」と。リスペリドンは３ｍｇに増量となった。

１１月２４日　「部屋に閉じこもってゲームかプログラミングをしている。知り合いから教わっていてもわからないとカッとなって相手を攻撃してしまう」

１２月２９日「特に何もしていない。春になってしたいこともあまりない。絵も描いているがうまくいかない」

２０２１年１月２６日終診「【うつむいて？】髪で顔を隠している。何もありません。（待ちくたびれた？と聞かれて）そういうわけではありません」などの応答。自分が一番不幸だとの発言もあった。

廣瀬爽彩は２月１３日に行方不明となり、２月１７日には母親から

Ｘ病院に行方不明になったことの連絡があった。母親は電話で、廣瀬爽彩に薬はきちんと飲ませていたので（廣瀬爽彩が保持している可能性のある）残薬は２月１３日から２４日までの２週間分だが、これを一度に内服しても問題ない量か確認したい等と述べ、医師から「３、４日分なら眠り込んで、自然に目覚めると思うが、寒い中にいれば低体温で致死的だと思う。１０日分以上飲めばすぐには死に至らなくても血圧など観察し補液が必要な要観察状態になるだろう」と回答した。

３月２３日、廣瀬爽彩は遺体で発見された（死亡推定日は２月中旬、死因は低体温症）。

７　廣瀬爽彩の心身の苦痛を示す事情（インターネットへの投稿など）

廣瀬爽彩は、メッセンジャーアプリを含む複数のＳＮＳ上に、自らの気持ちを吐露する投稿を行ったり、他者とのやり取りを行うなどしていた。委員会は遺族から２０２０年１月以降の資料の提供を受け、これをもとにその内容を第５章第２節の２（２）において分析した。

また、遺族より、廣瀬爽彩がいずれかの時期に作成したものであるとして、「死にたい気持ち」と題する作文と、詩の提供を受けた。

Ｅ中入学後間もない時点の廣瀬爽彩の心身の苦痛を示す事情として、母親からは、前述のとおり４月後半から、小学生の頃には好きだった塾に授業開始の時間に行っていないことが増え、お小遣いが足りないと言うようになった、自宅のリビングで母親と過ごすことが少なくなり自室に閉じこもるようになった、帰りが遅くなりどこに行っていたのか尋ねると公園とのみ答えていた、それまで母親との外出に喜んで付いてきていたのに「いかない」「いきたくない」と答えるようになった、笑わなくなり、一人で自室で泣いたりしていた、との話がされている。Ｘ病院でも、２０１９年５月２７日の受診時、連休中の記

憶がないが物にあたって壊してしまったことや、「学校では楽しくない、話す人がみつからない」との話が聴取されており、厳密に始期を特定することは困難ではあるが、連休ころか、遅くとも５月下旬までには、学校での疎外感などから廣瀬爽彩が心身の苦痛を感じていたことが看取される。

８　北海道教育委員会（本庁及び上川教育局）の対応

２０１９年８月終わりころか９月初めころ、上川教育局から道教委本庁に対し、本件に関する報道が地元月刊紙に出るようだとの情報がもたらされた。本庁では、そうであれば速報を市教委から提出してもらう必要があると考え、上川教育局にその旨伝えた。９月１０日、市教委次長から上川教育局に対し、「事故速報（第１報）／被害」と題する書面が提出され、本件の報告がされた（上川教育局での受理は義務教育指導班指導主事）。翌９月１１日、上川教育局から本庁に対し上記書面が送付され、本庁内で回覧された。本庁内ではこれを受け、１　当該生徒の安否／２　生徒の関係性／３　経過のまとめ／４　いじめの認知／５　学校と保護者のやりとりの５点について確認すべきであるとされ、同日、上川教育局主査に電話で確認したところ、１については市教委が毎日様子を見に行っていること、友達となじめているようではないが、通常どおり登校していることが回答され、また、被害生徒は小５で特別支援学級に在籍し、小６か中１で措置変更で通常学級となったようであるが確認中である、確認事項２～５は市教委に確認中である、との話があった。

９月１８日、上記確認の結果として、上川教育局から本庁に対し、「（当時）Ｅ中学校（現　Ｆ中学校）第１学年女子生徒の対応について」と題する書面が提出された。内容は以下の各項目にわたるものであった。

１　当該生徒について

２　関係児童生徒について

３　主な事案

（１）わいせつ画像の送信とわいせつ被害

（２）わいせつ画像及び動画の送信

（３）自慰行為の強要

（４）川への駆け下り

４　上記の事案に対する学校の対応

５　教育委員会（※委員会注；市教委）の対応について

６　関係児童生徒・保護者から当該生徒の母親への謝罪の場について

本庁内でこれを回覧し、いじめの認知・早期対応・謝罪の場の設け方の理解の各点がよくなかった点であると整理され、よくなかった点について詳細に上川教育局から市教委に文書で指摘し指導する方針とされた。文書は主任指導主事が作成し、課長が確認することとなった。

また、市教委においては、地元月刊紙に掲載された記事について、９月１８日付で「(地元月刊紙）に掲載された記事について」と題する書面が作成され、上川教育局に提出することの決裁がされており、提出がされたと思われる。この書面上、４月中旬に廣瀬爽彩が生徒Ｉにブラジャーをつけている胸の画像を送ったこと、廣瀬爽彩が生徒Ｉの要請を受けビデオ通話で生徒Ｉに自慰行為を見せたこと、６月上旬ごろ、生徒Ｍの要請を受け廣瀬爽彩がＬＩＮＥのビデオ通話で自慰行為を生徒Ｍに見せ、また画像を送ったこと、生徒Ｍが画像を生徒Ｋと生徒Ｌに送ったことが記載されていた。警察の聴取に対し、廣瀬爽彩が「いじめられているわけではない」と話したとの記載もされている

（実際には前述のとおり廣瀬爽彩はそのように話したものではない）。

１０月３日、主任指導主事が作成し、課長において確認した「旭川市立Ｅ中学校で発生した事故に係る旭川市教育委員会への指導事項」と題する書面が本庁内で回覧され、１０月７日、本庁から上川教育局へ送付された。この書面においては、「いじめの認知、早期対応」における本件の課題として、自殺未遂事案であるが本人からの聞き取りが行われなかったこと、いじめの疑いがある事案としての対応ではなく、猥褻事案として指導していること、被害生徒の保護者に対し学校の対応方針や指導方針を伝えていないことが挙げられている。また、当該生徒がいじめではないと話していても、客観的に見ていじめが疑われる状況であり、特に当該生徒が川に入った際「死にたい」と繰り返し訴えていることから心身の苦痛を感じていることが考えられることの指摘がされている。そして、学校はいじめの疑いがあると考え市教委に報告するとともに対応策について指導助言を受けること、学校は被害生徒の保護者にいじめの疑いがあることを説明し被害生徒からの聞き取りに理解と協力を求めること、学校は「いじめ対策組織」のもと事実確認、対応策の検討、関係生徒への対応について役割を分担して行うこと、被害生徒及び関係生徒の保護者にいじめの事実と対応策を伝え、謝罪と今後の対応につき共通理解を図ることの指摘もされている。さらに、謝罪の場について各校の判断に委ねたため市教委の指導が行き届かなかったことを課題として挙げ、複数の学校が関連する事案については市教委が窓口となり、情報共有と対応方針について検討すべきことなども指摘されている。

上記書面が市教委に送付された翌日である１０月８日、上川教育局主査と本庁が電話連絡し、①Ｅ中の謝罪状況、②その後の保護者の状況（終息に向かっているか？）、③被害生徒・加害生徒の状況、④市教委の認識（いじめとして認識？）の４点について、上川教育局から市教委に照会することとされた。

１０月１０日、市教委課長補佐から上川教育局主査に対し電話連絡があり、上記４点の照会事項に対する回答がされた。市教委のいじめの認識の有無については、①７月１１日の警察の聞き取りで被害生徒が「いじめはない」と発言していること、②学校の教育相談やいじめアンケートで被害生徒のいじめ被害の訴えがないこと、また他のいじめに関する情報がないこと、③保護者から学校に被害生徒の聞き取りを行わないよう申入れがあり状況が確認できないことを理由として、「いじめとの判断には至っていない」との回答がされた。

この回答内容は「通話処理票」と題する書面にまとめられ、上川教育局から本庁に共有された。

これを踏まえ、本庁においては、前述の１０月７日に上川教育局へ送付した「旭川市立Ｅ中学校で発生した事故に係る旭川市教育委員会への指導事項」と題する書面を修正し、１０月２４日、上川教育局主査に電話連絡するとともに修正後の書面をあらためて送付した。本庁としては本件についていじめ事案として対応すべきであるとの認識であったが、上記市教委の回答も踏まえ、あまりそれを押し付けすぎると受け入れられない可能性も考慮し、１０月７日送付版から以下の点を修正した（他の点は１０月７日送付版からの修正無し）。

〔１０月７日送付版〕

当該生徒がいじめではないと話していても、客観的に見ていじめが疑われる状況である。特に、当該生徒が川に入った際、「死にたい」と繰り返し訴えていることから、「心身の苦痛を感じている」ことが考えられる。

〔１０月２４日送付版（※下線が修正箇所／委員会付記）〕

当該生徒がいじめではないと話していても、客観的に見ていじめの可能性が疑われる状況である。仮にいじめではなかったとしても、

いじめの疑いがある事故として、組織的に対応するとともに、保護者と協力して取り組む必要があると考えられるため、今後のいじめの認知に係る取組に生かすようお願いする。

本庁としては、当該書面そのものを市教委に交付するということを想定していたものではなく、本庁と上川教育局の認識を共通にするため文書で確認したうえ、その内容を上川教育局から市教委に口頭で伝えることを想定し、その旨主査に伝えた。

１０月２８日、上川教育局主査から市教委課長補佐に対し、上記書面の内容について口頭で伝達され、このことについて、１１月７日に主査から本庁主任指導主事に報告がされた。

その後は本庁及び上川教育局においてさらに市教委に連絡するなどはしていなかったが、２０２０年１月５日、本庁の所管する子ども相談支援センターに母親から相談があり、学校がいじめを認めず、対応も納得がいかないということについて、１１２分間にわたり、以下の１２項目にわたる相談がされた。

① ４月からお金の要求、性的いじめ（画像を送らされる、自慰行為強要等）のいじめが始まった。
② ６月２２日に川から飛び込み自殺未遂を図った。情緒不安定・自殺願望があり、その後入院となった。
③ 自殺未遂によってはじめていじめの事実を知った。加害メンバーは在籍中学と隣の中学の複数生徒。警察からは成人なら即逮捕だが少年法で守られているので厳重注意のみと言われた。
④ それぞれの中学では加害メンバーに事情聴取を行い、事実は認めたものの、遊びのつもりでやった、被害生徒も嫌がっていなかったと全員述べているとのことで、いじめとは認めない姿勢を示してきた。聞き取り内容についての情報開示を弁護士から求めたが、個人情報と生徒を守る立場からということで断られた。

⑤ 娘は報復を恐れているのか、誰に何をされたのかを一切話さない。学校側に情報開示して欲しい。

⑥ 娘が入院中教頭と話をしたが、まともに取り合ってもらえなかった。

⑦ 市教委にも同様の対応をされた。市議に間に入ってもらって話をしたら態度がかわり、支援学級のある転校先リストが提供され、転校したが、今も通えていない。

⑧ 一度娘が担任に相談をしたが、すぐに問い質し、以後いじめが悪化したことがあったと聞いた。娘は人を信じられなくなり、登校が難しく、自暴自棄にもなっている。

⑨ 学校側で謝罪の場が設けられたが、在籍校では弁護士の同席が拒否された。弁護士は学校の隠蔽体質がひどいと言っている。

⑩ 加害側の主張はあくまでも遊びの一環だったとのもので、謝罪の場で一応謝ったものの、態度が悪い状況であった。にもかかわらず教頭は真摯な謝罪がされたと擁護した。

⑪ 加害メンバーにはきちんと反省してもらいたいので民事訴訟も検討しているが、娘が証言できる状態ではないことや、こちらが持っている証拠の少なさから難しい。教頭にも反省を促す主旨で訴訟の考えを話したところ、健全な教育とは言えないといわれた。

⑫ 娘の状態がかなり悪く、服薬治療を受けている。学校と勉強が大好きだった頃に、１００％は戻れないとしても、回復させてあげたい。どこか病院など相談できるところはないだろうか。

本庁から上川教育局にこのことを伝達し、上記１２項目につき市教委に確認するよう指示がされた。市教委では、１月９日付で、１２項目に関する回答文書を作成した。⑥、⑦（市教委がまともに取り合わなかったとの点）、⑧、⑩、⑪（教頭に民事訴訟についての話がされたとの点）についてはそのような事実はないとの回答であった。

１月１６日、上川教育局に市教委主幹及び課長補佐が来局し、主査

及び指導主事が面談し、１２項目について確認のうえ、１月２０日に「旭川市立Ｅ中学校で発生した事故に係る旭川市教委確認内容」と題する文書を本庁に送付して報告した。

本庁では上記文書を回覧し、市教委の対応が遅いと感じ、１月２３日には市教委から保護者に連絡し、丁寧に説明するなど、放置することのないよう指導する方針とされた。

１月２１日、本庁指導主事から上川教育局主査に電話連絡したところ、市教委としては保護者から求めがあれば説明・支援するとの方針であるとのことであり、１月５日の相談の対応も市教委側から能動的には行っていないとのことであったため、上川教育局から市教委に対し、求めを待つのでなく市教委側から対応するよう指示することとした。

２月５日、上川教育局主任指導主事から本庁に対し、学校は毎週金曜日に家庭訪問を実施し保護者と面談していること、当該生徒とは１月１２日・３０日に面談を実施したこと（３０日は登校した)、学校と保護者の関係性は悪くないことが報告された。

２月６日、上川教育局主査から本庁に対し、まだ市教委から保護者への連絡はしていない状況である旨の報告があり、本庁から、連絡をするよう依頼した。

本庁に対し事故速報が提出された本件について、その後の事故報告書が提出されていなかったため、本庁は、上川教育局を通じて市教委に提出を要請した。

３月２３日付でＥ中において「被害事故報告書」と題する書面が作成され、市教委に提出された。市教委においては同月３０日付で「事故報告書の提出について」と題する書面が作成され、上記Ｅ中作成の「被害事故報告書」を上川教育局に提出することにつき決裁がされて

いる。その後、上記「被害事故報告書」に加え、Ｇ中において３月２３日付で作成された「被害事故報告書」１通と、Ｅ中において同日付で作成された「被害事故報告書」もう１通が、同年４月１６日付で上川教育局から本庁に提出されており、この日までに上記３通が市教委から上川教育局に提出されたものと思われる（記録からはその時期及び３通が同時に提出されたのか否かなどは不明であった）。本庁においては４月１７日に上川教育局からこれらの提出があったことについての書面が起案され、庁内で回覧されているが、特にこれを踏まえて上川教育局や、同局を通じて市教委に対し何らかの助言等を行うこととされた経過は確認できない。

上記３通の被害事故報告書は、

１通目のＥ中報告書：２０１９年６月３日、被害生徒が他校在籍の上級生男子生徒（特定なし）に写真を送信した。画像は全て削除された。

Ｇ中報告書：２０１９年６月３日、生徒Ｍが被害生徒に対して写真と自慰行為の動画を送るよう指示し、動画を受信した。生徒Ｍは生徒Ｌに動画を送信し、６月２３日に生徒Ｌが生徒Ｊにこれを見せた。

２通目のＥ中報告書：２０１９年６月３日、生徒Ｌが生徒Ｍから動画を受信し、６月２３日に生徒Ｊにこれを見せた。

との内容であり、一貫していないが（廣瀬爽彩による「動画」の送信と、生徒Ｍによる「写真」の受信が落ちていることや、１通目のＥ中報告書では「画像は全て削除された」とされながら６月２３日に生徒Ｌが生徒Ｊに動画を見せたとされ削除されてはいなかったことなど。）、この点についても特に本庁内で確認がされていない。

その後は本庁及び上川教育局においては本件に関し特段の措置は

とられなかった。

９　廣瀬爽彩の死

２月１３日、廣瀬爽彩は、１７時ころ母親が仕事に出かける際、夕食の話になったが特に変わった様子は見られなかったものの、その後、母親が１８時過ぎに家に戻った際には、既に家を出ていた。

廣瀬爽彩は、この日、ＬＩＮＥで１７時２６分に「ねえ／決めた／今日死のうと思う」、１７時２８分に「今まで怖くてさ／何も出来なかった／ごめんね」とメッセージを送り、また、１７時３２分以降「ネットやめるかもしれません」「まだ決定では無いですけれどね」「まだかもなので・・・」「まあどうなるかわからないですけどね」と投稿しているが、家を出る際スマホを持って出ていたため、上記投稿を廣瀬爽彩が家を出る前に行ったものか、家を出た後に行ったものかは判然としない。

また、廣瀬爽彩は、別途、東京在住の男性に対しボイスチャットツールで「家出をする。死にたい」との話をしており、当該男性から警察署に通報があり、警察署から母親に連絡がされた。母親が警察からの連絡を受けたのは家に到着する直前であり、その後、警察、母親で捜索を開始した。２１時半ころ警察からＦ中にも連絡が入り、廣瀬爽彩が居そうな場所の情報を提供できないかとの要請がされた。

担任から母親に電話連絡を入れ、友人の家等行きそうな場所について尋ねるも、Ｆ中には親しい友人はおらず、Ｅ中の先輩（生徒Ｉ）については住所が分からないとのことであった。

翌２月１４日も引き続き警察や母親による捜索が行われたほか、朝７時からＦ中の教諭らも複数で体制を組んで捜索を行ったが廣瀬爽彩は見つからなかった。

３月２３日、廣瀬爽彩はＴ公園で、遺体で発見された。死亡推定日は２月中旬、死因は低体温症とされた。

廣瀬爽彩の死について、２０２１年４月１５日の上川教育局指導主事から本庁宛の連絡において、３月２４日にＦ中の管理職が母親と面談した際、

① 警察から事件性がないと言われたこと
② 検死の結果から薬の過剰摂取等の形跡がないこと
③ 薬の服用により意識が朦朧として公園で倒れた可能性があること
④ 検死報告書には死因が低体温症であるとの記載があること

との話があったとされ、このことから、市教委としては、本件について、事件性はなく、事故であり、自殺の可能性は低いと考えていることが伝えられたとされる。

この点、廣瀬爽彩は「ねえ／決めた／今日死のうと思う」とのメッセージ送信や、ボイスチャットツールで「家出をする。死にたい」との話をしたうえで、真冬の旭川の夕方（１７時以降／当日の夕方の気温はマイナス１．８度であった）に、ごく軽装（発見時の着衣は、下はズボン及び長靴をはいた状態ではあったものの、上はコートなどを着用せず、薄手の長袖Ｔシャツをやや腕まくりした状態であった。）で自宅を出ていること、その後自宅に戻ることなく、スマホを持っていたため助けを呼ぼうと思えば呼べる状態で、自力で自宅に戻ることも絶対に不可能とまではいえないＴ公園において亡くなっていたことは、廣瀬爽彩の死が自殺であると考えられる事情であり、他に自殺であることを否定する資料等はない。

おそらく廣瀬爽彩が家を出る日の前日か、家を出る直前に、「Ｃｌｕｂｈｏｕｓｅ」という通話アプリでトータル１時間以上は廣瀬爽彩と話したという男性から、当日の会話内容として、特に自分から聞き出したわけでもなかったが、勉強の話題から人生相談のような会話の流れになり、

廣瀬爽彩の方から「過去の凄絶な経験」を話し出した、具体的な話の内容を細かく記憶してはいないが囲まれて自慰行為させられたことや、わいせつ画像が拡散されたといった話があった、廣瀬爽彩は「自分が悪い」というニュアンスで話しており、そこまでのことをされたのにどうして怒らないのだろうと思い、廣瀬爽彩が怒らないというなら、自分が代わりに怒るから、という感じで自分の方から怒りをあらわにして「そんなの犯罪だ、きみは犯罪の被害者なのだから」と廣瀬爽彩に話しかけたところ、廣瀬爽彩は「そんなに怒らなくていいよ。私はいない方がよかった。私抜きでみんなが幸せになればいい」と話した、廣瀬爽彩の話しぶりは、暗く沈んでいるというほどではないものの、涙ながらに話している、というような雰囲気であった、廣瀬爽彩は「何かをこらえる感じ」で、言葉をつっかえ、つっかえしながら、ためらって、ためらって、ゆっくり時間をかけて言葉を選びながら、凄絶な経験を話してくれた、自分としては、これほど深く傷ついている廣瀬爽彩を、これ以上傷つけないようにするにはどうしたらいいか、という思いを持ちながらその話を聞いており、意見をすることも難しいと思ったので自分はあまりしゃべらず、ただ廣瀬爽彩の言葉に耳を傾けていた、自分から廣瀬爽彩に対しては、「幸せになる権利がある」というような、誰でも言えそうなことしか言えなかった、との情報提供がされている。このようなやり取りの後に家を出ていることも、廣瀬爽彩の死が自殺であると考えられる事情である。

第３章　いじめの認定

第１節　いじめの認定についての考え方

法は、第２条第１項において、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定めている。

旭川市も「旭川市いじめ防止基本方針」第２章４（１）において、いじめの定義について上記の法の定めを引用し、「いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。」としている。

法におけるいじめの定義は、児童生徒が他の児童生徒に対し何らかの言動をなすこと、またはなさないことが、当該児童生徒の主観的意図や行為の態様、さらに意識・無意識にかかわらず、一定の関係性と状況において、相手方児童生徒に対して心身の苦痛を与え、時に重大事態に至ることから、心身の苦痛を与えるかどうかを基準に、かかる影響を与える行為をいじめとしている。すなわち、個々の行為がいじめであるか否かを、（これまでそうしてきたように）その行為の態様や継続性、傷つける意図の有無などで判断しようとすると、特に、それが一見些細な行為と見えるものである場合、行為等を受けた児童生徒の心身の苦痛が軽視されたり、見過ごされたりする。たとえ同じ行為であっても、誰が誰から受ける行為か、どのような文脈のどのような場面で行われたものかなどによって、苦痛の生じ方は異なる場合がある。また、児童生徒が意識しているか否かに関わらず、児童生徒間で何かが生じれば心身の苦痛に至るような関係性が成立している場合、行われたことに対する精神的負荷は大きく、実際に何かが起きたときの影響は周囲で考える以上に大き

いこともまた理解しておく必要がある。心身の苦痛は、外形的には同じような行為であっても苦痛を生じる場合と生じない場合があることからわかるとおり、行為の程度の苛烈さ、痛ましさに応じて決まるわけではなく、人間関係を背景として、行われたときの状況などに基づき児童生徒それぞれに生じるものである。もっとも、明らかに酷い行為は、それ自体として心身の苦痛を伴うものであり、いじめと推認できるものであるが、その程度については、想像以上に被害児童生徒に苦痛を与えている場合があり、そうした場合であっても、いかなる程度のいじめであるかについては慎重に見極められる必要がある。

また、いじめは、上記のような性質上、行った児童生徒が、相手を深く傷つけているにもかかわらず、これと気づかないこともあれば、気づいたとしてもたいしたことのないものと思っていたりすることなどもあり得る（意識のギャップ）。また、これを受けている児童生徒自身も、報復を恐れるほか、人間関係を維持したいであるとか、自分が悪いなどと思うことがあり、実際に、心身の苦痛を受けていながら、言い出せなかったり、それをいじめではないと考えたり、そう思い込もうとしたり、いじめとして扱われることに躊躇または否定的態度を示したりすることがある（被害申告上の障壁）。

こうしたいじめを行っている児童生徒とこれを受けている児童生徒の意識のギャップから、「いじめを行っていない」「いじめではない」との言い分が生まれやすくなる。さらに、いじめを受けている児童生徒からの心身の苦痛やいじめの申告がされにくいといった要因から、行為だけ見ていてもいじめを発見できないことに加えて、行為に拘泥する限り、いじめは、実際の現場において、いじめを行っている児童生徒の言い分が通りやすい傾向を持つと同時に、いじめを受けている児童生徒の心身の苦痛が見逃されたり（「無し」と判断）、軽視されたり（「有り」と判断しても程度を過小評価）する傾向を有することとなる。しかし、いじめは、その間も、これを受けている児童生徒の心身に大きな負荷をかけて

いる。

以上のようないじめの特質を踏まえ、教員等は、心身の苦痛を感じている児童生徒の側に立って、その気持ちに寄り添い、時にそうした心身の苦痛を見抜き、いじめを早期に発見する必要がある。また学校は、いじめを発見しにくい現状も踏まえ、児童生徒間の人間関係において生じている現象を軽視することなく組織的に対処し、苦痛を与えた児童生徒に対しては、単に自身の行為を反省させるだけではなく、丁寧に被害児童生徒の苦痛について理解を深めさせ、それが自身の行為によって生じていることの認識を深めさせる等、適切な指導を行うことが求められる。

いじめは、その態様にしたがって、心理的ないじめ、（身体的いじめを含む）物理的ないじめに分類することもできるが、いずれにせよ、これを受けた者の「心身の苦痛」が決め手となって、はじめて、いじめといえるという点に留意が必要である。特に、心理的ないじめにより覚える心身の苦痛は、物理的ないじめにおいても生じ、その大きさが重大事態の誘因となるものであるが、かかる苦痛が生じるかどうか、どの程度生じるかはこれを受けた児童生徒の人間関係において決まる。また、いじめを捉えるにあたっては、当事者間だけでみるのではなく、集団の中で捉えることもまた重要である。１９８５年に、いじめを「加害者」・「被害者」の当事者（２者）関係のみで捉えるのではなく、「観衆」、「傍観者」を含む集団の内の構造で捉えるべきであるとした森田洋司の「いじめの四層構造」はその先駆けであるが、さらに、集団の中で、日常的に生成され、変化する児童・生徒の階層的関係がいじめの構造を生じるとする議論もあり、そこに教師の不作為を含む関わり方が影響を与えることもまた指摘されている。

そして、さらに重要なのは、いじめの相手を支配する独特のしくみである。中井久夫は１９９７年に、いじめが進むプロセスについて、「孤立化」、「無力化」、「透明化」と進み、相手に隷属されるプロセスであると

説明している。ここで想定されているいじめは、隷属性の意図をもってなされる加害行為であるが、逆に、児童生徒が関係に依存しているような場合には、「透明化」が容易に進行する可能性を持っているとも言える。「孤立化」の前段にあたる「標的化」の必要がなくいつの間にか標的になり、「孤立化」したくないという力学が働くことで、抵抗の意思を持たずに「無力化」し、「透明化」を加速することになるからである。少なくとも、いじめが生じている関係性の中では、いじめは、「自然の一部」か何かにしか見えなくなり、周囲もこれを承認することになる。そして、心身の苦痛が生じていたとしてもそこから抜けることのできない関係が生じる。こうした場合、敏感に心身の苦痛を看取し、一刻も早くいじめの関係性を発見し、この児童生徒を救い上げることが大切で、その対処が遅れると、これを受けている児童生徒の苦痛が最大になっているにもかかわらず、周囲は誰もそれに気がついていないことすら起こるのである。

本件においても、こうした点を踏まえ、行為とその行為によって受ける心身の傷つきという視点を重要視して、委員会が認定した行為により当該生徒が心身の苦痛を感じていたかどうかを基準に、いじめを認定するものである。心身の苦痛の判断においては、当該生徒から聞き取りをすることがもはやできないということを踏まえ、苦痛を示していた記録や証言の他、それが得られていない（とみえる）場合であっても、いじめを申告することを妨げる要因があり得ることを踏まえ、特定の行為が特定の関係の中で行われれば、通常の感受性において苦痛を感じるかどうかという観点から、判断することとする。

第2節　本件における出来事といじめ

1　小学校時代の出来事といじめ

廣瀬爽彩について、小学校時代の限られた情報の中で認められるこ

とは、廣瀬爽彩が、他の子どもと「違う」という認識が教員および児童の中にも形成されていたということであろう。

小学校４年時の学芸会のエピソードが伝えられており、短いエピソードからは「連帯責任」を拒否する廣瀬爽彩の言い分に一理あると思われるが、その是非はともかくとして、問題は、おそらく、教員から見たとき、他の児童が普通に受け入れる指導が、廣瀬爽彩には通じないといった印象があったものと思われる。他にも学芸会のエピソードに類する出来事等が多くあったとすれば（そのような状況であったことは推察できる）、教員において廣瀬爽彩が他の児童と「違う」ことが強く意識され、廣瀬爽彩に対する指導の必要性を感じていたものと推察される。

また、周囲の児童も、廣瀬爽彩を自然に受け止めている友人などは、廣瀬爽彩が叱責または非難される立場に立ったとき、廣瀬爽彩を擁護する様子が見られ、それ自体、教育の成果と評価してよいが、他方で、これら児童が、廣瀬爽彩の思考方法、行動様式が他の児童と「違う」ことを意識してのものともみられる。

こうした中で、廣瀬爽彩は、「（仲のよい友だちは）クラスにはいません」「他の人と考え方が違うので」との発言に見られるように、少なくとも５年生に進級する頃から、自己を他者との違いで意識するようになり、クラスの中で、孤立感、疎外感を覚えていったものと思われる。６年次には、廣瀬爽彩がイライラしたような行動をすることが増えてきたとのことであり、こうした感情の表出は、人間関係における孤立感、疎外感と表裏のこととして理解できる。

いずれにせよ、小学校時代は、廣瀬爽彩に気を遣う児童も周囲にはいたものの、実は、それぞれが互いをそれほど気にする関係にはないという年齢的な特性もあり、直接利害において対立的になることなどがない限り軋轢を生むことは少なく、実際には、廣瀬爽彩が孤立感を

深める出来事（いじめ）は、ごく些細な出来事として存在した可能性はあるが、具体的には確認できていない。

なお、廣瀬爽彩が他との違いを意識し始めた頃、他と「違うこと」はわかるが、「何が違うか」が理解できないことから、どうしてよいかわからず、そのことを原因としてパニックになっていたと思われる様子もみられる。Ｂ小では、そうした場合の対処法として、廣瀬爽彩がクールダウンできる場所を決める方法を採っていたが、そうした場所が（一時的な避難場所を超えて）居場所となっている様子もみられ、また、他の児童からは不意に出て行ってしまう子どもとしてみられていた可能性は高い。また、家庭では、学校のような遠慮はなく、感情の表出が強かったとみられることに加えて、クールダウンできる場所もないことからパニックの度合いは大きかったものとみられる。

２　中学校における出来事といじめ

（１）クラス内でのこと

廣瀬爽彩は、現に能力において秀でている部分があり、進学においても高い希望を持っていた様子がみられる。廣瀬爽彩が進学上障害となると考えていたのが特別支援学級の在籍であり、普通学級に戻ったうえで受験に臨んだが、結果は出なかった。

中学に進学すると、中学受験がうまくいかなかったことを気にかけていないかのように、高校受験にすでに目を向けていた。既知の生徒の少ないＢ小出身の廣瀬爽彩としては、バイアスのかかっていない環境で振る舞いやすかった可能性もあり、スタートダッシュは速かった。クラス役員の選出において、立候補をして副委員長になり、将来は生徒会長になる意欲を見せていた様子、さらに何事にも積極的に関わろうとする様子などから、前のめりとも言えるほどに

意欲的な様子がうかがえる。

他方で、クラスの人間関係は、多数を占めるC小出身者の関係や所属する部活動の関係を背景にしながら徐々に形成されていき、クラスの雰囲気も作られていった。そうした中、廣瀬爽彩のスタートダッシュは際立っていたものの、徐々に形成されていったクラスの人間関係とは異なる立ち位置にあり、こうしたクラスの関係に馴染むことはできず、逆に、近づけば気にかけてくれる教師との関係に傾倒していった様子も窺える。

中学生になると、生徒らがそれぞれの関係性を重視し始める傾向もあり、話をする程度に一緒にいる生徒もいたとの情報もあるが、廣瀬爽彩は、グループの関係とは「違う」生徒として、クラスの生徒らとはよそよそしい関係になっていった。男子がショッピングモールで逃げるみたいになったエピソード、話しかけても話してくれないエピソード、人数が一杯だとしてクラスの中心的立場にある女子のグループには入れなかったエピソードがあり、さらに、「関わらない方がよい」とするある生徒らの情報により、クラスメイトが距離をおく、避けるという状況に拍車をかけることとなった。

廣瀬爽彩は、こうした状況に気がついており、「(自分が) 話しかけても話してくれないんだよね、何かしたかな」との吐露は廣瀬爽彩の孤立感、疎外感をよく表している。

こうした状況が作り出されていたこと自体、廣瀬爽彩に少なくとも心身の苦痛を生じさせていたという意味ではいじめに当たるが、クラス内の人間関係や、廣瀬爽彩の特性を背景として、さらにこうした行動が露骨になっている様子も見られる。例えば、廣瀬爽彩の特徴的な行動を取り立てて指摘（「大食い」「大食い女」）をしたり、廣瀬爽彩の（自分たちとの）「違い」を、略語・隠語（「あたおか」、「きちがい」、「ガイジ」）で語ってみたり、クールダウンのために教

室を離れる廣瀬爽彩の行動を「私もう帰る」といった言葉とともに真似をして笑いをとったりしていることが伝えられている。

廣瀬爽彩は、こうしたクラスの出来事について母親に話をしており、居心地の悪さとともに心身の苦痛を感じていたことは明らかである。また、廣瀬爽彩はいじめについて語ることができるようになった時期である２０２０年１月２０日、インターネット上に「前の学校でクラスに馴染めなくてクラスが怖い」と投稿し、５月２２日にも「クラスではいつも浮いていました。私はすぐキレるしすぐ突っかかってしまうことがあったからです。でもそれには理由もちゃんとありました。でも上手く言えませんでした。私はちょっとした特性を持っていたからです。それが自閉症スペクトラム症です。人のことが上手くわかってあげられませんでした。」「だからいつも喧嘩になってしまいました。だからいつも私が怒られました。」と投稿している。これらの心情の吐露からは、心身の苦痛とともに、その原因を自分に向ける自己評価の低下の状況も見ることができる。

廣瀬爽彩は、「だからいつも話を聞いて欲しかった。だから１人になりたくなかった。だから先輩たちから離れられませんでした。何より何より１人が怖かったから。でも先輩たちといることによって私は誇りも失うことになります。」と投稿している。このような投稿からも、廣瀬爽彩がクラスでの出来事で心身の苦痛を感じ、「１人でいること」への恐怖感から「先輩たち」との関係を構築し、維持せざるを得なくなっていった心情も読み取れる。

以上のことを踏まえると、クラスでの出来事は、必ずしも行為者を特定できない部分もあり、各行為者の意図や悪意も明らかにすることはできないが、廣瀬爽彩にとって、こうした関係性、さらに出来事の一つ一つが大きな苦痛になっており、いじめであると認定できる。

なお、前述のとおり、女子の中心的グループから外されてしまっても廣瀬爽彩と一緒にいた生徒もいたり、廣瀬爽彩がキレてしまったときにもなだめて連れ戻すような気遣いができる生徒もいたことも事実であり、この点も委員会としては指摘をしておきたい。

（２）クラス外の交友関係における出来事といじめ

ア　クラス外の交友関係について

廣瀬爽彩が、クラスにおいて、廣瀬爽彩の主観においても、また客観的にも孤立する一方で、学校外を含むクラス外の者との交友関係はむしろ自然に（バイアスなく）形成され、クラスにおける孤立感と反比例するように、かかる交友関係へ傾倒していく様子が見られる。

廣瀬爽彩のクラス外での人間関係は、Ｅ中での現実の関係と接点を持ちつつ、ネットワーク上のゲーム（オンラインゲーム）の関係で深められていった。また、この関係は、Ｂ小に隣接するＲ公園での現実の関係とも重なって展開しており、ゲームの関係以外のメンバーへの広がりがあった。この関係は、クラスの関係を含むＥ中同学年の関係とは無関係のものであり、Ｒ公園に集まる小学生を含めると、廣瀬爽彩にとっては学年・学校ばかりか小中学校の垣根も超えた関係であり、その中心に位置していたのが廣瀬爽彩にとって先輩に当たる生徒たちであったことにも特徴がある。こうした関係の中心的メンバーは、相互にＬＩＮＥの個人またはグループでの連絡関係を築いていた。

具体的に述べると、２０１９年、廣瀬爽彩がＥ中に入学した際の部活動紹介において出会った上級生の生徒Ｉ、生徒Ｊがきっかけであると思われるが、その後、オンラインゲーム「荒野行動」

を共にするメンバーとして、同じくＥ中の上級生の生徒Ｌが加わっている。Ｅ中の上級生の生徒Ｋも、荒野行動で遊ぶことがあり、生徒Ｉと生徒Ｋがこれを行っていた際、廣瀬爽彩を招待したことがあり、生徒Ｋはその際廣瀬爽彩の名前までは把握していなかったようであるが、Ｅ中の下級生の生徒としてはじめて認識した可能性がある。生徒Ｌは、幼なじみのＧ中の生徒Ｍと保育所が同じで、交流のあった生徒Ｉ、生徒ＪとＲ公園で遊ぶ関係にあった。生徒Ｍと廣瀬爽彩は小学校時代から既知であり、さらに生徒Ｍと生徒Ｌ、生徒Ｌと生徒Ｋ、生徒Ｋと廣瀬爽彩がそれぞれ一緒にいることが多かったことから、相互に関係がつくられていったものと思われる。

廣瀬爽彩にとって、こうしたクラス外の関係は、趣味（オンラインゲーム）が共通という以外の利害関係はなく、同学年ではない関係でもあったので、比べたり、比べられたり、あるいはお互いに同質であることに関心を持たず予断を持ってみられることもない関係であった。また、Ｒ公園で居あわせる小学生を除いて廣瀬爽彩自身は年下であり、さらに異性の関係として成立している部分があったことから、異性として特別にみられることもあった。いずれにせよ、クラスのように自分の位置づけを競う必要のない関係であり、頑張る必要がなく、その関係にいる限りある程度中心的な立ち位置でいられ、また、「違う」子との印象が持たれない関係であったことから、廣瀬爽彩の居場所ともなりえた。さらに、中心的な関係においては、ＬＩＮＥグループも形成されており、この関係における親密性も有していた。

なお、Ｒ公園での交友関係としては、顔見知り程度ではあるが居あわせれば会話を交わす生徒、あるいは廣瀬爽彩の下の学年に当たるＢ小の児童等もおり、一つのグループというよりは、それぞれの関係性の集合または組み合わせであり、個性や関係性に違

いや濃淡はあった。その中で、（Ｅ中内ではなく）むしろＲ公園で出会うことが多い廣瀬爽彩と生徒Ｋとの関係は独特であり、Ｒ公園を居場所と感じている廣瀬爽彩にとって、生徒Ｋとの関係は切っても切れないものとなっていった。

イ　関係性の変化

こうしたクラス外の関係には、事後に関係性の変化（学年の違いはあれオンラインゲームやＲ公園で集まって遊ぶだけのある種対等な関係から、廣瀬爽彩が依存的従属的になっていく変化）がみられる。この変化が生じた一つの要因としては、廣瀬爽彩が、張り切って学校生活を始めたものの、その後クラスでの人間関係において孤立感を覚えていったことの表裏として、クラス外の人間関係の居場所としての意味がより強くなっていったということが挙げられる。廣瀬爽彩が、クラスでの孤立感を意識する中で、クラス外の関係について、ここだけが居場所であり、「離れたくない」という思いを持つに至り、先輩らからの要請を断れない関係に変化していく。例えば、生徒Ｋとの関係について、普通の先輩後輩関係に見える一方で、生徒Ｋの個性と廣瀬爽彩の依存感情とが相互に作用する形で、「おごる関係」と「おごらされる関係」（廣瀬爽彩が関係維持のため自発的におごったり、求めを断れずにおごらされたりする関係）が並行して現れる様子がみられる。そうした中で、廣瀬爽彩にとっての生徒Ｋは、（生徒Ｋと生徒Ｉの関係が悪くなったことも影響している可能性もあるが）おごらされる関係が強く表れるような場合が増えるにつれて、「怖い」存在へと徐々に傾斜していくことになる。

廣瀬爽彩と生徒Ｉとの関係も同様である。前述のとおり生徒Ｉは廣瀬爽彩に対しほのかに恋愛感情があったとの話があるほか、

廣瀬爽彩の側も生徒Ｉに好意を持っていたとの話もあり、このような関係も背景として、依存感情はより強いものとなっていったとも思われる。

廣瀬爽彩の中で、クラス外の関係の位置づけが（クラスとの関係との対比で）高まる中で、全体としても、生徒Ｉまたは生徒Ｋとの関係においても、「離れたくない」関係になり、メンバーの要求に応えざるを得ず、また自ら応えようとする関係に変化している。

ウ　クラス外の関係における出来事といじめ

（ア）オンラインゲーム時の性的話題

オンラインゲームの関係における出来事は、４月中旬から５月初め頃の出来事として生じている（廣瀬爽彩が中学校生活のスタートダッシュにおいて挫折感を感じ始めた頃と重なる時期と思われる。）。一つは、生徒Ｉ、生徒Ｊ、生徒Ｌ、廣瀬爽彩におけるオンラインゲーム中の性的話題である。「下ネタ」として始まった話題は、やがて廣瀬爽彩が性的関心の対象となり、廣瀬爽彩が自慰行為をしたかどうかに話題が移っている。なお、この話題に関心を持たない生徒Ｊは話に加わることはなかった。

この関係は、廣瀬爽彩にとっては居場所の中心であったことから、男子間で行われる「下ネタ」について、当初、「自分は平気だ」と、異性として気遣われたくないという意味も含めた同僚性（対等な立場の仲間として扱って欲しいとの希求）と、男子たちの異性への興味の対象となることの存在感が交錯する形で、これに加わっている様子が見られる。男子生徒らは、そ

うした廣瀬爽彩の反応をよいことに、性的興味から、異性である廣瀬爽彩が自慰行為をしたことがあるかどうかを問い、廣瀬爽彩は回答することとなった。

この会話の中で、廣瀬爽彩に心身の苦痛を生じたかどうかはともかくとして（少なくとも、同僚性を保ちたいということから無理をしていた可能性はある。）、対象として一人関心の目が向けられ、同僚性を維持したい関係性への依存を背景として、極めてプライベートなことについて開示を迫られることは、そもそも人の尊厳を損なうものであることはいうまでもない。「性」のことは、秘匿性が強くしかも人にとって大事な部分であり、信頼できる関係性の中でそれを悩みとして自ら打ち明けることはあるとしても、無理に開示させる行為は許されるべきではない。これは、廣瀬爽彩がこの関係の同僚または中心でありたいとの思いを背景として行われた人権侵害であると同時に、廣瀬爽彩がこの関係の中で性の対象となっていく端緒となる出来事であり、後にみるいじめの背景となる関係性形成の端緒となる出来事であるといってよい。

（イ）生徒Ｉとの出来事

（ア）と一連のこととして、ゲームが終わった後、廣瀬爽彩と生徒Ｉとの間で個別にＬＩＮＥのやりとりがなされている。そのやりとりの中で、確認できる資料から合理的に判断して認定できる事実として、廣瀬爽彩が生徒Ｉに上半身下着姿の写真を送付したことと、また、自慰行為をＬＩＮＥのビデオ通話上で見せたことが認定でき、これらの行為は生徒Ｉの求めによるものであったことが推認される。また、Ｒ公園で、廣瀬爽彩と生徒Ｉが２人きりになった際に、興味を示した生徒Ｉに、廣瀬

爽彩が胸を服の上から、下半身をジャージの上から、さらに直接触らせたということもあった。

廣瀬爽彩は、上述のとおり、生徒Ｉを含むオンラインゲームで集まる関係に、クラスでの疎外感に反比例する形で傾倒しており、性的話題も厭わない同僚性を示すことでこの関係への帰属性または存在感を示そうとしていた。さらには、廣瀬爽彩は、この関係性を維持したい一心で、下着姿の写真を送ったり自慰行為を見せたり、体を触らせるということまで行うに至っている。これは、いわば自らの性を差し出す（相手の性的関心に応える）形となってまでも、廣瀬爽彩が関係性維持を強く希求したことの表れといえる。ゲーム仲間での「下ネタ」に同調し、自慰行為の経験の有無について口頭で開示する（この間に男子生徒らも自らの経験に言及していた可能性もある）までであればまだ「同僚性」維持のためのものとして捉えられるとしても、男子生徒と一対一の場で、廣瀬爽彩のみが下着姿の写真を送ったり自慰行為を見せたり体を触らせるという行為は、明らかに非対称の、廣瀬爽彩が性的興味の対象として扱われた出来事というべきであり、そこまでしてでも関係性を維持したかった廣瀬爽彩の心理を表す経過であるといえる。

Ｒ公園の出来事の後、夜中、廣瀬爽彩が生徒Ｉ（を含むメンバー）と会う約束をし、午前３時か４時ころに家を出て行こうとして母親に止められた後、生徒Ｉに泣いて謝っていたというエピソードなどから、前述のとおり廣瀬爽彩は特に生徒Ｉに特別の感情を持っていた可能性もあると思われ、このような感情も背景に、前述の「性を差し出す」行為を余儀なくされた面があるとも思われる。

こうした関係において行われたこれらの出来事は、確かに、

行為に至る直接の場面では、生徒Ｉの誘いに廣瀬爽彩が応じた形になっているが、こうした廣瀬爽彩の行動には以上のような心理（関係性の維持を希求する気持ち）が背景となっていることを理解しておく必要がある。また、廣瀬爽彩が後に、「Ｉ先輩との黒歴史」と振り返りで述べていることからもわかるとおり、廣瀬爽彩の心の深層に深い苦痛を与えていたことは明らかであり、その意味で、いじめに当たる。

なお、生徒Ｉが、廣瀬爽彩について、「胃液」と呼称していた可能性について指摘したが、仮にこれが事実であるとすれば、吐瀉物にたとえて呼ぶことは一般に考えても苦痛を与えるものであり、いじめに当たる。

（ウ）生徒Ｍへの写真の送付

生徒Ｌから、一連のＬＩＮＥ及びＬＩＮＥのビデオ通話のことを聞いた生徒Ｍは、６月３日、廣瀬爽彩のＬＩＮＥの連絡先を聞き出し、廣瀬爽彩とＬＩＮＥで連絡を取っている。生徒Ｍは、生徒Ｌから聞いた内容を持ち出し、廣瀬爽彩に、自慰行為を行うことを求めてビデオ通話によりこれを行わせ、自慰行為の様子（動画）を送ることを執拗に求めた。廣瀬爽彩は４０分以上これを断り続けていたが、最終的には、「わかりました」として、これに応じた形跡がある。また、生徒Ｍは、次には、対面で行うことを求め、応じない場合は、性交することになるなどとも述べている。生徒Ｍは、さらに写真を送ることも求め、廣瀬爽彩からは、最終的に、何らかのもの（写真１枚を除き、具体的に何枚の写真が送られたのか、動画も含むのか、含むとしてその個数などは判明しなかった）が送られている。

この間、廣瀬爽彩は、自慰行為の動画送付に関し生徒Ｍの求

めを一貫して拒否し続けている様子が見られるが、一方で、性的な話題そのものには拒否感はないと述べ、むしろ積極的に話を進めようとするような様子も散見された。また、生徒Mの怒ったような様子を感じ取ると、「怒らないで」とのメッセージを送ったり、突き放すような生徒Mのメッセージに対して、自分の態度をわびるような様子が見られる。

前述のとおり、生徒MはB小出身で、小学校時代から廣瀬爽彩のことを知っており、生徒Lと仲がよく、生徒Kとの関係もあったことから、廣瀬爽彩にとっては、クラス外の居場所となるメンバーの中心人物のひとりであり、この関係を維持することが廣瀬爽彩の優先事項になっており、生徒Mのさまざまな要求を断ることができない関係またはそれを無碍にすることができない関係にあった。この一連の廣瀬爽彩の生徒Mとのやりとりは、冒頭、廣瀬爽彩が性的話題を拒否せずむしろ積極的な様子を示しさえしようとしていた点で、前述の生徒Iらとの間と同様、「同僚性」を維持したい廣瀬爽彩の気持ちが表れているといえる。一方、動画送付要求に対しては「怖い」などとして拒否し続けつつ、この関係性を維持したいという強い思い（希求）が、ビデオ通話で自慰行為を見せたり、結局は生徒Mの求めに応じ写真（など）を送付するに至らせており、これも前述の生徒Iらとの間と同様、関係性維持のため性を差し出さざるを得なかった廣瀬爽彩の極めて苦しい心理の現れであるといえる。この経験は、廣瀬爽彩の心の深層に深い苦痛を与えることとなったものであり、生徒Mのこれら一連の行為はいじめに当たる。

（エ）生徒Kとの出来事

生徒Ｋとの関係は、詳しくは後述のＲ公園での６月１５日及び６月２２日の出来事において検討するが、廣瀬爽彩は、後に、生徒Ｋについて怖いと述べている。

おそらく、Ｒ公園での関係に同僚性を求めていた廣瀬爽彩にとっては、中心人物である生徒Ｋに従う必要性を無意識のうちにも感じ取っていたものと思われ、それは、傍から見ると、一見普通の先輩・後輩のようにもみえたと思われる。実際には、廣瀬爽彩は、母親から塾に行くためにもらっていたお金を使って、生徒Ｋに、何度もジュースやお菓子やアイスをおごっていた。廣瀬爽彩としては、そうすることが「同僚」として必要と考えて当初は自発的に行った面もあったと思われるが、徐々に、関係性維持のためにやらなければならない行為に変わっていき、このような行為を直接的に要求し、または言外に圧をかけてさせようとする（と廣瀬爽彩は捉えていた）生徒Ｋが、廣瀬爽彩にとって怖い存在に変わっていったものとみられる。こうした関係を背景として、廣瀬爽彩が生徒Ｋにジュースなどをおごらされていたことは、当初の時点から苦痛を感じていたかどうかは別にして、生徒Ｋが怖い存在と感じられるようになって以降、確実に苦痛と感じるものとなっていた。元来、そうした一方的な関係は、依存関係を背景にすることも多く、意識しているかどうかは別として苦痛を伴うものといってよく、それ自体いじめである。

（オ）Ｒ公園での出来事（６月１５日）

６月１５日、Ｒ公園にそれぞれの経過で複数の生徒らが居あわせることとなった。Ｒ公園は、近隣の児童生徒らの遊び場、集合場所、居場所であり、複数名がたまたま居あわせることと

なったのはごく自然な経過であった。生徒Ｍ、生徒Ｎ、生徒Ｏらが一緒に遊んでいた流れで集合し、そこに、Ｒ公園を居場所にしていた廣瀬爽彩、生徒Ｋ、生徒Ｌが居あわせた。生徒Ｎ、生徒Ｏは生徒Ｋと面識があり、廣瀬爽彩とは初対面であったが合流した。廣瀬爽彩にとってＲ公園は打ち解けた場所であり、初対面の２人とも自分や家族の話をする形でコミュニケーションをとった様子が見られる。

廣瀬爽彩が、ここで自慰行為をさせられることになる経緯としては、前述のとおり２通り考えられるが、いずれにせよ、クラス内にある学業等の競争性などを有しない関係における同僚性を大切にしたいと感じていた廣瀬爽彩に対して、生徒Ｍにとっての廣瀬爽彩は、先の経緯の中で、すでに異性の対象としての意識が強くなっていた。また、生徒Ｋは、廣瀬爽彩が自慰行為を見せたという出来事をいつ知ったかはともかくとして、そのことに関心をもち、さらに出来事を知らない周囲の者にとってもそれが興味を引く対象になると感じたのかもしれない。こうした中で、生徒Ｋが話を切り出す形で、廣瀬爽彩が自慰行為を皆の居る前でさせられることになった可能性が高い。

この生徒Ｋが率先した可能性が高いこの場で自慰行為をせよとの求めに対して、Ｒ公園での関係性の中で、廣瀬爽彩は当初、同僚性の観点から「できますよ」と「平気」を装った。しかし、実際にこれを行うことについて、相当な躊躇があった様子が認められるが、結局、その場でこれを行うこととなった。この間、生徒Ｌは異常な事態を前に泣いていたとの話はあるが無力であり、生徒Ｎと生徒Ｏは止めたとされるが、「やらなくてもいい」との発言にとどまり、全体の興味関心の方が勝り、これを完全に止めるに至っていない。また、周囲の小学生がこの様子を見ていたともされている。

いずれにせよ、生徒Ｋが率先して行った可能性が高い自慰行為を強いる行為は、Ｒ公園の関係性を大切なものと考え、「平気」を装う廣瀬爽彩にとっては、断ることのできないものであり、実際にこれを行うに当たって、躊躇を示していた様子からは、相当な苦痛が廣瀬爽彩にあったものと思われる。また、このことは、この日以降、廣瀬爽彩が不安定になる様子（２０日の出来事もその一環とも捉えられる）、また、のちに、後悔と恐怖を覚えさせるほど心の深層に大きな影響を与えており、いじめであることは明らかである。また、その場にいながら、止めることができたにもかかわらず、断固として止めることのできなかった生徒Ｌ、生徒Ｎ、生徒Ｏも、聴衆または傍観者としてこのいじめに加担したと言わざるを得ない。

なお、この出来事の後、廣瀬爽彩は、異常な出来事でその場に集っていた生徒らとの関係性が壊れることを恐れるかのごとく、周囲に気を遣い、大量にガムを買って配っている。また、いったん離れたＲ公園に戻ってきた際に、自転車をかなりの勢いでこいでやってきて、ドリフトさせるような形で転倒したオーバーな振る舞いは、生徒Ｉがそこに居たこともあり、彼らの関心を引き、また、「平気」を装うことで仲間から外されないように振る舞ったものとみることもできよう。

（カ）Ｒ公園での出来事（６月２２日）

６月２２日、廣瀬爽彩がＲ公園に行ったとき、生徒Ｋ、生徒Ｌ、生徒Ｍ、小学生らがおり、合流することとなった。廣瀬爽彩は、この日、以前のようにこの関係に積極的に関わろうとする様子は見られず、その分、他のメンバーが廣瀬爽彩に関わってきている。生徒Ｋや小学生らが廣瀬爽彩を馬鹿にしたり、揚

げ足をとったりいじったりするような話を出し、以前ならば「平気」を装ったと思われる廣瀬爽彩も不快感を示し、雰囲気は悪くなっている。また、生徒Mが廣瀬爽彩の真似をしたことに対して、廣瀬爽彩が怒りだした様子が見られる。この間、廣瀬爽彩は大きな苦痛を感じていたことは明らかであり、こうした行為はいじめとして認定できる。

また、廣瀬爽彩の苦痛が増していたことは、その後の、「もう死にます」との発言にも表れているが、これに対して、生徒Kが、真に死ぬつもりがないのに死ぬと口に出すなとの趣旨の発言をしており、これを引き金として、廣瀬爽彩は、川の方に走って行き、柵を越えて土手に降り、さらに体感的に垂直と感じられる護岸壁を降り、川に入水した。このとき、川の入水で実際に死ねたかどうかは別にして、柵を超え護岸壁を降りて川べりまで行っていることや、学校への電話で何度も「死にたい」と述べていたこと、またその後救助された後のパニック状態も含めて、もはや死んでもよいと思うくらい心身共に疲弊し限界を超えていたことは明らかである。廣瀬爽彩がこのような状態に至ったのは、この日までの間に廣瀬爽彩に起こった出来事、さらにこの日の生徒K、生徒Mらの行為が背景にはなっているが、廣瀬爽彩の入水の行動は、直接的には生徒Kの一言が引き金になったものであった（廣瀬爽彩は「オーバーキル」と表現している）。

なお、学校の対応の問題にはなるが、この川で死ねるはずはないとの理由から、自殺未遂ではないとした校長の発言は、以上のような事柄の本質を理解しないものと言わざるを得ない。

3　まとめ

以上のとおり、廣瀬爽彩に対する以下の行為を委員会はいじめと認定する。

① Ｅ中１年のクラスにおいて、廣瀬爽彩の特性を背景として、クラス内の人間関係から疎外されていると感じさせ、孤独感を抱かせるに至ったこと

② Ｅ中１年のクラスにおいて、廣瀬爽彩の特徴的な行動（「大食い」「大食い女」）を取り立てて指摘したり、廣瀬爽彩の（自分たちとの）「違い」を、略語・隠語（「あたおか」、「きちがい」、「ガイジ」）で言ったり、クールダウンのために教室を離れる廣瀬爽彩の行動を「私もう帰る」といった言葉とともに真似をして笑いをとったりしたこと

③ 生徒Ｉが要求し性的な写真を送付させたこと、自慰行為を見させたこと、体を触ったこと

④ 生徒Ｋがジュースなどをおごらせたこと

⑤ ６月３日、生徒ＭがＬＩＮＥで自慰行為を見させたこと、性的な話題を続けたこと、写真（など）を送らせたこと

⑥ ６月１５日、Ｒ公園で自慰行為をさせたこと

⑦ ６月２２日、生徒Ｍが廣瀬爽彩の真似をしてからかったこと、生徒Ｋが廣瀬爽彩に対して死ぬつもりもないのに死ぬなどと言うなといった趣旨の発言をしたこと

第４章　学校・市教委及び関係機関の対応についての検証

前章では、廣瀬爽彩及び廣瀬爽彩をとりまく人間関係に焦点を当てて検討を行った。本章では、学校や市教委、関係機関の対応について検討する。第１節ではいじめ防止に関し学校や教育委員会に求められる役割について述べ、これを踏まえて第２節以降では本事案における学校や市教委その他関係機関の対応を検討する。

第１節　学校及び教育委員会のいじめ防止等対策義務

１　学校及び教育委員会の安全義務といじめ防止等対策義務

いじめは、いじめを受けた児童生徒の安全を損なうとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであり、重大な人権侵害となる。

児童生徒には、人権侵害を受けることなく安全に教育を受ける権利があり、これに対応して、学校は、学校の内外を問わず、在学関係の及ぶ範囲において安全義務（安全保障義務・安全配慮義務）を負うこととなる。この学校の安全義務は、教育委員会すなわち学校設置者（以下、教育委員会として述べる。）の条件整備的安全義務と、学校及び教員の教育専門的安全義務に区別されるが、現実の場面では、両者は相関関係にある。条件整備的安全義務が果たされて初めて、実際の学校現場において、教員は、真に児童生徒の成長発達に応じた教育専門性を発揮することができ、かかる専門性に裏付けられた教育専門的安全義務を果たすことができる。

ただし、学校設置者の条件整備的安全義務が十分果たされていない場合であっても、それを理由に、児童生徒の安全が損なわれるようなことがあってはならないため、その分、現場の教員に課される教育専

門的安全義務が加重される関係にあることには、留意する必要がある。学校及び教育委員会には、児童生徒に対するかかる安全義務があり、しかも相関関係にあることを踏まえて（この点は、学校運営に責任を持つ校長・教頭と、教員との関係においても、同様のことがいえる。）、学校及び教育委員会は、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に、これに対処しなければならない（いじめ防止等対策義務）。

なお、いじめは、後述のとおり、これを受けた児童生徒が大きな心身の苦痛を受けているにもかかわらず、これを行った児童生徒に加害意識がない、または低いことも多い。また、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を訴えたり、被害申告をしたりすることへの様々な心理的・物理的障壁もある。そして、心身の苦痛は、当該児童生徒に日頃向き合っている担任等の教員に対して必ず示されるとは限らない。こうしたいじめの特質を踏まえると、学校は、いじめの発見等について心身の苦痛への対応を中心に組織的にこれに対応しなければならず、これを怠り、上記安全義務を果たさなかった場合には、それ自体がいじめの被害を受けている児童生徒にとって深刻な人権侵害にもなり、いじめ被害がさらに甚大なものになることには、留意すべきである（学校の当事者性）。

2　学校のいじめ防止等対策義務の具体的内容

学校の安全義務としてのいじめ防止等対策義務の内容は、いじめに関する判例・学説として蓄積・発展してきたが、その内容を反映し、立法化したのが、いじめ防止対策推進法である。前述の学校及び教育委員会の安全義務の相関関係を踏まえた上で、以下に、いじめの早期発見、いじめ被害者の保護、いじめへの対処、いじめの全容解明、い

じめの動静注視、組織的いじめ防止等対策、外部機関との連携といった点から、学校が果たさなければならない事項（義務）を示しておく。

（１）いじめを早期に発見する

いじめは、一見些細なものであったり、加害意思のないものであったり、一過性に見えるものであったりしても、それを受けている児童生徒にとっては、周囲が考える以上に、心身の苦痛が大きい場合がある。また、事態の大小にかかわらず、心身の苦痛は、これを受けたときの人間関係や本人の状況によって質的に違いがあり、決して一様ではない。

いじめによって受けた心身の苦痛が大きい場合であっても、仲間意識やいじめられていることに対する羞恥の心理、プライド、親に迷惑をかけたくないなどの様々な思いから、いじめられていることや心身の苦痛を言い出せなかったりすることがある。また児童生徒が依存している人間関係のなかでいじめを受けているような場合、報復を受けることをおそれて言い出せないという場合もあるが、その関係から離れたくないために言い出せないという場合もあり、心身の苦痛やいじめを受けていることを悟られないようにしようとすることもしばしばみられる。こうしたことは、一見良好にみえる関係において進行している場合があり、さらに外からは見えにくくなっている。特に、思春期の児童生徒においてその傾向は強まる。いずれにせよ、依拠する人間関係によっては、本人がそれを苦痛として認識できなかったり、言い出せなかったり、苦痛を受けていないようにふるまったり、または苦痛の程度を過小に装ったりすることもあるので、教員は、児童生徒がときに思わぬところで、ふと見せる心身の苦痛に細心の注意を払う必要がある。

いじめによって受けた苦痛の中には、その時にはやり過ごせても、後から心身に影響が出てくる場合もあり、いじめが、結果として自

殺のような重大事態を招くことはよく知られている。以上のように本人からの被害申告に期待できない部分があることを踏まえると、何よりも身近な教員らによって早期に発見されることが求められている（いじめ早期発見義務）。

その際、教員が児童生徒の心身の苦痛に気づいていたとしても、その心身の苦痛がもっぱら「本人の問題」として対応され、結果としていじめとして認知できなくなる場合があるということには十分留意する必要がある。例えば、児童生徒に発達特性や発達障害、疾患があり、特性に起因する言動によって集団の中で居づらくなるような場合、もちろん当該児童生徒が集団の中に居られるよう、当該児童生徒の特性に即した当該児童生徒自身への指導が必要であることはいうまでもないが、同時にそのような「居づらさ」「生きづらさ」は児童生徒が依拠する人間関係において生じていることを踏まえ、「いじめ」として認知し対応すべき出来事があることを忘れてはならない。こうしたことは、本人の性格においても起こりうる。

（２）いじめの全容を把握する

児童生徒が行ったことで、それを受けた児童生徒に心身の苦痛が生じている場合、いじめとして対処することとなるが、その際、かかる心身の苦痛が、人間関係によって生じているものであるということを理解しておく必要がある。

学校、特にクラス内のいじめにおいては、いじめの事実が顕在化したいじめの被害者と加害者という当事者間だけではなく、関係する児童生徒が複数に及ぶことも珍しくない。また、いじめの事実を認知してはいるが何もしないという傍観者も多く存在している。学校は、いじめが起こった場合、いじめが、こうした傍観者も含め、関係する人間関係性の中で生じていることの全容を把握する必要

があり、そうでなければいじめに適切に対処することはできない（いじめ全容解明義務）。

いじめの全容解明は、心身の苦痛を生じさせた人間関係の把握によって行われていくことになるが、その際、留意すべきこととして、心身の苦痛は、先にも述べたが、一見良好にみえる関係においても生じる場合があるということである。良好に見える関係において、特に、その関係に児童生徒が依存しているような場合、内部の関係性の変化やバランスの変化によって、これまで普通に行われていることでもいつしか心身の苦痛を与えていることがある。そのような場合、外からは見えにくく、いじめの申告がなされにくいということを踏まえ、その人間関係及び変化に注意を払う必要がある。

また、人間関係の中で生じる心身の苦痛として、「傷つきやすい」等、性格を含めた本人の資質が影響することもある。そうした場合、心身の苦痛として把握されても、本人の資質上の問題として考えられ、人間関係の問題としてみられないことがある。しかし、こうした資質は、些細なことでも大きな心身の苦痛につながりやすいことから、本人のケアに努めるとともに、むしろ精緻に人間関係を把握する必要がある。

さらに、人間関係といった時、近年は、学校などのリアルな場面だけでなく、ＳＮＳなどを介したインターネット空間にも依拠する人間関係があることには特に留意する必要がある。インターネット空間は、ときにリアルでは全く面識のない者同士で構成されていたり、クラスや学年、学校、また年齢や性別、国をも超えて形成されていたり、さらにその関係性やメンバー自体が自在に変化するという特徴もある。また、広がりをもつ一方で、１対１の空間にもなり得るなど、親密性が作り出されることもある。こうしたインターネット上の人間関係において、児童生徒によっては、現実の人間関係

から離れられたり、親密性が高い分、現実の人間関係以上に依存してしまうことがある。そして、こうしたインターネット上の関係は、児童生徒にとっての心の拠り所、居場所として重要な位置を占めていても、外からは見えないことも多い。しかし、児童生徒の心身の苦痛は、児童生徒の言動の変化として様々なかたちで表出するものであり、現実の人間関係に原因が見当たらない場合は、インターネット上でのこうした関係性の中に原因がないかを疑ってみる必要がある。また、学校は児童生徒がこうした関係を築いていることを前提として、組織的に問題の所在を見立てることも必要であろう。

（３）いじめへの対処について

ア　いじめを受けている児童生徒を守る

いじめは、しばしばいじめを受けた児童生徒の心身の苦痛が、これを行った児童生徒や周囲の児童生徒等の認識に比して大きいという特徴があることを捉えておく必要がある。また、近年はＳＮＳなどを介して周囲からは見えない形でいじめが進行する場合も多く、想像以上の心身の苦痛が見えないところで進行し、急激に深刻な事態へと発展してしまうことがある。しかも、そうした心身の苦痛について、いじめの行為者が十分に認識していないことも多く、また、前述のように、心身の苦痛を感じている者自身がそれをいじめによるものであると意識できなかったり、いじめを訴えることをしない、できないこともあり、周囲が何も対応をしない場合には、取り返しのつかない事態に進行する可能性がある。

こうした昨今のいじめの特徴を踏まえるならば、いじめを受けた児童生徒を、直ちに発見・認知し、いじめから守り通すことが、何よりもまず大切である（いじめ被害者保護義務）。

イ　いじめの解決に向けて取り組む

いじめの解決に当たっては、いじめにより相手に心身の苦痛を与えた児童生徒が、相手に与えた苦痛を認識し、それに向き合えるかどうかが鍵になる。いじめは、上述したとおり、いじめを行った児童生徒が、その行為の意図・態様・程度・相手の反応等から、相手に与えた心身の苦痛を理解しない、またはできていないことが多く、心身の苦痛との間にギャップがあるのが通例で、そのギャップを埋めなければ決して解決には至らない。

こうしたギャップは、特にいじめを行った側に何らかの言い分がある場合、当事者間で埋めることは難しく、学校の働きかけがなければ解決に至らないことも多い。学校が対処をしない場合はもとより、学校がこうしたいじめの本質や特質を理解しないまま、謝罪や和解と称して安易にいじめを行った側に謝らせたり、学級会などで話し合いをさせるといった誤った対応をした場合、かえっていじめが報復的にエスカレートしたり、水面下で進行したりすることは、よく知られているところである。

特に、いわゆる「警察沙汰」になるなど、いじめがことのほか大きく扱われるような場合には留意が必要である。これを行った児童生徒は事が大きくなったことそれ自体として自らの行為について反省することがあるが、その「反省」の内実は自らが何らか罰を受けるのではないかといった怯えや、こんな大事になるならやらねばよかったとの後悔などであり、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛に向き合い、これを理解しまたは少なくとも理解しようとしたうえでの真の反省には至っていないことがある。外見的には反省が深まっているようにもみえるが、（相手に心身の苦痛を与えた）いじめについて反省しているのではなく、事が大

きくなった自らの行為について怯え、後悔しているに過ぎないことも多い。行為者の心情がこのようなものに留まる中で謝罪が行われても、いじめを受けた児童生徒にとって、何を謝罪されているのかわからない状況になることがあり、かえって解決を困難にする。

学校は、以上のようないじめの本質や特質を踏まえ、法やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省。以下「重大事態調査ガイドライン」）に則って適切にこれに対処しなければならない（いじめ対処義務）。その際、いじめには、当事者の他、聴衆、傍観者という関係が生じており、それぞれの立場によって意識の違いが生じていることも踏まえ、人間関係全体を視野に入れた対処が必要である。なお、学校のいじめへの介入の仕方によっては、前述のとおり学校が当事者になる（学校の不作為を含む不適切な対応自体がいじめ被害者にとっての人権侵害となる）こともまたよく理解しておく必要がある（いじめを行った児童生徒とこれを受けた児童生徒の当事者間の問題として放置することはできない。）。

（４）再びいじめが起こらないようにする（動静を注視し、保護者と共同して対処する）

いじめの特徴としての前述のギャップは容易にまた完全に埋まらないことも多く、学校の一旦の対処後、水面下で再燃することもある。水面下で生じ展開するいじめは、学校として発見することがさらに難しくなることを踏まえ、一度起こったいじめに対しては、特にいじめを受けた児童生徒の変化、その背景にある当事者を含む集団の関係性の変化に目を向け、細心の注意をもってその動静を注視しなければならない（いじめ動静注視義務）。

いじめが起こった場合の対処として、適切な対応が必要であることは上述のとおりであるが、その際、当事者双方の保護者、及び児童生徒が属する集団の保護者が事態をどのように理解しているかは非常に重要である。保護者の言い分を十分確認せず対応すると、被害者側と加害者側に対立構造を生じさせることになり、いじめの解決がますます困難になる。いじめが起こった場合に、学校は、いじめの当事者双方の保護者に、時宜を逸することなく適切に、できる限りその全容を伝え、学校としてどのようにしてきた（またはするか）を共有する必要がある。保護者によっては、我が子がいじめを受けた、もしくはいじめをしたという事実を受け入れることができない場合もあるが、学校は、いじめの正確な理解とともに、生じた出来事により、いじめを受けた児童生徒が傷ついているという事実を伝え、双方に理解と対処を求めることが肝要である。

学校は、いじめの全容把握のための調査の段階から、いじめを受けた児童生徒、いじめを行ったとされる児童生徒双方の保護者への情報提供と、保護者からの事情聴取、教育的働きかけ及び共同的対処が求められる（いじめにおける保護者との共同対処義務）。保護者は児童生徒にとって最も身近な大人であり、心身の苦痛を最も近くで感じ取ることのできる存在である。他方で、学校で何が起こっているかは児童生徒が自ら語らない限り、保護者は心身の苦痛があることを察することができても、それが学校での出来事と関係があるかどうかまでは確信を持つことはできない。そのため、児童生徒の意思を尊重しつつも、学校から保護者に報告することは極めて大切である。また、学校としては、いじめが「心身の苦痛」を決め手として認識しうるものであることを踏まえると、家庭での児童生徒の様子を保護者から聴取し、把握することも大切である。その際、児童生徒によってはむしろ保護者の前でこうした苦痛を表現しない、または直接に表現しない（できない）ことがあることも理解してお

く必要があり、児童生徒の（一見いじめとは関係のなさそうな）「いらだち」、「不機嫌」、「落ち込み」など、児童生徒の日常生活のささいな変化の共有を含めて、保護者と共同して対処することが不可欠である。

（５）いじめに対して専門性を活用し、組織的に対応する

さらに、重要なことは、以上のようないじめの早期発見、対処等は、組織的に行われなければならないということである（組織的いじめ防止等対策義務）。いじめは、行為を前提としつつ、それが影響を与える行為として「心身の苦痛を与えているかどうか」が決め手となる。換言すれば、直接的な暴行のような「ひどい行為」は、心身の苦痛を与えるものとしていじめであると容易に推認することができるが、だからといって、そうでない行為がいじめではないということはできない。何度も述べてきたように、大きな心身の苦痛があっても、いじめられている側はそれを気づかれないように振る舞うことがある点には十分留意する必要がある。

学校、特に教師がいじめを早期に発見し、認知するためには、一つには、行為に惑わされないいじめを見抜く「目」が必要であり、もう一つには、目に見えて表れない心身の苦痛を読み取る「力」が必要である。児童生徒の心身の苦痛は、それを言葉で問うことで回答されるものではなく、日常のふとした際に、また思わぬところで表れることがあり、見逃されてしまうことも多い。「いじめアンケート」などはいじめを把握する手法の一つではあるが、ここに表出されないからといっていじめが「ない」と安易に結論付けてはならない。児童生徒の人間関係をみるときは、俯瞰的、大局的にクラス内の動向を把握しつつ、個々の児童生徒との信頼関係を築き、些細な変化を感じ取れるように、その感度を高めておくことこそが重要で

ある。

専門職の参加を予定する学校いじめ防止対策組織（法第２２条）はこうした組織的いじめ防止等対策義務を果たすための組織である。学校いじめ防止対策組織は法律上設置することが義務づけられているが、現場では、これが設置されているものの、多忙を理由に生徒指導委員会、生徒指導部などでこれを代替する例が多く見られ、学校いじめ防止対策組織としては明らかに形骸化している。生徒指導委員会は主に非行などの生徒の問題行動を「行為」としてみている組織であることから、よほど大きな視点の転換をしない限り、いじめの発見や対応を協議することは実は困難である。

児童生徒の変化や様子に最も早く気づきやすいのは、まずは、担任であったり、同じ学年の教師であったり、あるいは部活動の教員であったりする。ただし、児童生徒は、最も身近な大人にその気持ちを隠す場合もあることは理解しておく必要がある。その意味では、それぞれの教師が、児童生徒との信頼関係を築き、心情を話しやすい雰囲気を醸成するとともに、自分が担当する集団における児童生徒の関係性を把握し、何かあった時の動きについて、平時よりシミュレーションする必要があり、また、周囲の教員も異なる視点でこれを補完する必要がある。そうした意味では研修を行うことも学校いじめ防止対策組織の大切な役割のひとつである。また、いじめ事案においては、しばしば教師の「抱え込み」の問題が指摘されるが、いじめの事実があると疑われる段階で速やかにいじめ防止対策組織へ相談や通報を行うことはもとより、教師の気づきを学校いじめ防止対策組織がきちんと受け止めて、支援を含めた対応をとるのでなければ、「抱え込み」がなくなることはない。各学校で、学校いじめ防止対策組織が機能していることは大前提だが、機能していない場合であっても、まずは学校管理職が各教師からの相談を受けやすい雰囲気を醸成しておくことも非常に重要である。

（６）外部と連携する

学校が自らいじめの早期発見、いじめへの対処、さらにいじめの防止策をできる限り講じ、尽くす必要があることはいうまでもないが、学校で何もかもやる、しなければならないと考える必要はなく、必要に応じ、学校外の専門機関等に援助を求めることができることも念頭に置く必要がある。児童生徒の問題は、時として、多職種にまたがる問題として生じたり、学校で生じている事象が、学校の範疇を超えた問題であったりする場合があるからである。

学校は、学校が児童生徒や保護者に負う責任を踏まえた上で、必要に応じて、外部関係機関と連携しなければならない。医療機関はもとより、虐待事例については市町村の虐待対応課や児童相談所等と、非行事例については警察などと、それぞれ連携をとることは広く周知され、学校現場でもすでに実施されていることであるが、いじめについても、多くの多角的な知見や連携を必要とする場合があり、必要に応じて、外部関係機関と連携し協働することも視野に入れておく必要がある（外部機関との連携義務）。

ただし、そうした外部関係機関に繋いだからといって、学校の役割が終わるわけではなく、その後の継続的な連携・協働が不可欠である。例えば、医療機関の診療情報は、診察・治療等の観点からのものであるが、学校は、個人情報の取扱いには十分注意した上で、医療機関の情報を踏まえて、児童生徒の心身の苦痛の状況を理解し、医療機関と相互の関係を築きながら、学校としての教育的対処を行わなければならない。

以上のようないじめ対応における学校の責務は非常に広範かつ重

大で、多忙化する学校現場においては不可能に思えるかもしれない。しかしながら、いじめは深刻な人権侵害行為であり、被害者の人生に深刻な影響を及ぼし、時には生命にもかかわることであることから、学校はいじめ問題に対し常に最優先で対応しなくてはならないことは明白である。

３　教育委員会といじめ防止等対策義務

（１）教育委員会の義務と学校いじめ防止等対策

ア　法で定めるいじめにおける教育委員会の義務

前述の学校のいじめ防止等対策義務が有効に果たされるかどうかは、公立学校の場合（以下、同じ。）、本件を踏まえていうと、行政機関である市教委が条件整備を尽くす、尽くさないということと相関関係にある。

法は、自治体に対して、地域の実情に応じて、文部科学大臣が定める「いじめ防止基本方針」（以下「国基本方針」）を参酌して、「地方いじめ防止基本方針」（以下「自治体基本方針」）を定めることを努力義務として課している（法第１２条）。学校は、これらを参酌し、「学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」）を定める義務がある（第１３条）。自治体は、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとした上で（第１４条第１項）、都道府県がこれを設置した場合には、市町村教育委員会との連携を図り必要な措置をとるものとし（同条第２項）、市町村教育委員会は、附属機関を置いて自治体でのいじめ防止等対策を実効的に行うことが期待されている（同条第３項）。

学校設置者たる教育委員会が果たすべき義務について、法は、

いじめに対する措置については基本的に学校が主体的に行うことを求める一方で、いじめの防止、いじめの早期発見のための措置については、基本施策として、学校と同等の義務を教育委員会に課している（第１５条及び第１６条）。また、いじめの対処について、学校設置者たる教育委員会は、学校から報告を受けるものとし、報告を受けた際には、教育委員会は、必要に応じて、学校に対して必要な支援若しくは指示を行い、または、自ら調査を行わなければならないとしている（第２４条）。

いじめ重大事態が生じた場合、法第２８条第１項は、学校の設置者または学校に調査義務を課している。いずれも組織を設けて調査することが予定されており、公立学校の場合、教育委員会が調査主体になるか、学校が調査主体になるかについて、教育委員会が適宜適切に判断しなければならない。

イ　教育委員会の義務の具体的内容

（ア）教育委員会（市教委）の指導・助言と学校のいじめ防止等対策

市教委（以下、市立学校の設置者としての市教委として述べる。）は、市立学校の設置者として、また教育行政機関として、上記学校のいじめ防止等対策義務が十分果たされるよう、条件を整えるとともに、児童生徒がいじめを受けていると疑われる時は、学校からの報告を受けて、学校に対し、支援を行い、指導・助言（必要な措置を講ずることの指示）を行う必要がある（法第２４条）。教育委員会には、その事務局に専門職としての指導主事が配置されている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）第１８条第２項及び第３項）。指導主事は、教育内容とともに、いじめについても専門的知見を有しており、指導主事を通じて、学校に対して学校のいじめ防

止等対策の内容について指導・助言を行うことが期待されている。学校において、いじめ防止対策が、あらゆる状況において果たされるよう、市教委は、条件整備に努めるとともに、指導主事を通じて、指導・助言、支援を行わなければならない。

具体的には、学校が児童生徒間の問題を把握したとき、現場での対応に追われ、いじめの認知に至らないこともある。いじめは、ただそれとして認知すればよいというものではなく、それを組織的にいじめとして認知することにより、学校において対処が組織的に行われていく出発点になるものでもある。学校が現場の対応に追われていじめの認知をはじめとしたいじめ対策がとれないような場合、市教委は、指導主事を通じた指導・助言により、組織的に有効ないじめ対策がとれるよう促す必要がある。

市教委が行う指導・助言は、その内容に専門性があり、すぐれた内容であることを前提として、学校がそれに従うことが期待されるものである。その意味で、市教委及びそこに配置されている指導主事は、日頃より、いじめについての知見を深めるとともに、具体的に対応できるよう、組織を整え備えておかなければならない。また、必要であれば、法１４条第３項で定める附属機関を活用することもできる。指導・助言は、指揮・命令とは異なるものであることから、市教委が単に指導・助言を行うというだけではなく、学校から指導・助言が求められる関係を学校との間に築いておく必要がある。いじめの対応において、専門家を派遣する必要性はしばしばみられるところであるが、市教委がこれを判断すると同時に、即時に学校がこれを求める関係が重要である。いじめを報告する（法第２３条第２項）ということは、こうした関係の基礎になるものであり、いじめが疑われる場合の報告のあり方などは、市教委と学校との間で

あらかじめ合意しておく必要がある。

（イ）学校をまたがる事案における市教委の役割

また、近年、児童生徒の人間関係がＳＮＳ等を通じて、インターネット空間に広がりを見せている現状も踏まえ、いじめが学校間にまたがる、または学校を超えた広がりをもって行われることは想定しておかなければならない。事案が重大でかつ複数の学校にまたがるような場合、学校間で温度差なく、しっかりと対処していくためには、その調整や連絡について、特定の学校に任せることはその学校にとって負担も大きく、現場の対応に支障を来すこともある。そうした場合、学校の自律性も見極めながら、単に各学校からの報告を待つに留めず、むしろ、市教委が中心となって、学校間の連絡や調整の任に当たるのがふさわしい。

特に、複数の学校にまたがる事案で、いじめの解決に向けて謝罪が行われるような場合、学校ごとのやり方があり得るとしても、いじめを受けた児童生徒が、複数の場で何度も謝罪を受けることの負担、謝罪の持ち方の巧拙などを考えると、学校ごとの対応で、かえって解決が難しくなることがある。間に市教委が入ることによって時間がかかったり、情報提供に手間取ったりすることがないよう配慮をした上で、専門的知見を有する市教委・指導主事が調整することは少なくとも検討する必要がある。

（ウ）外部機関との連携と市教委の役割

さらに、いじめの事案によっては、警察が関係したり、児童

相談所が関係したりするなど、教育機関以外の外部機関との関わりが生じることがある。こうした場合、各学校のそれぞれの関わりということにもっぱら委ねると、それぞれが取得する情報、それぞれが提供する情報に偏りや齟齬が生じ、かえって事態を難しくする場合がある。こうした点を踏まえ、市教委は、学校の自律的対応も見極めながら、外部の関係機関との窓口として、学校間の連絡や調整の役割を果たす必要がある。各学校、市教委が、それぞれに同様のことを外部機関に照会するやり方は、外部機関にとっても好ましいことではない。

（エ）いじめ重大事態と市教委の役割

さらに、いじめ重大事態が発生した場合には、学校または市教委に調査義務が課されており、ガイドラインにおいて学校調査にするか、教育委員会調査にするかは、市町村教育委員会が決めることとされているが、いずれにせよ組織（附属機関）を設けて調査しなければならないとされている（第２８条第１項）。重要なことは、その判断を時宜に遅れることなく適切に行うことである。そのためには、それが重大事態に当たるかどうかの前提として、いじめの認知がなされている必要があり、市教委は、こうした見通しをもって、学校に対して指導・助言に当たるとともに、主体的に役割を果たさなければならない。

（２）市町村教育委員会と都道府県教育委員会

本件において、市教委と道教委の関係も問題とされていることから、この点についても触れておくこととする。

市町村教育委員会と都道府県教育委員会は、前者は基礎自治体に

おける教育行政機関であり、後者は広域自治体における教育行政機関であるという役割分担があるにとどまり、下級行政機関、上級行政機関の位置づけがあるわけではない。両者の関係については、地教行法に定めがあり、「都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。」（地教行法第４８条第１項）として、概ね教育行政上の事項について指導助言または援助を行うことを基本としている（同条第２項）。また、市町村教育委員会は、「都道府県委員会に対し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。」（同条第４項）ともしており、両者の間には、有効な指導助言、援助を求め、なされることが期待されている。また、専門職として双方に指導主事が置かれている（同第１８条）。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対して、技術的な助言及び勧告（地方自治法第２４５条の４）、是正の要求（同第２４５条の５）、是正の勧告（同第２４５条の６）、さらにはより強い是正の指示（同第２４５条の７）をすることができることが地方自治法上規定されているが、是正の指示は法定受託事務にとどまり、基本的には、行政指導にとどまる。

これら都道府県教育委員会の市町村教育委員会に対する関与は、いずれも「できる」との規定ではあり、必要最小限のものとしなければならないとされているが（同２４５条の３）、市町村教育委員会の対応が適正を欠き、いじめの対応に支障を来している場合には、法的強制力はともかくとして、適正な対応がとられるまで助言を繰り返すことはむしろ必要である。

以上のように、学校、市町村教育委員会、都道府県教育委員会そ

れぞれに対し、いじめ事案に対する役割と責務、さらに義務が、法によって定められるとともに、裁判例を通じて法解釈上も明らかにされてきている。また、２０１３年に法が施行されたことで、法に基づいて、国から「いじめ防止基本方針」が示され（法第１１条）、自治体及び学校においてもいじめ防止対策基本方針が策定され（法第１２条、第１３条）、いじめ防止等のための対策がそれぞれに応じてとられているところである。

こうした点を踏まえ、本件においても、学校及び教育委員会の対応について改めて検証を行うことになるが、学校及び教育委員会の役割と責務、さらに義務は、多岐にわたるとともに相互に関連を持って果たされるべきであることから、いじめの防止、発見、対処といういじめの各場面を念頭に置いて、総合的に、学校及び教育委員会（市教委及び県教委）の対応を検証することとする。

第２節　学校及び市教委の対応について

１　小学校における対応について

いじめを含む廣瀬爽彩をめぐる出来事に対しての学校の対応としては、小学校に遡る。事実関係で記載したとおり、「連帯責任」に異を唱えて叱責を受けた件が特筆されているが、背景には、エピソードに載ってこない出来事も多くあったことが推測される。そうした中、担任は、廣瀬爽彩の発達特性に問題意識を持ち、また、家庭では、育てにくさもあったことから、廣瀬爽彩は医療機関を受診している。他方で、廣瀬爽彩がクラスの関係において諦観する様子（「（仲のよい友だちは）クラスにはいません」「他の人と考え方が違うので」）や、家庭も含んだ日常における行動の変化が多く伝えられているのもこの頃である。

こうした廣瀬爽彩の他の児童等とは異なると見られる行動に対して、廣瀬爽彩の特性に起因するものとしてその特性に応じた指導を行うことは必要であるが、それにとどまらず、人間関係の中で心身の苦痛が生じていることも看過すべきではない。具体的に心身の苦痛の原因となった出来事は伝えられていないが、廣瀬爽彩の発言などから、人間関係の中で苦痛を覚える出来事があったと考えられる。

Ｂ小においては、廣瀬爽彩に対して、指導が届きにくい児童として、基本的には廣瀬爽彩の個人の問題として対応した様子がみられ、コーディネーターが関与し、主治医との連携が図られているなど、それ自体は適切であったといえるが、「人間関係において心身の苦痛が生じているか」との観点は希薄であったと言える。発達特性から生じる本人の生きづらさ等は、人間関係から同時に生じることは想起する必要がある。

学校が、いじめについて何らかの問題意識を持っていた可能性もあるが、調査においては確認できておらず、Ｂ小からＥ中への引き継ぎにおいても、本人の発達特性と本人の問題行動だけが引き継がれており、廣瀬爽彩に対するいじめの（可能性を含めた）指摘はない。発達特性に対する教育的対応が重要であることはいうまでもないが、その結果として、廣瀬爽彩自身、「自分が悪い」と捉えるようになり、人間関係に起因する自己評価の低下が生じていた可能性がある。そして、それは後述の中学時代に引き継がれることとなった。

２　中学校進学以降の学校の対応について

（１）Ｅ中における６月２０日以前の対応

ア　廣瀬爽彩に対するいじめへの対応（概要）

新たな環境を迎えた中学校生活において、先の事実経過にある

とおり、廣瀬爽彩の行動は目立っており、廣瀬爽彩が周囲の反応や担任の指導が受け入れられないということも含めて、２０１９年４月から５月までの１ヶ月間だけをみても、複数の軋轢が生じていた。廣瀬爽彩はそうした中で生きづらさを感じていったものとみられる。

こうした場面で、廣瀬爽彩は、小学校時代に身につけた「その場を離れる」ことをよく実践していた。４月下旬頃には突然教室から飛び出していくことがあったとされている。こうした廣瀬爽彩の行動が逆に、周囲の生徒には、「（トラブルを起こしてはいなくなる）変わった子」として映り、時に差別的な言動につながっている。その場を離れるという対応は、結果として、気まずさと生きづらさとなり、廣瀬爽彩は「自分が悪い」との思いを強めた。

担任は、張り切って学校生活を開始した廣瀬爽彩の、５月の体育祭後半くらいからおとなしくなり、保健室にいることも多くなっていった変化については看取しつつも、その原因について測りかねていたようである。「構ってほしい」とみえるときもあったようであるが、むしろ、廣瀬爽彩としては、さまざまな軋轢が生まれる中、それを「自分のせい」と感じ、自己評価が下がる中で、自分が保健室にいるしかないと思うようになった可能性が高い。

保健室にいることが増え出した頃、廣瀬爽彩が「教室にはいられない」と口に出したことがあり、担任もクラスでの関係性に問題があるのではないかと感じていたようである。しかし、その時点で特段の環境調整等を行うことまではせず、廣瀬爽彩が別室で過ごすことでの対処とし、特別支援学級の担当教諭に相談の上、特別支援学級（情緒）に居させるようにし、廣瀬爽彩は絵を描いたりしながら過ごすこともあったとしている。

担任は廣瀬爽彩の問題に気づいてはいたが、本人が理由を言わ

ない（言えない）ため、その結果として廣瀬爽彩の行動の背後にある悩みや苦悩等を看取できず、もっぱら廣瀬爽彩に対する対症療法に終始することとなった。

担任は廣瀬爽彩の飛び出しや早退などの出来事が起きるたび、１年生と特別支援学級の副担任で教務部長であった教諭に、個別に、廣瀬爽彩への対応や指導について相談等をしていた。また、学年レベルでは、廣瀬爽彩の行動などについて職員室における朝の打ち合わせや学年会議などでの担任による報告及び情報共有がされてはいたが、それは学校が本来行うべき組織的対応ではなく、基本的には担任に任せる形になっていた。

廣瀬爽彩の発達特性を踏まえた対応は、むしろ、廣瀬爽彩自身が、「クラスで、自身について説明したい」としたことで始められている。担任は、前述の学年副担任教諭とも相談しながら、説明のための文章作りを廣瀬爽彩に促し、廣瀬爽彩が作成した文章を読んで、指導を行った。廣瀬爽彩はその指導を受け入れず、また、指導内容について母親も疑問に思ったとされているが、内容は別として、こうした取組は、発達課題を抱えた生徒に対する教育上の取組としては大切なことである。ただし、それは、問題が廣瀬爽彩の発達特性を踏まえた上での本人への対応に留まるものであり、廣瀬爽彩の生きづらさの原因となった人間関係（第３章で認定したとおり心身の苦痛を伴ういじめといって良い）に目を向けるものではなかった。

イ　廣瀬爽彩に対する発達課題に対する対応（検証）

（ア）いじめの対応について

学校には、いじめを早期に発見し、いじめとして対処する義

務がある。確かに、廣瀬爽彩自身の発達特性への個別の対応は重要なことではあるが、廣瀬爽彩のクラスでの居づらさ、生きづらさが、他方でその背景にある人間関係の変化という観点で見られておらず、結果として、いじめを見落とした点は問題であり、学校の課題の一つである。

「これまでも数多くの研究や実践報告などで、ＡＳＤ、もしくはＡＳＤ傾向のある子どもたちは、同年代の他の子どもたちと比べていじめの被害者となるリスクが高い」ことが指摘されている（小倉正義編著『発達障がいといじめ：発達の多様性に応える予防と介入』（２０２３年、学苑社）３１頁）。ＡＳＤの児童生徒は多くの場合、社会的コミュニケーションにおける問題を抱えており、「心の理論」と呼ばれる「人の行為の背景にはその人の気持ちや考えがあることを理解し、他者の心を類推し理解する能力」に困難を示すことがある。特に「空気を読む」ことが重視され、同調圧力の強い日本の学校では、思春期特有の発達課題と相まって、ＡＳＤの児童生徒がいじめを受けやすいことには留意する必要がある。

（イ）廣瀬爽彩に対する発達課題に対する対応

Ｅ中における対応は、発達課題を有する生徒への対応としても課題がある。廣瀬爽彩は、前述のように、２０１９年４月５日にＥ中に入学し、２０１９年８月５日付でＦ中に転校するまでの約５ヶ月間、Ｅ中の通常学級に在籍していた。

廣瀬爽彩は２０１６年(小４)にＡＳＤの診断が出ており、入学に当たっては２０１６年４月に「障害者差別解消法」に基づき義務化された「合理的配慮」としても、配慮が必要とされる状況であった。旭川市には、子どもの育ちと学びを支援する「す

くらむ」があり、「個別の教育支援計画」としても活用できることになっている。廣瀬爽彩は、小学校５年生の２学期に特別支援学級に入級したことから、個別の教育支援計画や指導計画として活用がなされ、その後特別支援学級を退級した後も活用されている。

中学入学後は、廣瀬爽彩は本人と母親の意向により通常学級に在席することとなったが、廣瀬爽彩の発達特性についてＥ中に引き継がれていることからしても、本来、「合理的配慮」ならびに「個別の教育支援計画」が必要とされる生徒であったことは明らかである。小学校６年生で特別支援学級を退級した後も、「すくらむ」が活用されていたことを踏まえると、少なくとも「すくらむ」の引継ぎ・作成は推奨できたはずで、これに基づいて、廣瀬爽彩の様子の変化に、担任（学年教員の援助を含む。）だけではなく（広く特別支援コーディネーター、養護教諭を含めて）学校のチームとして組織的に対応すべきであった。

（２）Ｅ中における６月２０日以降の対応

ア　６月２０日の出来事と学校の対応

クラス外でのいじめに関しては、とりわけ、学校としては把握が困難な関係性の中で生じている。Ｅ中の生徒も含まれているが、いずれも廣瀬爽彩の上級生であり、他校の生徒も含まれる関係性の中で生じている。特定のオンラインゲームを介して集まる関係で、形を変えてＬＩＮＥ上の関係にもなっていた。Ｒ公園に集まる関係とも重なっているところがある。この関係が学校の目に触れることになるのは、廣瀬爽彩の行方が一時わからなくなった６月２０日のことである。

この日、廣瀬爽彩は体調不良を理由に学校を欠席していたが、先輩から言われてやってきたとする女子生徒の求めに応じる形で、（母親から止められたことから）塾に行くとの名目で家を出ている。その後、塾に行っていないことを知った母親からの電話のやりとりの中で、塾に行く行かないをめぐってパニックになり、荷物も投げ捨ててその場を去ったことから、騒ぎになっている。このときの状況は、その場に居あわせた生徒が他の生徒に助けを求めるほどで、これら生徒の保護者も廣瀬爽彩を探すことに加わっている。

Ｅ中に連絡したのは、このとき廣瀬爽彩とともにいたＥ中の上記上級生の生徒であったが、学校に連絡しなければならないと感じたほどの状況であったことが窺われる。

この日の前後の廣瀬爽彩の学校での様子は必ずしも伝えられてはいないが、実際には６月１５日の件（学校はその時点で把握はしていない。）があり、その後６月１７日、１９日と廣瀬爽彩は保健室を利用し、それまで欠席はなかったにもかかわらず２０日、２１日と連続して欠席しており、６月１５日の件による心身の苦痛の現れであった可能性がある。学校として、６月１５日の件を把握していない状況であったとはいえ、この６月２０日の出来事は廣瀬爽彩をめぐって学校として把握していなかった関係（クラス外の関係）を知る機会であったことであるから、廣瀬爽彩に何か生じているのではないかとの疑いを持ち、直ちに、廣瀬爽彩をめぐる人間関係、そこで生じていること、そしてそれが廣瀬爽彩のその間の様子と関連があるかどうか、学校は、組織としてこれを調査し、検討すべきであった。上述のとおり、これまで欠席をしていなかった廣瀬爽彩が２０日、２１日と連続して欠席していることも、学校が問題に気付き得る端緒であった。保健室利用は、上述の６月１７日、１９日よりも前からあったが（４月２２日以

降４月中に３回、５月中に３回の利用があり、６月に入ると６月４日から１０日まで土日を除く毎日、またその後も１２日、１４日、１７日、１９日とほぼ隔日に利用があった。)、６月に入って顕著に増えていることも、問題に気付き得る端緒であった。

しかし、学校は、コンビニからの通報で警察官が臨場したこと（警察マターとなったこと）も影響したと思われるが、もっぱら本人や家庭に原因のある問題行動として捉えていた可能性が高く、そうした認識に基づく指導が母親等になされたと母親は述べている。仮に一見、児童生徒の問題行動と映る出来事が生じたとしても、児童生徒の日常の様子を知ることのできる学校としては、出来事が生じたときの人間関係において何かが生じていた可能性に常に目を向け、児童生徒が見せる苦痛の様子がそれを背景に持つものであるかどうかを評価する体制を構築しなければならない（そうでなければいじめを発見することはできない。)。

イ　６月２２日の出来事と学校の対応

廣瀬爽彩が「死にたい」として川に入った出来事は、６月２０日の出来事の２日後、２２日に起こっている。出来事の経緯は、第２章第４節３（４）のとおりである。

この日について、事実の経緯をみる限り、初動の対応に問題は認められない。むしろ、休日の手薄な体制の中で、廣瀬爽彩からの「死にたい」とする一報に教員らも慌てたことは想像に難くないが、廣瀬爽彩の居場所を聞き取りすぐさま複数教員が現場に向かい廣瀬爽彩を速やかに救出したこと、廣瀬爽彩の心情に配慮して女性教諭を現場に向かわせたこと、廣瀬爽彩をひとまず学校に連れてきて、担任を含む複数教員で体を温めたり食事をさせたりして落ち着かせたことなどは評価できる。

「死にたい」とする本人からのさらに詳しい聞き取りは、その状況及びタイミング、さらに警察官が臨場し、警察官からの聴取が行われていたことも考えると、この時点で学校の視点から直ちに行うということは難しかったものと思われる。ただし、出来事が６月２０日の出来事と同じ場所で起こっていること、ほぼ同様のメンバーが居あわせていることなどから、その背景に、学校にはこれまでみえていなかった廣瀬爽彩の人間関係が存在していることは、６月２０日の出来事の段階で組織的な検討がなされていれば、容易に想像できたと思われる。もっとも、この出来事は、廣瀬爽彩の入院をきっかけとした廣瀬爽彩のスマホの記録から把握された一連の出来事の発覚により急展開することとなり、局面が大きく変わった。

ウ　これまでの出来事の顕在化と学校の初動の調査

母親が廣瀬爽彩の入院に当たり持ち帰ることとなったスマホを確認したところ、６月２０日以前の性的やりとりを把握し、そのやりとりが生徒Ｍや生徒Ｉとのものであったことから、２３日に警察に相談するとの連絡を学校にし、警察への相談前に教頭と面談することとなった。同日、母親は警察に相談に行き、警察からは事件化するかどうかという扱いとして学校に照会があり、同日中に、警察による中心的な関係生徒らへの聴取が行われている。警察が聴取した内容については、翌２４日に教頭が確認し、警察から様子が伝えられている。また、生徒Ｍから謝罪の申出があったこと、警察において断っていること、事件としての取扱いが終了するまでは、被害者と加害者が会うことは控えてほしい旨の要望が警察から伝えられたとされる。

警察の聞き取りが終わったのち、概ね２４日中に、各学校は、

関係児童生徒に対して、それぞれの属する学校において聞き取りを行っている。Ｅ中の聞き取りも、同日行われ、詳細に聞き取りがなされた様子が窺われる。教頭らは、各学校の情報を得るとともに、必要な情報の提供を行っている。

聴取した内容に基づいて６月２６日の夜、Ｅ中、Ｇ中、Ｂ小の各教頭らが参加する形で情報交換のための合同会議が開催された。合同会議に際して、Ｇ中、Ｂ小からそれぞれ聞き取りをまとめた文書が提出されている。その後も、Ｅ中では、関係生徒の追加の聴取がなされ、７月５日現在として、関係生徒の指導記録がまとめられた。

そして、Ｅ中は、廣瀬爽彩の入院先の医師との面談、廣瀬爽彩との面談をし、母親の市教委への連絡等も踏まえて、学校が今後当面どう対応するかについて、課題となる点を含めてまとめた。これによれば、①わいせつ行為については、警察の廣瀬爽彩の事情聴取の後の学校の動きについてどうするか（を検討する）、②加害者側の謝罪については、「廣瀬側が受け入れる段階になったら」決めるとし、３校の関係生徒と保護者が一同に集まっての謝罪の場とするかは、「廣瀬側と相談」するとしている。③加害生徒と保護者への対応については、特に重要とした上で、定期的に学校側が連絡・指導を行うとし、生徒に対しては、謝罪の準備の確認、重大な事案であることの意識の喚起、一連のことについて口外しない、スマホの使い方に間違いがないか、廣瀬爽彩に連絡を取っていないか、原因となった他校の児童生徒と交流していないかなどのルールの確認などを挙げ、保護者に対しては、スマホのルールの確認、交友関係の把握、聞き取りへの協力、謝罪の準備等を確認事項としてあげている。また、学校として指導記録を必ず作成し、必要事項を記入することも併せて確認している。

上記のとおり学校は、６月２２日、廣瀬爽彩に性的被害が生じていることを把握した後、その全容を把握するため聞き取り等を迅速に開始している。警察が関与する事案の場合、事実の把握は、警察の聴取が優先するために（優先させられるために）、学校の調査は後手に回ることが多い。警察は、「事件であるかどうか」を関心事として捜査を行うが、学校の調査は教育的に対処するために行われ、警察のそれとは異なる。学校は、警察から聴取内容、押収証拠の全てが提供されるわけではないことから、児童生徒の記憶が薄れたり、塗り替えられたりしないうちに、可能な限り早期に調査を開始しなければならないが、警察から聴取を制限されることもあり、直ちにそれを行うことが困難な場合も多い。警察の捜査が重要であることは踏まえつつも、学校の調査（第三者調査委員会の調査も同様である。）が（法律に基づく調査であるにもかかわらず）劣位に置かれることは大いに問題である。そのことは提言で述べるが、学校は、制約された状況の下、警察の捜査と重ねる形で、または平行して調査を行わなければならないことになる。

本件の場合も、警察から聴取の制限を受ける中、学校は、警察とは別に調査を行う必要性を理解しており、可能な範囲で、関与していると思われる生徒の聴取に着手している。生徒らは、警察及び学校の少なくとも二度にわたって（しかも学校聴取が劣後する二度目となるかたちでの）聴取を受けることになるが、学校は事実上警察から口頭で提供された情報も踏まえ、また生徒らが警察で聴取を受けたことも前提として、学校として聞き取りを行っていることについては評価されてよい。また、聞き取られた内容も詳細である。事実関係のまとめについては、ある程度時間はかかっているが、複数の学校にまたがる人間関係において生じた出来事であることを踏まえると、対応にズレが生じないようにする

ことの確認も含め、学校間での情報共有も適切になされており、この間の事実の把握という点において問題は認められない。（対応方針については後述する。）

エ　保護者への連絡と報告

この間の母親との直接のやりとりは、基本的には廣瀬爽彩が所属するＥ中との間でなされ、教頭が窓口になっていた。当初は生徒から聞き取った内容について、母親から問合せを受けたり、そこで問題になったことを学校から架電または面談する形で断片的に伝える形を取っていた。例えば、最初が、６月２４日であり、その際には、学校が警察から聴いた話についてのやりとりがなされている。基本的には母親も聞いていた内容で、母親からは生徒Ｉからされた行為が不明であることについて伝え、学校からは警察からの話として、生徒Ｍの謝罪の要望があり、それを警察として断ったということが伝えられた。謝罪の要望に対しては母親からもこれを受けるかどうかについて返事は留保されている。２５日は、学校から母親へ架電され、前日の電話を受けて生徒Ｉに電話をかけたこと、謝罪の意思があったということが伝えられている。

学校からは、その後、母親に対して、廣瀬爽彩の様子および警察による聴取の様子などを伺う連絡がなされ、６月２８日には、面談がなされている。生徒からの聴取の経過報告として、生徒らに対して、他に何か廣瀬爽彩に関わる出来事がないかを確認し、廣瀬爽彩に対する思いと反省の念を確認し、謝罪の意向があったことが伝えられている。母親からは、全体の出来事が確認できていない段階での謝罪は受けられないとされ、加害者側に伝えられた。

他方で、上述のとおり、学校は、生徒らの聴取、学校間での連絡をすること等を通じて経緯をまとめており、それを踏まえた説明が、７月２２日の母親との面談でなされている。その内容は、事実の経過において示したように、この間母親が関心を寄せていたことを含む性的被害に関する調査結果である。その際、学校の記録では、母親からは、いくつかの疑問が呈されたが、学校側からの説明を受け最終的には「よくわかりました」と母親が述べたとされ、転校先の話に加えて、関係生徒からの謝罪について、「そろそろ受け入れてもよい」「弁護士と相談することになっているので、決まり次第連絡します」との発言があったともされている。

以上の経緯からは、学校の事実の把握と母親への報告にはタイムラグはあるものの、報告すべきタイミングを逸しているわけではなく適宜報告がなされている。また、学校は、母親とのやりとりの中で、関心が向けられている点の把握に努めており、これに応じた調査もなされている。その意味では、「何があったか知りたい」と思う家族の心情に応える必要があることはよく理解されており、報告された内容はこれに沿ったものであるといえる。報告した内容において詳細に欠けるものがあったり、十分なまとめがなされていないものがあるなど、母親からすると十分とみられない点もあったかもしれないが、警察が対応を終了する意向を示し、必ずしも十分に警察から情報が得られていない中、学校としてできる事実の把握のための聴取はなされており、その結果を概要として適時に報告していたものということができる。

オ　本件いじめに対する対処における問題点

以上のとおり、学校は事実の把握とその報告については概ね適切に行っていたとみられる一方で、顕在化した本件いじめに対す

る対処としては次のような問題がある。

（ア）いじめとしての調査及び指導の問題

学校の調査は、事実を把握する聴取という点では、警察が関与する中であっても、適切に行われているといえる。しかし、他方で、学校の調査は、出来事に関与した生徒の問題行動の調査にとどまっており、この点は問題として指摘しておく必要がある。いじめは、心身の苦痛を決め手とする以上、いじめの調査においては、以上のような出来事の把握にとどまらず、それがどれほどの心身の苦痛を与えているかを評価することが不可欠となってくるが、本件においてはこの点の対応がされていなかった。

本件において、人間関係を背景として、廣瀬爽彩にどのような心身の苦痛が生じたかを、学校は、学校が後に把握した６月１５日前後の廣瀬爽彩の様子と対照する形で評価できたはずであるが、なされていない。もちろん、廣瀬爽彩が入院し、その供述を求めることが困難であると判断される中、本人の聞き取りに照らして評価することは困難であったことは理解されるが、廣瀬爽彩に生じていた一連の性的被害が、関係する児童生徒に共通性があることも踏まえ、時期的に言っても、学校が６月２０日及び２２日に把握した廣瀬爽彩の限界を超える様子を見せた出来事と関連付けて考えることは容易であったはずである。

また、母親からの教育相談として市教委から学校に伝えられた情報の中には、廣瀬爽彩のこの間の不安定な状況として被害と関連付けられる心身の苦痛の訴えも含まれており、廣瀬爽彩の供述が得られなかったとしても、学校がいじめ、しかも重大ないじめがあると疑うに足る状況にはあったはずである。学校

は、行為者の問題行動への対応と並行して、これを受けた廣瀬爽彩の心身の苦痛の有無、程度について、明らかになった人間関係を基礎として、専門職を含めて評価すべきであった。

いじめは、いじめを行った児童生徒の行為によって生じる影響の認識と、これを受けた児童生徒の心身の苦痛の認識にギャップがあるのが常であり、しかも、これを受けた児童生徒の自己評価が著しく低下していたり、自分が悪いとして苦痛の原因を自己に帰せしめたりする場合、被害児童生徒からの聴取が可能であったとしても本人からいじめによる被害の申告や心身の苦痛に関する語りがされないこともしばしばみられるところである。こうしたことを踏まえて、学校は、本人からの申告の有無のみで判断するのではなく、専門職を交えるなどして適切に、行為を受けた児童生徒の心身の苦痛を評価する必要があり、そのことは、いじめの解決に向けた対処において不可欠となってくる。本件において、学校は、もっぱら児童生徒の問題行動として対応するにとどまり、こうした評価を怠ったと言わざるを得ない。

こうした対処は、Ｅ中から市教委への「事故報告書」の第１報が、区分を「被害」としているものの、内容は、わいせつ画像の送受信（非行事故・管理外）とされ、Ｇ中からの第２報、Ｅ中からの第３報では、「非行」として報告されている点にもよく表れている（なお、この「事故報告書」自体は各学校で作成されたものではなく、電話で報告を受けた市教委が作成しており、区分も市教委において判断されている。）。また、上述の「対応方針」で特に重要とされた、定期的に学校側が連絡・指導を行うことについて、関係生徒に対し、謝罪の準備の確認、重大な事案であることの意識を喚起することが挙げられているが、結局その内容は、廣瀬爽彩を「どれだけ傷つけたか」という認

識を深めるものではなく、「どれほど悪い行為をしたか」ということの認識と学校が提示するルールの遵守にとどまっている。

なお、母親から市教委への教育相談の中で、母親は、預かっていた廣瀬爽彩のスマホに表示される関係生徒らＬＩＮＥのタイムラインをみて、廣瀬爽彩が辛い思いをしている中、関係生徒が自由に過ごしており許せないとする記録がある。児童生徒の問題行動に対する学校の指導としては、自己の行為の重さに比例した指導で足りるといえるが、いじめの指導の場合、原因となった行為の程度以上に、相手方児童生徒に心身の苦痛を与えることがあり、自己の行為への反省とともに、相手の心身の苦痛への理解が必要となる。相手の心身の苦痛は行為に対して比例的なものに留まるものではないことを理解させる教育的対応が肝要である。本件の場合、警察が関与する事態となり、学校が聴取することを通じて、関係生徒らは行為の重大性の認識を深めていったものとみられるが、廣瀬爽彩の心身の苦痛への理解を促すような指導はなされていない。少なくとも、そうした指導と関係生徒らの出来事に対する認識が、母親に伝えられることはなかった。こうしたことから、ＳＮＳを通じて垣間見られる関係生徒らの反省の度合いに、母親が疑問を抱いたのは当然のことと言える。いじめに対する指導にはかかる特徴があることを踏まえ、学校は、聴取を通じて把握した事実の報告とともに、いじめを行った関係生徒の指導の内容とその経緯、その効果等を報告する必要があった。

（イ）謝罪の会について

学校の本件への対処の中で、「謝罪」への言及はしばしばなされている。すでに、本件が顕在化した際の聴取の直後、生徒Ｍ

から謝罪の意向があることが母親に伝えられ、同様に、生徒Ｉの謝罪の意向も伝えられている。６月２６日の市教委のＧ中への訪問時において、学校から、生徒Ｍらの反省の様子とともに、今後の謝罪についてＥ中と相談していることが示され、翌２７日のＥ中への訪問の際も、学校からは、関係生徒らへ厳しい指導を行うとともに、謝罪の機会をつくるということが示されている。また、上述の対応方針においても、「謝罪」について掲げ、市教委の学校との訪問記録においても、「当該生徒及び母親に対する謝罪をするよう促す」とし、母親に対しても、しばしば謝罪を受け入れるかどうかを問うていることから、学校は、当初より、謝罪をもって解決することに目標をおいていたとみられる。母親の認識としても、謝罪の話があったのは学校からであり、加害生徒らは事態を反省していること、謹慎させていること、謝罪を伝えたいとのことなので場を設けたいと提案されたとしている。

そして、母親が廣瀬爽彩の転校を決めた頃以降、市教委と学校側とのやり取りは謝罪の場の持ち方の検討というところに重点が置かれるようになっていった。しかし、廣瀬爽彩が入院中も、加害生徒らは上述のとおり保護者も含め集まって遊んでおり、その様子を投稿したメッセージが廣瀬爽彩のスマホにも次々入って来る状況であり、母親としては、加害生徒らも保護者も全く反省などしておらず、謹慎といっても何の意味もないと感じており、謝罪の場など不要と考えていた。「口裏合わせのために集まった」ということを述べている保護者もいたとの話もある。

謝罪の場の実施に至るまでの経過について指摘しておくべきこととして、以下の点がある。この謝罪の場は、上述のとおりもともと被害生徒・保護者側が望んで実施が検討されたもの

ではなかった。廣瀬爽彩は入院中で、上述の警察による事情聴取がなされたものの、母親や学校側としてはいじめに関する話をすることは敢えて避けていた状況であり、廣瀬爽彩本人の意向を聞きながら謝罪を受けるかどうかの検討ができる状況ではなかったし、母親においても、廣瀬爽彩本人がそのような状況であるのに謝罪の場が設けられることには違和感があった（母親から相談を受けた弁護士も、本人不在の中「謝罪の場」がもたれることについては違和感があった。）。しかも、上述の関係生徒らの状況からしても、「謝罪」といっても形式的なものに留まるのではないか、そのような「謝罪」に意味はあるのかとの思いもあり、不要と感じていた。

しかし、学校及び市教委が、本件の早期の決着には謝罪の場が必要であると考えており（なお、Ｅ中において、「早く加害者側が母親へ謝罪して納めたいが、本人に事情を聞けないうちは、加害者側の証言だけでは無理があるとも感じている」とされている。）、これを受けて、母親としても受け入れることとし、最終的には弁護士も同席のうえ、８月２９日の午後６時以降、Ｇ中及びＢ小にて、９月１１日午後６時からＥ中にて、謝罪の場が持たれた。

こうした謝罪を進める側と受ける側の齟齬は、学校のいじめに対する関係生徒に対する指導が、廣瀬爽彩の心身の苦痛への認識の指導ではなく、もっぱら、警察沙汰にまでなった行為の重大性の認識にとどまっていたところに起因していることは明らかである。関係生徒の中には、自身の行為の重大性とともに、廣瀬爽彩に（それ以上の）心身の苦痛を与えたとの認識を醸成した者もいたかも知れないが、学校の指導がそうした観点をもたず、また、そうした関係生徒らの廣瀬爽彩の心身の苦痛に対して認識を深めたかどうかについて母親に伝えられるこ

とはなく、母親の疑念が解消されないまま、「謝罪」という形だけが先行した。これは、いじめとは何か、いじめの解決とは何かを学校が理解していない結果と言わざるを得ない。この点については、市教委についても同様である。

なお、母親は、加害生徒と保護者が複数で来るのに対し、自分一人で対応することには不安があったため、立会人として弁護士の同席を希望した。これが主としてＥ中において拒否的に受け止められ、Ｅ中・Ｇ中・Ｂ小と３校合同で実施される予定となっていた謝罪の場が、２度に分けて開催される経過となった。この点、前述のとおり、母親が、（本件に起因して現に生じた金銭的負担について）相手方にもいくらかの金銭的負担を求めたい旨の発言をしたことが、Ｅ中側で否定的に受け止められたことが影響した可能性もある。

結局、Ｅ中での謝罪の会は、教育長がＥ中の校長と面談をし、さらに市教委教育指導課がこれを要請する形で、９月１１日に弁護士同席の謝罪の会がようやく実施されるに至った。Ｅ中において、謝罪の持ち方に関する学校の考え方として、弁護士が同席するとなると学校として考えている謝罪の形とは違ってくる、廣瀬爽彩本人もしくは母親に対しての謝罪であり、第三者の立会いの下で行うものではないと考えている、とされたが、弁護士は「第三者」ではなく「廣瀬爽彩本人及び母親の代理人」であり、この視点を学校及び市教委が持てなかったことが問題を複雑にした一因であったとも言わざるを得ない。

（３）廣瀬爽彩の転校と学校の対応

ア　転校に伴う引き継ぎと対応について

事実の経緯で述べたとおり、廣瀬爽彩の転校に伴って、Ｆ中は、Ｅ中及び市教委から引き継ぎを受けているが、引き継ぎが十分ではないと考え、廣瀬爽彩について詳細を知るためにＥ中を訪れたとされる。その際、Ｅ中で対応した教員らからは自発的な語りは少なく、もっぱら廣瀬爽彩の特性についての説明がなされ、いじめについての話はなかったとされている。また、Ｅ中からＦ中に引き継がれた資料は、通知表、教育相談に関する資料、「すくらむ」であり、いじめ事案の内容に関わる資料は引き継がれなかった。（いじめについて引き継ぎがないことの問題については教育委員会の対応の項で詳述する。）

８月２０日に、２学期が開始され、廣瀬爽彩も同日より登校を開始しているが、登校に先立ち、Ｆ中で、廣瀬爽彩及び母親との面談が行われている。その際に、母親から、いじめの事実が伝えられている。その後、９月までの間、数回、いじめの事実及び６月２２日の入水の件などについて面談が行われている。

その結果、Ｆ中は、うわさが広がらないように配慮すべきと考え、いじめに関わる出来事等については、最小限の範囲で共有するに留めている。９月１３日、地元月刊誌に、記事が掲載された際も、一切知らない、わからないという対応にするとされた。

以上のような経緯を踏まえて、Ｆ中は、基本的に、廣瀬爽彩の特性と現在の状況に応じた対応方針を確認し、廣瀬爽彩に寄り沿い、発達特性に対しても医学的な専門的知見に基づき適切に対処することが提示されている。Ｂ小とＥ中との引継ぎのメモにおける内容と表現のしかたが、現象面の列挙中心で、しかも否定的なニュアンスを感じさせる表現が目立ったのと比べると、Ｆ中の確認メモは、廣瀬爽彩の良い面がとらえられており、的確に課題をつかんでいて、客観的でありながら、当事者に寄り添った支援の

方針が貫かれていると言える。

以上の点を踏まえると、次の点を指摘することができる。まず、廣瀬爽彩の現状が、Ｅ中側からの積極的な情報提供がなされなかった結果として、もっぱら、廣瀬爽彩の発達特性の問題として捉えられ、廣瀬爽彩の現在の不安定の大きな要因となっているいじめの問題が少なくとも母親との面談までは、Ｆ中では把握できなかった。また、Ｆ中がいじめについて把握した後も、触れてはいけない問題として捉えられた可能性が高い。いうまでもなく、性的ないじめは被害当事者にとってセンシティブな問題であり、これを一方的に転校先の学校に伝えることに問題を感じたとしても不思議はないが、他方で、Ｆ中としては、当該情報のないまま教育的対応をすることは困難であったはずである。実際には、Ｆ中は、母親からいじめの情報を得、その把握に努めている様子が見られるが、本来、少なくとも保護者が参加する形で、両校の間で情報の共有が図られるべきであったし、学校間の問題ということであれば、市教委がその役割を果たすべきであった。その意味で、いじめにおける連携が適切に果たされていなかったと言わざるを得ない。

なお、廣瀬爽彩の発達特性に応じた対応としては、Ｆ中は、「特別支援学級に在籍しつつも、主として交流学級（通常学級）で学校生活を送りたい」（第２章第４節５（２）ウ）、との意向を踏まえ、柔軟な対応を模索している。そして、廣瀬爽彩の学校生活の様子を、毎日、①支援学級での状況、②交流学級での状況、③教科での状況、④保護者との対応の４項目について、対応した教師らが書き込み合うシートを作成しており、丁寧な個別支援体制を組んでいた。これは一定期間ごとに「教頭から市教委に送付」され、市教委においても状況が把握されていた。この点、また、できる限りの個別の教育方針を立て、発達特性に即して全校体制で

向き合おうとしている点については評価できる。

イ　自殺行動の回避について

以上みたとおり、そもそもＦ中は本件いじめ事案への対応の役割は求められてはいなかったことがわかる。Ｆ中は、２年生に進級してからも、特別支援学級の担任を中心に毎週金曜日に家庭訪問を重ねながら転入生である廣瀬爽彩に寄り添う努力をし、母親との信頼関係もあり、コミュニケーションも概ね取れており、発達障害のある児童生徒への対応においての理解や専門性を持って対応をしていたと評価してもよいと考える。

ただ、Ｆ中に転校後も廣瀬爽彩はＸ病院で通院治療を受けていたが、学校と医師が連携する機会がまったく持たれなかった点は惜しまれる。本件に限らず学校側が治療中の生徒の担当医と連絡を取り合うことは一般にほとんどないのが現状であるが、不登校への対応やトラウマに配慮した対応を検討する上でも、学校側は廣瀬爽彩や母親の同意のもと、医療機関との連携を試みるべきであったし、そうすることで自殺を予防し得た可能性があったことは否定できない。

しかし、ＡＳＤ障害者に対する性被害のトラウマの出現は、被害から少し時間がたち、環境も心理状態も安定したころにトラウマがフラッシュバックして出現してくることがある（「タイムスリップ現象」。詳細は後述（第５章第２節２（３））。この特性をもう一段深く理解できていれば、つまり、本件では転校を経て、Ｆ中の安心できる体制や環境に身を置いていた時だからこそ、「タイムスリップ現象」が生じる危険性も高いと予見できていれば、廣瀬爽彩にもより適切に対応し、今回の自殺行動を回避できた可能性もあることは否定できない。廣瀬爽彩は２０１９年１２

月ごろから急速に不登校傾向が強まり、２０２０年１月に入って希死念慮が連日のように激しく出現し始めているところ、とくにＳＮＳ上での仲間とのつながりの分析がもう一歩踏み込んでできていれば、彼女の希死念慮への気づきがもっと早かったのではないかと悔やまれる。もっとも、Ｆ中としても、廣瀬爽彩が２年生の１０月、「病休が多いのはいわゆる怠惰によるものではないか。ゲームで昼夜逆転ということはないか。」との市教委からの問合せに対し、「昨年から学校や教員・生徒などに対するフラッシュバックや不安感から起こる情緒の不安定さ、集中力や意欲の欠如など様々な要因も考えられるので怠惰による欠席とは判断できない。」と教頭が回答しており、フラッシュバックが起きている可能性については認識はされていた。

Ｆ中は発達障害のある児童生徒への対応において、現状の日本の学校においては相当に高い水準で整っていたと推測できる。しかし、そのＦ中をもってしても、改正発達障害者支援法（２０１６年）第８条に示される、発達障害のある児童生徒に対しては「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じる」という主旨の具現化が十分ではなかったと言えよう（もっともいじめとしての対応が求められていなかったＦ中において行えたことに限界があったことは理解できるものでもある）。

本件は、明らかに、いじめが生じた時点の学校と、転校後の学校の連携が不足していたと言わざるを得ないが、他方で、学校を超えた連携の必要な事案として、市教委が積極的に関与した様子は見られず、廣瀬爽彩の発達特性に対する対応のみに終始していた市教委の責任も大きい。

３　市教委及び道教委の対応

（１）本件に対する市教委の初動の対応

市教委は、廣瀬爽彩について、２０１９年６月２０日の出来事ではじめて把握している。この出来事は、警察が臨場したことが要素の一つとなって、当日、教頭を通じて、Ｅ中から市教委に対して第１報が伝えられ、翌日には第２報も伝えられている。その後、６月２２日に、廣瀬爽彩が入水する出来事が起こり、この件が、週が明けた６月２４日に、Ｅ中から第１報、Ｇ中から第２報として伝えられ、６月２５日には、Ｅ中から第３報として性的被害の件が伝えられている。いずれも、発生した事実、学校が取った対応についての報告である。

その後、６月２６日に、母親から、市教委に電話での相談がなされている。市教委が聞き取った内容は、①わいせつな被害と、川への入水による自殺行為があり、学校からの記録を見せてほしいとの要望、②廣瀬爽彩が入院して辛い思いをしているにもかかわらず、関係生徒が自由にしていていることが許せないこと、③退院後、現在の学校に戻れるか、転校も含めた方法を知りたいということの３点である。これらの点は、学校に共有され、（「いじめ・交友関係」ではなく）「就学関係」に区分され記録に残されている。

市教委は、同日に、Ｇ中を訪問し、わいせつ被害にかかり学校が把握している事実と対応について聞き取っている。その際、上述のとおり、生徒Ｍらが反省していること、謝罪については、Ｅ中と日程等を相談し、Ｇ中の教員が同席のもと対応するとされ、今後、情報モラルの徹底、他校の生徒との関わり、Ｒ公園の利用、夏季休業の過ごし方について指導するとされたことが記録されている。

市教委は、２６日、Ｅ中及びＧ中を訪問し、翌２７日の午前に警察を訪れている。警察においては、２２日の出来事と入院の経緯、これをきっかけとして把握された事実と警察の対応及び今後の対応を確認し、生徒・保護者への指導、謝罪についての警察の考え（捜査中ではあるが、生徒及び保護者の意向であれば対応も可。）について聴取している。Ｅ中では、廣瀬爽彩の日常の様子について、聞き取りがなされているが、主として学校から説明されているのは、廣瀬爽彩の発達特性に伴う特徴的な行動についてであり、発覚した出来事と関連付けた廣瀬爽彩の様子ではない。その上で、今後の学校の対応についての説明がなされている。

なお、市教委のＥ中訪問の前日の２６日に、関係３校合同の会議が開催されており、その記録は市教委に共有されている。また、その後の経過等については、随時市教委に報告がなされている。

以上が、初動における市教委の対応であるが、基本的に対応が後手に回っており、学校に対する指導助言も適切になされていない。少なくとも、６月２２日の川への入水の件は、市教委が廣瀬爽彩の異変について情報を得た６月２０日の情報を踏まえたとき、かなりの緊急事態であることは明らかであり、少なくとも、廣瀬爽彩の性的被害が伝えられた６月２５日には、市教委は、廣瀬爽彩の在籍するＥ中を訪問すべきであるし、複数の学校に関わる事案である以上、少なくとも、翌２６日の３校合同の会議に市教委として出席すべき事案である。

また、報告された内容だけからも、重大ないじめが発生している疑いは、仮に学校が持てなかったとしても、市教委としては当然に看取できたはずであり、少なくともそうした観点からＥ中等からの情報収集に努めるべきであった。しかしながら、Ｅ中の訪問記録から読み取ることができるのは、もっぱら廣瀬爽彩の日常の行動がい

かに発達特性を表したものであるかの事実であり、重大ないじめであることを前提にするものではなかった。また、そうした市教委の対応が、学校側でも、事案がいじめというより、廣瀬爽彩の発達特性の問題と理解すればよいと受け止められた（そのような考えを上塗りされた）可能性があり、初動のあり方として大きな課題を残したと言わざるを得ない。

６月２２日の入水の件、これをきっかけとして把握された性的被害をみれば、少なくとも、２２日の廣瀬爽彩の行動、さらに遡って、２０日の行方がわからなくなった廣瀬爽彩の行動が、単に発達特性のみによるものではなく、性的被害を背景として起こっていたのではないかと考えるのが合理的である。そうであるとすると、仮に学校がそうした観点をもっていなかったとしても、専門職を配置する市教委としては、性的被害が起こった可能性のある時期に遡って、廣瀬爽彩の発達特性を踏まえつつも、通常とは異なる様子、行動の変化を把握し、どれほどの心身のダメージ（苦痛）があったかについて、教育の専門家として評価する必要があった。

記録からも、学校は、廣瀬爽彩に対する性的被害が顕在化した直後から、とにかく関係生徒が廣瀬爽彩及び保護者に謝罪することが重要と考え、これを急いでいる様子が窺えるが、市教委がこれに異を唱える様子は見られない。学校の対応の項でも述べたが、いじめは、いじめを行った児童生徒が、これを受けた児童生徒の心身の苦痛を軽く見る傾向があり、自己の行為の反省と謝罪だけでは解決しないことも多い。いじめを行った児童生徒が、これを受けた児童生徒の心身の苦痛を認識してはじめて謝罪は成り立つものである。本件のように、いわゆる警察沙汰にもなり、「こと」が重大になったような場合は、これに関わった児童生徒は、自己の行為を反省し、謝罪の念を示すことが多いが、他方で、（行為の重大さ故に、逆に）これを受けた児童生徒の心身の苦痛にまで思い至っていないことも

しばしばあることである。そこから、「（こんなに）謝罪にしたのに、許さない態度を示している」という受け止めをし、問題がこじれることもよくみられることである。

専門職としての指導主事は当然そうした知見を持っているはずであるが、初動において、そうした観点をもつことなく、しかも、もっぱら廣瀬爽彩の発達特性に関心を持ち、いじめとしての指導助言を行うことを、対応が後手に回っていることを含めて怠っており、課題である。また、本件においては、次に述べる「謝罪の会」の実施が禍根を残すこととなった。

（２）謝罪の会について

市教委の初動の対応は、（１）のとおりであるが、それ以降の対応においても、廣瀬爽彩の現況または謝罪について言及する記録が多く見られる。特に、母親が廣瀬爽彩の転校を決めた頃以降、市教委と学校側のやりとりは謝罪の会の持ち方の検討という所に重点が置かれるようになった。謝罪の会は、廣瀬爽彩が転校した後に実施されることになるが、代理人の同席を希望する母親に対して、Ｅ中の校長が代理人の趣旨について理解することができずこれを拒否し続けたことから、３校合同の謝罪の会は開催されず、８月２９日に、Ｇ中でのＧ中及びＢ小の関係児童生徒及び保護者による謝罪の会が先行している。さらに、地元月刊誌の報道などがあり、Ｅ中の謝罪の会は紆余曲折することとなるが、最終的にはＥ中においても、９月１１日に行われた。

なお、この際、Ｅ中の校長が弁護士同席の謝罪の会を受け入れない態度を示したことから、校長と教育長が面談をし、さらに市教委教育指導課がこれを要請し、ようやく実現している。Ｅ中で行われた謝罪の会の設定に際しては、こうした形で、市教委が調整に入っ

て実施されることとなったが、謝罪の会自体は、経緯説明を含む全体会の後、別室で個別の謝罪という形をとり、後者において、学校は同席しないこととされた。

すでに（１）でも述べたとおり、一連の性的被害について顕在化した直後から、学校は、謝罪の場の設定を急いでいた様子（または、謝罪の場を設けることで決着としたいという様子）が見られる。これに対して、市教委も、結局、応じることとなり、最終的には、特にＥ中において、市教委が関与する形で謝罪の会が実施されている。

いじめにおいて、これを行った児童生徒が、これを受けた生徒の心身の苦痛を理解していないことが多いことを踏まえ、その解決として謝罪の場を設定する際も、いじめを行った児童生徒が、これを受けた生徒の心身の苦痛を十分に認識し、これを踏まえた上で、自身の行為の誤りを認め、謝罪するのでなければ、解決に至らないことはすでに述べたとおりである。繰り返しにはなるが、前述のとおり、「こと」が大きい場合、いじめを行った児童生徒はそれだけで自己の行為を反省するものの、実は、その行為によって受けた児童生徒の心身の苦痛がより大きい場合、それを理解していないことがある。そうした中で、謝罪自体は形式的に成り立つものの、「こんなに反省しているのに、許してもらえない」という事態が生じ、しばしば、事態をさらに悪化させることがある。本件の場合も、同様で、関係児童生徒らが、「謝罪までしているのに、まだ許されない」という感情が残った可能性は十分にある。

学校が、謝罪の場の設定を急ぐ中、市教委は、専門職である指導主事の知見を踏まえて、謝罪は慎重に実施するよう指導助言をする必要がある。もっとも、本件の場合、事態の重大かつセンシティブ性及び廣瀬爽彩本人の状況から、廣瀬爽彩からその傷つきを直接聴取できなかったという事情はある。しかし、いじめの事案において、

いじめを受けた児童生徒から聞き取りができないことはしばしばみられることであり、そうした場合であったとしても、本人から聴取できないため評価しないというのではなく、専門的知見を借り、あるいはそれを用いながら、こうした心身の苦痛を可能な限り測る必要がある。そして、それを正確に伝えた上で、関係生徒が事案に向き合う機会を与え、謝罪の場を設けなければならない。本件の場合、市教委が、そうした観点をもつことなく、結局、謝罪の場の設定を急ぐ学校と同じ歩調をとり、児童生徒が廣瀬爽彩の心身の苦痛に向き合うことなく、これを実施し、これをもって解決としたことは、問題の本質的な解決を妨げた大きな原因となっている。

（３）いじめの認知について

ア　転校前の学校及び市教委の対応

本件においては、道教委の指導・助言にもかかわらず、いじめを学校及び市教委が認知しないことが問題となっていた。学校がいじめを認知しないことについては、６月２２日の件をきっかけとして市教委になされている母親からの教育相談（７月１日）で取り上げられている。「５月中旬くらいから原因ははっきりわからないが、私が見ていて様子がおかしいと感じることがあり、学校に相談した。その後、６月中旬くらいには学校にいじめについて調査してほしいと相談したが、学校は十分対応してくれなかった。」との相談である。

この点、６月２２日より前にいじめについての調査の要請が明確にされたのかどうかについては本調査において確定はしていないが、いずれにせよ上記相談の時点ではいじめとして対応して欲しいとの母親側の意向が明確に示されており、この母親の意向については学校側も認識していたといってよい。しかし、７月８

日のＥ中の記録によれば、Ｅ中は、市教委に対して、「廣瀬母が「いじめ」という言葉を使っていることから、『重大事態』と捉えられることもありえるので」と述べ、学校や市教委で記録を残すことが大切であるとしている。また、謝罪の会に係るＧ中からの報告に関する記録の中で、「（母親が）一連の出来事がいじめであると思っているとの印象を受けた。」と記載がある。こうした記録からは、学校と市教委が、事態を現在明らかになっているものに留めて終結させよう急ぎ、かつ本件がいじめの問題に広がらないようにしたいとの意図が窺える。

本件において、性的被害がいじめによるものであるのではないかとの疑いは、６月２３日の母親からの学校への連絡及び面談で当然に見立てられるものである。ところが、学校は、廣瀬爽彩に対するいじめであるとの発想を持つことなく、もっぱら、これに関与した関係生徒の問題行動（非行）としてこれを扱ったことはすでに述べたとおりである。また、その理由として、事態を顕在化しているものに留め、他に広がることを警戒している様子も窺える。

しかし、上述のとおり少なくとも母親からの６月２２日の件以降の相談においては明確にいじめとしての対応の要望が示されており、学校も母親が「「いじめ」という言葉」を使って学校に相談していることを認識していた。遅くとも、この時点で、本件が同時にいじめであることの観点は持ち得たはずである。また、客観的にみても、いじめではないとは決して言えない事案にもかかわらず、あたかも母親の意向でいじめの重大事態と取り扱わざるを得なくなることを避けたいかのような対応を取っていることも、記録から看守することができ、いじめとしてきちんと認知し、いじめとしても対応すべき学校としては極めて不適切な対応である。

本件が、警察案件であり、廣瀬爽彩が入院しており、かつ、被害の性質上、本人から即時に聴取することが困難であったことは理解できるところであるが、であればこそ、専門家を入れて、廣瀬爽彩の個性、被害の態様、被害が生じていた時期前後の廣瀬爽彩の学校及び家庭での様子など、総合的に検討を加え、いじめであることを前提として、廣瀬爽彩の心身の苦痛を可能な限り評価すべきであった。

また、学校のこうした対応、態度に対する市教委の対応も問題である。大きな事件に学校が接したとき、現場はしばしば、先の対応が見通せず、いわば「近視眼」的になることがある。また、大きな事件が、顕在化していること以上に広がらないよう警戒し、事態をできる限り小さく扱おうとすることがある。市教委は、そうした学校に対して、自主性を尊重しつつも、専門的で有効な指導助言をもって、必要な対応ができるよう指導・助言をする責任を負っている。

本件においても、市教委は、学校がいじめとして対応していないこと、そして、必要以上に、いじめ重大事態になることを警戒していることに対しては、むしろ専門性をもって、本件がいじめによる重大事態の疑いのある件であることを示し、必要な対応を学校と協力して取るべきであった。しかし、市教委は、次にみるように、むしろ、積極的にいじめではないとの認識を持っていたと思われ、その結果として、本件では、廣瀬爽彩の心身の苦痛への評価とそれに基づく関係生徒らへのいじめとしての対応が閉ざされることになってしまった。市教委が廣瀬爽彩の入院時の院内学級や退院後の転校の手続について尽力していたことは評価しつつも、いじめと認定し対処がなされなかったことで、もっぱら、関係生徒らによる非行への対応にとどまることとなったことは不適切なものであったと言わざるを得ない。

イ　市教委といじめの認知

ところで、市教委は、学校がいじめの認定をしないことから、市教委としてもいじめの認定ができなかったのではなく、むしろ、市教委自身が積極的にいじめの認定をしなかったというべき経緯が明らかになっている。

性的被害については、警察が２回の事情聴取を行っており、その内容が、警察からの情報提供として市教委に伝えられている。第２章の事実の経緯で明らかにしたとおり、市教委は、警察から伝えられたこととして、廣瀬爽彩が画像を送ったこと、体を触られたこと、自慰行為を強要されたことについて、覚えていないと話しており、事件化できないこと、警察としては、関係生徒らを厳しく指導し、保護者に対しても指導・監督を要請し、対応を終えることとしたことを記録している。

しかし、廣瀬爽彩は、第２章で述べたとおり、警察の事情聴取において、自分が一切嫌なことをされていない、覚えていないと述べたのではなく、「私の頭は、嫌なことがあったら、ドンドン記憶を消していくように出来ているの。だから、＊＊先輩とのやりとりも、すでに頭から消されているんだと思う。」と述べ、警察官から「＊＊君とのやりとりを頭から消しているということは、何か嫌なやりとりをしたということなのかい？」と聞かれて、「そうかもしれない。そういわれると、＊＊先輩に洋服を着ていない写真を送った様な気がしてきた。でも、どんな写真だったかとかいつの出来事なのかとか、全く思い出せない」と述べている（対象とされた生徒の氏名は確認できなかった。）。また上述のとおり警察の所感としても、（行為者である先輩生徒らを）「かばっているのか本当に忘れているのかよくわからない」状況であったとされ

ている。

いうまでもなく、被害供述が加害者の特定に足りないなどの場合、警察として立件には至らない、ということは考え得るところであるが、これとは別に、いじめにおける「心身の苦痛」があったか否かの評価においては、上記供述は、十分にこれを認定し得る供述といえる。にもかかわらず、この警察からの伝達が「本人がおよそ心身の苦痛を訴えていない」かのように市教委に受け止められてしまっている。警察の捜査は事件化のための捜査であり、加害者の特定と被害の訴えの有無を基準とするものであるが、いじめであるかどうかの評価や調査はこれとは異なるとの見識を欠くものと言わざるを得ない。そして、こうした安易な対応が、その後の進行（いじめとの認定はできないとの結論となり、道教委の助言を得ても変更されなかった）に大きく影響することとなった。

ウ　学校・市教委のいじめの認知と道教委の対応

（ア）道教委について

道教委は、本庁の他、教育事務所に相当するものとして、１４の教育局を設置している。旭川市は、上川教育局の管内に属している。市教委が、Ｅ中、Ｇ中、Ｂ小など、旭川市立学校の設置者であるのに対して、道教委は、教育局を含めて、地教行法第４８条第１項で、「都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる」とされるにとどまり、直接的な関係にはない。なお、教育局は、道教委の出先機関に当たることから、本庁の指揮監督に服する。

（イ）道教委による事案の把握と対応

道教委（上川教育局を含む。）が、廣瀬爽彩に関する出来事を把握するのは、地元月刊誌に記事が掲載されることが想定されることをきっかけとした市教委からの上川教育局に対する９月１０日の「事故速報（第１報）」によってである。４月から６月頃までの出来事を、「猥褻事案・自殺未遂事案」としてまとめ、８月２９日のＧ中での謝罪までの事実が報告され、地元月刊誌に記事が掲載されることが想定されるとされている。道教委への報告は、地元月刊誌に記事が掲載された後に上川教育局に続報がなされた後、９月１８日に上川教育局から本庁への報告としてなされている。

これに対する道教委の対応は早く、続報がなされた段階で、学校または市教委の対応において、①いじめの認知、②早期対応、③謝罪の場の設け方の理解に問題があったと見立て、市教委に文書（メモ）で指摘し指導するとした。道教委の指導内容は、１０月３日に、本庁にて起案され、１０月８日には、これに基づいて上川教育局から市教委に確認がなされ、回答（１０月１０日）を得た上で、正式には、１０月２８日に、市教委に指導がなされている。

この中で示された指導事項としては、「いじめの認知、早期対応」に関して、①自殺未遂事案であるが、当該生徒への聞き取りを行わなかったこと、②いじめの疑いがある事案としての対応ではなく、猥褻事案として指導していること、③当該生徒の保護者に対し、学校の対応方針や指導方針を伝えていないことが課題であるとした。そして、対応の方向性として、「当該生徒がいじめではないと話していても、客観的に見ていじめの可能

性がある。」とし、「仮にいじめでなかったとしても、いじめの疑いがある事故として、組織的に対応するとともに、保護者と協力して取り組む必要があると考えられるため、今後のいじめの認知に係る取組に生かすようお願いする。」とした。必要と考える具体的な取組としては、学校は、①「いじめの疑いがあると考え」、市教委に報告をし、指導助言を受けること、②保護者に説明し、聞き取りに理解と協力を求めること、③学校いじめ対策組織のもと、事実確認、対応策の検討、関係生徒への対応について役割を分担して行うこと、そして、④これらを伝え、謝罪と今後の対応について共通理解を図ることといった具体的な学校の取組が示されている。

また、謝罪の場などの共通理解に関して、各学校での校長の認識の違いにより対応が異なることから、複数の学校が関連する事案として、市教委が中心となって対応策を取り、一貫した対応ができるようにすることとしている。

なお、１０月１０日の市教委の上川教育局への回答では、状況報告の他、「いじめかどうか」については、①廣瀬爽彩が警察の聞き取りに対して、「いじめはない」と発言していること、②学校における教育相談やいじめアンケートにおいていじめの被害の訴えや情報がないこと、③本人からの聞き取りを行わないよう保護者の申入れがあり、状況が確認できないことを理由として、市教委としていじめとの判断に至っていないとしている。こうした判断が誤りであり、仮に学校がこのように判断したとしても、学校設置者であり、教育専門職である指導主事を配置している市教委としては、専門性にふさわしい判断をしなければならないことはすでに述べたとおりである。

（ウ）その後の推移と道教委の対応

（イ）の件については、その後、市教委からの報告もなく、また道教委としても把握することはしなかった。道教委が、廣瀬爽彩について次に把握したのは、２０２０年１月５日の母親からの子ども相談支援センターへの電話相談である。同センターは、道教委の生徒指導・学校安全課が所管する機関であり、同相談は２４時間受け付ける相談であり、道教委の本庁で即時に把握することとなる。

１月５日の相談は、主な内容は、Ｅ中に関するもので、「学校がいじめを認めず、対応も納得いかない」というものであった。相談された内容が１２項目に整理されて記録されており、いじめであることを示す事実と、情報開示の要望、謝罪の場に納得いっていない様子が語られている。このことは、上川教育局を通じて市教委に伝えられ、上川教育局は、確認のため１月１６日に市教委を訪問している。その際相談に係る１２項目についての市教委の見解の確認がなされた。市教委からの説明として、情報開示について、学校は、生徒との信頼関係の中で聞き取った情報であり開示により信頼関係を失うこと、今後の教師と生徒のコミュニケーション及び学校運営に支障を来すこと、個人が特定され正常な学校生活が送れなくなる可能性があることを理由として行わないとしており、市教委としても学校の意見を尊重することが示されている。

道教委は、市教委に対し、全容解明に向けて丁寧に対応するよう指導をし、併せて、母親に連絡をして丁寧に説明をし放置することのないように求めている。これに対して、市教委は、「求めがあれば説明、支援する」としたことから、（求めがあればではなく）対応するよう道教委からさらに指示をしたとされ

ている。しかし、市教委の対応は遅々として進まず、学校の対応は、２月６日に確認をした際にもまだ連絡していないとのことであったことから、さらに道教委は市教委に対応を催促した。

（エ）いじめの認知と教育委員会の対応について

本件は、本人側からのいじめの申告の有無にかかわらず、事案の内容から客観的に判断して、廣瀬爽彩に（かなりの）心身の苦痛が生じていないとは決して言えない事案である。他方で、被害の性質・態様、廣瀬爽彩が依存していた関係の中で行われたという状況、さらに廣瀬爽彩の発達特性を加味した場合、心身の苦痛の大きさにもかかわらず、こうした関係に影響を与えるような形で、本人がいじめであることの申告をしない（できない）ことも想定された（想定すべきであった）事案でもある。そうした中、廣瀬爽彩は、前述のとおり「忘れてしまった」などと躊躇を見せながらも「そういわれると、＊＊先輩に洋服を着ていない写真を送った様な気がしてきた。」などと一部については言及する一方で、全てを申告して助けを求めることができないまま、心身の苦痛を確実に深めていった事案であるとも言える。

こうした中、学校は、廣瀬爽彩が「いじめではない」と言っていると捉え、いじめとは認知せず、いじめとしての対応を取らず、もっぱら、非行に対する関係児童生徒らへの指導に留め、謝罪の場も、関係児童生徒らが廣瀬爽彩の心身の苦痛に向き合うものというよりは、自己の破廉恥な行為を反省するというものにとどまった。その結果として、２０２０年１月５日の母親からの相談にあるように、いじめを受けた被害者として解決したと思えない状況になっている。こうした学校の対応の問題に

ついては、すでに述べたとおりである。

仮に、こうした状況が学校と保護者との関係に生じた場合、指導主事を配置し、教育専門性の高い知見を有する設置者としての市教委が、有効な指導・助言を行うべきであったが、本件において、市教委もその専門性を発揮することなく、学校の判断を尊重していたと言うよりは、むしろ、積極的に学校と同様の判断をしていた。この点についてもすでに指摘したとおりである。

これに対して、道教委は、事態が月刊誌に報じられる可能性から提出された事故報告、母親からなされた子ども相談支援センターへの電話相談による把握といった偶然の機会で、本件を把握することとなるが、少ない情報量の中で、事案を的確に見立て、市教委を通じて学校への指導の努力をしていることが認められる。しかし、学校及び市教委の指導に対する拒否的な態度から、本来あるべきいじめ対応が、初動の事実解明の努力以外にとられることはなかった。本来あるべきいじめ対応とは、一連の出来事をいじめと認知し、全容の解明をはかるとともに、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛を踏まえた対応をし、かつ、なぜそうした事態が生じたのかについて知りたいとの心情に応えるというものである。かかる対応がされなかったため、事態は好転することはなかった。

こうした点を踏まえて指摘しておくべきこととして、まず、学校―市教委関係、市教委―道教委関係が、著しく不全であるということがある。委員会が、記録を精査し、聞き取りをする中で明らかになったこととして、とりわけE中において、教頭は市教委とも連絡を取ろうとしていた様子が見られるが、特に校長が市教委に対して拒否的であり、道教委も指摘しているよ

うに、学校を超えた事案として、市教委を窓口として対応すべきであったにもかかわらず、市教委は、初動から蚊帳の外であり、謝罪の場に至っては、市教委の関与についてこれを拒否する校長の発言も記録されている。また、道教委の指導・助言に対しては、市教委はこれに応じることに熱心ではなく、市教委は、道教委の指導・助言に対して、その後の経緯なども含めて報告しようとしない様子も見られる。道教委は、本件をそれなりに正確に見立てていたとみられるが、こうした状況では有効な対応がなされることは期待すらできない状況であったといえる。また、道教委も、その権限が限られているとはいえ、指導・助言、援助を行う立場にある以上、とくに、２０１９年９月以降の推移についてはフォローアップすべきであった。

次に、教育委員会の教育専門性である。教育委員会には、専門職としての指導主事が事務局に配置されている（地教行法第１８条)。市教委は、学校の設置者であり、教育の条件整備を行う教育行政機関である。それと同時に、教育の内容的な面については、指導主事が専門的な立場で指導・助言を行うこととされている。指導・助言とは、指揮・監督とは異なるもので、専門的にすぐれていることをもって行われるものであり、それに従うことが期待されているものである。その意味で、市教委と学校は、そうした法的関係の理解の上に立った関係である必要がある。しかし、少なくとも市教委とＥ中の関係にはそのような関係があったとは言いがたい。

また、市教委は、指導主事を通じて専門的判断、指導・助言を行うことになるが、本件において、市教委が、いじめ防止対策推進法上のいじめに対する専門的知見を持っていたとはいいがたい状況にあったということはすでに述べたとおりである。

市町村教育委員会と都道府県教育委員会の関係については、都道府県が都道府県費負担教員の任命権を有するという関係にはあるが（地教行法第３７条）、都道府県費負担教員も市町村教育委員会の服務に服することになることから（同第４３条）、市町村教育委員会と学校のような、設置者と設置教育機関という関係にはなく、基礎自治体としての市区町村と広域自治体としての都道府県という異なる自治体種別における教育行政機関の関係であり、具体的には、地教行法によってその関係が定められている（同４８条、第５１条等）。都道府県教育委員会は、市町村教育委員会間の相互の連絡調整を図るとともに、指導・助言、援助を行うことができるとされていて、その意味では、都道府県教育委員会から市町村教育委員会への指導・助言、援助もまた、教育専門性を持って行われる必要があるが、その専門性は、指導・助言、援助を受ける側が、すぐれた指導・助言、援助を受け入れる開かれた態度及び関係になければそれは効果を発揮することはできない。

いずれにせよ、専門性もまた、学校―市教委、市教委―道教委の関係性に左右されることは明らかであり、今のような異常な関係は早急に改善される必要がある。もちろん、具体的な状況に応じて児童生徒に対応するのは学校であり、教職員であることから、教育機関としての学校の自主性は大事にされなければならないし、教育委員会の自主性もまた大事にされなければならない。その上で、教職員もまた専門職であることを踏まえて、児童生徒にとって最もふさわしい形で専門性が発揮されるよう、これら機関の関係は改善されなければならない。

（４）転校後の学校及び市教委の対応

廣瀬爽彩のＦ中への転校に際して、Ｅ中からいじめの事実について積極的な情報提供がなされず、廣瀬爽彩の現在の不安定の大きな要因となっているいじめの問題が少なくとも母親との面談までは、Ｆ中では把握できなかったという点は、上述のとおりである。Ｅ中からＦ中への引き継ぎは、もっぱら廣瀬爽彩の発達特性に関するもので、Ｆ中は、特別支援の体制は整っているところ、こうした引き継ぎを踏まえ、廣瀬爽彩の発達特性に対する支援という意味では、十分な体制を整えて廣瀬爽彩に対応していたといってよい。この点は、市教委も同様で、Ｆ中との連絡も含めて、十分な役割を果たしていた。

しかし、本件いじめとの関係で言うと、そもそもＦ中は、Ｅ中から情報共有がなされず、市教委からもその点に関して情報が積極的に提供されたわけではなく、その意味で、本件いじめ事案への対応の役割は求められてはいなかったことになる。もちろん、Ｆ中では、母親からいじめについて情報を得た後は、これを踏まえた対応をしていた様子が窺えるが、しかし、いじめを受けた生徒としての配慮にとどまり、廣瀬爽彩の心身の苦痛への理解と対応という所まで至らなかったと言わざるを得ない。

ＡＳＤを有する児童生徒の性被害のトラウマは、環境も心理状態も安定したころにフラッシュバックして出現してくることがあることを踏まえると、Ｆ中において、性的いじめがあったことを踏まえた廣瀬爽彩の心身の苦痛と、その現況の把握と対応がなされるべきであったが、これはなされることがなかった。本件は、複数の学校にまたがるいじめの事案であり、その意味で市教委の役割は大きく、さらにＥ中からＦ中への転校によってさらに関係学校が多くなった事案であり、その意味で、市教委が中心となって対応すべきであったが、廣瀬爽彩の発達課題に対するＦ中での対応に関与はしたが、こうした全体的な視点をもった対応がなされなかったといって

よい。廣瀬爽彩の発達特性に対する対応のみに終始していた市教委の責任も大きい。

第３節　学校及び教育委員会の組織的対応についての検証

１　学校について

（１）学校におけるいじめ防止対策（方針策定・組織設置義務）

法は、学校に、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めること（法第１３条）、また、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」）を置くことを課している（法第２２条）。

（２）各学校の対応について

ア　Ｂ小

Ｂ小においては、廣瀬爽彩が２年次の２０１４年４月にいじめ防止基本方針が定められ、廣瀬爽彩が中学に進学した年である２０１９年の５月に改定された。今般提供を受けたものは上記改定後のものであり廣瀬爽彩在学中のものではなかったが、学校いじめ防止対策組織を設置するものと定められ、その構成メンバーは校長、教頭、生活指導担当教員、主幹教諭、教務担当教員、学年主任、学級担任、教科担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教師、情報教育担当者とされていた。また、

いじめの防止に関する年間計画の作成や実施、いじめ防止の取組の実施等に当たっては生徒の代表、保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラー（以下「ＳＣ」）やスクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」）、スクールサポーター（警察官経験者。以下「ＳＳ」）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的に取り組むとされている。

学校いじめ防止対策組織の会議がそれとして定期的に開催され、その議事録が作成され保管されているといったことは確認できなかった。

イ　Ｅ中

Ｅ中においては、廣瀬爽彩が入学した２０１９年４月、いじめ防止基本方針を定め、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、教務担当教員、学年主任、学級担任、教科担任、養護教諭、生徒会担当者、特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教師、情報教育担当者、部活動担当者、ＳＣ等を構成メンバーとする学校いじめ防止対策組織（「Ｅ中学校いじめ防止対策推進委員会」と呼称）を設置していた。

Ｅ中では年２回いじめに関するアンケートを実施し、その内容については学校いじめ防止対策組織を中心に確認し、いじめとして認知するか否かの検討を行っていたとのことであるが、いざいじめと認知して対応するとなった場合の具体的対応としては、生徒指導部が学校いじめ防止対策組織のメンバーと同一であるため、生徒指導部のメンバーにおいて対応することとなっていたとのことである。

Ｅ中においても、Ｂ小と同様、学校いじめ防止対策組織の会議がそれとして定期的に開催され、その議事録が作成され保管されているといったことは確認できなかった。また、生徒指導部会についても、平成３０年度及び平成３１年度の会議録等は確認できず、具体的にいつ開催され、参加者が誰で、どのようなことが話し合われたのかは不明であった。

ウ　Ｇ中

Ｇ中においては、２０１９年４月、いじめ防止基本方針を定め、校長、教頭、主幹、生徒指導部長、教務部長、研修部長、道徳教育推進教師、学年代表、生徒会担当者、特別支援教育コーディネーター、情報教育担当者、養護教諭、ＳＣを構成メンバーとする学校いじめ防止対策組織を設置していた。また、Ｂ小と同様、いじめの防止に関する年間計画や取組の実施等に当たっては生徒の代表、保護者の代表、学校評議員をメンバーに加え、いじめへの対処等はＳＣやＳＳＷ、ＳＳをメンバーに加えて対応するものとされている。

Ｇ中においても、前２校と同様、学校いじめ防止対策組織の会議がそれとして定期的に開催され、その議事録が作成され保管されているといったことは確認できなかった。

エ　Ｆ中

Ｆ中においては、２０１９年当時、いじめ防止基本方針を定め、校長、教頭、生活指導担当教員、主幹教諭、教務担当教員、学年主任、学級担任、教科担任、養護教諭、生徒会担当者、特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教師、情報教育担当者、部

活動担当者を構成メンバーとする学校いじめ防止対策組織（「学校いじめ対策組織」と呼称）を設置していた。Ｂ小及びＧ中と同様、いじめの防止に関する年間計画や取組の実施等に当たっては生徒の代表、保護者の代表、学校評議員をメンバーに加え、いじめへの対処等はＳＣやＳＳＷ、ＳＳをメンバーに加えて対応するものとされている。

Ｆ中においても、前３校と同様、学校いじめ防止対策組織の会議がそれとして定期的に開催され、その議事録が作成され保管されているといったことは確認できなかった。

（３）検証

各学校とも、いじめ防止基本方針を定め、法に基づき学校いじめ防止対策組織を設置はしており、法に基づく方針策定・組織設置義務は履行していたものの、第１節２（５）で示した組織的いじめ防止等対策義務を満たすようないじめ防止対策の実効的な組織として活用されていたことの確認はできなかった。

既に述べてきたとおり、いじめの認知や対応は、行為の側からのみ検討されるべきではなく、児童生徒間の関係性を把握し、その関係性のもとで起きた事象であることを踏まえて行為を受けた児童生徒の心身の苦痛を評価して行われなければならない（法が学校いじめ防止対策組織に教職員のみならず心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を入れるよう要請しているのもこのためである。）。その意味で、そもそも児童生徒の問題行為を捉えて指導することを目的とする生徒指導部と、学校いじめ防止対策組織のメンバーが同じであるということ自体が問題であると言わざるを得ず、仮にメンバーが同じであったとしても、生徒指導部の会議と学校いじめ防止対策組織の会議を混同してはならず、学校いじめ防止対策組

織の会議はいじめの対応のためのみに開催されるべきである。また、その記録をきちんと残し、認知されたいじめが真に「解消」するまで場当たり的な対応ではなく継続的な対応を行う必要がある。

このような観点で、いじめに対する本件各校の組織的な対応は十分であったとはいえない。

なお、Ｆ中においては、廣瀬爽彩の転入にあたり１学年の学年会議を開催して廣瀬爽彩の情報共有と今後の対応の確認を行い、２０１９年１１月、２０２０年４月、同年１１月に全教員で行われた生徒理解研修において廣瀬爽彩の個別計画が確認されている。また、廣瀬爽彩の日々の学校生活の様子を担任らが記録し一定期間ごとに市教委に報告するなどしてもおり、発達特性を有する生徒への処遇としては組織的に行われていたといえる。Ｆ中においてはいじめとしての対応の要請が母親、本人からも、市教委からも無く、通常の転入生として扱って欲しいとの要請があったところであり、さらに自発的に学校いじめ防止対策組織の検討に挙げることは困難であったとは思われるが、いじめによるフラッシュバックを正しく看取していた経過もあり、後方視的に見れば、学校いじめ防止対策組織による検討がさらにされる余地もあったのではないかと悔やまれるところではある。

Ｂ小、Ｇ中及びＦ中のいじめ防止基本方針では、前述のとおりいじめへの対処について、必要に応じＳＣやＳＳＷ、警察官経験者であるＳＳなどの外部専門家と連携して当たるとされており、本件においてこのような対応がとられていれば、ＳＳを通じて警察から聴取時の状況等をさらに詳しく確認したり、学校いじめ対策組織の委員らがＳＳから警察実務についての説明（基本的には行為に着目して立件できるかどうかを捜査するものであることなど）を受け、いじめ対応はこれとは別途行う必要があることを認識し得た可能性

がある。またＳＣにおいて廣瀬爽彩の心身の苦痛を正しく把握し、対策につなげられた可能性、また、ＳＳＷにおいて医療機関との連携をとったり、学校と保護者の橋渡しとしての役割を果たすことも期待できた可能性がある（本件で、Ｆ中と保護者との関係は良好ではあったが、ＳＣやＳＳＷの関与により廣瀬爽彩の心身の苦痛が把握されいじめ対策の必要性をＦ中でも看取していれば、もう一歩踏み込んで、そのことにつき保護者と話をし、対策をとれた可能性がある。）。いじめへの対処につき外部専門家と当たるとの方針は実効性のあるよい方針であるが、本件でこれを活かすことができなかったことは、残念であった。

２　市及び市教委といじめ防止対策

（１）法の要請

学校の設置者は、法の基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する（法第７条）。

また、学校の設置者は、学校からいじめを受けている（と思われる）との報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとされている（法第２４条）。

法第１４条第１項において、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとされている。また、同条第２項において、

都道府県は、上記いじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとするとされている。

これらの規定を踏まえ、同条第３項において、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとするとされている。

（２）市及び市教委の対応

市は、２０１９年２月に旭川市いじめ防止基本方針を定めた。また、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例を定め、同年４月より施行し、市立小学校及び中学校の校長、事務局職員、関係行政機関の職員、学識経験者、市立小学校または中学校の児童生徒の保護者などを委員とする旭川市いじめ防止等連絡協議会を設置した。市教委の附属機関としては、旭川市いじめ防止等対策委員会が設置された。

令和元年度、２年度において、旭川市いじめ防止等連絡協議会は２回ずつ開催され、旭川市いじめ防止等対策委員会は１回ずつ開催され、それぞれいじめの防止等の取組について討議された。

そのほか市は、旭川市いじめ防止基本方針に基づく対応として、以下のような取組を行うこととしていた（ただしその全てが実施されたことを記録上確認する等はできていない）。

① 各学校が各自いじめ防止基本方針を策定するに当たっての指針

の作成・配布

② 児童生徒が主体となった取組（児童会・生徒会が主体となって児童生徒版の学校いじめ防止基本方針を策定するなど）の支援

③ いじめの防止（道徳教育の充実等）

④ いじめの早期発見（アンケート・面談の実施等）

⑤ いじめの重大事態への対応（調査を実施する旭川市いじめ防止等対策委員会の設置等）

⑥ いじめの防止等のために従事する人材の確保及び資質能力の向上（ＳＣやＳＳＷの配置等）

⑦ いじめの防止等のための調査研究の推進等

⑧ いじめの防止等に関係する機関との連携

⑨ インターネットを通じて行われるいじめへの対処（関係機関と連携した情報モラル教育の推進等）

⑩ 啓発活動（生徒指導研究協議会における保護者の参加の要請等）

⑪ 旭川市いじめ防止基本方針の見直しの検討

以上のとおり、市及び市教委は、法に基づく対応は一通り取っていた。旭川市いじめ防止基本方針では、いじめの認定について、法によるいじめの定義が紹介されるだけでなく、

・ いじめを受けた児童生徒の中には，「いじめを受けたことを認めたくない」，「保護者に心配をかけたくない」などの理由で，いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから，いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく，いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ，法の定義に基づき判断し，対応する。

・ けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして，けんかやふざけ

合いを軽く考え，気付いていながら見逃してしまうことがないよう，ささいに見える行為でも，表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

・障害のある児童生徒等，学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については，日常的に，当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

・いじめは，児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり，いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

・いじめは，単に児童生徒だけの問題ではなく，パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント，他人の弱みを笑いものにしたり，異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり，家庭環境や対人関係など，多様な背景から，様々な場面で起こり得る。

・いじめは，加害と被害という二者関係だけでなく，はやしたてたり面白がったりする観衆の存在，周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や，学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により，潜在化したり深刻化したりする。

など、重要な視点の指摘がされている（下線部委員会）。

このような方針が定められ、いじめの認定について重要な視点の指摘がされているにもかかわらず、また重大事態として対応する必要が生じた場合に調査組織となる旭川市いじめ防止等対策委員会も設置されていたにもかかわらず、本件においては、市教委においていじめ認定に至らず、重大事態としての対応がされることはなかった。法に基づく対応が一応取られていたとはいえ、本件のようなまさにいじめの重大事態として当たるべき案件をそう捉えられず、廣瀬爽彩がフラッシュバックや自責の念に繰り返し苛まれている最中に対応をとることができなかったことは、極めて問題であった

と言わざるを得ない。いじめ被害は児童生徒の心身の健康、ひいては生命にかかわるものであり、敢えて厳しい言い方をすれば、実効性ある対策が講じられていないのであれば、何も対策がされていないのと同然とも言うほかない。

３　道教委といじめ防止対策

法第３３条において、地方自治法２４５条の４第１項[5]の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができるとされている。

本件において道教委は、いじめの重大事態として対応すべき必要を正しく看取し、上川教育局を通じて市教委に複数回にわたり助言をしており、上記法の定めに則った対応であったといえる。

ただそれでも市教委や学校はいじめの認知に至ることがなかった。

学校設置者は市町村教育委員会であり、その主体的判断を都道府県教育委員会が問答無用に上意下達で修正させるなどのことがあってはならないが、本件のような場合、道教委から市教委への対応は単なる「助言又は援助」にとどまらず、法に基づく「指導」であるとして、ある程度の強度をもって道教委から市教委に伝えられるべきであっ

---

[5] 各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

たし、市教委の側でそのような強度をもったものとして受け止められなければならなかった。この点で、対応が十分であったとはいえない。

４　まとめ

学校は法に基づく方針策定義務及び組織設置義務は履行していたものの、現実に実効性あるものとして学校いじめ防止対策組織が活用されていたとはいえない。市及び市教委も法の要請に基づく措置はとっており、旭川市いじめ防止基本方針においてはいじめ認定について重要な指摘がされていたが、現実の運用の場面ではこれが活かされず、本件においていじめ認定に至ることができなかった。道教委は本件をいじめとして対応すべきことにつき法に則って市教委に必要な指導、助言を行ったが、市教委がなおいじめ認定をしないことに対し、さらなる強度をもって指導を行うには至らなかった。

上記のことは学校及び市・教育委員会の組織的対応として問題があったと言わざるを得ない。

第４節　本件における警察の対応

１　警察と学校及び市教委の対応

（１）はじめに

本章においては主として学校及び教育委員会の対応の検証を行うものであるが、本件では廣瀬爽彩の性的被害が発覚した後警察による対応がされ、廣瀬爽彩に対する聴取は警察において行われ、その結果が伝えられた後、学校において聴取がされなかったという経過があった。このことを踏まえ、特に１節を設け、警察対応についての検証も行うこととした。

（２）出来事の発覚と警察の初動の対応

本件では、６月２０日に、廣瀬爽彩の行方が一時わからなくなった際に警察が臨場し、６月２２日に、廣瀬爽彩が川に入った際にも警察が臨場し、廣瀬爽彩は、警察官に同行されて入院することになった。そして、この２２日の件をきっかけとして、母親に預けられたスマホの記録から一連の性的被害が顕在化することとなった。母親は、性的被害については、２２日に警察に連絡をした上で、翌２３日に学校からの求めで学校を訪れた後、警察に赴いて被害を届けている。

警察は、２３日、Ｅ中に、事件化するかどうかの扱いとなるとした上で、関係生徒の連絡先の照会をしている。その際、Ｅ中に、他の生徒に画像が拡散した事実がないかを確認してほしい旨の依頼をしている。また、同日、Ｇ中にも同様の連絡をしている。そして、同日、警察は、関係生徒の自宅を訪問し、事情聴取を行い、その際に、関係生徒のスマホ等に保存されている画像データ、ＳＮＳの更新履歴を目視で確認し、警察官の面前で画像を消去させ、またはタブレットを押収し、後日返すとともに、その際に警察官の面前で画像を消去させている。ただし、古いＬＩＮＥに保存されていた画像を保有していた生徒がいた（複数枚であったとの話があるが、確定できていない）。

警察によれば、警察が確認したものは写真１枚であったとのことであり、写真に写っている人物が廣瀬爽彩であるかどうかを同定するためとして、母親は警察からその写真を見せられている。

（３）警察と学校及び市教委の情報共有

警察は、学校に対して、警察の捜査を優先することを要請し、警察が関係生徒らからの聴取を終えた後の２４日、学校で関係生徒らから聴取が行われている。２４日には、Ｅ中からの電話に対して、警察は、「（写真は）生徒Ｍが入手し、生徒Ｋと生徒Ｌに送ったが、それぞれの画像は削除済で他の生徒への流出もなかった」旨伝えた。同様の内容は、母親にも伝えられており、２名が供述を拒んだことから、廣瀬爽彩からの聴取が必要であると警察は述べたが、母親としては警察の聴取には消極的である旨学校には伝えられている。その他、警察から母親へは、警察として断ったとされるが、生徒Ｍ親子から謝罪の申出があったことが伝えられている。

Ｅ中、Ｇ中それぞれから警察に問合せがなされており、Ｅ中の関係生徒についてこれ以上の対応予定がないこと、捜査は１ヶ月程度で終了するとの見通しが示されている。

Ｅ中から、６月２４日付けで、６月２２日の件及び発覚した性被害の件について報告を受けた市教委は、２７日に警察を訪れている。その際、警察から、警察が把握している画像の送受信についての事実につき説明を受けた上で、画像の送受信については、触法少年として児童相談所の通告につき検討している生徒がいるとする一方で、触法少年とはしない生徒について示され、また、生徒Ｉについては、廣瀬爽彩から状況の確認ができていないため、聴取の依頼を母親にしている旨伝えられている。そして、６月１５日に自慰行為が強要された件については学校からの情報の提供を得ながら対応したい旨、また捜査中の事案もあるが、関係者の意向を踏まえて、学校において指導することについて差し支えない旨が伝えられている。なお、画像の消去については、７月２日に、市教委が警察を訪問した際に伝えられたとされている。

（４）廣瀬爽彩に対する警察の聴取

警察による廣瀬爽彩に対する聴取は、７月１１日、１９日の両日に行われている。Ｙ病院では、警察の事情聴取は時期尚早として、警察の事情聴取は見送られていたが、転院先のＺ病院では、まずは７月１１日に、廣瀬爽彩に対する警察の聴取が病院内で行われている（母親の記憶ではこの聴取の実施に関し、Ｚ病院では、何らか影響が出た場合でも薬で沈静化可能と主治医が述べたとのことである。）。その様子は、Ｅ中の教頭が母親から聞き取っている。

７月１８日に、警察から市教委に架電があり、新たな訴えがなければ警察としては対応を終了するとされ、翌１９日に、Ｚ病院内で再度聴取が行われている。この聴取については、警察から市教委に架電があり、①陳述書を作成したこと、②新たな事実は出ず、体を触られた件、自慰行為の強要については本人が覚えていないとしたこと、③母親に対して、②から事件化できないことを説明し、警察としては、関わった生徒らを厳しく指導するとともに、各保護者に対しても生徒の指導・監督を要請するとし、それが終わった段階で報告するとしたこと、④来週中に関係生徒の指導を終え、警察の対応を終えることが伝えられた。この警察からの連絡が、いじめとの認定はできないとする市教委の根拠になったことは上述のとおりである。なお、警察の聴取の直後に激しいフラッシュバックが起こっている。

警察は、同日、Ｇ中にも架電し、廣瀬爽彩が覚えていないとしていることについて、「私の脳は嫌な事はすぐに忘れる脳だから覚えていない」と、市教委に対するのとは違った表現でこれを伝えている。また、Ｇ中の関係生徒らへの警察の対応についても伝えている。

また、警察は、７月３１日に、市教委に架電し、画像については事件処理をしたこと、他の事案については関係する少年に注意指導

をしたと伝えている。もっとも、前述のとおり、画像の件について、家庭裁判所に送致された形跡はない。

（５）廣瀬爽彩の自殺と警察の対応

その後、１１月４日に、母親は、「不登校の娘の相談に乗ってもらいたい」として警察に相談をし、同月１２日、１２月３日、１月１５日に、少年サポートセンターで、母親及び廣瀬爽彩の面談が行われている。過去のいじめ、人間関係のこと、進学や現在の生活のことが語られている。

２月１３日、廣瀬爽彩は家を出た。同日、別途、東京在住の男性に対してボイスチャットで、自殺をほのめかす話がなされ、この男性の通報から、警察署に連絡がなされている。警察は、帰宅直前であった母親と連絡を取り、廣瀬爽彩の捜索が開始されることになった。警察からＦ中にも連絡がなされている。３月２３日、廣瀬爽彩は遺体で発見されている。

廣瀬爽彩の死については、警察から母親に説明がなされ、事件性がないこと、薬の過剰摂取の形跡はないが、薬の服用により意識がもうろうとして公園で倒れた可能性があること、死因は低体温症であることが伝えられ、Ｆ中が母親から聞き取った内容が市教委、道教委に報告された。

２　警察の対応についての検討

警察の事件としての対応については、委員会はこれを評価する立場にはなく、また特段の問題があるとも認められない。ただし、いじめ防止等対策の点から次の点を指摘しておきたい。

児童生徒のいじめ事案において、いじめが疑われる行為において事件性がある場合、また、自殺等、その結果において事件性が疑われる場合、警察は、事件性があるかどうかを判断することを含めて、捜査をすることになる。他方、学校及び教育委員会その他の学校設置者は、行われた出来事及びその背景にある人間関係の把握と心身の苦痛の有無と程度等、いじめに係る調査を行わなければならない。

これらの捜査または調査はいずれも法律に基づくものであり、事実を明らかにするという点では共通するものの、警察の捜査は事件性の有無に関心をもってなされる一方で、学校・教育委員会の調査は、その後のいじめとしての対処のため、生じた出来事が何であったかと共に、これを受けた児童生徒の心身の苦痛を把握することに関心を持ってなされるものである点で異なる。すなわち、両者は、いずれも法律に基づくものであること、事実関係の把握が重要であることは共通しているが、その目的において異なるのである。

そして、この両者をいずれも行うべき場合、これまでのいじめ事案においてもそうであったと思われるが、必ず、警察の捜査が優先されている。本件において、例えば、関係生徒らの警察による捜査が優先すると警察から学校に告げられ、学校及び市教委は、これが終わるかまたは一定の目途が立った後に、関係生徒らへの聴取、指導を行うことになった。

そして、警察で行われた聴取の結果は、警察から学校等に対し、学校等での（紛争の防止等にも配慮した）必要性への（できる限りの）配慮から口頭で提供されることはあるが、具体的な聴取の記録等が開示されることはない。そのため、学校では、警察での聴取の後、いじめ対策または生徒指導の観点から、改めて関係生徒らから聴取することとなる。学校調査は警察捜査とは異なる目的で行うものである以上、改めて行うべきことは当然ではあるものの、警察捜査で回答した内容

が正確に共有されていれば、徒に同じことを繰り返して聞く必要もなくなり、児童生徒に過度の負担を与えず、学校として真に聞くべきことの確認や教育的指導に時間をさけることとなる。

また、本件では、廣瀬爽彩の聴取も、学校では、廣瀬爽彩の状態を最大限配慮し実施するに至らなかったが、警察は、事件性の有無、その確認のために、必要不可欠なこととしてこれを実施している。廣瀬爽彩からの聴取は、いじめにおける心身の苦痛を図る上で、いじめの調査においても最重要の調査であり（なお入院を要するほどの心的打撃を受けていた廣瀬爽彩からの聴取は、これを行う場合その時期や聴取者を誰にするかは慎重な検討が必要であり、心理の専門家を入れた形での聴取が望ましいところである）、学校としても聴取を行うべきところであるが、廣瀬爽彩の状態を尊重し、結局実施されることはなかった。そして、警察が聴取した内容も、一部、警察が共有の必要性を認めたものに限り、口頭でその提供がなされているが、聴取の記録が開示されることはなかった。

証拠についても同様である。警察は学校調査に優先して行った捜査の中で、画像については、面前で消去させたとしている。生徒Ｍと廣瀬爽彩の６月３日のＬＩＮＥ記録は警察において確認され残されており（原委員会に提供され委員会においても確認した）、また、母親に見せられた写真１枚は警察の方で保管したものとは思われるが、その他、廣瀬爽彩から誰にどんな写真や動画が何枚／何個送られ、そのうち何が誰から誰に送られたのかが、委員会から警察への問合せによっても判明しなかった。関係児童生徒の保有するスマホ等から削除させるという対応が、警察の捜査の一環という（従わなければならないというプレッシャーを与える）効果も背景となって画像の流出を防ぐ等の効果があり、それ自体としては重要な側面も確かにある。しかし、仮に事件性の判断においてさほど重要性がない（と警察が考える）場合でも、いじめへの対処、特に児童生徒の心身の苦痛の程度を図る上

で、どんな写真や動画が何枚／何個送られたのかや、その際のメッセージのやり取りなどは極めて重要な証拠、資料である。そのことは、警察において一切考慮はされていない。

以上の点は、いじめ重大事態における第三者調査委員会及び第三者再調査委員会においても同様である。委員会は、廣瀬爽彩が自殺をする程に影響のあるものであるかどうかの評価の必要から、警察が確認した画像の開示等を求めた。しかし、その対応が全国的な対応に波及するとの判断もあるものとはと思われるが、警察署、方面本部、道警察本部等で検討を重ねる等の丁寧な対応がなされたことは評価しつつ、結局の所、委員会が求めたことに対してはほぼゼロ回答であったと言わざるを得ない。

警察の捜査は、場合によっては犯罪を構成するものとして対応しなければならない以上、罪刑法定主義やえん罪の防止等も含めて慎重に行われる必要があり、またその手法も長年の蓄積から確立されたものであることはいうまでもない。また、いじめ防止対策推進法に基づく各調査が警察に必ず優先するという道理もないこともまた言えることであるが、逆に、警察の捜査が、いじめ防止対策推進法に基づく調査に必ず優先するとする対応は改められるべきである。仮に、警察の捜査が先行されるとしても、その結果については、記録として、学校、教育委員会、さらには、いじめ重大事態調査委員会、同再調査委員会に提供されるべきであるし、幾度にもわたって聴取される児童生徒の負担や証言の正確性を踏まえると、仕組みを整える必要があるが、司法面接の手法を取り入れた対応が必要である。また、警察が事件性の観点から採否を判断する証拠等についても、いじめ調査においては異なる観点からの確認が必要となることを踏まえ、その保全、共有に努める必要がある。

一般に、聴取を繰り返すことは記憶の汚染や変容を促し、被面接者

の精神的苦痛も大きくなることが知られている。このことから、児童生徒からの聞き取りにおいても、機関が連携して聴取を行う代表者聴取・共同面接への記載がある（『生徒指導提要』文部科学省，令和４年１２月，p.161）。このことに鑑みれば、本件においても、学校と警察が連携して聴取を行なったり、少なくとも事実に関わる情報は共有するなどの努力が行われてもよかった。

なお、警察の２回目の聴取は、事件として終結させるために行われた可能性がある。しかし、この２回の聴取が、本人と警察以外の立ち会いもなく、治療的配慮がほぼなされない中で行われたもので、フラッシュバックの重篤化と長期化に大きく影響した可能性を否定できない。この点は次章で詳述する。

第５章　重大事態の原因についての判断

第１節　重大事態の原因についての考え方

いじめが重大事態の原因になっているかどうかを検討する際、いじめを行った児童生徒に責任を負わせられるかどうかで判断するという考え方がある。責任を負わせることができる範囲という観点から、結果を予見できたかどうかということで判断する法律上の原因論が典型である（相当因果関係）。この観点で検討すると、この行為で責任を負わせるのは酷である、「そこまでは負わせられない」という発想が根底にあることとなり、重大な行為であるかどうか、酷い行為であるかどうかといった行為の性質、程度、態様が考慮されることとなる。

しかし、いじめの認定のところでみたように、いじめ防止対策推進法が考えるいじめは、行為が前提になるとしても最終的には、心身の苦痛が生じていたかどうかが決め手となるものである。したがって、些細な行為が心身の苦痛を生じさせないとは言えないし、原因論として考える場合に、重大な行為の場合も、一般に考える以上に心身の苦痛を与えることもあり得、行為の性質、程度、態様をもって単純に原因とする（原因ではないとする）ことはできない。

また、重大事態の原因において、いじめ以外の要素がある場合に、いじめが原因であるとは言えないとする場合がある。もちろん、いじめを原因とすること自体がそもそもできないという場合があることには留意する必要があるが、児童生徒の自殺等が生じている場合に、いじめだけが原因であることはむしろ稀で、さまざま要素が絡み合っていることの方が多い。児童生徒の性格、特性や疾患など本人の素因であったり、家族関係その他の人間関係などの環境要因が存在する場合に問題になる。例えば、本人の素因や、家族関係その他の人間関係の故に本人が心身の苦痛を受けやすくなっている場合、（いじめではなく）本人や家族その他人間関係の問題とされやすいが、いじめの全容解明を目的とするい

じめ重大事態調査の観点からはふさわしい考え方ではない。

そうした状況にある児童生徒はより心身の苦痛を受け易いことを理解し、より敏感にその苦痛を察知していじめを受けないようにしたり、いじめを受けていた場合に早期に発見することがいじめ防止対策では必要だからである。その意味で、いじめが重大事態の原因になっているかどうかを判断する際には、複数の要因の比重によって判断するのではなく、「いじめがなければ、（その児童生徒がいかなる子どもであり、いかなる問題を抱えていようとも）重大事態は起こらなかった」かどうかという観点で原因を見極め（事実的因果関係）、そのように理解できる場合には、むしろ、「いじめが主要な原因となっている」と判断する必要がある。

その際、いじめが起こった時点から、不登校になったり、自殺を図ったりといった重大事態に至るまでに時間的な開きがある場合にその判断が難しくなるということには留意する必要がある。時間的な経過や断絶により、被害児童生徒が受けた行為等との繋がりが疑われる場合である。事実における繋がりが、仮に、経過においてみえにくくなっていたとしても、とりわけ精神的または心理的に繋がりがある場合があり、いじめによって、児童生徒の命が奪われることがないようにするためには、こうした外からは見えない、内的な繋がりを見極める観点が必要になる。こうした判断には、本人の特性の評価を含めて、医学的・心理学的見地での検討が不可欠であることはいうまでもなく、委員会においてはこうした知見も踏まえ、総合的に検討を加えることとした。

第２節　廣瀬爽彩の不登校及び自殺の原因

１　廣瀬爽彩の不登校及び自殺

廣瀬爽彩は、第３章で認定したいじめを受け、６月２２日に川に入

水した後、Ｅ中において再度の登校はできず、Ｆ中転校後も、当初は特別支援学級を中心に登校できる日が多くあったが、２学期後半からきつそうとみえる状況となり、欠席が増えていった。３学期が始まってからも欠席が続き、３月、また２年生に進級して間もない４月２０日から５月一杯はコロナによる一斉休校であったが、休校措置が明けてからも、欠席が多い状況が続いた。２学期、３学期も欠席が多い状況が続き、２０２１年２月４日には久々に登校できたが、これが最後の登校となり、その後、２月１３日、真冬の旭川の夕方に、ごく軽装で自宅を出て行き、そのまま戻らず、亡くなった（自殺）。

上記、３０日をはるかに超える不登校は法２８条１項２号重大事態に、自殺は同１号重大事態に該当する事象である。

２　不登校及び自殺の原因（いじめと重大事態の関連性）

（１）はじめに

本項においては、廣瀬爽彩が不登校及び自殺に至った原因について、心理学的、精神医学的知見を踏まえて考察をし、いじめがこれらの原因であるかどうかについて検討する。

まず、廣瀬爽彩自身が残したＳＮＳへの投稿などからいじめによって廣瀬爽彩が受けた心身の苦痛を心理学的に分析し、その後、廣瀬爽彩の受診経過などから精神医学的分析を行い、これらを総合して結論を述べる。

（２）心理学的分析

廣瀬爽彩が残したＳＮＳは本人の生の声であり、一次資料として、その心理的状態を窺い知る上で重要な手がかりとなる。委員会は２

０２０年１月１０日から２０２１年２月１３日の失踪までのメッセンジャーアプリを含む複数のＳＮＳアカウントのやりとりの画像の提供を受け、これを以下のとおり分析した

ア　方法

（ア）資料の書き起こし

資料は、４０のフォルダに分けられた１６０のＰＤＦ、ｐｎｇ、ｊｐｅｇファイルであった。一部電子的に読み込まれたＰＤＦもあったが（しかし、読み取れない文字列が混入している）、ほとんどが画像データであり、委員会において電子化・文字化の作業を行った。

分析においては、ＳＮＳで送信された一まとまりの単語や文を「発話」として扱い、発話ごとにフォルダ名、ファイル名、月日、発話者のインデックスを付した。絵文字は「絵文字」、「ハートマーク」、「顔マーク」などと記述した。廣瀬爽彩はイラストや詩を送っているが、イラストはその特徴（線画、うさぎの絵等）と記述し、詩は書き起こした。

分析を行った資料は、委員会が提供を受けたものに限られるため、量や分布には偏りがあるかもしれない。また、相手とのやりとりのうち、廣瀬爽彩本人の発話だけが残されていると推察される記録もあった。さらに、記述においては、発話がどこで切れるかが必ずしも一定ではなく、また、漢字、ひらがなでは文字数が異なる（朝＝１文字、あさ＝２文字）。間違い（あさ、と書こうとして、あささ等）や、その訂正（あささ、と書いたあと改行し、次の行にあさ、と書く等）の記述もあるため、概数としての把握となる。こういった制約はあるが、全体的な傾向や経時的な変化を見るためには有用である。

（イ）分析の方法

前項のとおり書き起こした各資料について、以下の観点から分析する。

量的分析：ＳＮＳ資料の全体的な特徴を把握するために、発話相手、発話数、ならびに発話文字数をカウントし、月ごとに以下の分析を行う。方法は、本項後述文献①、②などを踏襲したものである。

ⅰ　対話の相手の数

ⅱ　廣瀬爽彩と相手の発話数と発話文字数

質的分析：ＳＮＳの内容を、「いじめ」「怖」「死」「悪」などの検索語を用いて分析する。

ⅰ　月ごとに検索語の生起頻度をカウントする。

ⅱ　各検索語がどのように用いられているかを検討する。

ⅲ　いじめと死に関し、特徴的と思われるやりとりを記述する。

イ　分析結果

（ア）量的分析

ⅰ　対話の相手

対話の相手としては、３１名を区別することができた。

表１に月ごとのやりとりを示す（数字の１は、やりとりがあったことを示す）。相手の数は多いが、２回以上のやりとり

があったのは対話者４、対話者７、対話者２２の３名であった。それぞれ数日にわたりやりとりを行っている。

表１　対話の相手

相手		2020年												2021年	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
対話者 1										1					
対話者 2										1					
対話者 3												1			
対話者 4								1	1	1					1
対話者 5			1												
対話者 6												1			
対話者 7		1					1								
対話者 8												1			
対話者 9												1			
対話者 10										1					
対話者 11		1													
対話者 12															1
対話者 13															1
対話者 14															1
対話者 15													1		
対話者 16					1										
対話者 17						1									
対話者 18												1			
対話者 19															1
対話者 20													1		
対話者 21		1													
対話者 22		1	1					1	1	1	1	1	1	1	

対話者 23							1								
対話者 24		1													
対話者 25			1												
対話者 26			1												
対話者 27			1												
対話者 28						1									
対話者 29											1				
対話者 30		1													
対話者 31		1													

ii　発話数と発話文字数

表２に示されるように、書き起こした発話数は、全体として４１７３であった。廣瀬爽彩による発話が２５８９（３４０８３５文字）、相手の発話数が１５８４（３０１９２文字）である。

図１・２に示されるように、月ごとに見ると、１月は複数の人物と多くのやりとりを行なっており、３月から６月は数が少ない。学校に適応しようとしている時期、不登校となりがちになっていった時期などを反映している可能性は考え得る。また２０２０年の後半は増えているが、２０２１年に入ってからは少ない。

表２　発話数と発話文字数

	月	S 発話数	S 発話文字数	相手発話数	相手発話文字数
2019 年	12 月	1	24	0	0
2020 年	1 月	993	12135	584	9312

	２月	122	1694	99	2282
	３月	15	508	16	248
	４月	72	706	47	704
	５月	116	4018	36	298
	６月	69	1059	39	504
	７月	332	3692	201	5318
	８月	96	994	80	1404
	９月	347	3988	221	3946
	10 月	86	1192	20	258
	11 月	98	1548	70	2495
	12 月	190	2059	146	2839
2021 年	１月	20	202	11	163
	２月	31	257	14	420

図１　月ごとの発話数

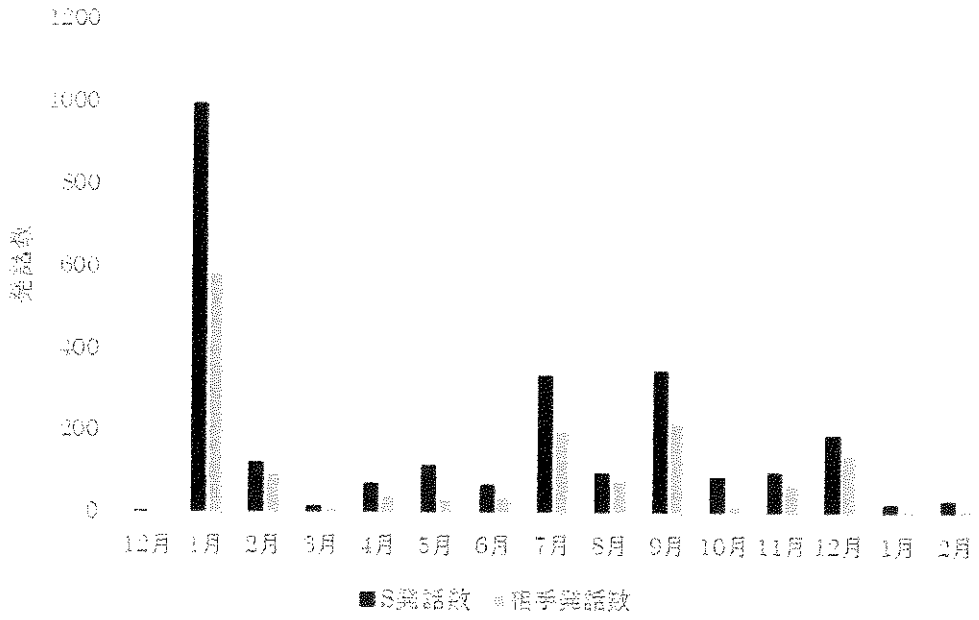

図２　月ごとの発話文字数

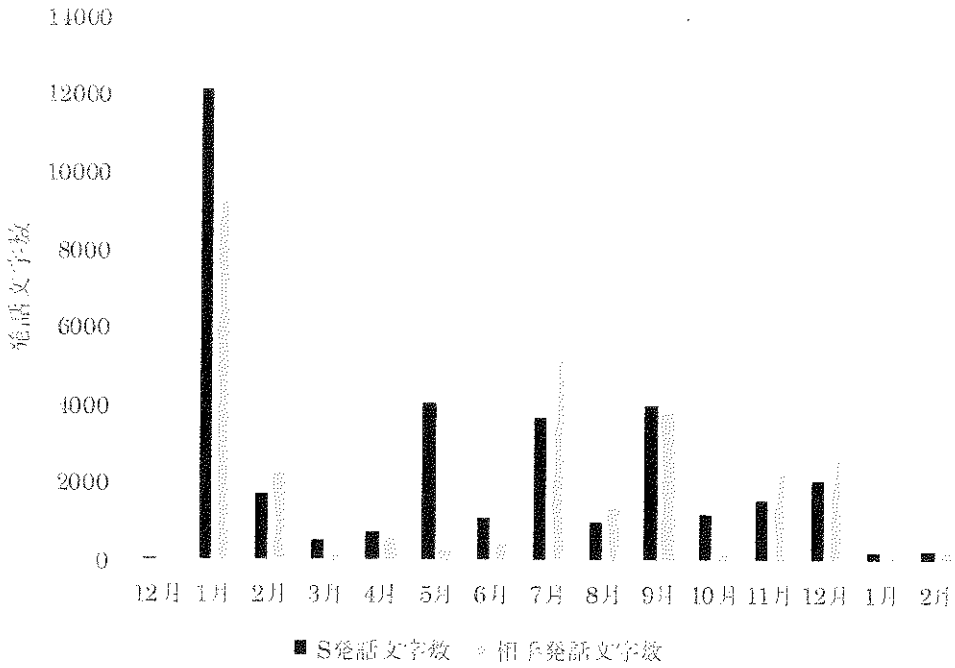

（イ）質的分析

ｉ　検索語の生起頻度

テキストマイニング（テキストを単語などに分解し分析する手法）の方法を用いてＳＮＳに含まれる語を予備的に分析したところ、「怖い」、「悪い」、「恥ずかしい」、「辛い」などの感情を表す言葉や、「死ぬ」などの語が相対的に高い頻度で用いられていた。こういった語に、「疲れる」、「悲しい」、「汚れる」、そして「いじめ」、「性」を加えて検索語とし、頻度や文脈を検討した。検索語として用いた言葉は表３に示す１０語である（検索語には、例えば「怖い」であれば、こわ、恐のような表記のゆれも含めた。「死」には自殺を含めた。）。

表３と図３において、検索語が含まれる発話の数を、月ごとに示す。

表３と図３から読み取れるように、「いじめ」は、１月（１）、

２月（５）、５月（４）、７月（２）、９月（５）、１１月（４）と、繰り返し現れている（上記（　）内は生起頻度を示す）。「怖」は、１月（２２）、２月（２）、５月（１０）、７月（１）、９月（１）、１０月（１）、１１月（１）、１２月（１）、２月（１）と、失踪の月まで現れている。「死」も、１月（８）、２月（５）、４月（２）、５月（１）、７月（２）、９月（１）、１０月（１）、１１月（１）、１２月（２）、２月（３）と、同様に失踪月まで繰り返されている。

失踪直前の言葉は、「ねぇ　きめた　今日死のうと思う　今まで怖くてさ　何も出来なかった　ごめんね」であった。

表３　検索語の生起頻度

		怖	悪	いじめ	恥	死	辛	性	疲	悲	汚
2019 年	12 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2020 年	1 月	22	13	1	17	8	10	3	3	4	0
	2 月	2	0	5	0	5	1	11	0	0	0
	3 月	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 月	0	5	0	0	2	0	0	0	0	0
	5 月	10	2	4	1	1	1	2	1	0	0
	6 月	0	3	0	0	0	1	0	1	0	0
	7 月	1	9	2	4	2	4	0	0	0	1
	8 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9 月	1	6	5	0	1	1	2	2	1	0
	10 月	1	1	0	2	1	0	0	1	0	0
	11 月	1	1	4	0	1	2	2	0	0	0
	12 月	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0
2021 年	1 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	２月	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0
合計		40	42	21	24	26	20	20	8	5	1

図３　月ごとの検索語の生起頻度

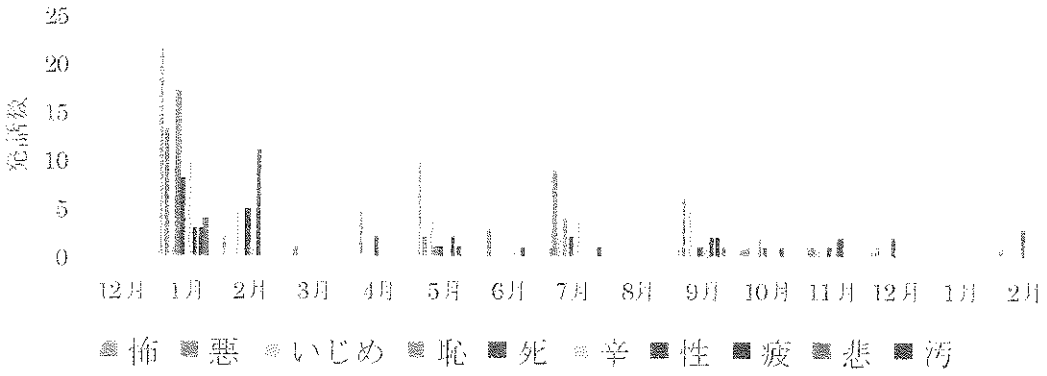

ii　検索語を含む発話

「怖」「悪」「いじめ」「死」の言葉は繰り返し用いられ、特に「怖」「死」は、失踪の月まで言及が見られる。以下では、これらの言葉がどのような発話の中で用いられたかを検討する。まず、分析の中心となる「いじめ」について見たのち、「怖」、「悪」、「恥」、「死」、「辛」、「性」、「疲」、「悲」、「汚」について記述する。

なお、こういった気持ちの多くは、本人の独白というよりも、対話の相手に対して発せられている。分析したＳＮＳの記録には、廣瀬爽彩本人の発話しか記録されていないものもあるが、記述されていない部分に相手とのやりとりがあることが窺われる表現も見られた。しかしここでは、こういった言葉を受けた相手の反応というよりも、廣瀬爽彩本人がどのような言葉を発しているかを中心に見ていくこととする。

以下、具体的な発話を表中に引用する。発話に付した番号、例えば「2020_1_10(18)100」は「年_月_日（フォルダー番号）発話番号」を表す。「2020_1_10(18)100」は、２０２０年１月１０日に行われた、１８番目のフォルダに入っている発話であり、分析の対象とした全発話番号中の１００番目を意味する。

【いじめ】

川への入水（自殺を企図したと評価できる行為）は２０１９年６月であったが、「いじめ」という言葉は、２０２０年１月から１１月まで、繰り返し、２１回にわたって言及されている。その内容を時系列に沿って表４－１に示す。

- **いじめが原因で自殺未遂をした**：72「いじめなどが原因で去年６月に自殺未遂して」、905「原因はいじめ」
- **当時はいじめとは気づいていなかった**：912「その時はいじめって気づいてなかった」、2527「これくらいがいじめの普通なのかとおもってた」
- **しかし、その影響が続いている**：987「私の中に深く残っていることは確か」、999「いじめを受けたのは３ヶ月ほどなのに、もういじめを受けてから１年たちそうなのに私は何もできません、何もかもが怖くて怖くてたまりません」、1998「ずっと引きずってる」、2535「そこからずっと自分の気持ちがよくわからん」
- **そして、自分が悪かったのだと思っている**：1003「私が悪いように思えます」、1460「悪いのは私で！」

これらの記述により、当時はいじめと認識できなかったことが、後にいじめであると認識され、その影響が続いていることや、廣瀬爽彩が自責の念をもっていることが示唆される。

表４－１【いじめ】

2020_1_10(18)72	まあすごい簡潔に申しますと、**いじめなどが原因で去年６月に自殺未遂して**、３ヶ月間くらい精神科に入院してました。その後転校してまた不登校になってます
2020_2_2(9)905	**原因はいじめ**なのね
2020_2_2(9)908	・会う度にものを奢らされる（奢る雰囲気になる)最高１回 3000 円合計 10000 円超えてる。 ・外で自慰行為をさせられる。 ・おな電をさせられ、、、 ・性的な写真を要求される。 ・精神的に辛いことを言われる（今までのことバラすぞなど）etc..... ありまして、、 **いじめ**てきてた先輩に死にたいって言ったら「死にたくもないのに死ぬって言うんじゃねぇよ」って言われて自殺未遂しました
2020_2_2(9)912	**その時はいじめって気づいてなかったん**で
2020_5_22(7)987	私は前の学校で**いじめ**を受けていました。酷いものなのかも私にはわかりません。辛いのかももうわかりません。でも**私の中に深く残っていることは確か**です。その時の話をしたいと思います。まず私はその時。中学生になりたての中一でした。勉強は学校始めたてのテストで学年５位でした。私の唯一の誇り。
2020_5_22(7)999	勉強も今は遅れが酷くて何も分かりません。わかろうとも思えません。頑張らなきゃという気持ちだけが空回りしてる幹事でとても気持ちが悪いです。**いじめを受けたのは３ヶ月ほどなのに、もういじめを受けてから１年たちそうなのに私は何もできません。**何もかもが怖くて怖くてたまりません。
2020_5_22(7)1003	色々な人に色々なことを聞いて来ました。でも私には何も実行できなかった。それは全て私のせいです。私が悪くて私以外何も

	悪くない。先輩たちがいじめをしてきたのもきっと私が悪いように思えます。私は何も出来ていなかったのだから、当たり前なのではないかと思ってしまいます。
2020_7_24(25)1460	先輩にいじめられてて、外でやれって言われて、仕方なくて、ごめんなさい言い訳的になってしまって。結果してしまったのは私だから、悪いのは私で！
2020_9_12(26)1778	だからいじめられたのも私のせいだし、私が現実で今１人なのも私のせい
2020_9_13(23)1998	いじめとかネットの人とかずっと引きずってるだけ
2020_11_22(4)2523	性的ないじめって言ったって動画送らされたり写真撮らされたり公園のベンチで公開オナニーさせられたりとかで、お金の関係だったら、３ヶ月で２万円近く奢らされてたとかそんな幹事だし、私が耐えきれなくなって落ち込んだときにぼそっと死にたいって言ってしまった時に、死にたくもないのに死ぬとか言うんじゃねぇよって言われて皮に駆け込んだのは覚えてるってくらいかなぁ
2020_11_22(4)2527	これくらいがいじめの普通なのかとおもってた
2020_11_23(3)2535	いやね　あんまり言うべきではないけどいじめられてたときに性的ないじめもあってさ、自分の気持ちっていらないのかなってなってさ　そこからずっと自分の気持ちがよくわからん

【怖】

「怖」は４０回と、検索した中で最も高い頻度で現れた言葉であった。999「いじめを受けたのは３ヶ月ほどなのに、もういじめを受けてから１年たちそうなのに私は何もできません。何もかもが怖くて怖くてたまりません。」にあるように、

「何もかも怖い」という思いが述べられている。

- 297「学校、塾」、677「部活」、734「クラス」、735「先輩」、736「先生」、865「みんなに会うこと」、955「前の学校でのことを思い出すこと」、983「声をかけること」、998「同世代」、1465「学校」など、学校に関連すること。
- 763「迷惑」、765「迷惑」、1748「きらわれるのがこわい」、2401「迷惑かけすぎて、愛想つかされたりしすぎて」
- 956「ひとり怖い」、991「1人が怖かった」
- 994「自分が恐ろしい」
- 736「病気」、2401「メンタル弱すぎて怖い」
- 375「努力するの怖い」、986「頑張ることが怖い」
- 1002「わからないこと、知らないことが怖い」
- 489「絵を描くの怖い」
- 2287「寝るのが怖い」

２０２０年１月から７月頃までは、学校、先輩、先生など、学校関連の人々が頻繁に挙げられている。一方で、「迷惑」「愛想をつかされる」「きらわれる」のが怖いとされ、「ひとり怖い」と他者と共に在ることへの希求も見られる。「努力すること」「頑張ること」も、得意である「絵を描くこと」すらも、怖いとなっている。10061-10137では、かつて批判されたため、描いた画像をネットにアップすることが怖いと言い、相手にアップしてもらっている。

２０２０年１０月、１２月には「寝るの怖い」とあり、１１月には「メンタル弱すぎて怖い」と、怖い気持ちが全般的になっていることが窺われる。失踪の日には2894「今まで怖くてさ」という発話が残っている。

表４－２【怖】

2020_1_10(28)10061	自分であげるのは怖いなぁ（cf.描いた画

	像をアップすること）
2020_1_10(28)10137	でも怖（読めず）（cf.描いた画像をアップすること）
2020_1_11(18)297	学校も塾も怖い
2020_1_12(18)375	いや努力するの怖いからいいや
2020_1_13(18)489	気分が乗らない上に描くの怖い
2020_1_19(24)677	怖くて部活も入ってないからなぁ
2020_1_20(18)734	前の学校でクラスに馴染めなくてクラスが怖いのと
2020_1_20(18)735	先輩に裏切られて自殺未遂して先輩が怖いのと
2020_1_20(18)736	病気のこと話させてくれなかった担任の先生とかがいて、病気のことも先生も怖いのと
2020_1_20(24)763	その時に散々言われたから迷惑かけるの怖すぎるってなったわけなんですけどねあはは、、
2020_1_20(24)765	これも迷惑なんじゃないかってすっごい怖いですもん
2020_1_31(10)865	私は今不登校なのですが、今日どうしても取りに行きたいものがあって学校に行きました。でもみんなに会うのはまだ怖いので時間をずらして。
2020_2_2(10)955	あー、えっと。前の学校でいじめ受けてまして、前の学校でのこと思い出して怖くなったみたいな感じです。
2020_2_10(14)956	ひとり怖い。ひとり怖い。ひとり怖い。助けて。助けて。ってわがままよねえ、　、、どうしよう。何をしたら寂しくないんだろう、、
2020_5_14(8)983	私は今公園にいます。しかし怖くて人に話しかけられずぼっちしてます。
2020_5_22(7)986	しかも今までそれに気が付かずに生きてきました。もう本当に申し訳なさでっぱいです。でももう頑張ろうとも思えません。

	頑張ることが怖いです。努力は裏切ります。私がそれを知っています。時には自分のしからだけでは乗り越えられないことがあるのも知っています。だから本当に迷惑なんてかけたくない。
2020_5_22(7)991	だからいつも喧嘩になってしまいました。だからいつも私が怒られました。だからいつも話を聞いて欲しかった。だから１人になりたくなかった。だから先輩たちから離れられませんでした。何より何より**１人が怖かった**から。でも先輩たちといることによって私は誇りも失うことになります。
2020_5_22(7)994	とても自分で**自分が恐ろしい**です。ある日私が先輩たちと遊んでいた時、とある先輩が今までのことをばらすと言ってきました。それで私は何かの糸が切れて、その先輩にブチ切れてしまいました。でもその先輩は男の人だったので何もできませんでした。
2020_5_22(7)998	前見たく上手く話せなくなっていました。**同世代がとても怖かった**。私はいつの間にか不登校になっていました。それから頑張って色々なことを笑って話そうとしてしてました。でも上手く笑えませんでした。居場所のない私はネットに籠るようになりました。本当に何もしなくなり、何も出来なくなりました。
2020_5_22(7)999	勉強も今は遅れが酷くて何も分かりません。わかろうとも思えません。頑張らなきゃという気持ちだけが空回りしてる幹事でとても気持ちが悪いです。**いじめを受けたのは３ヶ月ほどなのに、もういじめを受けてから１年たちそうなのに私は何もできません。何もかもが怖くて怖くてたまりません。**
2020_5_22(7)1002	何もわからない。**分からないことが怖い。**何も知らない。**知らないことが怖い。**何も察せない。察せないことが本当に嫌だ。どうしたらいいのかももう分かりません
2020_7_24(25)1465	**学校怖くて.....**

2020_9_12(26)1748	**きらわれるのがこわい**
2020_10_14(22)2287	**寝るの怖い**死ぬ
2020_11_2(24)2401	でももうそろそろ人に**迷惑かけすぎて愛想つかされたりしすぎてメンタル弱すぎて怖い**んだよえなにもかもと
2020_12_4(20)2747	**寝るの怖い**から
2021_2_13(1)2894	**今まで怖くてさ**

【悪】

「悪い」も４２回と高い頻度で現れている。そして、そのほとんどが自分に向けて述べられている

・ 25「気持ち悪い」、1173「気持ち悪い」、1447「汚いし、気持ち悪い」、1455「気持ち悪いよ」、1847「気持ち悪いもん」、1888「気持ち悪いって切り捨てられたり」と、性的な行為をさせられた、してしまったということに関する「気持ち悪い」という言葉が繰り返されている。

・ いじめに関しても 1003「私が悪い」、1460「わたしが悪いの」、1468「私が悪いだけだから」、1471「私が悪いから」、1475「私が悪いからね」、1895「外見しか良くない私が悪い」、1924「私が悪くて怒られてる」と自分を責める言葉が述べられている。

表４－３【悪】

2020_1_10(18)25	**気持ち悪い**って言い始める人きっといるから
2020_5_22(7)999	勉強も今は遅れが酷くて何も分かりません。わかろうとも思えません。頑張らなきゃという気持ちだけが空回りしてる感じでとても**気持ちが悪い**です。いじめを受けたのは３ヶ月ほどなのに、もういじめを受けてから１年たちそうなのに私は何もできません。何もかもが怖くて怖くてたまりま

	せん。
2020_5_22(7)1003	色々な人に色々なことを聞いて来ました。でも私には何も実行できなかった。それは全て私のせいです。**私が悪くて**私以外何も悪くない。先輩たちがいじめをしてきたのもきっと**私が悪い**ように思えます。私は何も出来ていなかった のだから、当たり前なのではないかと思ってしまいます。
2020_7_22(25)1173	**気持ち悪い**よね
2020_7_24(25)1447	**汚いし、気持ち悪い**
2020_7_24(25)1455	写真とか動画求められて送らされたし、**気持ち悪いよ**.....？
2020_7_24(25)1460	先輩にいじめられてて、外でやれって言われて、仕方なくて、ごめんなさい言い訳的になってしまって。結果してしまったのは私だから、**悪いのは私で！**
2020_7_24(25)1468	**私が悪いだけだから**
2020_7_24(25)1471	**私が悪いから**
2020_7_24(25)1475	助けなくても大丈夫だし、守らなくたって.....だって**私が悪いからね**.....私が上手く出来なかったから.....私みっともないんだって。学校いも行けないから.....。私なんて。全然辛くないはずなの。他の人と比べたら。なのにこんなにバカになって死にたくて。死にたくて。自分では辛いって思ってても周りの人から見たら軽いの。だから私もう要らないよね。
2020_9_12(26)1847	**気持ち悪いもん**
2020_9_12(26)1888	**気持ち悪いって切り捨てられたり**とかあったけど
2020_9_12(26)1895	**外見しか良くない私が悪い**
2020_9_12(26)1924	**私が悪くて怒られてる**んだから

【恥】

虐待的な被害を受けた人は、自責の念や恥の気持ちをもつことがある。しかし、検索された「恥」の多くは、照れを表す言葉であった。羞恥に関わる言葉は、108「おな電」、989「途中から羞恥心なんてありませんでした。」のみである。

表４－４【恥】

2020_1_10(18)108	**おな電恥ずかしかったな**ぁ
2020_5_22(7)989	いつの間にか先輩たちに頼まれて自慰行為まで見せることになってました。私は最初断りました。でも先輩のお願いだからと頑張って見せました。そしたらまた言われました。写真や動画も要求されることもありました。**途中から羞恥心なんてありませんでした。**何が何だかわかりませんでした。

【死】

死については、２０１９年の川への入水（自殺未遂）への言及と、希死念慮の表出の２種類が見られた。

・２０１９年６月の自殺未遂については、72、735、903、1464、2279「自殺未遂した」と、年間を通して繰り返し言及がある。908「死にたいって言ったら『死にたくもないのに死ぬって言うんじゃねぇよ』と言われ自殺未遂した」、995「死にたくて死にたくて仕方がなかったのに「『死にたくもないのに死ぬとか言うんじゃねぇよ』と言われた」と、自殺を図ろうとしたことが述べられている。この言葉は、908（2020年2月）、995（7月）、2523（11月）と字義的にほぼ同じかたちで繰り返されている。フラッシュバックのように反復されている可能性もあると思われる。

・過去の出来事としての自殺未遂のみならず、希死念慮も述べられている。7月には1475「こんなにバカになって死

にたくて。死にたくて。自分では辛いって思ってても周りの人から見たら軽いの。だから私もう要らないよね。」とあり、１０月には 2287「寝るの怖い死ぬ」、１２月には 2691「メンタル死にそうな時」とある。２月３日には「しにま（読めず）」「死因は尊死です」と述べている（11253、11257）。そして、２０２１年の２月１３日、失踪の日には 2893「今日死のうと思う」とある。

表４－５【死】

2020_1_10(18)72	まあすごい簡潔に申しますと、いじめなどが原因で去年６月に**自殺未遂**して、３ヶ月間くらい精神科に入院してました。その後転校してまた不登校になってます
2020_1_20(18)735	先輩に裏切られて**自殺未遂**して先輩が怖いのと
2020_2_2(9)903	私去年の６月に**自殺未遂**したんだけど
2020_2_2(9)908	・会う度にものを奢らされる（奢る雰囲気になる）最高１回 3000 円合計 10000 円超えてる。 ・外で自慰行為をさせられる。 ・おな電をさせられ、、、 ・性的な写真を要求される。 ・精神的に辛いことを言われる（今までのことバラすぞなど）etc..... ありまして、、 いじめてきてた先輩に**死にたい**って言ったら「**死にたくもないのに死ぬって言うんじゃねぇよ**」って言われて自殺未遂しました
2020_5_22(7)995	それで痛くねぇなぁＷって言われた時に死にたい、、と声が漏れました。その時私とよく話していた先輩（この人がいじめを取り仕切っていた）が、「**死にたくもないのに死ぬとか言うんじゃねぇよ。**」と言いました。その時私はもう**死にたくて死にたくて仕方がなかった**のに。言われてしまいました。

2020_7_24(25)1464	**自殺未遂**して
2020_7_24(25)1475	助けなくても大丈夫だし、守らなくたって.....だって私が悪いからね.....私が上手く出来なかったから.....私みっともないんだって。学校いも行けないから.....。私なんて。全然辛くないはずなの。他の人と比べたら。なのに**こんなにバカになって死にたくて。死にたくて。自分では辛いって思ってても周りの人から見たら軽いの。だから私もう要らないよね。**
2020_9_28(17)2279	私１年前にいじめで**自殺未遂**しててそれで二、三ヶ月入院して、転校してるの
2020_10_14(22)2287	**寝るの怖い死ぬ**
2020_11_22(4)2523	性的ないじめって言ったって動画送らされたり写真撮らされたり公園のベンチで公開オナニーさせられたりとかで、お金の関係だったら、３ヶ月で２万円近く奢らされてたとかそんな幹事だし、私が耐えきれなくなって落ち込んだときにぼそっと死にたいって言ってしまった時に、**死にたくもないのに死ぬとか言うんじゃねぇよ**って言われて川に駆け込んだのは覚えてるってくらいかなぁ
2020_12_4(20)2691	なんか**メンタル死にそう**な時ってどうするといいかなぁ
2021_2_3(40)11253	**しにま（読めず）**
2021_2_3(40)11257	**死因は尊死です**
2021_2_13(1)2893	**今日死のうと思う**

【辛】

辛い気持ちは、いじめに関連するものと、その後の現在の気持ちに関連するものが述べられている。ＳＮＳで送られる詩にも「辛い」という気持ちが述べられていた（詩や絵については、この節の最後に言及する）。

・いじめについては、908「辛いことを言われる」、987「私は前の学校でいじめを受けていました。酷いものなのかも私にはわかりません。辛いのかももうわかりません。」などとある。
・現在の気持ちについては、1475「自分では辛いって思ってても周りの人から見たら軽いの。」、1478「辛くないよねわたしなんて」、1480「辛いって言ってごめんなさい」、1814「私がいくら辛かろうとも彼らには関係ない」、2430「辛いなぁって」、2531「辛いって言ってよかったんだね」と、自己の辛さを否定したり、他から切り離そうという発話が見られる。これらは後半で多い。

表４－６【辛】

2020_2_2(9)908	・会う度にものを奢らされる（奢る雰囲気になる)最高１回 3000 円合計 10000 円超えてる。 ・外で自慰行為をさせられる。 ・おな電をさせられ、、、 ・性的な写真を要求される。 ・精神的に**辛いことを言われる**（今までのことバラすぞなど）etc..... ありまして、、 いじめてきてた先輩に死にたいって言ったら「死にたくもないのに死ぬって言うんじゃねぇよ」って言われて自殺未遂しました
2020_5_22(7)987	私は前の学校でいじめを受けていました。酷いものなのかも私にはわかりません。**辛いのかももうわかりません。**でも私の中に深く残っていることは確かです。その時の話をしたいと思います。まず私はその時。中学生になりたての中一でした。勉強は学校始めたてのテストで学年５位でした。私の唯一の誇り。
2020_7_24(25)1475	助けなくても大丈夫だし、守らなくたって.....だって私が悪いからね.....私が上手く出来なかったから.....私みっともないんだって。学校いも行けないから.....。私なんて。**全然辛くないはずな**

	の。他の人と比べたら。なのにこんなにバカになって死にたくて。死にたくて。自分では辛いって思ってても周りの人から見たら軽いの。だから私もう要らないよね。
2020_7_24(25)1478	辛くないよねわたしなんて
2020_7_24(25)1480	辛いって言ってごめんなさい
2020_9_12(26)1814	私がいくら辛かろうとも彼らには関係ない
2020_11_16(21)2430	辛いなぁって
2020_11_22(4)2531	そうなのかぁ　辛いって言ってよかったんだね

【性】

性的ないじめについては、２月から１１月まで、908「自慰行為、おな電、性的な写真」、1856・2193「性的なこと」、2523・2535「性的ないじめ」と記述が繰り返されている。性的なことへの否定的な思いは強く認識されていたと思われる。

この他、ＳＮＳでは、「性」が含まれる語として協調性、勤勉性、個性という言葉も出てきたが、割愛している。

表４－７【性】

2020_2_2(9)908	・会う度にものを奢らされる（奢る雰囲気になる)最高１回 3000 円合計 10000 円超えてる。 ・外で自慰行為をさせられる。 ・おな電をさせられ、、、 ・性的な写真を要求される。 ・精神的に辛いことを言われる（今までのことバラすぞなど）etc..... ありまして、、 いじめてきてた先輩に死にたいって言ったら「死にたくもないのに死ぬって言うんじゃねぇよ」って言われて自殺未遂しまし

	た
2020_9_12(26)1856	**性的なこと**もあったの
2020_9_18(24)2193	**性的なことも強制されてた**からなぁ
2020_11_22(4)2523	**性的ないじめ**って言ったって動画送らされたり写真撮らされたり公園のベンチで**公開オナニー**させられたりとかで、お金の関係だったら、３ヶ月で２万円近く奢らされてたとかそんな幹事だし、私が耐えきれなくなって落ち込んだときにぼそっと死にたいって言ってしまった時に、死にたくもないのに死ぬとか言うんじゃねぇよって言われて皮に駆け込んだのは覚えてるってくらいかなぁ
2020_11_23(3)2535	いやね　あんまり言うべきではないけどいじめられてたときに**性的ないじめ**もあってさ、自分の気持ちっていらないのかなってなってさ　そこからずっと自分の気持ちがよくわからん

【疲】

「疲れた」という言葉は、１月から１０月まで言及されている。

表４－８【疲】

2020_1_10(18)78	なんか**疲れ**てきた、、
2020_1_11(18)237	**疲れる**んだよね
2020_5_26(35)11075	昨日はちょっと**疲れてたから**過剰反応して
2020_6_10(35)11113	ちょっと**疲れてて**人と話してたかっただけなので大丈夫です
2020_9_12(26)1893	なんかそしたら**疲れちゃった**。
2020_9_12(26)1928	**疲れちゃった**
2020_10_29(20)2352	**叫ぶことにすら疲れてしまった**

【悲】【汚】

悲しみ、汚いという言葉も、数は少ないが綴られている。

表４－９【悲】【汚】

2020_1_10(28)10059	あの時は悲しかったなぁ
2020_1_11(18)306	なんで私こんなに悲しいんだろ
2020_1_12(18)351	なんか悲しいね
2020_1_18(18)644	悲しい、、
2020_9_18(24)2078	でも悲しすぎるからなく
2020_7_24(25)1447	汚いし、気持ち悪い

以上の分析から、廣瀬爽彩が繰り返し次のようなメッセージを発していることが確認された。

・「いじめ」が原因で自殺未遂を図った。
・当初は「いじめ」だと思わなかったが、騙らされる、自慰行為、おな電、性的な写真、辛いことを言われる等の内容を後にいじめであったと認識した。
・「いじめ」は「私の中に深く残っており」「ずっと引きずっている」。
・学校、クラス、先輩、同世代の人、先生が怖く、みんなと会うこと、努力すること、絵を描くこと、何もかもが怖くなった。一人でいることが怖い。
・「悪い」のは自分である。写真や動画を求められて送らされたし、「気持ち悪い」
・途中から「羞恥心」はなくなった。「しにたい」「しにてぇ」「私もう要らないよね」という気持ちがある。
・死にたいって言ったら「死にたくもないのに死ぬって言

うんじゃねぇよ」と言われ（この言葉は字義的に三度、すなわち、2月2日908、5月22日995、11月22日2523において繰り返されている）、「自殺未遂」をした。

・「辛」く、「疲」れ、「悲」しく、「汚いし、気持ち悪い」

iii　特徴的と思われるやり取り

上述の内容が文脈として綴られているやり取りを以下に示す。

【2020_5_22(7)】

フォルダ７に含まれるこのファイルには、いじめに関する廣瀬爽彩本人の思いが綴られている。自分に特性があることや、だからこそ１人になりたくないこと、そのため先輩たちから離れられなかったこと、１人になりたくないために何でもやったということなどが述べられている。

2020_5_22(7)986	しかも今までそれに気が付かずに生きてきました。もう本当に申し訳なさでっぱいです。でももう頑張ろうとも思えません。**頑張ることが怖い**です。努力は裏切ります。私がそれを知っています。時には自分のしからだけでは乗り越えられないことがあるのも知っています。だから本当に迷惑なんてかけたくない。
2020_5_22(7)987	私は前の学校で**いじめ**を受けていました。酷いものなのかも私にはわかりません。辛いのかももうわかりません。でも私の中に深く残っていることは確かです。その時の話をしたいと思います。まず私はその時。中学生になりたての中一でした。勉強は学校始めたてのテストで学年５位でした。私の唯一の誇り。
2020_5_22(7)988	色々な人と少しずつ関わっていくと共にとある先輩たちともかかわることがありました。その先輩たちと仲良くしようと私

	は頑張りました。でもどこからか変わっていくのに私は気が付きませんでした。いつの間にかコンビニに行く時は私が全部払う。私は買ったお菓子をあまり食べない。みんなに分ける。
2020_5_22(7)989	いつの間にか先輩たちに頼まれて自慰行為まで見せることになってました。私は最初断りました。でも先輩のお願いだからと頑張って見せました。そしたらまた言われました。写真や動画も要求されることもありました。**途中から羞恥心なんてありませんでした。**何が何だかわかりませんでした。
2020_5_22(7)990	クラスではいつも浮いていました。私はすぐキレるしすぐ突っかかってしまうことがあったからです。でもそれには理由もちゃんとありました。でも上手く言えませんでした。**私はちょっとした特性を持っていたからです。それが自閉症スペクトラム症です。**人のことが上手くわかってあげられませんでした。
2020_5_22(7)991	だからいつも喧嘩になってしまいました。だからいつも私が怒られました。だからいつも話を聞いて欲しかった。だから１人になりたくなかった。だから先輩たちから離れられませんでした。**何より何より１人が怖かったから。でも先輩たちといることによって私は誇りも失うことになります。**
2020_5_22(7)992	途中から先輩たちといることがとても増えました。先輩たちと遊んでいると、塾にも行けませんでした。なぜかと言うともっと遊ぼうと言われてしまって、断ることが出来なかったからです。**断り方が上手くわかりませんでした。**私は何もかもわからなかったのかもしれません。でもそれさえも分かりません。
2020_5_22(7)993	先輩たちといていちばん大変だったのは、塾に行けた時です。先輩たちに奢るお金は塾に行った際のご飯と飲み物代などだったので、飲み物も、ご飯もほとんど自分用は変えませんでした。八割以上は先輩たち

	へのお金になってました。それも私は先輩たちといるためにとにこにこしながら払っていたと思うと
2020_5_22(7)994	とても自分で自分が恐ろしいです。ある日私が先輩たちと遊んでいた時、とある先輩が今までのことをばらすと言ってきました。それで私は何かの糸が切れて、その先輩にブチ切れてしまいました。でもその先輩は男の人だったので何もできませんでした。
2020_5_22(7)995	それで痛くねぇなぁｗって言われた時に死にたい、、と声が漏れました。その時私とよく話していた先輩（この人がいじめを取り仕切っていた）が、「死にたくもないのに死ぬとか言うんじゃねぇよ。」と言いました。その時私はもう死にたくて死にたくて仕方がなかったのに。言われてしまいました。
2020_5_22(7)996	その時川の近い公園だったために私は川に入りました。その時に学校に電話して迷惑かけてごめんなさいと言いました。すぐに学校の先生が駆けつけて引きずりあげられて、精神を安定させるため２ヶ月程度精神科に入院しました。精神科は本当に大変でした。
2020_5_22(7)998	前見たく上手く話せなくなっていました。同世代がとても怖かった。私はいつの間にか不登校になっていました。それから頑張って色々なことを笑って話そうとしてしてました。でも上手く笑えませんでした。居場所のない私はネットに籠るようになりました。本当に何もしなくなり、何も出来なくなりました。
2020_5_22(7)999	勉強も今は遅れが酷くて何も分かりません。わかろうとも思えません。頑張らなきゃという気持ちだけが空回りしてる幹事でとても気持ちが悪いです。いじめを受けたのは３ヶ月ほどなのに、もういじめを受けてから１年たちそうなのに私は何もできません。何もかもが怖くて怖くてたまりません。

2020_5_22(7)1001	これをきっと甘えって言うんでしょう。それだけは分かります。いつもお前は自分に甘すぎると言われます。きっとその通りです。何もできない。何もする気がない。**私という人間。そんな人間に私は存在価値を見いだせなくなってきました。**それがなぜ何もする気がないのかも本当に分からない。
2020_5_22(7)1002	**何もわからない。分からないことが怖い。何も知らない。知らないことが怖い。**何も察せない。察せないことが本当に嫌だ。どうしたらいいのかももう分かりません
2020_5_22(7)1003	色々な人に色々なことを聞いて来ました。でも私には何も実行できなかった。それは全て私のせいです。**私が悪くて私以外何も悪くない。**先輩たちがいじめをしてきたのもきっと**私が悪いように思えます。**私は何も出来ていなかった のだから、当たり前なのではないかと思ってしまいます。

【2020_9_12(26)】

フォルダ２６に含まれる９月１２日のやりとりには、性的ないじめがあったこと、１人になりたくないので自分の体を使っていたこと、しかし切り捨てられたり、それを思い出すことで「辛」くなること、「私が悪い」という思いとなって残っていること、「ずっとずっとその方法を使っていた」が「疲れた」という思いが述べられている。

2020_9_12(26)1847	**気持ち悪いもん**
2020_9_12(26)1855	**色々されてた時期に**
2020_9_12(26)1856	**性的なこともあったの**
2020_9_12(26)1858	**外で自慰行為もさせられてたし**
2020_9_12(26)1859	**写真も動画も撮らされて送ってたりして**

2020_9_12(26)1882	ひとりになりたくないから
2020_9_12(26)1883	ずっとずっと好かれるために
2020_9_12(26)1884	自分のからだをつかってたの
2020_9_12(26)1886	まあネットとかだと要するにおな電かな
2020_9_12(26)1887	でも好かれてる間はいいの
2020_9_12(26)1888	気持ち悪いって切り捨てられたりとかあったけど
2020_9_12(26)1890	外での自慰行為とかを思い出してつらかったの
2020_9_12(26)1891	でも私に魅力なんてないから
2020_9_12(26)1892	ずっとずっとその方法つかってたの
2020_9_12(26)1893	なんかそしたら疲れちゃった。
2020_9_12(26)1894	私がわるいの

【2020_9_12(26)】

検索語の分析で見たように、「死」への言及は多い。しかし、これにとどまらず、「いなくなろう」「私いらない」という表現も見られる。フォルダ２６に含まれる９月１２日のやりとりには次のような内容も含まれている。そこでは「他人への被害が大きすぎる」「嫌われないように」「今のうちにいなくなりたい」「いじめられたのも私のせいだし、現実で今日１人なのも私のせい」と、「いじめ」との関わりのなかで自己を否定し、希死念慮が述べられている。

なお、このやりとりでは、いじめたとされる人たちへの思いも述べられている。「私あの人たちに対して恨んでも憎んでも怒ってもいないよ」「それでもその時の心の支えがその人たちであったのは間違いないし、私があの人たちの幸せを奪うことはしたくない」などとあり、非難の言葉はない。む

しろ、「私は楽しむことはできなかったけれどその人たちは楽しんでてもいいんじゃないかって　私思うんだ」と、諦観の思いが述べられていることも特徴的である。

2020_9_12(26)1720	私いなくなろうかな
2020_9_12(26)1726	私いらないなっておもった
2020_9_12(26)1729	いらないの
2020_9_12(26)1739	だって他人への被害が大きすぎるもの
2020_9_12(26)1748	きらわれるのがこわい
2020_9_12(26)1749	いまはきらわれてないから
2020_9_12(26)1750	いまのうちにいなくなりたい
2020_9_12(26)1754	いるいみなんてない
2020_9_12(26)1756	嫌われたらもう関わらないでしょ？
2020_9_12(26)1775	他人のせいにすることはしちゃいけないことだからしない
2020_9_12(26)1778	だからいじめられたのも私のせいだし、私が現実で今１人なのも私のせい
2020_9_12(26)1784	私あの人たちに対して恨んでも憎んでも怒ってもいないよ
2020_9_12(26)1786	ずっとずっと大変だったし、何一つ上手くいかなかったし、青春だって奪われたに等しいけれど
2020_9_12(26)1787	それでもその時の心の支えがその人たちであったのは間違いないし、
2020_9_12(26)1789	私があの人たちの幸せを奪うことはしたくない
2020_9_12(26)1791	私から幸せが少しなくなったくらいのことで他の人の幸せや、青春を失わせたくないの
2020_9_12(26)1797	私は実際青春も思い出も作るきっかけが途絶えたからわかるの
2020_9_12(26)1798	青春も学生時代の思い出も

2020_9_12(26)1799	そのときだけのものだって
2020_9_12(26)1800	私は楽しむことはできなかったけれど
2020_9_12(26)1801	その人たちは楽しんでてもいいんじゃないかって
2020_9_12(26)1802	私思うんだ

【フォルダ 27（13 の jpg ファイル）】

２６のメッセージの分析後、これらのやりとりに加え、廣瀬爽彩が発信しているメッセージ（１３のｊｐｇファイル）を分析した。その内容は特定の相手との対話ではなく、本人の気持ちの発信であった。やりとりでは見られなかった、意欲を奮い立たせるような言葉が綴られている（10002「頑張らなきゃ。頑張る。」10008「絶対見返してやる。苦手なことも得意なことも一つ一つやってやるよ。」、10010「かわいい女の子になりたい」、10012「心に余裕が出来たら可愛くなるための努力しようかな」、10013「私も自分を愛してあげれたらもっともっといろんな世界が見れるのかもな」）。一方で、10003「どうやって頑張ったらいいんだ」、10005「頼れない」、10006「自分がもっと、、ってなってしまってあまり参考にならない考え方になってしまう」、10009「何もしていないから何かを嘆くことしか出来てない。」などのアンビバレントな言葉もある。このような発話は２０２０年７月まで見られた。

2020_1_18(27)10002	可愛くなりたい。普通になりたい。必要とされたい。人と仲良くなりたい。病みたくない。学校に行きたい。塾にも行きたい。頑張りたい。いいや、頑張らなきゃ。頑張る。のに。なぜ私は。吐くんだ。痛いんだ。気持ち悪くなるんだ。なんで。なんで。なんで。頑張らないといけないのに。もっともっともっと

2020_1_25(27)10003	勉強もなんにも辛くて手がつかないのに今できてることすら否定されたらもうどうやって頑張ったらいいんだ。最近塾に行けるように頑張ったのに
2020_3_18(27)10005	仲良くしてくれる人に申し訳なくて甘えられないし、頼れない。甘えてもいいよって頼っていいよって言ってくれる人の負担になりたくなくて、結果甘えられないし、頼れない。そもそも元々ひとりが好きだったから、甘え方も頼り方も上手く分らない。
2020_3_27(27)10006	自分がもっと、、ってなってしまってあまり参考にならない考え方になってしまうからなぁ
2020_5_14(27)10008	絶対見返してやる。勿体いないことしたって思わせてやる。苦手なことも得意なことも一つ一つやってやるよ。そのために諦めたりするのを控えていきたい。FFの皆様私本気出します。色々聞くかもですがよろしくお願いいたします
2020_5_23(27)10009	素敵な人は素敵な人であるために努力してるだろうし、私はそもそも素敵な人になりたいとは思うけれど、何もしていないから何かを嘆くことしか出来てない。だから素敵な人になるための１歩すら進めてない。何だか惨めでたまらないけれど、だからといって自分が何をしたら素敵になれるのか分らないから
2020_5_27(27)10010	かわいい女の子になりたい
2020_6_27(27)10012	私も心に余裕が出来たら可愛くなるための努力しようかな
2020_7_31(27)10013	自分を愛せるって素敵なことよなぁ。私も自分を愛してあげれたらもっともっといろんな世界が見れるのかもな

【詩や絵について】

詩や絵から受ける印象は主観的になりがちであり、その内

容を客観的に測定する指標を得ることは難しい。しかし、ＳＮＳでやりとりされている詩や絵には、死を連想させるものが含まれていた。それらを例示する。

以下の詩には上記で検索した「疲れ」や「存在しない」という語が含まれている。

2020_1_10(28)10121	昔見た夢。夢。それは悪くも良くもなりえるもの。私の見たあの夢。とても不思議だった。黒と白の世界。それは、なかった。黒と白以外の色がなんにも。どこにも。すぐさま私はかけ出す。黒と白以外を見つける。ただそのために。走る。走る。だが、なかった。黒と白以外がなんにも。どこにも。私は止まった。私は、、、つぶやいた。「ナンテツマラナイセカイナンダ」と。気づいてはいた、私は。「私」以外になんの生物もみかけないと言うことに。気がついてはいたんだ。「私」という思考は考えた。もしや、私など存在していなかったのでは、と。走り出す。私というものを確認する（読めず）
2020_1_10(28)10122	に。ふと気がついた。私は、 いないんだ。この世界には最初から。理由は一つ。ウミシダサレナイカラダ。カガミニ。あぁ、「私」は思考だけだったのだ。理解した途端。世界が変わる。目覚めたのだ。色はあるし、体もある。疲れてしまった私の頭は、もう寝てしまいたいとさけぶ。それに抗うことなく従う。 もう夢は見なかった。

下記の詩にも、矢に射抜かれる「僕」、「あの子」に反応できない「僕」、「空から槍が降る」「周囲から矢で射抜かれ」「僕は落とされた」「くらいくらい水底へ　どんどんどんどん沈んでゆく」「そこに助けはなかった　あるのは僕に対し

ての誹謗中傷だけ」と言った言葉がある。廣瀬爽彩の思いを反映していないとは考えにくい。

2020_10_29(20)2334	雨と夕暮れ
2020_10_29(20)2335	ぽつりぽつり　雨が降る
2020_10_29(20)2336	少しほんの少しだけ　さみしそうな雨が降る
2020_10_29(20)2337	空は明るい　その空から降る、加細い泣いているような雨
2020_10_29(20)2338	どこか　助けを求めているようにも思えた
2020_10_29(20)2339	僕はいつの間にか泣いていた　その雨に胸騒ぎを感じる
2020_10_29(20)2340	僕は　走り出した
2020_10_29(20)2341	僕は間に合わなかった
2020_10_29(20)2342	助けられなかった　僕は　僕は
2020_10_29(20)2343	なんて未熟なのだろうか
2020_10_29(20)2344	あの子の声を忘れているなんて、、、
2020_10_29(20)2345	あの子の
2020_10_29(20)2346	「助けて」
2020_10_29(20)2347	に僕は反応できなかった
2020_10_29(20)2348	僕にとって雨だった「何か」は
2020_10_29(20)2349	僕の心に深く深く傷をつけていく
2020_10_29(20)2350	僕は　変わり果てたあの子の前で
2020_10_29(20)2351	叫ぶ　叫ぶ　叫び続ける
2020_10_29(20)2352	叫ぶことにすら疲れてしまった
2020_10_29(20)2353	何をしたってあの子は　　戻ってこないのだから
2020_10_29(20)2354	ふと空を見る
2020_10_29(20)2355	それはそれは　きれいな夕暮れだった

2020_10_29(20)2356	「おかしいなあ　こんなはずじゃなかったのに」
2020_10_29(20)2357	僕と変わり果てたあの子は消えた
2020_10_29(20)2358	夕暮れにさらわれたように
2020_10_29(20)2359	夕暮れに吸い込まれたように
2020_10_29(20)2360	もう誰も僕たちを覚えちゃいない
2020_10_29(20)2361	沈んだ先の向こう側へ
2020_10_29(20)2362	今日は晴れて気持ちがいい
2020_10_29(20)2363	風もそよそよと吹いていて　様々なところから　春を喜ぶ歌が聞こえる
2020_10_29(20)2364	しかしどこか沈んでいる　僕の心は沈んでいる　僕は xxxx 歌を歌った
2020_10_29(20)2365	そうすると　空から槍が降る　僕だけに　僕一人だけに
2020_10_29(20)2366	しばらくすると　周囲から　矢で射抜かれる　僕だけ　そう僕だけが
2020_10_29(20)2367	そうして僕は　僕が一人であることを認めた　認めざるを得なかった
2020_10_29(20)2368	僕は落とされた
2020_10_29(20)2369	くらいくらい水底へ　どんどんどんどん沈んでゆく
2020_10_29(20)2370	そこに助けはなかった　あるのは僕に対しての誹謗中傷だけ
2020_10_29(20)2371	僕は沈んでいく　仕方のないことだとわかっているから　抵抗もしない　出来ない
2020_10_29(20)2372	沈んだ先の向こうは　何もない　何もなかった
2020_10_29(20)2373	沈んだ先の向こう側で　僕は　願い事をした
2020_10_29(20)2379	僕に　ゆっくり眠らせてください

また、絵のなかには、目、口、涙などのモチーフが多く見られ、空に浮かぶ目を閉じた天使の絵も死を連想させる。

【相談】

廣瀬爽彩はこのほか相談もしており、そこで、いじめがあったとし、「先輩からいじめられていたんですよ、先輩に色んなモノ奢ったりとか、ちょっと変態チックなことをやらされたりとかもした」「そういうのにトラウマがあって学校にも行けなくなってしまって」と述べている。このとき、(いじめをしたのは)「異性か」と尋ねられ「いや、同性です」と答えた。また、「学校側もいじめを隠蔽しようとしていて」と述べている。学校側が「いじめ」と正面から認めて対応しなかったことに対する心情を表していると思われる。

廣瀬爽彩は、この相談において、自分は中学２年だが不登校である、学校に行った方がよいのか、日数や内申から目指す高校に行けないとしたらどうすればよいか、元に戻るにはどうしたらよいか、といった悩みを相談し、また、自己の特性のことや、絵を描いたり詩を書いたりしていること、絵を気持ち悪いと言われたことがあることなども話している。相談の相手方は、廣瀬爽彩の能力が高く、絵や詩から廣瀬爽彩は何かもっているもの（能力）があるとし、中学に行く必要はないだろう、絵などやりたいことができるように、高校に進み、大学に行くのがよい、とアドバイスしている。廣瀬爽彩は、絵や詩を褒められたことで少し気が楽になったと述べている。

ウ　分析結果を踏まえたまとめ

本項では、廣瀬爽彩が残したＳＮＳの発話を分析した。その結果、２０１９年のいじめの被害が長期にわたり繰り返し言及されていることを確認した。「死にたくもないのに死ぬって言うんじゃねぇよ」という文言は三度、字義的に繰り返されていた。性的ないじめについての言及も複数回見られた。

また、１人になりたくないから先輩たちと一緒にいたこと、当初はいじめだと気づかなかったこと、しかしその影響は長く続いていたことが、「いじめを受けたのは３ヶ月ほどなのに、もういじめを受けてから１年たちそうなのに私は何もできません」などの発話から確認された。

「怖」は検索語の中で最も多く現れた言葉であった。「怖い」という気持ちは、297「学校、塾」、677「部活」、734「クラス」、735「先輩」、736「先生」、865「みんなに会うこと」、955「前の学校でのことを思い出すこと」、983「声をかけること」、998「同世代」、1465「学校」など、学校に関連することのみならず、763・765「迷惑」をかけること、1748「きらわれる」こと、2401「迷惑かけすぎて、愛想つかされる」ことへと広がり、956・991「ひとりが怖い」、994「自分が恐ろしい」となり、375「努力すること」、986「頑張ること」、489「絵を描くこと」、2287「寝ること」などに対する気持ちとして、また999「何もかもが怖い」との全般的なものに対する気持ちとして、常に存在し続けた。「死」という言葉も「自殺未遂」とともに「しにたい」「しにてぇ」「いなくなりたい」などとして繰り返された。２月１３日の最後のやりとりは、以下のとおりである。最後まで「怖」「死」という言葉が綴られた。

2021_2_13(1)2890	（うさぎの絵）
2021_2_13(1)2891	ねぇ

2021_2_13(1)2892	きめた
2021_2_13(1)2893	今日死のうと思う
2021_2_13(1)2894	今まで怖くてさ
2021_2_13(1)2895	何も出来なかった
2021_2_13(1)2896	ごめんね
2021_2_13(1)2897	ネットやめるかも知れません
2021_2_13(1)2899	まだ決定では無いですけれどね
2021_2_13(1)2901	まだかもなので.....
2021_2_13(1)2903	まあどうなるかわからないですけどね

ルビン・バーントセン(2008／本項後述文献⑥)は、極度にネガティブな出来事が自己を形作る人生（ライフストーリー）の一部となり、「日常的な思考のレファレンスポイント（基準点)」となり、「人生を変えるターニングポイント〔転換点〕」となり、そして「外傷的な記憶が個人のアイデンティティの中心成分」となり得ることを示している。追加のＳＮＳの言葉が示唆するように、廣瀬爽彩は常に打ちひしがれていたわけではないだろう。それでも２０１９年の出来事は過去のものとはならず、継続して廣瀬爽彩を苦しめ、「死にたい」という思いが何度も湧き上がるなかで、廣瀬爽彩は最終的に「今日死のうと思う」という判断をしたと考えることは困難ではない。

〔文献〕

① 仲真紀子・上宮愛・武田知明・水留成・岡田強志・山本渉太・吉元なるよ・山城美奈子(2019).現実的な模擬司法面接の分析. Contact zone(2019).特集論文―証言・告白・愁訴―医療と司法における語りの現場から.https://repository.kulib.kyoto-

u.ac.jp/dspace/handle/2433/243982

② 仲真紀子.(2011). NICHDガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. 子どもの虐待とネグレクト, 13(3), 316-325.

③ 齋藤梓・大竹裕子(2020). 性暴力被害の実際：被害はどのように起き，どう回復するのか. 金剛出版.

④ 森田ゆり(2021). トラウマと共に生きる：性暴力サバイバーと夫たち+回復の最前線. 築地書館.

⑤ 山本潤(2017). 13歳,「私」をなくした私. 朝日新聞出版.

⑥ ルビン, D. C. ・バーントセン, D. (2008). ストレスフルな出来事の記憶はアイデンティティにどのような影響をおよぼすか. In 仲真紀子（編著). 自己心理学：認知心理学へのアプローチ. 金子書房. Pp105-129.

（３）精神医学的分析

ア　はじめに

本項では、廣瀬爽彩が自殺するに至った要因について精神医学的分析を行う。

まず、検討の大前提として、廣瀬爽彩の精神医学的診断について述べておく。委員会の結論としては、主診断は「自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）」であり、これに「注意欠陥多動症（ＡＤＨＤ）」が合併していた可能性が高いとのものである。これを基礎疾患として、いじめというトラウマ的ストレスに起因する「心的外傷後ストレス症（ＰＴＳＤ）」が２次障害として発症したものと想定している。「統合失調症」や「うつ病」などは該当しないものと判断する。

次項において上記診断の根拠について述べ、その後当該診断を踏まえて廣瀬爽彩が自殺するに至った要因を分析する。

イ　廣瀬爽彩の診断について

（ア）発達障害診断の妥当性について

まず、廣瀬爽彩の発達障害診断の妥当性について検討する。

廣瀬爽彩は、以下のとおり、小児期より受診したすべての医療機関で自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）の診断を受けている。

① ２０１７年１月２４日（１０歳）、Ｗ病院医師による診断
② 医師が学校に提出した診療情報提供書（２月９日付）に、診断名としてＡＳＤ[High function]（「自閉スペクトラム症[高機能]」との記載あり
③ ２０１８年４月２７日（１１歳）、Ｗ病院での主治医交代の際の診療情報提供書上の診断は「自閉スペクトラム症」
④ ２０１９年３月８日（１２歳）Ｗ病院からＸ病院へ転院の際、Ｗ病院主治医からの診療情報提供書にも「診断名：自閉症スペクトラム障害」の記載あり
⑤ ２０１９年６月２２日（１２歳）、警察による保護を経てＹ病院に医療保護入院となった際、入院カルテに記された診断名はF84.自閉症スペクトラム障害、G47.0　不眠症、R63.0　食思不振などであった。
⑥ ２０１９年８月１９日からＸ病院の通院再開。カルテ表紙の診断名には「自閉症スペクトラム障害、ＰＴＳＤ」と記されている。

以上より、廣瀬爽彩の診断が「自閉スペクトラム症」であることに疑いの余地はないとも考えられるが、本人の状態像に基づき、その診断根拠について以下に検討を加える。

国際的な診断基準である「ICD-11」も準拠している、アメリカ精神医学会（APA）が編纂した「精神疾患の診断・統計マニュアル」である「DSM-５-TR」では、自閉スペクトラム症（ＡＳＤ：Autism Spectrum Disorder）の診断基準は下記のとおりである。

自閉スペクトラム症 F80.4

Autism Spectrum Disorder

A.複数の状況で社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的な欠陥があり，現時点または病歴によって，以下のすべてにより明らかになる(以下の例は一例であり，網羅したものではない).

(1) 相互の対人的-情緒的関係の欠落で，例えば，対人的に異常な近づき方や通常の会話のやりとりのできないことといったものから，興味，情動，または感情を共有することの少なさ，社会的相互反応を開始したり応じたりすることができないことに及ぶ.

(2) 対人的相互反応で非言語的コミュニケーション行動を用いることの欠陥，例えば，統合の悪い言語的と非言語的コミュニケーションから，視線を合わせることと身振りの異常，または身振りの理解やその使用の欠陥，顔の表情や非言語的コミュニケーションの完全な欠陥に及ぶ.

(3) 人間関係を発展させ，維持し，それを理解することの欠陥で，例えば，さまざまな社会的状況に合った行動に調整することの困難さから，想像遊びを他者と一緒にしたり友人を作ることの困難さ，または仲間に対する興味の欠如に及ぶ.

B.行動，興味，または活動の限定された反復的な様式で，現在または病歴によって，以下の少なくとも２つにより明らかになる

（以下の例は一例であり，網羅したものではない）.

(1) 常同的または反復的な身体の運動，物の使用，または会話（例：おもちゃを一列に並べたり物を叩いたりするなどの単調な常同運動，反響言語，独特な言い回し）.

(2) 同一性への固執，習慣への頑ななこだわり，または言語的，非言語的な儀式的行動様式（例：小さな変化に対する極度の苦痛，移行することの困難さ，柔軟性に欠ける思考様式，儀式のようなあいさつの習慣，毎日同じ道順をたどったり，同じ食物を食べたりすることへの要求）

(3) 強度または対象において異常なほど，きわめて限定され執着する興味（例：一般的ではない対象への強い愛着または没頭，過度に限局したまたは固執した興味）

(4) 感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ，または環境の感覚的側面に対する並外れた興味（例：痛みや温度に無関心のように見える，特定の音または触感に逆の反応をする，対象を過度に嗅いだり触れたりする，光または動きを見ることに熱中する）

C．症状は発達早期に存在していなければならない（しかし社会的要求が能力の限界を超えるまでは症状は完全に明らかにならないかもしれないし，その後の生活で学んだ対応の仕方によって隠されている場合もある）。

D．その症状は，社会的，職業的，または他の重要な領域における現在の機能に臨床的に意味のある障害を引き起こしている.

E．これらの障害は，知的発達症（知的能力障害）または全般的発達遅延ではうまく説明されない．知的能力障害と自閉スペクトラム症はしばしば同時に起こり，自閉スペクトラム症と知的能

力障害の併存の診断を下すためには，社会的コミュニケーションが全般的な発達の水準から期待されるものより下回っていなければならない．

（以下の記述は省略）

American Psychiatric Association.（2022）．Diagnostic and statistical manual of mental disorders.（5th ed;text revision.）．Washington, D.C.：APA.（高橋三郎・大野裕（監訳）（2023）．DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル．医学書院）より引用

まず、上記「Ａ：社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的な欠陥」について検討する。「Ａ－⑴相互の対人的･情緒的関係の欠落」については、「Ａ－⑶人間関係を発展させ，維持し，それを理解することの欠陥」とも関連するため次項でまとめて検討するが、以下のような特徴がみられたとの供述がある。

もっとも長く廣瀬爽彩の主治医であったＸ病院の医師によれば、廣瀬爽彩は「自分がこうしたいのに他の子と意見が合わないと『怒りが便乗する』、あるいは『奇声を上げて喧嘩をしちゃう』」と述べていたとのことである。後述のとおり、それを裏付けるような供述はいくつもある。つまり、廣瀬爽彩は、思いどおりにならない場合、相手の気持ちや事情についても話し合うような「相互性」に欠け、感情が高まる傾向があり、これはＡ－⑴に該当すると考えられる。また、小学校当時からクラス内で孤立傾向があり、医師にも「仲良しは特にいなくて話す人は広く浅くなんだ」と語っている。こうした傾向はＡ－⑶に該当すると考えられる。関連する特徴として、資料と委員会が行

った聞き取りの結果から、診断の検討に関連すると考えられるエピソードを、以下に列挙する。

・　Ｂ小においては、特別支援学級への入級の要否について、通常、担任が学校生活の中で気になる子どもをチェックし、コーディネーターが得点化する形で検討しており、廣瀬爽彩についても１、２年生から名前は挙がっていたが、点数がさほど高いものではなかった。廣瀬爽彩については、忘れ物が多く叱られるということや、連帯責任の意味が分からないということがあったとの記録がある。

・　４年生のとき、学芸会の演劇の練習をしていた際、ステージ裏で児童らが騒いだことについて担任が叱ったことがあったが、廣瀬爽彩は主役級の役でずっと舞台に出ており騒いだ中にはいなかったのに、連帯責任として自分も叱られたことに納得がいかず、クラスの児童らが全員で担任に謝りに行った際、一人だけ同行しなかった。次の日も、担任から謝るように言われたものの、廣瀬爽彩は「だって私話してない」と返し、担任と口論になり、担任が廣瀬爽彩にはもう劇はやらせないとして母親が作った衣装を取り上げて他の児童に渡したところ、廣瀬爽彩が泣いて帰るということがあった。これをきっかけに、担任から母親に対し、謝れと言っても謝らず、連帯責任だと言っても分からないのは何か問題があるのではないかとの指摘がされ、発達障害の検査を受けて欲しいとの話があった。

・　母親がＶ病院を受診させたところ、医師は、廣瀬爽彩と少し会話した後で、廣瀬爽彩もいる前で、おそらく自閉スペクトラム症であろうが、きちんとした検査は自院ではできないため、Ｗ病院に紹介状を書くからそこで検査を受けるようにと述べた。

・　２０１７年１月２４日、廣瀬爽彩はＷ病院を初めて受診し、２月３日にはＷＩＳＣとバウムテストを受け、知的障害はな

いが項目間の凹凸が非常に著明でＡＳＤに特徴的な所見とされた。バウムテストでは、他者とのコミュニケーションがうまくとれないことによる自信のなさ、傷付きやすさがあることが示された。この結果を踏まえ、２月９日に主治医から学校に診療情報提供がされた（診断名：自閉症スペクトラム症（高機能））。

・　廣瀬爽彩が５年生となった年の６月、教育相談にて母親はＢ小の情緒学級での支援を希望したいと述べた。仲の良い友だちの有無について聞かれると、廣瀬爽彩は「クラスにはいません」「他の人と考え方が違うので」などと回答した。上記の意見聴取や確認を踏まえた所見として、「知的な遅れは見られないが、生活面では場に合わない発言をしたり、家庭で反抗的な行動をとったりすることがある。また最近は、自分と周りとの違いにも気づきはじめていることから、さらに年齢が進むにしたがって課題が大きくなっていく可能性が考えられる。交流学習での学習を進めながら、校内の情緒学級にて、実際の友だちや教師とのやりとりを学んだり、社会性を身につけるための指導を受けたりすることが望ましい。」とされ、就学先に関する意見として「特別支援学級（自閉症・情緒障害学級）への入級」とされた。

・　上記の経過を踏まえ、５年生の２学期から、廣瀬爽彩は特別支援学級に入級することとなり、そこに在籍しながら通常学級で学習することとなった。特別支援学級においては、情緒の安定がまず大事と考え、友達との関わりにおいてキレてしまった時や、眠くて授業への参加が難しいときには場所を移ることを促していた。こうなったときはこうしようというルールがはっきりしていると指示がよく伝わるため、気持ちが落ち着かないときには通常学級の先生に必ず声を掛けてから保健室に行こう、というルールとしていた。

・　５月１３日、廣瀬爽彩が、学校から１回でも宿題の提出を忘れたら、そのことは中学校側に提出する資料には書かないと

ならないといった話をされていたのに、塾で帰宅が遅くなったのでその日は宿題ができないと思い、パニックになり、自宅の二階の窓から出て、二階レベルにある通路に降りた後、そのまま外に行くということがあった。当日は雨であったためびしょ濡れになった状態で、廣瀬爽彩が自ら他人の家の呼び鈴を押して「私迷子なんです」と告げたため、当該家の人が警察を呼び、臨場した警察官に廣瀬爽彩が保護された。

・　児相が発達検査を受けることを提案し、母親はこれを了承した。６月１４日に母親及び廣瀬が児相に来所して発達検査を受け、翌１５日に判定書が作成された。児相は母親と廣瀬爽彩と別々に事情聴取を行った際の両者の話が一致していたことなどから、特に家庭訪問その他それ以上踏み込んだ対応が必要とは考えず、上記の検査を行ったところまでで対応終了とした。

・　１１月終わりころ、廣瀬爽彩が友達と揉めて教室を出、廊下を走った後、理科室の窓から出てベランダに着地するといった出来事もあった。

以上のエピソードは、Ａ－⑴の診断に関連すると考えられる。

上記「Ａ：社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的な欠陥」の「⑵対人的相互反応で非言語的コミュニケーション行動を用いることの欠陥」については、廣瀬爽彩が学校内でしばしば見せていた「空気が読めない」傾向がこれにあたると考えられる。特に親交が深いものではない男子生徒について行こうとして逃げられたり、カースト上位と評し得る女子の中心グループに参加しようとして断られたり、といった行動がみられている。

あるいは廣瀬爽彩に一貫してみられる「あまり身だしなみを気にしない」傾向も、この項目に一致する可能性がある。この点は、上記「Ｂ：限定された反復する様式の行動、興味、活動」

の(2)、(3)の影響もあり得る。一般に身だしなみなど容姿に気を配ることは、非言語的コミュニケーションの一部と考えられるためである。

以上より、「Ａ：社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的な欠陥」については基準を満たしていると考えられる。

ここで、Ａに関連すると思われる、Ｘ病院医師が紹介していたエピソードを一つ引用しておく。２０１９年１０月２８日、Ｆ中での出来事である（事実経過について他の聞き取り等と異なる点があるが、医師の言葉に即して記述する）。

中学校の玄関先で、廣瀬爽彩が女子の友達を待っていたところへ男子生徒が二人通りがかった。男子の一人がもう一人に「（廣瀬爽彩がお前のこと）好きだから待ってるんじゃない？」とからかった。そこに女子が来て、その男子と一緒に廣瀬爽彩を冷やかしたところ、廣瀬爽彩はカッとなって、「からかわれた方の男子」に向かっていった。しかし相手のほうが体格が大きく、廣瀬爽彩が跳ね飛ばされて転んだということがあった。その後廣瀬爽彩は自身のふるまいについては悪かったと認めたが、通常はからかった方の男子に向かっていくはずのところ、からかわれた方の男子に向かっていくあたりに、発達障害的な認知特性があるとこの医師は解釈していた。廣瀬爽彩自身の説明に寄れば、「その子がいなければ自分は怒らなくても済んだ」とのことだが、ここにはＡ－(1)相互性、Ａ－(2)非言語的コミュニケーション、Ａ－(3)年齢相応の対人関係の三点において認知の偏りがあったことをうかがわせるエピソードである。

次に上記「Ｂ：行動，興味，または活動の限定された反復的な様式」について検討する。Ｂ－(1)及びＢ－(2)について該当す

るエピソードとしては、まず３歳頃の、自分なりのものの命名や遊び方へのこだわりが該当する可能性がある。また小学校当時から、「校門が開く瞬間を見たい」という理由で「一番最初に登校する」ことへの強いこだわりがあり、これは中学でも続いていた。

Ｂ－(3)については、描画に対する熱意や集中力がこれに該当すると考えられる。

Ｂ－(4)については、以下のとおり、母親からの聴取で多くのエピソードが語られている。

廣瀬爽彩は、聴覚や触覚に対する過敏性が幼少期からあったという。たとえば花火は、観るのが好きだったが音は苦手だった。トイレの水を流す音が苦手で、トイレから耳を塞いで出てくることがしばしばあった。このほか「掃除機」や「人混み」の音も苦手だった。

触覚では、抱きしめられるのが苦手だったという。母親は小学校当時「一日一回は抱きしめて上げて」と教師から言われてそのようにしようと心掛けていたが、廣瀬爽彩は抱きしめられることが苦手で、大声で泣き出すようなこともあった。これにかぎらず廣瀬爽彩は、スキンシップ全般、とくに「触られること」を苦手としていた。洋服の感触でも、デニムは特に苦手でタグなどチクチクするものはすべて切り取っていた。

食事については、好き嫌いや偏食はないものの、いつもかなりの過食傾向があった。カレーは辛いのが苦手で甘口限定だったが、辛いものが苦手というわけではなかった。綿あめは食感がべとべとするからと嫌っていた。苦手な匂いは特になかったが、良い匂いがするものを集めたり、季節の匂いに敏感なところはあった。低気圧だと頭痛を訴えることがあった。

以上のように、感覚的な過敏さは一貫してみられており、しばしば起こしていたパニック症状の原因にもなっていた可能性はあるが、本件いじめ後のパニック症状はトラウマによるフラッシュバックの可能性もあり、一概には言えない。

以上より「Ｂ：行動，興味，または活動の限定された反復的な様式」は該当するものと考えられる。ただし廣瀬爽彩は、小学校４年生時からエビリファイを服用していたため、服薬の影響でＢ－(1)～Ｂ－(4)に該当する特徴が抑制されていたと考えられ、服薬なしではこうした特徴がさらに顕著になっていた可能性は否定できない。診断に際しては、こうした治療による影響も考慮に入れられるべきであろう。

上記「Ｃ：症状は発達早期に存在していなければならない」については、３歳時点で言語発達の遅れやこだわりの強さがみられており、小学校低学年から社会性やコミュニケーションの障害がみられていることから、該当すると考えられる。

「Ｄ：その症状は，社会的，職業的，または他の重要な領域における現在の機能に臨床的に意味のある障害を引き起こしている」については、何が「臨床的に意味のある障害」と言いうるかは曖昧な点もあるが、発達特性への配慮に基づいて特別支援学級に編入したこと、またＦ中に転校後の不登校などはこれに該当する可能性がある。ただしこの項目も、廣瀬爽彩に早くから彼女の発達特性に配慮した療育方針がとられていたことで、相対的に適応度が高められていた可能性は否定できない。

「Ｅ：　これらの障害は，　知的発達症(知的能力障害)または全般的発達遅延ではうまく説明されない」については、２０１７年１月２４日にＷ病院で実施されたＷＩＳＣの結果からも該当すると考えられる。

以上の検討の結果、医療機関の診断と廣瀬爽彩の状態像に基づく診断として、「自閉スペクトラム症」については、確定的なものと考えられる。

また、「ＡＳＤ（自閉スペクトラム症）」の診断に加えて、廣瀬爽彩は、「ＡＤＨＤ（注意欠陥多動症）」を合併していた可能性があり、この点についてDSM－５における診断基準に基づき以下に検証する。

以下に、DSM－５－TRにおけるＡＤＨＤの診断基準を示す。

注意欠如多動症/注意欠如多動性障害

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder

A.(1)および/または(2)によって特徴づけられる，不注意および/または多動性-衝動性の持続的な様式で，機能または発達の妨げとなっているもの：

(1) 不注意：以下の症状のうち６つ（またはそれ以上）が少なくとも６ヵ月持続したことがあり，その程度は発達の水準に不相応で，社会的および学業的/職業的活動に直接，悪影響を及ぼすほどである：

注：それらの症状は，単なる反抗的行動，挑戦，敵意の表れではなく，課題や指示を理解できないことでもない．青年期後期および成人（17歳以上）では，少なくとも５つ以上の症状が必要である．

(a)学業，仕事，または他の活動中に，しばしば綿密に注意することができない，または不注意な間違いをする（例：細部を見過ごしたり，見逃してしまう，作業が不正確である）．

(b)課題または遊びの活動中に，しばしば注意を持続することが困難である（例：講義，会話，または長時間の読書に集中し続

けることが難しい).

(c)直接話しかけられたときに，しばしば聞いていないように見える(例:明らかな注意を逸らすものがない状況でさえ，心がどこか他所にあるように見える).

(d)しばしば指示に従えず，学業，用事，職場での義務をやり遂げることができない（例:課題を始めるがすぐに集中できなくなる，また容易に脱線する).

(e)課題や活動を順序立てることがしばしば困難である(例:一連の課題を遂行することが難しい、資料や持ち物を整理しておくことが難しい，作業が乱雑でまとまりがない，時間の管理が苦手，締め切りを守れない).

(f)精神的努力の持続を要する課題（例：学業や宿題，青年期後期および成人では報告書の作成，書類に漏れなく記入すること，長い文書を見直すこと)に従事することをしばしば避ける，嫌う，またはいやいや行う.

(g)課題や活動に必要なもの（例:学校教材，鉛筆，本，道具，財布，鍵，書類，眼鏡，携帯電話）をしばしばなくしてしまう.

(h)しばしば外的な刺激（青年期後期および成人では無関係な考えも含まれる）によってすぐ気が散ってしまう.

(i)しばしば日々の活動（例：用事を足すこと，お使いをすること，青年期後期および成人では，電話を折り返しかけること，お金の支払い，会合の約束を守ること）で忘れっぽい.

(2) 多動性および衝動性：以下の症状のうち6つ(またはそれ以上)が少なくとも6カ月持続したことがあり、その程度は発達

の水準に不相応で、社会的および学業的/職業的活動に直接，悪影響を及ぼすほどである：

注：それらの症状は、単なる反抗的態度，挑戦，敵意などの表れではなく，課題や指示を理解できないことでもない。青年期後期および成人（17歳以上）では，少なくとも5つ以上の症状が必要である

(a)しばしば手足をそわそわ動かしたりトントン叩いたりする，またはいすの上でもじもじする．

(b)席についていることが求められる場面でしばしば席を離れる（例：教室，職場，その他の作業場所で，またはそこにとどまることを要求される他の場面で，自分の場所を離れる）．

(c)不適切な状況でしばしば走り回ったり高い所へ登ったりする（注：青年または成人では，落ち着かない感じのみに限られるかもしれない）．

(d)静かに遊んだり余暇活動につくことがしばしばできない．

(e)しばしば“じっとしていない”，またはまるで“エンジンで動かされているように”行動する（例：レストランや会議に長時間とどまることができないかまたは不快に感じる；他の人達には，落ち着かないとか，一緒にいることが困難と感じられるかもしれない）．

(f)しばしばしゃべりすぎる．

(g)しばしば質問が終わる前に出し抜いて答え始めてしまう（例：他の人達の言葉の続きを言ってしまう：無人の会話で自分の番を待つことができない）．

(h)しばしば自分の順番を待つことが困難である（例：列に並

んでいるとき).

(i)しばしば他人を妨害し，邪魔する(例:会話，ゲーム，または活動に干渉する；相手に聞かずにまたは許可を得ずに他人の物を使い始めるかもしれない；青年または成人では，他人のしていることに口出ししたり，横取りすることがあるかもしれない).)

B.不注意または多動-衝動性の症状のうちいくつかが12歳になる前から存在していた.

C.不注意または多動-衝動性の症状のうちいくつもが2つ以上の状況（例:家庭，学校，職場；友人や親戚といるとき；その他の活動中）において存在する.

D.これらの症状が，社会的，学業的，または職業的機能を損なわせているまたはその質を低下させているという明確な証拠がある.

E.その症状は，統合失調症、または他の精神症の経過中にのみ起こるものではなく，他の精神疾患(例:気分症，不安症，解離症，パーソナリティ症，物質中毒または離脱)ではうまく説明されない.

(以下の記述は省略)

American Psychiatric Association.（2022）. Diagnostic and statistical manual of mental disorders.（5th ed;text revision.）. Washington, D.C.: APA.（高橋三郎・大野裕（監訳）（2023). DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル．医学書院）より引用

廣瀬爽彩は、授業中の立ち歩きといった多動性はみられていないが、すでに述べたように、些細なことからパニックとなって衝動的に外に飛び出すなどの行動は頻回にみられていた。以上の症状はＡ－⑵－(c)に該当すると考えられ、具体的には下記のようなエピソードが挙げられる（詳細は第２章第４節１のとおり）。

・　２０１９年４月２２日、掃除の件で担任から注意を受け、教室を出て行った。

・　同年４月２４日、学級旗作成の際に意見が対立し、担任が声掛けをしたものの学年ルームを出て行った。

・　同年４月２６日、全校奉仕活動で他の生徒とのやりとりから、その場から走って離れ、別の生徒に連れ戻された。

・　同年５月２０日、クラスの団結紙を作成する際に、教室から出たが、担任に引き止められて学年副担任の教諭を交えて話をすることとなった。

・　日時は不明だが体育祭に向けた準備で大縄飛びの練習をしていた際、ミスを指摘されてその場から離れたことがあった。

・　時期の確定はできないが同年の連休のころとされる時期に、午前３時か４時ころ、家を出て行こうとして母親に制止されたことがあった。

また、小学校当時は忘れ物が非常に多かったとの母親の供述がある。母親の記憶によれば担任からメモを禁止されていたため、毎日のように頻繁に忘れ物をしていたという。時にはカバンを忘れて登校したこともあった。Ａ-⑴-(i)に該当するエピソードであり、こうした傾向はＡＳＤの診断だけからは説明が困難である。

Ｂ小のある児童は、大きな音などが苦手な児童であったが、廣瀬爽彩がそういったことを側でするので彼女に苦手意識があったという。具体的にどのような音かは不明であるが、廣瀬爽彩の衝動性をうかがわせるエピソードである。

以上は、引用したＡＤＨＤの診断基準にすべて該当するとは言えないが、廣瀬爽彩の行動特性から考えて、ＡＳＤとＡＤＨＤの合併があった可能性が高いと考えられる。

（イ）廣瀬爽彩のＰＴＳＤ診断の妥当性について

次いで「心的外傷後ストレス症（以下ＰＴＳＤ）」の診断の妥当性について検討する。

ＰＴＳＤの可能性を検討する根拠としては、Ｘ病院の医師の供述がある。医師は、Ｚ病院からＸ病院に転院してきた時点で、廣瀬爽彩の診断を「いじめによるＰＴＳＤ」と判断し、廣瀬爽彩が自殺して警察から照会が来たときにも、診療情報提供書にはＰＴＳＤと回答している（診療情報提供書とカルテの記載）。また、転院時の治療方針として、当面は薬物で衝動性を抑えながら、成長してトラウマ治療が行えるようになったらその治療を開始することを考えていた。具体的には、トラウマ的な体験を深く聴取し、トラウマに照準した精神療法的なアプローチを試みるということである。廣瀬爽彩のトラウマが性加害に起因すると考えるならば、以上の診断と治療方針は適切なものと考えられる。

以下、ＰＴＳＤの診断について検討する。DSM-５-TRにおけるＰＴＳＤの診断基準は下記のとおりである。

心的外傷後ストレス症

Posttraumatic Stress Disorder

注：以下の基準は成人，青年，6歳を超える子どもについて適用する。6歳かそれ以下の児童については後述の基準を参照すること.

A.実際にまたは危うく死ぬ，重傷を負う，性的暴力を受ける出来事への，以下のいずれか1つ(またはそれ以上)の形による曝露：

(1) 心的外傷的出来事を直接体験する.

(2) 他人に起こった出来事を直に目撃する.

(3) 近親者または親しい友人に起こった心的外傷的出来事を耳にする.家族または友人が実際に死んだ出来事または危うく死にそうになった出来事の場合，それは暴力的なものまたは偶発的なものでなくてはならない.

(4) 心的外傷的出来事の強い不快感をいだく細部に，繰り返しまたは極端に曝露される体験をする(例：遺体を収集する緊急対応要員，児童虐待の詳細に繰り返し曝露される警官).

注：基準 A4 は，仕事に関連するものでない限り，電子媒体，テレビ，映像，または写真による曝露には適用されない.

B.心的外傷的出来事の後に始まる，その心的外傷的出来事に関連した，以下のいずれか1つ(またはそれ以上)の侵入症状の存在：

(1) 心的外傷的出来事の反復的，不随意的，および侵入的で苦

痛な記憶

注:6歳を超える児童の場合，心的外傷的出来事の主 題または側面が表現された遊びを繰り返すことがある。

(2) 夢の内容と感情またはそのいずれかが心的外傷的出来事に関連している，反復的で苦痛な夢.

注:児童の場合，内容のはっきりしない恐ろしい夢のことがある.

(3) 心的外傷的出来事が再び起こっているように感じる，またはそのように行動する解離反応(例: フラッシュバック)(このような反応は1つの連続体として生じ、非常に極端な場合は現実の状況への認識を完全に喪失するという形で現れる).

注:児童の場合，心的外傷に特異的な再演が遊びの中で起こることがある.

(4) 心的外傷的出来事の側面を象徴するまたはそれに類似する，内的または外的なきっかけに曝露された際の強烈なまたは遷延する心理的苦痛

(5) 心的外傷的出来事の側面を象徴するまたはそれに類似する，内的または外的なきっかけに対する顕著な生理学的反応

C.心的外傷的出来事に関連する刺激の持続的回避．心的外傷的出来事の後に始まり，以下のいずれか1つまたは両方で示される.

(1) 心的外傷的出来事についての，または密接に関連する苦痛な記憶，思考，または感情の回避、または回避しようとする努力

(2) 心的外傷的出来事についての，または密接に関連する苦痛な

記憶，思考，または感情を呼び起こすことに結びつくもの（人，場所，会話，行動，物，状況）の回避，または回避しようとする努力

D．心的外傷的出来事に関連した認知と気分の陰性の変化．心的外傷的出来事の後に発現または悪化し，以下のいずれか2つ（またはそれ以上）で示される．

(1) 心的外傷的出来事の重要な側面の想起不能（通常は解離性健忘によるものであり，頭部外傷やアルコール，または薬物など他の要因によるものではない）

(2) 自分自身や他者，世界に対する持続的で過剰に否定的な信念や予想（例：「私が悪い」，「誰も信用できない」，「世界は徹底的に危険だ」，「私の全神経系は永久に破壊された」）

(3) 自分自身や他者への非難につながる，心的外傷的出来事の原因や結果についての持続的でゆがんだ認識

(4) 持続的な陰性の感情状態（例：恐怖，戦慄，怒り，罪悪感，または恥）

(5) 重要な活動への関心または参加の著しい減退

(6) 他者から離隔している，または疎遠になっている感覚

(7) 陽性の情動を体験することが持続的にできないこと（例：幸福や満足、愛情を感じることができないこと）

E．心的外傷的出来事と関連した，覚醒度と反応性の著しい変化．心的外傷的出来事の後に発現または悪化し，以下のいずれか2つ（またはそれ以上）で示される．

(1) 人や物に対する言語的または身体的な攻撃性で通常示され

る，（ほとんど挑発なしでの）易刺激性と激しい怒り

⑵ 無謀なまたは自己破壊的な行動

⑶ 過度の警戒心

⑷ 過剰な驚愕反応

⑸ 集中困難

⑹ 睡眠障害（例：入眠や睡眠維持の困難，または浅い眠り）

Ｆ．障害（基準Ｂ，Ｃ，ＥおよびＥ）の持続が１カ月以上．

Ｇ．その障害は，臨床的に意味のある苦痛，または社会的，職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている．

Ｈ．その障害は，物質（例：医薬品またはアルコール）または他の医学的疾患の生理学的作用によるものではない．

（以下の記述は省略）

American Psychiatric Association.（2022）. Diagnostic and statistical manual of mental disorders.（5th ed;text revision.）. Washington, D.C.: APA.（高橋三郎・大野裕（監訳）（2023）. DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル．医学書院）より引用

上記Ａについては、６月３日、１５日の出来事（詳細は第２章第４節３のとおり）を中心として性被害を直接に経験していることから⑴が該当する。廣瀬爽彩は、少なくとも２回以上、自慰行為をＳＮＳ上と他の生徒集団の目の前で実質的に強要され、性的な写真（など）を廣瀬爽彩自身が提供した者以外の

者複数名にも送られるという重大な被害にあっている。

上記Ｂに関しては、⑴、⑶の存在については複数の供述があり、状況から判断して⑵や⑸も存在した可能性が高いと判断される。

⑴に関しては、少なくとも⑶のフラッシュバックと密接に結びつく形で起きていたことは確実と考えられる。ＳＮＳの書き込みにおいても、性的いじめのエピソードや「死にたくもないのに死ぬって言うんじゃねぇよ」と言われたとのことが繰り返し記されており、不随意に想起されるトラウマ記憶となっていたことは確実と考えられる。

⑶のフラッシュバックについては、６月２２日の川に入る「事件」後のＺ病院の入院時、警察の事情聴取がなされた後で、かなり激しいフラッシュバックがあったことが母親の聴取からうかがえる。２０２０年７月１１日と１９日に、警察が病院で廣瀬爽彩に事情聴取を行った。初回聴取の翌日である７月１２日、廣瀬爽彩は面会に来た母親と口論になり、ペットボトルで腕を叩く自傷行為があった。また看護師に「全部私が悪いんですよね」との訴えがあった。同日実施された脳波検査には異常を認めなかった。７月１８日にも消灯後の２２時からホールを動き回るなどの行動がみられた。リスペリドン（１ｍｇ）１錠を服用して落ちついた。２回目の聴取の翌日である７月２０日にも、ホールでお茶をばらまく、他の患者や看護師に文句を言う、自分の腕や太ももを叩くなどの行動が見られ、「私がぜんぶ悪い」「ぜんぶどうでもいい、死にたい」と訴えた。看護師の対応と頓服薬の服用で落ちついた。いずれも不適切な聴取の刺激によって誘発されたフラッシュバックがあったものと推測される。

また母親によれば、自宅にいるときに廣瀬爽彩の示したフラッシュバック症状の具体例としては、パニックになる、過呼吸になるなどの状態がみられたとのことである。「助けて」と叫ぶので声をかけても目の前の母親が見えていないような状態で「やめてください」と繰り返すこともあったという。

転校先のＦ中でも廣瀬爽彩の「フラッシュバックや不安感から起こる情緒の不安定さ」の情報は共有されていた。２０２０年１１月に開催されたＦ中の校内生徒理解研修会においても、廣瀬爽彩については「昨年の１２月からほとんど学校に来ていない。同じようにいじめられるのではないかとフラッシュバックして、怖くて登校できなくなった。その後いじめのことについて医者や弁護士に話せるようになり、少しずつ気持ちが落ち着いてきた。」との状況が共有されており、学校側にもその症状が認識されていたことがうかがえる。

上記Ｃの「回避」については、Ｆ中に転校後の以下のようなエピソードに顕著である。

廣瀬爽彩は、交流学級への適応が難しい状況はあったものの、特別支援学級を中心に登校できる日が多かったが、２学期後半は欠席が増えていった。２０１９年１２月１６日の担任と母親の面談時に、母親は教諭に「前で起こったことが今の学校で起こる可能性もあるかもしれないと思うと恐怖で学校に行きたくないと廣瀬爽彩が述べている」と伝えている。

また１２月２３日のＸ病院受診時、「学校に行くのが怖くて不登校になっている。明日が来るのが怖い。気絶するように眠っている。人に見られるとビリッとなる。英語塾の帰り、外出先でうわーっと叫んでパニックになった。ゲームのことでもパニックになった」と訴えている。「事件」のトラウマが原因で学

校が怖くなり、登校ができない状況が続いていることがうかがえる。不登校になってからも塾には通えていたが、同年の冬休み中は塾にも通えなくなっている。

それ以降も不登校は続いており、ごく散発的にしか登校していない。２０２０年８月は３日、９月は２日登校できたのみであった（一学期はコロナ禍の緊急事態宣言のため登校日が少なかったが、８月からは通常どおりとなっていた）。また塾も辞めてしまっている。

以上のような不登校の長期化の背景には、Ｃ－(1)とＣ－(2)のそれぞれの要因が関連する学校空間へ参加することの回避があったと考えられる。

上記Ｄの(1)については、下記の記録がある。

２０１９年６月２２日の「事件」から間もない警察の聴取に対して、廣瀬爽彩は「覚えていない」と語ったとされる。７月１２日にＥ中教頭が母親に架電し警察の事情聴取について尋ねた際には、画像についても、生徒Ｉとのわいせつ行為についても、廣瀬爽彩は「知らない」「忘れた」との一点張りで、ＬＩＮＥのやり取りを紹介して聞いても「そんなことがあったかもしれませんが、忘れました」と述べたとの話がされた。

しかし、その後の廣瀬爽彩の言動やＳＮＳの記録などから、こうした健忘は（これがあったとしても）一過性のものであり（なお、前記第２章第４節４のとおり、警察の事情聴取に対し廣瀬爽彩は一切覚えていないと述べたのではなく、警察からの問いかけに応えるかたちではあるものの「そういわれると、＊＊先輩に洋服を着ていない写真を送った様な気がしてきた。」とも述べていた。）、むしろ事件の記憶はトラウマ的なものとなって残り続けていたことは確実であると判断される。たとえば

２０２０年１月３１日には廣瀬爽彩がＬＩＮＥで「今不登校なのだが前の学校でいじめを受けていた」等の投稿を行い、同年２月５日のＸ病院受診時にも弁護士にいじめの件の経緯を説明したと語っており、徐々にいじめのことについて他者に表出するようになっていた。少なくともこの時点では、「健忘」は顕著でなくなっていることがうかがえる。

以上より事件直後の廣瀬爽彩の「忘れた」という発言が事実であるとしても、それは解離性の健忘であった可能性が高い。母親の言葉を借りるならば、『加害生徒（生徒Ｋ）による「洗脳状態」』もここに影響していた可能性がある。ちなみに、いわゆる「洗脳」とは、人為的に解離症状を起こしてなされることがしばしばある。母親によれば入院後の廣瀬爽彩は、母親が知っている廣瀬爽彩とは別人格のようであり、暗く沈んで反抗もせず、部屋に引きこもったままになっていたという。こうした変化の背景にも解離の存在がうかがえる。

Ｄの項目のうち、⑵～⑺については一貫して存在している。いずれもＳＮＳ上の発言において顕著であるため、以下に検証する。

廣瀬爽彩は日常的にＳＮＳを使用しており、自殺の直前まで発信を続けていた。その一部は資料からうかがえる。前記第５章第２節の２（２）ではその定量的な解析も行っている。

一般に当事者の書いたテキストに発達障害の特性は反映されにくいとされる。ＳＮＳの記録を時系列的に辿ることからうかがえるのは、性的ないじめ被害のトラウマが、ＰＴＳＤをはじめとするさまざまな精神症状をもたらし、そこからの回復がなされないまま自殺に至ってしまったというストーリーである。以下に、その具体的な検証を試みる。

Ｄの⑵の「自分自身や他者、世界に対する持続的で過剰に否定的な信念や予想」としては、以下の発言が代表的なものである。「いじめを受けたのは３ヶ月ほどなのに、もういじめを受けてから１年たちそうなのに私は何もできません。何もかもが怖くて怖くてたまりません」。これに類する発言はきわめて多く、前記第５章第２節の２（２）イ（イ）ⅱでは「怖」の語による検索結果についての解析を行なっているのでそちらも参照されたい。学校、塾、部活、クラス、先輩、先生、みんなに会うこと、同世代、学校など、他者や世界全体に対する恐怖を訴える発言が多い。また「努力すること」「頑張ること」「絵を描くこと」など、自分自身の行動についても恐怖を訴えるなど、恐怖の感情が全般化していることがうかがえる。

Ｄの⑶の「心的外傷的出来事の原因や結果についての持続的でゆがんだ認識」としては、前記第５章第２節の２（２）イ（イ）ⅱでの「悪」の語による検索結果も参照されたい。ＰＴＳＤの原因となったいじめに関しても、「私が悪い」などの自責的な発言が頻繁にみられている。「わたしが悪いの」、「私が悪いだけだから」、「外見しか良くない私が悪い」などがこれに該当する。いじめ事件後も長期に渡り自責感が続いていたことがうかがえる。

Ｄの⑷の「持続的な陰性の感情状態」としては、主として自分自身に向けられた感情として「気持ち悪い」という発言が頻回に認められている。「汚いし、気持ち悪い」「私なんかじゃ」などといった極端な自己卑下もみられている。

Ｄの⑸の「重要な活動への関心または参加の著しい減退」については、先述した不登校が該当すると考えられる。ただし、登校が困難になる背景には、関心の減退のみならず同世代の生

徒への不安や恐怖の存在も考えられる。なお、学業への無関心、無気力は、ＳＮＳ上の発言としてはっきりとは認められなかった。

Ｄの⑹の「他者から隔離している、または疎遠になっている感覚」の現れとしては、2020_1_11(18)281「最近寂しすぎて泣くんだよね」2020_2_10(14)956「ひとり怖い。ひとり怖い。ひとり怖い。助けて。助けて。ってわがままよねえ、　、、どうしよう。何をしたら寂しくないんだろう」などが挙げられる。ここから、廣瀬爽彩が強い孤立感を感じ続けていたことがうかがえる。

Ｄの⑺「陽性の情動を体験することが持続的にできないこと」については、自責感とも重なるが、2020_7_23(25)1360「私≠可愛い」2020_7_31(27)10013「自分を愛せるって素敵なことよなぁ。私も自分を愛してあげれたらもっともっといろんな世界が見れるのかもな」などの発言がこれに該当すると思われる。

上記Ｅの（１）については、以下のエピソードがある。２０２０年１月６日のＸ病院受診時の記録によれば、冬休みに祖母宅を訪れていた廣瀬爽彩が祖母から自宅に帰るように言われてパニックになり、母親に電話するということがあった。トラウマ的な記憶と結びついた土地である「旭川」そのものを回避したい気持ちの表出とも考えられるが、電話の話の中では母親に言語的な攻撃性が発揮されている。Ｅの（２）については、廣瀬爽彩の最後の行動、すなわち２０２１年２月１３日、極寒の屋外へ薄着で外出し行方がわからなくなる行動がこれに該当すると考えられる。

（ウ）小括

以上、委員会としては、廣瀬爽彩の主診断はＡＳＤであり、これにＡＤＨＤが合併していた可能性が高く、これを基礎疾患として、いじめというトラウマ的ストレスに起因するＰＴＳＤが２次障害として発症したものと結論する。

ウ　廣瀬爽彩が自殺するに至った要因の分析

以下においては、まず、いじめとＰＴＳＤの因果関係、発達障害児におけるいじめの影響、発達障害児における性被害の影響に関する文献的検討とこれを踏まえた指摘を行ったうえで、本件におけるいじめと自殺の因果関係についての総括的検討を行う。

（ア）いじめとＰＴＳＤの因果関係の文献的検討と指摘

いじめ被害の経験は、しばしば生涯にわたる影響、それも「後遺症」と形容すべきほどの負の影響をもたらす。しかし、そうした経験をした児童生徒の多くがひきこもってしまい、なかなか声を上げられないため、「後遺症」の存在もまた、透明化してしまうことが多い。この種の長期的な「後遺症」についての先行研究が、最近までほとんど存在しなかったのはこのためでもあると思われる。

本項後述文献①にあるように、ひきこもり事例において、いじめ被害によりＰＴＳＤを発症した事例は多数ある。重篤な事例では、いじめ被害から１０年以上を経ていても、再体験（いじめられる悪夢、いじめシーンのフラッシュバック）、回避（ひきこもり、学生集団への恐怖）、過覚醒（不眠、易刺激性）などの症状がみられる。易刺激性はしばしば他者への攻撃性や家庭内暴力をもたらし、著しく低下した自己価値感情は自傷、希死念慮、自殺企図につながりやすい。

いじめとＰＴＳＤの関係については、多くはないもののいくつかの先行研究がある。とりわけ注目されるのは、学生時代のいじめ体験が、成人後にも影響を及ぼすことを検証した研究である。Allison ら(2009／本項後述文献②)は、オーストラリア南部の成人２８３３例に面接調査を行い、学生時代のいじめ被害体験が、成人して以降の健康水準を心身ともに著しく悪化させると報告している。また、Ateah & Cohen(2009／本項後述文献③)は、アメリカとカナダの大学生１２１７名を対象とした調査で、子ども時代のいじめが現在のＰＴＳＤをもたらしているという調査結果を報告している。

いじめの後遺症という分野では、２０１２年に滝沢らによって決定的ともいうべき研究成果が発表されている（Takizawa et al 2014／本項後述文献④)。本研究は、いじめ被害の５０年間にわたる長期的な影響をコホート研究としてまとめたものである。

以下にその概要を紹介する。イギリスには遺伝学分野ではつとに名高い１９５８年出生コホートという均質な集団があり、さまざまな研究分野に寄与しているが、本研究もこのコホートを対象とした研究である。このコホートのうち、７歳から１１歳までの間にいじめ被害を経験した（と両親から申告のあった）事例７７７１名に対して追跡調査がなされた。その結果、子ども時代に頻回にいじめ被害にあうと、その後４０年あまりを経ても、社会的、経済的、あるいは健康面においても高いリスクを抱えることがわかった。メンタルヘルスに関しては、被害を受けなかった群に比べ、うつ病のオッズ比（かかりやすさ）が１．９５、不安障害のオッズ比が１．６５、自殺傾向のオッズ比が２．２１という結果となった。いじめ被害の経験は、社交関係の欠如、経済的困難、５０歳の時点での生活満足度の低さ

などに関連していた。

以上のように、いじめ被害は、被害を受けて長期間を経た後にも、うつ病やＰＴＳＤなどの発症率を高め、自殺リスクを高める可能性が高いと考えられる。それゆえ廣瀬爽彩の自殺が、いじめの直後ではなく、いじめ被害をうけてから約２０ヶ月後に起きていることを理由に、いじめ被害の影響を低く見積もることは正当な判断とは言えない。むしろ被害後の状態、発言、ＳＮＳ上の書き込みなどからうかがい知れることは、いじめ被害の影響が時と共に軽減するどころか、次第に増悪していった可能性である。いじめ被害の直接的な影響に加え、ＰＴＳＤに罹患した苦痛ゆえに希死念慮を抱くに至ったと考えることは、それほど不自然なこととは思われない。

引き続きいじめ被害と自殺の関係について文献的検討を行う。

この分野については、日本における研究はほとんど進展がない。しかし海外の研究においては、いじめ被害が自殺行動の重要なリスク要因である点について頑健なエビデンスが蓄積されつつあり、疫学的な因果関係があるとする指摘もある(Moore 2017／本項後述文献⑤)。例えば、いじめ被害の経験が、自殺傾向を含む若年成人のメンタルヘルスにおいて、幼児期の不適切な養育と同等かそれ以上の悪影響を及ぼしているという指摘がある(Lereya 2016／本項後述文献⑥)。あるいは双生児研究において、幼少期のいじめ被害が成人期の自殺念慮に対して、遺伝要因や共有環境要因で説明できない影響があるとする研究もある(Silberg 2016／本項後述文献⑦)。

いわゆる「いじめ自殺」は、いじめ被害の渦中で自殺が生じるなど、被害から自殺に至る間隔が比較的短いものが主として

問題とされてきた。しかし、すでに述べたように、いじめ被害はその後の長期に渡って影響を及ぼすことが多く、被害後数年を経て自殺に至る事例も決して少なくない。現実の臨床例においてもこうした長期型のいじめに起因すると思われる自殺事例は多数経験されるところである。

Kimらは３７件の文献をレビューし、(被害であれ加害であれ)いじめに参加することは青少年において自殺念慮や自殺行動のリスクを増加させると述べている(Kim 2008／本項後述文献⑧)。Klomekらは、いじめ被害は、子供や青少年の自殺念慮と自殺企図の両方のリスクを高め、ネットいじめは従来のいじめに比べて自殺念慮に強く関連することを報告し、いじめ被害は青少年の自殺念慮および企図のリスクファクターとしている(Klomek 2011／本項後述文献⑨)。van Geelらは、３４の文献に対してメタ解析（過去に行われた複数の研究結果を統計的に統合し、より信頼性の高い結論を示す手法のこと）を行い、サイバーいじめの被害と加害は、精神病的体験の媒介によって自殺念慮を有意に増加させるとしている(van Geel 2014／本項参考文献⑩)。Holt, M.Kらは、４７のいじめに関する４７報の研究についてメタ解析の手法を用いて検討を行い、いじめへのどんな形式の関与（被害、加害、その双方など）も自殺念慮や自殺行動と関連しているとしている(Holt 2015／本項後述文献⑪)。

以上の文献的な検討によって、ネットいじめを含むいじめ被害は被害者のその後の生活に長期間にわたってＰＴＳＤをはじめとするネガティブな影響をもたらし、それが時に自殺念慮や自殺既遂につながる可能性が高いと考えられる。たとえ廣瀬爽彩の自殺が、いじめ被害の２０ヶ月後に起きたとしても、それがいじめ被害に起因すると推定することは決して不可能で

はない。

〔文献〕

① 斎藤環:いじめ被害とＰＴＳＤ.精神科治療学, 29(5), 2014
② Allison S, et al.:Does school bullying affect adult health? Population survey of health-related quality of life and past victimization.The Australian And New Zealand Journal Of Psychiatry.vol. 43 (12), pp. 1163-70, 2009
③ Ateah C. Cohen I :School Victimization and Bullying Experiences: Cross- National Comparisons Between Canada and the United States.Currents: New Scholarship in the Human Services, Volume 8, Number 1, 2009.
④ Ryu Takizawa, et al.:Adult Health Outcomes of Childhood Bullying Victimization: Evidence From a Five-Decade Longitudinal British Birth Cohort.Am J Psychiatry, 171, 2014.
⑤ Moore,SE, Norman,RE et al:Consequences of bullying victimization in childhood and adolescence: A systematic review and meta-analysis.World J Psychiatry, 7(1):60-76.2017
⑥ Lereya, ST, Copeland, WE et al:Adult mental health consequences of peer bullying and maltreatment in childhood: two cohorts in two countries.Lancet Psychiatry, 2(6):524-31, 2015
⑦ Silberg,JL, Copeland,W et al:Psychiatric outcomes of bullying victimization: a study of discordant monozygotic twins.Psychol Med, 46(9):1875-83, 2016
⑧ Kim, YS, Leventhal, SB:Bullying and suicide.A review.Int J Adolesc Med Health, 20(2):133-54, 2008
⑨ Klomek, AB., Kleinman, M.et al:High school bullying as a risk for later depression and suicidality. Suicide and

Life-Threatening Behavior, 41(5), 501-516.2011

⑩ van Geel, M., Vedder, P.:Relationship between peer victimization, cyberbullying, and suicide in children and adolescents: A meta-analysis. JAMA Pediatrics, 168(5), 435-442.2014

⑪ Holt, MK., Vivolo-Kantor, AM.et al:Bullying and suicidal ideation and behaviors: A meta-analysis. Pediatrics, 135(2), e496-e509.2015

（イ）発達障害児におけるいじめの影響の文献的検討と指摘

一般にＡＳＤもしくはＡＳＤ傾向を持つ児童生徒は、定型発達の児童生徒よりもいじめ被害にあうリスクが高いと言われている。例えば村中は、ＡＳＤのある子どもの社会的コミュニケーションの苦手さが対人トラブルの発端になりうることを指摘している（村中 2019／本項後述文献①）。一柳はＡＳＤ傾向のある子どもが周囲とズレた行動や発言をするときと集団やグループで活動するときに、周囲の子どもたちがＡＳＤ傾向のある子どもにからかい、悪口、のけ者といったいじめに繋がる行動をとる可能性を指摘している（一柳 2021／本項後述文献②）。

また、ＡＳＤ特性を持つ児童生徒にいじめが及ぼす影響にも特有のものがあり、その多くが廣瀬爽彩の場合にも該当する。杉山の指摘する「タイムスリップ現象」とは、過去の出来事を今の出来事であるかのように思い出す現象である（杉山 1994／本項後述文献③）。いわゆるフラッシュバックとも類似した現象である。ただ、フラッシュバックのほうが、感情的に圧倒される度合いが強いとされている。いじめ被害を経験したＡＳＤの子どもにタイムスリップ現象が起こると、些細なきっかけ

から過去の体験をありありと想起してパニックになったり、周囲の人に暴言を吐いてしまうこともあるとされる。廣瀬爽彩が繰り返し経験したパニックや衝動的な行為の、少なくとも一部は、こうしたタイムスリップ現象に起因していた可能性がある。

Richaらは、ＡＳＤを持つ患者における自殺リスクに焦点を当てた文献をレビューし、高機能自閉症で自殺がより頻繁に起こること、身体的および性的虐待、いじめ、日常の変化などは、自殺リスクに関連する誘発イベントであることを指摘している。またＡＳＤ患者は、感情や考えを表現することが困難であるため、自殺念慮の診断は困難であることも指摘している（Richa 2014／本項後述文献④）。

Holdenらは、ロンドン南部で児童・思春期精神保健サービスを受けている１３～１８歳のＡＳＤ青少年の臨床記録を調査し、いじめと自殺の関係を検討した。調査開始の最初の月に報告されたいじめの経験は、追跡期間中の自殺リスクの増加と関連していた。さらに、女性であること、精神病や感情障害の診断、および高い知的能力などが自殺リスクを高める要因となっていた（Holden 2020／本項後述文献⑤）。

HuらはＡＳＤを持つ２１９名の青少年を対象に、ネットいじめの被害者及び加害者となることと、抑うつ、不安、自殺念慮との関連を検討し、被害者になることは抑うつ、不安、自殺念慮と有意に関連していることを報告している（Hu 2019／本項後述文献⑥）。

以上の文献的検討により、廣瀬爽彩はＡＳＤの特性を持つことによっていじめ被害にあうリスクが高かったこと、いじめ被害がトラウマ的な経験としてフラッシュバックやタイムスリップ現象に繋がっていた可能性が指摘できる。また、廣瀬爽彩

の自殺リスクがいじめによって高められ、知能の高さや女性であることがそれを助長した可能性がある。

〔文献〕

① 村中智彦:自閉症スペクトラム障害といじめ行動：応用行動分析学からみた理解と予防支援.日本学校心理士会年報，12:42-53，2019

② 一柳貴博：周囲児は自閉スペクトラム症が疑われる児童にどのように関わっているのか―小学校教諭から見た周囲児の行動メカニズム―．教育心理学研究，69(1)：79-94，2021

③ 杉山登志郎:自閉症にみられる特異な記憶想起現象-自閉症のタイムスリップ現象.精神神経学雑誌 96 (4)，281-297，1994

④ Richa, S, Fahed, M et al：Suicide in autism spectrum disorders.Arch Suicide Res, 18(4):327-39, 2014

⑤ Holden, R, Mueller, J et al: Investigating Bullying as a Predictor of Suicidality in a Clinical Sample of Adolescents with Autism Spectrum Disorder.Autism research, Volume13(6), pp. 988-997, 2020

⑥ Hu , HF, Liu, TL et al：Cyberbullying Victimization and Perpetration in Adolescents with High-Functioning Autism Spectrum Disorder: Correlations with Depression, Anxiety, and Suicidality.Journal of Autism and Developmental Disorders.49:4170-4180, 2019

（ウ）発達障害児における性被害の影響の文献的検討

海外での先行研究においても、日本の研究においても、「発達障害者が健常者よりも性被害に遭いやすい可能性が高い」と指摘されている。

岩田らは、発達障害当事者の居場所で質問紙による調査を行い、３２名から回答を得た（岩田 2019／本項後述文献①）。その結果、性暴力被害を「一度でも受けたことがある」者は３２名中２３名（７１．９％）であり、何度も被害に遭っている者もいた。「望まない人にセックスされる」者は２１．９％にあたる７名であった。これは、内閣府による「男女間における暴力に関する調査」（内閣府 2017[6]）で「無理やりに性交等された経験がある」と回答した者の割合である６．９％を上回っていた。ここから直ちに「発達障害者全般が健常者よりも性暴力被害に遭いやすい」という結論を導くことはできないが、この結果は、海外での先行研究結果とほぼ同様であり、日本においても「発達障害者が健常者（ママ）よりも性被害に遭いやすい可能性が高い」という指摘はできるとしている。

Brown-Lavoie らによれば、年齢相応の性的関心、限られた性的知識や経験、社会的欠陥は、ＡＳＤを持つ成人の性被害のリスクを高める可能性があるという（Brown-Lavoie 2014／本項後述文献②）。とりわけＡＳＤ者は対照群に比べ、社会的情報源から得た性的知識が少なく、非社会的情報源から得た性的知識が多かったという指摘は、廣瀬爽彩がその性知識を主としてネット上から得ていたと推測されることと関連付けられる可能性がある。

Weiss らはＡＳＤのある者が、ＡＳＤのない者と比較して、子どもの頃、全体的な被害経験、具体的には、虐待、いじめ、仲間による性的暴行を多く経験したと報告している（Weiss 2018／本項後述文献③）。ＡＳＤの患者は暴力被害に対する脆弱性が高く、上記報告は介入や積極的な予防戦略の必要性を示

[6] h29danjokan-gaiyo.pdf (gender.go.jp)

唆するものである。

Libsterらは大学生に対する調査から、自閉症の診断自体は、望まない性的接触や性的暴行の有意な予測因子ではないが、ＡＤＨＤの併発など他の因子がある場合、性的被害のリスク上昇に関連するとしている（Libster 2023／本項後述文献④）。前述のとおり委員会としては廣瀬爽彩がＡＳＤにＡＤＨＤを合併していた可能性が高いと結論したが、このことも性被害の起こりやすさと関係している可能性がある。

先に引用した岩田らの論文（本項後述文献①）では、発達障害者の多くは、自身が発達障害であるという診断や適切な支援を受けずに成長したため、子どもの頃か学校でのいじめなど、多くの外傷体験を経験しており、その結果、周囲から孤立し、「自分はダメな人間だ」「嫌われたくない」「嫌だと思っても断ってはいけない」などと考えるようになるという。そして、そのような特性は人に利用される、だまされる、性暴力をうけるなどの被害に繋がりやすいことを指摘している。

以上の文献的検討を当てはめれば、廣瀬爽彩が自身に性被害をもたらした加害者との関係を断ち切れず交流を続けたこともやむを得なかったと考えられる。廣瀬爽彩自身がクラスでの孤立傾向を自覚しており、加害者との関係が性的なものであるにせよ、自分に関心を持ってくれる他者との関係をなかなか断ち切れなかった可能性がある。

生徒Ｉとのやりとりで、廣瀬爽彩が身体を触らせていたり、生徒ＭとのＬＩＮＥのやりとりにおいても、読みようによっては相手を誘っているかのような言葉を返している部分があるが、自分が他者から関心を持ってもらえるとすれば、性的な要因しかないと彼女が思い込んでいたとすれば、それは自然な振

る舞いと考えられるであろう。

他にも、廣瀬爽彩は２０２０年９月１１日にＳＮＳ上で以下のように発言している。

「ひとりになりたくないから／ずっとずっと好かれるために／自分のからだをつかってたの」

この発言から、廣瀬爽彩が人間関係を維持するために、自身の「性」を用いていたことに自覚的であったことがうかがえる。

以上の文献的検討から、廣瀬爽彩はＡＳＤとＡＤＨＤの合併症に罹患していたため、同世代の定型発達者に比べても、性被害のリスクに晒されやすい状況にあったと結論づけることは可能であると思料する。

〔文献〕

① 岩田千亜紀，　中野宏美：発達障害者への性暴力の実態に関する調査.東洋大学社会学部紀要 56 (2)，　23-37，　2019

② Brown-Lavoie, SM,　Viecili MA et al:Sexual Knowledge and Victimization in Adults with Autism Spectrum Disorders. Journal of Autism and Developmental Disorders, 44, :2185-2196,　2014

③ Weiss, JA ,　Fardella, MA:Victimization and Perpetration Experiences of Adults With Autism.Front Psychiatry ,　9: 203.2018

④ Libster, N,　Kasaril C: Predictors of Sexual Victimization Among Autistic and Non-Autistic College Students.Journal of Autism and Developmental Disorders, 53, 2023

（エ）本件におけるいじめと自殺の因果関係について

廣瀬爽彩は、６月２２日の川への入水「事件」（自殺を企図したものと評価できる）以降、実生活でもＳＮＳ上でも、頻回に希死念慮を口にしていた。「自殺企図」と「希死念慮を口にする」ことは、自殺の予測因子としてきわめて重要なものである（日本精神神経学会精神保健に関する委員会 2013／本項後述文献）。最初の自殺企図はＲ公園でのいじめ被害直後になされており、この直後に廣瀬爽彩の電話を受けた教諭に対しても「死にたい」「生きていたくない」と訴えており、いじめ被害と希死念慮、および自殺企図との因果関係は明らかである。

診断と文献の検討から明らかになったことは以下のとおりである。

廣瀬爽彩は性的被害を伴ういじめ被害によって、ＰＴＳＤに罹患しており、その影響は遷延化して著しく長期に及んでおり、２０２１年２月の自殺に至るまで、症状は増悪こそすれ軽減することはなかった。

廣瀬爽彩はＡＳＤ（及び合併していた可能性が高いＡＤＨＤ）の特性を持つことによって、性的被害を含むいじめ被害にあうリスクが高かった。さらに、いじめ被害がトラウマ的な経験としてフラッシュバックやタイムスリップ現象に繋がり、その症状も長期に渡って繰り返された。なお、入院治療中という不適切なタイミングでなされた警察の事情聴取が、フラッシュバック症状を増悪させた可能性も否定できない。

さらにＰＴＳＤ症状とも重なるが、いじめ被害を受けた後も長期に渡り、恐怖感情、自責感、自尊感情の著しい低下、孤立無援感などが続いていた。もちろん常に母親の支えはあり、通院治療も続けてはいたが、そうしたサポートも結果的に廣瀬爽

彩の苦痛や孤立感を完全に癒すには至らなかったと推定される。

以上より、いじめ被害が廣瀬爽彩の自殺の「主たる原因」であった可能性は高いと考えられる。少なくとも、現時点で確実に言いうることは、いじめ被害が存在しなければ、廣瀬爽彩の自殺は起こらなかった、ということである。

〔文献〕

日本精神神経学会精神保健に関する委員会編著：日常臨床における自殺予防の手引き 平成25年3月版．社団法人日本精神神経学会，2013

（４）まとめ

ア　自殺の原因としてのいじめ

委員会としては、総合的にみて、第３章において認定したいじめと廣瀬爽彩の自殺には事実的因果関係があり、いじめは自殺の「主要な原因」であった可能性が高いと結論する。廣瀬爽彩自身が残したＳＮＳへの投稿などの心理学的分析と、廣瀬爽彩の受診経過や関係者の供述から得られるエピソードなどについての精神医学的分析は上記結論を支持するものである。

以上を踏まえて、本まとめにおいては、関係各機関の対応または不対応が廣瀬爽彩の自殺に与えた影響について検討を加える。

イ　学校・市教委の対応が自殺に与えた影響

（ア）謝罪の会に至るまでの学校・市教委の対応

Ｅ中は、廣瀬爽彩に起こっている事態を把握した時点で、わずかな時間であったとはいえ廣瀬爽彩の心身の苦痛を認識する機会があったにもかかわらず、これと正面から向き合うことをしなかった。本来であれば、その心身の苦痛の深さを把握した上で、はっきりといじめと認知し、いじめを行ったまたは関係した生徒らに対してその心身の苦痛の理解を深めさせる必要があった。しかし、学校は、それをすることなく、問題を、関与した生徒らに対しては、（いじめではなく）問題行動とのみ捉えて対処する一方で、廣瀬爽彩に対しては、一貫して廣瀬爽彩自身の問題や、家庭の問題（母親自身の問題や母子関係の問題）と捉えて対応した。さらに、事態がいじめの問題に拡大しないよう謝罪の会を急いでもいる。そしてその謝罪の会を持つまでの調整段階において、Ｅ中の校長は、独自の見解から代理人の同席に拒否感を表し、実際の謝罪の会当日は、学校としての関与は形式的に留め、もっぱら、いじめの特質ともいえるギャップ（前述）を埋めることなく、当事者間の謝罪に終わらせている。

また、こうした対応に対して、市教委が追随したにとどまらず、代理人に関する校長の独自の見解と同一であったかどうかは別にして、いじめを認知せず、謝罪の会を急ぎ進めることについて積極的であったことは前述のとおりである。学校及び市教委が、このように廣瀬爽彩の心身の苦痛と向き合おうとしなかった重要な原因の一つとして挙げられるものとして、警察での事情聴取の結果が「廣瀬爽彩はいじめの苦痛を感じていない」と学校及び市教委に誤って伝わったということがある。警察から学校及び市教委に廣瀬爽彩の聴取結果（単に「覚えていない」としたのではなく、嫌なことがあると忘れることにしていると

いうことや、そういわれれば写真を送った気がするなどと語られたことなど）が正しく伝わっていれば、または、学校及び市教委において、廣瀬爽彩を取り巻く人間関係や、廣瀬爽彩がその人間関係に依存するようになった経緯を正確に把握し、警察に「覚えていない」と述べたイコール心身の苦痛が無いということではないと正しく評価できていれば、正面からいじめと認知して対応することが可能であった。

学校及び市教委において正面からいじめと認知した対応がなされていれば、廣瀬爽彩が一連のいじめでいかに大きな心身の苦痛を感じたかをまず学校及び市教委が把握することとなり、これを正しく関係生徒に伝えて指導がなされれば、真の意味での反省が得られ、その上での廣瀬爽彩自身への謝罪が可能となり、廣瀬爽彩が「悪いのは自分ではない」という思いを正しく持つことも可能となったであろう。しかし、このような対応が一切されなかったため、廣瀬爽彩は自らの心情を吐露する機会を得られず、関係生徒が廣瀬爽彩の甚大な心身の苦痛を知ったうえで廣瀬爽彩に謝罪する機会もなく、廣瀬爽彩はひとり自責の念を増幅させ、自殺という最悪の結果に至ってしまった。一貫した見立ての誤りがなければこの結果を免れられた可能性はあったと言わざるを得ない。

（イ）転校に伴う対応における学校・市教委の対応

次に、廣瀬爽彩のＥ中からＦ中への転校に際して、Ｅ中が、廣瀬爽彩の発達上の課題に関する情報は積極的に伝えたのに対して、いじめに関する情報を伝えることに消極的であったことが挙げられる。

こうした対応は、一つには、市教委が、問題をもっぱら廣瀬

爽彩自身及び家庭の問題と理解していたことが挙げられる。このことは、廣瀬爽彩が２年生となっての１０月に至ってもなお市教委がＦ中に対し、「病休が多いのはいわゆる怠惰によるものではないか。」、「母親の仕事は何か把握しているか。母子関係についてはどう感じているか。」との問いを発していることに如実に表れている。さらに、市教委が、問題を関係生徒らの問題行動の問題として対処している点がある。これは、いじめとしては認知しないという態度と表裏をなしている。すなわち、廣瀬爽彩の性被害は、関係生徒らの性加害という「問題行動」により起こった問題であり、これは、もっぱら、これに関与した関係生徒らの問題で、被害を受けた廣瀬爽彩の転校先に、これを伝える必要はないと判断したといわざるを得ない対応である。その結果、問題が廣瀬爽彩及び家族の問題であるとの理解と相まって、もっぱら廣瀬爽彩の現状及び発達特性に応じた対応をすればよいとの考えで対応していたと結論づけることができる。

Ｆ中が、廣瀬爽彩のいじめについて知るのは、母や本人との面談の際であるが、こうしたＥ中、さらに市教委の態度から、Ｆ中が、触れてはいけない問題と感じ取り、（もちろん、特別支援教育に実績があったということもあるが）もっぱら、廣瀬爽彩の発達課題への対応に傾注したことに理由がないとはいえない。しかし、そのことによって、廣瀬爽彩のいじめと心身の苦痛との関連性を見立てることを結果的に放棄することとなり、その結果、廣瀬爽彩が示すフラッシュバックやタイムスリップ現象を正確に見立てることができなくなっていた（もっともＦ中では、上記の市教委の「怠惰による欠席ではないか」との問いに対し、「昨年から学校や教員・生徒などに対するフラッシュバックや不安感から起こる情緒の不安定さ、集中力や意欲

の欠如など様々な要因も考えられるので怠惰による欠席とは判断できない。」と返しており、フラッシュバックの可能性を念頭に置いてはいた。)。

仮に、いじめ被害がトラウマ的な経験として係る現象につながるとの知見をもって廣瀬爽彩の対応に当たっていれば、廣瀬爽彩の自殺リスクを把握することが可能であり、その結果、自殺を防ぐことは可能であったと指摘せざるを得ない。この点、道教委が、事態を把握した９月以降、再三にわたっていじめと認知した上での対応を求めてきたことに対して、これを拒否し続けてきた市教委の問題は大きい。

ウ　病院の対応が自殺に与えた影響

廣瀬爽彩のＡＳＤ診断とその療育方針について、廣瀬爽彩は１０歳時から通院を開始してほぼ切れ目なく療育を受けており、必要に応じて薬物治療も受けている（詳細は第２章第４節の６の診療経過のとおり)。外来通院時の経過について、特に不適切な対応は見当たらない。強いて挙げるなら、前述のとおり合併していた可能性が高いと思われるＡＤＨＤとの合併可能性を考慮するべきであったかもしれないが、それで治療方針に大きな変更があったとは考えにくい。また入水事件後にトラウマ治療がなされなかった点については、主治医の「ある程度成長してからトラウマ治療を開始する」という方針は納得できるものである。いずれにせよ、「この時点でこういう治療的介入をしていたら自殺は予防できた」と言えるほどの問題は見当たらない。

ただし、入水事件後に廣瀬爽彩が入院した精神科病院での不適切な対応が、症状を増悪させた可能性については指摘しておきたい。事件直後、おそらくは廣瀬爽彩を保護した警察からの要請で、

Y病院に入院となり（医療保護入院）、廣瀬爽彩は当初保護室に収容されていた。母親によれば、自殺予防目的でベッドもなく下着もつけられない状態で、初日は全裸に毛布のみ、2日目からはパジャマのみ着用が認められたという。自殺未遂直後ということで、自殺予防目的でこうした処遇になった点についてはやむを得ない事情があったとも考えられるが、それでも性犯罪の被害者がこうした屈辱的とも言える処遇を受けることで、二重に尊厳を傷つけられてしまう理不尽さには看過できないものがある。もっとも、この点は当該病院の処遇が特に劣悪ということではなく、日本の精神医療の現場が性犯罪被害者のトラウマ治療に対応が追いついていないという問題として検討されるべき課題と考えられる（この点後に提言を行う。）。

さらに問題と考えられるのは、Y病院から転院したZ病院における処遇である。Y病院では警察による事情聴取の要請を病院側が断っているが、Z病院では2回にわたって聴取の機会を作っており、先述のとおり、その直後に激しいフラッシュバックが起こっている。この件について母親の記憶では、母親が懸念を表明したのに対し、病院側からは「（症状が出ても薬で）落とすから大丈夫」と言われたとのことである。このような発言があったとすれば、フラッシュバックなどで希死念慮が高まっても、リスパダール液などの抗精神病薬を用いて症状を抑制するから問題ない、という意味であろうと思われるが、トラウマ治療の原則から考えるなら、きわめて反治療的な処遇と言わざるを得ない。

治療上の観点から言うならば、少なくとも入院中の事情聴取は避けるべきであった。本人と警察以外の立ち会いもなく、治療的配慮がほぼなされない中で行われた事情聴取は、フラッシュバックの重篤化と長期化に大きく影響した可能性を否定できない。そうした状況が十分に改善していないにもかかわらず、おそらくは

対応に混乱を来していた病院は、本人からの退院希望をあまりにもあっさりと受け入れ、外泊訓練などをすることもなしに退院を許可してしまっている。厳しい言い方をすれば、これは傷口が開いた状態で手当もしないで放り出すに等しい対応と言わざるを得ない。事件後の病院の対応がもう少し丁寧なものであれば、廣瀬爽彩のその後の経過もかなり異なったものになっていた可能性も否定できないと思われる。

エ　警察の対応

警察は、２０１９年６月２２日の件をきっかけとして、廣瀬爽彩に対する性加害を把握することとなった。当初、事件化できないとの対応であったものの母親からの道警への相談で捜査に着手することとなったとの情報がある。しかし、その後の警察の捜査も、（詳細の事情は把握できていないが）外形的にみる限り、基本的に、事件化できないとの結論が先行する対応であったようにみえる。

警察が捜査機関であり、事件性があるかどうかに関心を持って活動すること、少年事件については、保護主義を旨として謙抑的に活動すべきことは重要なことであり、理解できるところである。しかし、本件のような生徒間の事件の場合、それが同時にいじめの問題として調査されるということの理解は少なくとも本件の場合極めて薄い。唯一、強制権限をもった捜査機関として、本来、廣瀬爽彩の傷つきを測る上で重要な資料となり得た画像を、事件化できないとの前提での捜査の過程で消去させ、保存をしなかった。また、警察が、本人同定のために、画像を母親に提示したことは明らかになっているが、当該画像が、何点あるのか、またどうなったかについて、委員会の照会に対しても、母親に示した１

枚以外、回答がなされることはなかった。こうした対応が、画像流出を防いだという効果は否定できないものの（ただし、消去されていないものがあったことも後に判明している。）、犯罪捜査と並行してなされるいじめ調査に対する理解を著しく欠いているといわざるを得ない。

とりわけ、病院において廣瀬爽彩に対して行われた２回にわたる聴取は大いに問題であった。これを許可した病院については、上述のとおりであるが、警察とのやりとりに関する記録によれば、２回目の聴取は、事件を終わらせるための調書作成のための聴取だったと考えざるを得ず、現にこれをもって警察の対応を終えている。その結果、本人と警察以外の立ち会いもなく、治療的配慮がほぼなされない中で行われた事情聴取は、自殺の原因となるフラッシュバックの重篤化と長期化に大きく影響した可能性を否定できない。

オ　結論

以上のとおり、性的被害にかかるいじめは、クラスでのいじめと相関関係をもつ形でクラス外の関係に依存するようになった廣瀬爽彩に対して生じたものであり、当該性被害に係るいじめがなければ、自殺は起こりえなかったものである。

また、自殺には、これを引き留める要因と、促進する要因があるところ、廣瀬爽彩のいじめに対する学校及び市教委の対応または不対応は、対応次第では自殺のリスクを発見し、または自殺のリスクを減じる要因（引き止める要因）となり得たところ、それを果たすものではなかった。さらに、とりわけ、警察が病院で行った聴取は、病院での許可を根拠とするものではあるが、廣瀬爽彩に対する影響は大きく、自殺の原因となるフラッシュバックの

重篤化と長期化に大きく影響した。警察の聴取は、その結果の誤った伝達が学校及び市教委のいじめ認定を妨げたという意味でも、その後の経過に大きく影響した（いじめ認定のもとで関係生徒の真の反省と謝罪につなげ、廣瀬爽彩が自責の念を払拭し自尊心を取り戻す機会を奪った）。

廣瀬爽彩の自殺は、性被害に係るいじめがなければ起こりえず、また、関係機関の対応または不対応は、少なくとも、これを引き留める要因とはならなかった。

第６章　いじめの再発防止の提言

委員会は、前述のとおり、二度と同じことが起きないような再発防止策を打ち立てることを目的としており、本章において、以下の提言を行う。

１　いじめ防止等対策上の提言

【いじめの早期発見及びいじめの認知】

□　学校は、児童生徒間の出来事で、＜加害―被害＞関係が生じている場合、必ず、いじめを疑うこと。加害意識が低く、一見些細にみえる出来事においても、いじめではないと即断しないこと。

□　いじめの認知は、いじめの定義を正しく理解した上で、児童生徒の心身の苦痛の有無や質・程度により行うこと。心身の苦痛の有無や程度を評価するに当たっては、意識しなければ行為の大きさによって判断してしまう傾向にあることを踏まえ、児童生徒間の人間関係を踏まえて判断すること。

□　児童生徒の供述が心身の苦痛を把握する手がかりとして重要であることは踏まえつつ、いじめを受けた児童生徒の個性や置かれた人間関係から、当該児童生徒から苦痛を受けているとの申告がなされなかったり、それが過小にしかされないことがあることを理解すること。

□　発達に課題を有する児童生徒の場合、当該児童生徒の様子の変化等が本人の特性の問題としてのみ捉えられがちであるが、いじめを受けやすい傾向にあり、また、苦痛の申告がされにくい等の知見を深め、発達特性の問題にのみ帰することなく、人間関係を踏まえて、いじめの認知を正しく行い、対処すること。

□　いじめが疑われる場合、児童生徒の人間関係が、クラス、部活

動はもとより、学校外の関係、さらにＳＮＳ等インターネット上の関係など重層的、広がりをもって形成していることを十分に認識し、複数の人間関係の間で生まれる関係性も踏まえて、心身の苦痛を評価すること。

法が学校・設置者に対応を求めている「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である（法２条１項）。この法文自体は、学校／設置者において認識されているところとは思われるが、ここでいう「心身の苦痛」を正しく評価することが学校現場において求められることである。

その上で、まず、非常に基本的なことであるが、児童生徒間で、＜加害―被害＞関係が生じている場合、被害を受けた児童生徒は、心身の苦痛を感じているとみられることから、必ず、いじめを疑わなければならない。本件では、逆説的ではあるが、加害行為が極めて重大な行為であったことから、問題をもっぱら加害児童生徒らの問題行動と捉え、いじめとして認知しなかった。加害行為が、仮に犯罪行為にも該当し得る重大な行為の場合、問題行動として、加害者に対する対処が必要なことはいうまでもないが、他方で、これを受けた児童生徒の側に心身の苦痛が生じていることにほぼ疑いはなく、同時に、いじめとして、児童生徒の心身の苦痛に応じた対処が必要であることを理解しなければならない。

いじめであるかどうか、そしてそのいじめがどの程度のものであるかの判断は、児童生徒の心身の苦痛の有無や程度により行われなければならない。その際、心身の苦痛は、人間関係を背景として生じてい

ることが踏まえられるべきである。行為が一見軽微なものと見える場合や、加害児童生徒には主観的害意やいじめの意図はなく、「遊びのつもりだった」などと供述する場合、また、被害児童生徒自身もいじめとの認識を語らない場合であっても、児童生徒間の人間関係を踏まえて慎重に観察した場合、被害児童生徒が心身の苦痛を本当は感じているのに表出できない、或いは「苦痛と感じてはならない、自分が悪い」などと思わされている、などの事態があり得る。このような場合、法に基づくいじめがあったとして学校現場において対応する必要がある。

ところで、一般に、いじめであるかどうかは、社会通念上の「いじめ」の語感に影響されて、行われた行為の態様や程度によって判断される傾向にあり、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛が決め手になるとはっきり意識しておかないと、社会通念上「いじめ」と判断されるいじめ以外は、いじめと認知されなくなるという点には十分留意する必要がある。いじめを受けている児童生徒の心身の苦痛は、行為の大きさに比例しないことがある。一見些細に見える行為であってもこれを受けた児童生徒に大きな傷つきを生じさせていたり、酷い行為の場合も、考える以上の傷つきが生じていたりすることがあるということである。また、いじめを認知するに際して、いじめの有無（＝心身の苦痛の有無）だけではなく、心身の苦痛の質や程度の評価が重要であることも十分に意識される必要がある。いじめの質や程度の評価は、いじめへの対処と大きく関わり、自殺等の防止に大きく影響することから特に留意が必要である。

いじめの早期発見や認知において、児童生徒が受けた心身の苦痛について、自らこれを話すなど表現することがあるが、このようにできるだけ自身の言葉で語られることは好ましいことである。他方で、児童生徒が置かれている人間関係の中で自分が悪いと考えていたり、話すことが恥ずかしい、心配させたくない、悟られたくないなど、本人

の性格や考えから、心身の苦痛が表現されなかったり、過小にしか表現されないことがある。これを表面的に捉え、心身の苦痛を生じていない、あるいは大して生じていないなどと即断するのは誤りである。児童生徒が心身の苦痛を覚えていたとしても、それを申告しなかったり、過少にしか申告しないことがあることを踏まえ、当該児童生徒の人間関係や性格などを加味して、心身の苦痛を見落とすことがないよう努める必要がある。児童生徒が心身の苦痛を申告しない場合でも、当該児童生徒に対して行われている行為が人権侵害にあたる場合は介入、指導することが望ましい。「人権侵害を許さない」という視点を持つことが必要である。

特に、発達に課題のある児童生徒の場合は注意を要する。パニック症状を含むかかる児童生徒が表す日常の変化は、本人の特性の問題としてのみ捉えられる傾向にあるからである。そうした変化が、当該児童生徒の特性に由来するとしても、他方で、人間関係の中でそうした変化が生じている可能性は十分にあり、それが心身の苦痛から生じているとの理解は不可欠である。発達特性を有する児童生徒がいじめを受けてよい理由は一つもなく、こうした児童生徒が逆にいじめを受けやすいことを踏まえ、いじめの問題としても適切に対処されなければならない。

なお、いじめが疑われる場合、その背景となる人間関係は、クラスや部活動など現実の関係性において生じていることが多いが、近年、そうした関係も含め、ＳＮＳなどインターネット上の関係で広がりをもって展開されていることへの認識は重要である（もちろん、インターネット上の関係も現実の関係に違いはないが、便宜上、「現実」という用語は限定して使用しておく。）。その関係は、物理的な制約を受けないことから、現実の人間関係を中心としながらも（クラスや部活動などの現実の人間関係が存在していない場合もある。）、これを超え、学年も異なる関係、学校も超えた関係などと重なり合っていることも

ある。いじめを受けている児童生徒が、一見、現実の人間関係の中で心身の苦痛を覚えているようにみえていたとしても、その背景には、それだけではない、こうしたインターネット上の関係が関係している場合があるとの認識は常に持つ必要がある。いじめが疑われる場合、児童生徒の背景にあるこうした人間関係の把握にも努め、いじめを認知し、その質・程度を評価するよう努めなければならない。

【いじめを発見するアンテナ】

□　いじめは、心身の苦痛を決め手として認定されるものであり、心身の苦痛は人間関係において生じることを踏まえ、学校は、児童生徒の日常の関係性及びその変化を注視するとともに、児童生徒の様子を手がかりとして心身の苦痛を把握すること。

□　学校は、いじめが加害児童生徒と被害児童生徒の当事者間だけの問題ではなく、その周囲にいる児童生徒も含めた重層構造の中で生じていることを踏まえること。

□　学校は、児童生徒がクラスや部活動をはじめとした人間関係の中で、仲が良いなど様々な理由からグループを作ることを踏まえ、児童生徒の各グループとの関係、グループ内の児童生徒の人間関係、グループ間の優劣等の関係性などの把握に努め、児童生徒の心身の苦痛のリスクを評価すること。

□　児童生徒の心身の苦痛を多角的な視点で見立て、専門的知見を交えて、いじめの発見、認知に努めること。これを組織的に行うために、学校いじめ防止対策組織を機能させること。

法は、いじめを、児童生徒に影響を与える行為で、これを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものとし、「心身の苦痛」が生じてい

るかどうかを決め手としている。実際に、ある場合に心身の苦痛を生じさせている行為が、他の場合に必ず心身の苦痛を生じさせるものではなく、心身の苦痛が生じるかどうかは、当該児童生徒をとりまく人間関係によると考えられる。これを踏まえると、学校は、常に、(良好なものも含め) 児童生徒の中でどのような人間関係が形成されているかを把握し、関係性において生じる心身の苦痛のリスクについて把握しておく必要がある。そして、特定の児童生徒の申告、様子の変化を感じた場合に、それが人間関係において生じた心身の苦痛でないかどうかを注視する必要がある。

いじめは、森田洋司が指摘したように、加害児童生徒―被害児童生徒の当事者間だけではなく、その周囲にいる聴衆たる児童生徒がこれを煽り、傍観者たる児童生徒がこれを黙認することで促進するという4層構造よりなっていることはよく知られている。学校は、いじめを疑い、これを認知した場合には、こうした関係がクラス等に生じていないかどうかを検証する必要がある。

また、児童生徒の人間関係は、固定されたものではなく、それぞれ気が合うとか、同じ部活であるとか、趣味が同じであるとかいったことを理由として自然とグループが出来上がっていく。こうした関係は、ある一定程度継続するものもあれば、時間とともに変化し、異なった関係を作ることもある。そして、こうした中で、騒がしい、静かなどグループの特徴が自然と生じ、グループ間で関係が良い、悪いなどを含め、場合によってはグループ間の優劣またはヒエラルキー等も生じてくる。それはグループの中においても同様であり、グループに属さない児童生徒もいることを考えると、児童生徒個人とグループの関係なども生じてくる。こうした関係性を背景として、一つの出来事が特定の児童生徒に心身の苦痛を与える原因となることがある。こうしたことを踏まえて、学校は、生徒の人間関係の動態を注視するとともに、いじめのリスクを把握し、児童生徒の様子の変化からいじめを疑い、

これを認知する必要がある。

なお、いじめを受けている児童生徒は、自身が属している集団で、それを悟られたくないよう振る舞うことも多い。相手や周囲に知られるのが嫌だ、自分が悪い、周囲に心配されたくないなど理由は様々である。他方で、そうした環境から離れ、緊張感がほぐれたり、安堵感があったりする場合、違った表情を見せる事もあるので、当該児童生徒の心身の苦痛を多角的に捉え、場合によっては、専門家を交えて評価をする必要もある。いずれにせよ、そうした場として、学校いじめ防止対策組織を機能させることが不可欠である。

【いじめの対処について】

□　いじめの対処は、児童生徒の問題行動に対する対応とは別であることを認識し、いじめの特質を踏まえたものとすること。また、いじめに対する謝罪は、いじめの特質を踏まえ、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛への理解を踏まえた上で行うこと。

□　近年のインターネット上での人間関係の広がりを踏まえ、顕在化した出来事の背景に、かかる関係に起因するいじめが含まれている可能性については常に想起すること。

□　学校いじめ防止対策組織を核としたチームとして多職種連携により対応に当たること。そのために、学校は、学校組織を見直し、学校いじめ防止対策組織を整えること。いじめへの対処が、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛を踏まえたものでなければならないことを踏まえ、事案に応じて、精神医学的・心理学的な知見を求める体制を整えるとともに、これを活用すること。

□　加害児童生徒や保護者の刑事／民事責任の成否といじめ対応

は別のものであると正しく認識して法に基づき対応すること。

● いじめの対処の基本的考え方

いじめに対する対処は、これを直ちにやめさせたり、いじめに対して反省を促すため、これを行なった児童生徒への指導を伴う。その意味で、児童生徒の問題行動に対処するという意味での生徒指導と近質である。他方で、いじめへの対処は、いじめの特質を踏まえると、もちろん、いじめを受けた児童生徒を守り切るということは前提であるとして、こうした生徒指導とは異なる側面があることには留意する必要がある。いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛と、いじめを行った児童生徒の認識に開きがあることが多い。いじめを行った児童生徒が、その行為を軽く考えていたり（程度）、ふざけていただけだと思っていたり（意図）、相手が悪いなどと思っていたり（正当化）することがある一方で、これを受けた児童生徒の心身の苦痛は、これを行なった児童生徒が考える以上に大きいことがある。また、いじめを受けている児童生徒が「自分が悪い」として、心身の苦痛を自ら抱え込み、心身の苦痛が相手に伝わらないこともある。

こうしたことを残したまま行われる指導は、いじめを行った児童生徒が仮に反省の意を表していたとしても、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛を理解しないままの反省にとどまっている可能性があり、その結果として、いじめを受けている児童生徒が納得できず、そうした様子に接した加害児童生徒がこうした態度にかえって反発し、事態を悪化させることがある。生徒指導としての指導は、児童生徒が行なった行為に比例して反省させる効果があるとしても、いじめへの対処としての指導はこれと異なることははっきりと意識しておく必要がある。

いじめへの対処は、心身の苦痛の評価を前提としており、これを教

員が理解した上で、児童生徒が、自分の行為を、その軽重等にかかわらず、行為によって与えた心身の苦痛ともに理解できるよう働きかけをすることが何よりも大切である。そして、それを理解した上での謝罪がなされて初めて解決に至る。その際、些細な行為が大きな苦痛を与えたことへの理解は大切であるが、逆に、(例えば、犯罪行為にあたるような）酷い行為は、警察沙汰になるなど、明らかになった場合、これを行なった児童生徒はそれだけで反省の意を表する。しかし、いじめを受けている児童生徒に加害児童生徒が思うよりもはるかに大きな心身の苦痛が生じているような場合、いじめを行なった児童生徒とこれを受けた児童生徒の心身の苦痛の間に齟齬が生じる。これに気づかれないまま、謝罪の場などを設けると、表面的には謝罪しているように見えて、謝罪を受ける側からすると何に謝罪されているかわからないということが生じる。

いずれにせよ、いじめの問題は、いじめのかかる性質（行為者と受け手の間の認識の齟齬がしばしば生じること）ゆえに難しく、これを理解しないまま対処すると事態は悪化することになる。こうした意味でも、学校は、本来の生徒指導といじめへの対処は目的を異にする別のものだと考え対処しなければならない。

● ＳＮＳ等での人間関係の広がりといじめの対処

なお、近年、児童生徒らの人間関係は、ＳＮＳやオンラインゲームなどを通じてインターネット上で展開している点には留意が必要である。もちろん、その関係は、日常的に顔を合わせている関係にとどまる（日常的に顔を合わせている仲間でインターネット上のかかわりも持つ）ものもあるが、そうしたリアルな関係と重なりつつ、そこに参加している誰かから、学年を越えたり、学校を超えたりしながら広がり、新たな人間関係を形成することもある。こうした関係は日常的

には見えないことから、ここから生じる出来事は、学校にとっては、把握していない人間関係を背景とした、予想していなかったこととして、いわば突発的に起こることになる。

かかる出来事に対して、学校は、大抵の場合、関係児童生徒の問題行動に対する生徒指導としてこれに対応することとなるが、その際、顕在化した出来事の背景で、顕在化した出来事以外の「何か」が生じている可能性があり、そこにいじめが含まれている可能性については必ず想起する必要がある。出来事は、児童生徒の行為または行動であり、これに生徒指導としてまずは対応することが必要であるとしても、これにとどまる場合、顕在化しない形で生じている出来事とそれに伴う心身の苦痛を見落とす可能性がある。顕在化した出来事の背後には、そこでの人間関係を背景として顕在化していない出来事が生じており、人間関係の把握とともに、心身の苦痛を生じる関係性であることの評価と、それを生じさせる出来事の把握は今や不可欠であり、いじめの発見と対処は同時的に行われる必要がある。

● いじめへの対処と組織的対応（チームとしての対応）

児童生徒のいじめへの対処は、いじめを行った児童生徒に対して指導を行うという意味では、児童生徒の問題行動に対する対処と同じ側面を有している。しかし、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛は、いじめを行った児童生徒の意図や程度と一致または比例しないことがあるため、いじめの対処に当たっては、いじめを行うなど関係した児童生徒に対して、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛への理解を深める指導が必要となってくる。

心身の苦痛は、人間関係において生じるものであることから、いじめを受けている児童生徒及び周りの人間関係の評価が不可欠となる。また、児童生徒によっては、いじめによって心身の苦痛を覚えていた

としても、報復をおそれたり、悟られたくないと感じたり、あるいは自分が悪いなどと考えてその表出を抑えたり、できなかったりすることがある。

児童生徒の心身の苦痛については、当該児童生徒から直接話を聞くことが何よりも大切であるが、児童生徒の個性や抱えている事情によってはそれが困難な場合がある。しかし、いじめは、早期に対処しなければならないことが多く、こうした場合を踏まえ、児童生徒から十分に語られなかったり、聞けなかったりした場合でも、クラスなど日常生活の中で表出しづらいことがあるということも理解をした上で、担任だけに任せるのではなく、専門的知見も借りながら、多角的な視点でこれを見立て、慎重に対処する必要がある。その意味で、学校いじめ防止対策組織を核としたチームとして多職種連携により対応に当たることが大切である。そのために、学校は、学校組織を見直し、実効性あるものとして学校いじめ防止対策組織を整える必要がある。

学校が保護者との間で対応に苦慮する場合はＳＳＷ、被害生徒からの心身の苦痛の聴取に苦慮する場合はＳＣ、調査や事実認定に苦慮する場合はＳＬの活用も有用であり、ＳＳＷが第三者的に間に入って学校側と保護者とのやり取りを取り持つことは有益である。また、被害生徒が心身の苦痛について語らない（語れない）場合、その背景要因を探り、対処するうえでは、ＳＣによる心理学的見地からの関与が有益であり、かつ、医療機関との連携も必至である。

事実関係の調査や調査結果を踏まえた認定においては、ＳＬの活用も望まれる。ことに加害側／被害側の言い分が異なるような場合、加害側も被害側も等しく教育の対象として遇するべき学校現場においては、いわゆる「白黒つける」ことが難しい局面も十分あり得る。このような場合には、弁護士が、事実認定の基礎的訓練を基に対応することが有益である。

重大事態調査について、ＳＬは純然たる「第三者」ではないが、法の専門家としての立場から調査方法や調査結果の分析などに意見を述べることができ、事案により、ＳＬを調査員または助言者として、学校いじめ防止対策組織に入れて調査を行うことも実効的である。

● 法的責任といじめ

ところで、悪質な行為によるいじめの場合、これを行なった児童生徒及びその保護者は、刑事／民事責任の対象となることがある。刑事責任については、刑法第４１条において、１４歳に満たない者の行為は罰しないと定められており、１４歳未満の児童生徒はその対象とならない。ただし、１４歳未満の少年が刑罰法令に触れる行為をした場合、家庭裁判所は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができるとされており（少年法第３条第１項第２号、第２項）、施設処遇を含む一定の処分を受けることがある。民事責任に関していうと、いじめにより被害児童生徒に損害が生じ、加害児童生徒の「故意又は過失によって生じた」ものと評価される場合、被害児童生徒又はその監督義務者としての保護者に民事上の損害賠償責任が生じ得る（民法７０９条、第７１４条）。しかし、これらのことと、法に基づくいじめかどうかは全く別の観点で考えられるべきことであり、学校現場においてこのことが正しく認識されなければならない。

刑事責任は、可罰性のある行為について刑法上の構成要件に当たるかどうかの判断がなされ、民事責任は、ある行為が故意または過失によって違法に損害を与えたかどうかの判断がなされるものであり、いずれも、その行為に着目して判断がなされる。いじめの場合は、行為があることが前提にはなるが、その行為が仮に軽微なものであったとしても、また行為者がいじめを意図するものでなかったとしても、「心

身の苦痛」を基準として、これを受けた児童生徒に心身の苦痛が生じていればいじめと認定し、その程度も心身の苦痛の大きさで決まることとなり、刑事／民事の法的責任と判断の基準が全く異なる。したがって、いじめと認定されたとしても、それが、刑法上の、または民事上の要件を満たさない限り、刑事／民事の法的責任を生じるものではなく、その意味で直接に連動するわけではない。したがって、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていればいじめ防止対策推進法に基づくいじめなのであって、警察の捜査がなされているからといって、または、被害児童生徒や保護者が加害児童生徒や保護者への民事責任の追及を行う意向を示したからといって、いじめとしての対応をしないということにはならず、また逆に、刑事上の責任が難しいとされたからといって、いじめではないと判断して対処しないでよいということにはならない。また、警察の事件性がないとの判断は、いじめではないとの判断にはならない点にも留意する必要がある。

【いじめ重大事態と学校の対応】

□　いじめ重大事態の認定および対応を躊躇しないこと。いじめ重大事態としての対応は重大事態調査ガイドラインに基づき行うこと。

□　いじめ重大事態が発生したときは、学校が主体的に調査（基本調査）を開始する必要があるが、学校は、速やかに教育委員会に報告をし、後の調査に齟齬が生じないよう緊密に連絡を取ること。

□　児童生徒や関係者への聴取は精神的負担が少なく誘導・暗示となりにくい方法で行い、聴取内容や関連する事物等は客観的な記録として保管すること。

□　学校は、いじめが発生したクラス等を担当する教員等に負担がかかることを踏まえ、速やかに、学校いじめ防止対策組織を中心とした体制を整えること。

□　学校は、調査結果をいじめを受けた児童生徒側、これを行った児童生徒側に説明する際には、重大事態調査ガイドラインに従って行うこと。

● いじめ重大事態の認定

いじめ重大事態が生じたときの学校の対応は、いじめ重大事態が学校調査とされた場合はもとより、第三者調査委員会による調査となった場合においても極めて重要である。学校は、重大事態調査ガイドラインにしたがって、調査を行う必要がある。そのためには、まず、重大事態の認定を適時、的確に行う必要がある。

本件においては、逆説的であるが、警察も関与する形での重大な事件（または児童生徒の問題行動）と捉えられ、いじめには当たらないとされ、したがって、いじめの重大事態の認定もなされないまま、終結させようとされた事案である。事件性の強い事案が生じた場合、児童生徒の問題行動に対する指導が必要である一方で、これに相手方がいる場合、同時にいじめに当たることは容易に想像できることであり、本件対応が誤りであることは、すでに述べたとおりである。いじめ重大事態と認定することは、教育委員会の関与、その後の手順等に違いが生じてくることを踏まえると、その判断に遅滞があってはならない。

● いじめ重大事態調査の開始

いじめ重大事態は、法第２８条第１項各号に当たる場合に認定されるが、いじめが原因であることは疑いを持って足りることには留意が

必要である。この点、重大事態調査ガイドラインにおいては、「被害児童生徒や保護者から、『いじめにより重大な被害が生じた』という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。」との指摘がされている。また国基本方針でも同趣旨の指摘がされている。学校調査か、設置者（市教委）かは、教育委員会が判断することになるが、いじめが生じている場合、それが重大事態と認定されることを待つことなく、学校は事態を把握するために速やかに調査しなければならない。こうした学校での調査は、いじめ重大事態と認定された場合の基本調査に当たるもので、これがなされているかどうかが第三者委員会調査にも影響する。その意味で、学校の基本調査がその後の調査と齟齬をきたしてはならないことから、教育委員会と緊密に連絡をとり、場合によっては、教育委員会の援助を求める必要がある。

● 児童生徒からの聴取と記録の作成

かかる学校での調査においては、迅速性も求められることから、こうしたことを踏まえて、いじめ重大事態該当性にかかわらず、児童生徒や関係者への聴取をおこなわなければならない。いじめによる心身の苦痛が、人間関係の中で生じることを踏まえると、児童生徒への聴取は、いじめを行なった児童生徒、いじめを受けた生徒という当事者に限られるものではなく、いじめには聴衆、傍観者と言った構造があることを踏まえ、関係する全体に対し行う必要があることは理解して

おく必要がある。また、学校が把握していない人間関係が展開されていることも想定し、人間関係の把握は丁寧に行う必要がある。

また、児童生徒への聴取は、教育的なものでなければならず、精神的負担が少なく誘導・暗示となりにくい方法で行い、聴取内容や関連する事物等は客観的な記録として保管することが求められる。その際、「いつ、どこで、誰が、誰に対して聴取を行ったのか、どのような質問を行い、どのような応答を得たのか」を、出来る限り逐語的、客観的に記録に残しておく必要がある。（聴取における問題点と対処法については別項で述べる。）

また、警察の捜査が迅速に開始されている場合、その妨害とならないようにとの配慮が必要な局面はあろうと思われ、また、被害児童生徒の心情にも配慮して聞き取りの時期を慎重に決定するなどのことはあって然るべきであるが、およそ学校での対応がされなくてよいということはない。また、警察の事件性がないとの判断は、いじめではないとの判断と直接関係がないことは上述のとおりである。また、警察の聴取が先になされた場合、警察での聴取内容は、警察から伝えられることがないことを踏まえ、学校は、教育的配慮をした上で、適切に対応する必要がある。

なお、いじめを行った児童生徒の聴取に際して、ＳＮＳ記録、画像等が把握される場合がある。さらなる拡散を防ぐ意味でも、児童生徒が保有するものについてはその場で消去させる措置をとることも必要であるが、どのような画像等であったか、客観的内容は記録に残しておく必要がある（画像等の内容は、加害行為の悪質性の評価のみならず、被害児童生徒の苦痛の程度を評価するうえでも重要である。）。

● 学校いじめ防止対策組織の整備と活用

以上のような対処について、いじめが発生したクラス等を担当する担任は、その責任を感じ、自ら解決等の対応を取ろうとすることがあるが、重大事態に発展したいじめの場合、担任に過度な負担がかかることを踏まえ、直ちに、学校いじめ防止対策組織を中心とした、いじめ重大事態の対処のための体制を整える必要がある。

いじめ重大事態が発生した場合、警察など外部機関との関係性などから、「管理職事案」として、校長、教頭、生徒指導責任者など限られた教員で専ら対応する例も見られるが、好ましいことではない。実際に、児童生徒に触れている担任等の教員の知見が活かされなくなるからである。こうした「管理職事案」の対応は、担任等が疲弊してからなされることもみられ、当初より、担任等を含む学校いじめ防止対策組織を中心に行われる必要がある。なお、いじめ重大事態への対応は、必ずしも校長が中心になることが好ましくないこともあることから、学校いじめ防止対策組織において、例えば、研修等を受けたいじめ防止等コーディネーターを配置するなどして、校長がそこに出席をするにしても、かかる教員を中心に行われることが好ましい。

なお、本件では、いじめの認知がされなかったことの帰結として当然ながら重大事態としての認知・対応もされなかったが、重大事態と取り扱わなかったことの理由として、そうすることでおおごとになると却って被害生徒や関係生徒のためにならないとの認識が語られた。重大事態と取り扱う場合でも、調査方法については被害生徒・保護者と協議の上慎重に決定することは当然あり得るし（全校生徒へのアンケートや聞き取りといった形ではなく限定された範囲での調査を行うことや、聴取対象者に守秘を徹底するよう注意して行うなど）、重大事態即おおごと、と捉えて、だからやらない、のでは本末転倒である。

また、いじめ重大事態が学校調査として行われる場合、マンパワーや費用の問題も無視できない。現に、重大事態調査を必ず第三者であ

る専門家委員（弁護士、医師、学識経験者、心理の専門家等）複数名関与の下で行わなければならないとすると、委員の選定や費用の問題は重い課題となる。もっとも法は、必ず第三者委員を選任して重大事態調査を行わなければならないとするものではない。重大事態調査ガイドラインでも、あらためて第三者委員が調査を行う方法以外に、学校いじめ対策組織が既に実施していた調査の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態調査とする場合もあると説明されている。ＳＬを活用した方法なども含め、事案に即したメンバーによる効率的な対応が望まれる。

● 調査結果の当事者への報告について

重大事態として調査を行う際には、重大事態調査ガイドラインに基づき、以下のとおり、被害側／加害側双方への事前の説明と、調査結果の報告を行う必要がある。

○　事前の説明（被害側／加害側双方へ）

① 調査の目的・目標（重大事態調査は民事・刑事上の責任追及等を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであること）
② 調査主体
③ 調査時期・期間
④ 調査事項
⑤ 調査方法（使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を説明し、被害側から要望があった場合は、可能な限り反映する）
⑥ 調査結果の提供

○　調査結果の報告

被害側に対し、学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾にとることなく、情報提供及び説明を適切に行う。

また、学校の設置者及び学校は、加害側への情報提供に係る方針について、被害側に確認した後、加害側に対しても、いじめの事実認定について説明を行う。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめにより与えた心身の苦痛に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

【いじめ重大事態と教育委員会】

□　いじめ重大事態を含む困難な事案が生じたときには、学校の負担が過重になることを踏まえ、市教委は、学校の自主性を損なわないよう留意しつつ、直ちに援助体制を整え、人員の派遣等支援を行うこと。そのために、日頃より、指導・助言、援助を行い、またそれが求められる良好な関係を築くよう努めること。

□　学校がいじめ認知や重大事態対応に躊躇するなど、十分に対応がなされていない場合、市町村教育委員会（市町村教育委員会が不十分な場合、都道府県教育委員会）は、教育専門的裏付けをもった指導主事の指導・助言を通じて、適切な対応につなげること。

□　市町村教育委員会は市町村立学校の、都道府県教育委員会は都道府県立学校及び私立学校のいじめ防止対策組織の設置及び運用状況を直ちに調査をし、それが有効に働くよう条件整備をすること。特に、学校の労働過重が、いじめ防止対策組織の設置及び運用を困難にしている可能性があることを踏まえ、必要に応じて、加配等を図るとの措置も必要である。

□　いじめ重大事態の中には、いじめ調査と並んで、警察の捜査が

> 並行して行われる場合がある。かかる場合において、犯罪捜査も、いじめ調査も、法律に基づく活動であることを踏まえ、国は、司法面接等を活用することなど、いじめ調査が有効になされるよう条件整備を行うこと。

● いじめ重大事態と市教委の役割

いじめ重大事態が発生した場合、学校または教育委員会が組織を設けて調査をすることになるが、いずれにするかの判断は、設置者たる教育委員会（市教委）が行わなければならない。この判断に遅滞が生じると、後の調査、対応等に支障が生じるだけではなく、事態を悪化させ、ひいてはいじめを受けた児童生徒をさらに苦しめることにもなる。

その意味で、教育委員会は、学校からいじめの報告があった場合に、重大事態になる可能性については注視する必要があり、学校から報告を受けるというだけではなく、学校と緊密な連絡体制を具体的に確立する必要がある。学校からの報告が形式的になってはならない。

実際に、いじめ重大事態が発生した場合、いじめを受けている児童生徒の保護、当事者児童生徒からの聴取、周りにいる児童生徒からの聴取、それに基づく人間関係及びその変化の把握または確認、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛の質と程度、いじめを行なった児童生徒のいじめへの理解、解決のための見立てと具対的な働きかけの手順と役割分担等、学校は日常業務に加えて、多くの負担を追うことになる。こうした事案は、学校が多忙な時期や、他の事案が発生しているなど、児童生徒に十分目が行き届かない時に発生することもままあり、学校は相当な負担を負うことになる。

学校は、児童生徒のいじめ防止等の義務を負う者として、また児童

生徒をよく知る立場として、主体的にこれらのことを行うことは重要なことであるが、他方で、客観的に見ても援助が必要な場合が多い。しかし、学校は、自ら対応しなければならないとの責任や自負もあり、他に援助を求めることをせず、事態が悪化することも見られる。設置者たる教育委員会は、いじめ重大事態（その可能性のあるものを含む）が発生した時は、学校からの一報後、直ちに支援のため学校に指導主事を派遣することを検討すべきである。その際、学校の自主性も重要であることから、事案に応じて、援助のあり方は可変的となると考えられるが、学校が援助を求めにくい文化もあることを踏まえ、まずは、教育委員会が指導主事を派遣し、援助のあり方を協議していくことが考えられてよい。

なお、いじめの認知、いじめ重大事態の判断は、第一義的には、学校によって判断されることになるが、さまざまな事情等から、これがなされないことがある。特に、当事者間の言い分が異なる場合、心身の苦痛と行為の程度に齟齬があるように見える場合、いじめを受けた児童生徒の問題であるとのみ見られている場合、いじめを行なった児童生徒にいじめとしての責任を追わせることが躊躇される場合などは、渦中の学校としては、いじめの定義や考え方を理解していたとしても、目の前の児童生徒らを前に判断に迷いが生じることがしばしば見られる。しかし、いじめの認知やいじめ重大事態の判断は、その後の対応の起点になるものであることから、さまざまな事情を超えて、専門性をもって、これを認知し判断する必要がある。その際、学校外の教育専門性を持った指導主事等を通じた教育委員会の的確かつ適切な判断がなされることが重要であり、教育委員会は、適切な指導・助言を通じてこれを促すことが重要である。

● 学校いじめ防止対策組織の設置と市教委の役割

いじめが疑われる事案の早期発見、いじめの認知、いじめへの対処、重大事態と対応について、学校いじめ防止対策組織に重要な役割が期待されている。学校には、多くの会議体が設置され、ひとりの教員が複数の会議体に属するなど、教員は多忙を極めている。学校の組織のあり方を整理する必要性はあるが、他方で、いじめへの対応について、法で必置とされている学校いじめ防止対策組織の役割を最小限に留め、生徒指導委員会などに代替させるやり方が一般にみられる。

しかし、生徒指導委員会においては、児童生徒の問題行動、及び不登校などが、当該児童生徒の問題として扱われているのが通例である。いじめの問題は、いじめを行った児童生徒に対する指導が必要であるという意味においては、こうした児童生徒の問題行動への対処と重なるところがあるが、本質的には大きな違いがあることは十分認識される必要がある。いじめにおいて、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛と、いじめの行為の程度やこれを行った児童生徒の意図との間には乖離があり、児童生徒の心身の苦痛を尺度としなければいじめを発見できないこと、いじめの対処、特に謝罪の場を設ける場合、いじめを行った児童生徒が自らの行為を反省するだけでは十分ではなく、いじめを行った児童生徒が、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛の質や程度を理解した上でないと解決は難しいことなど、児童生徒の問題行動に対する対処とは性格を異にする。そのため、児童生徒の問題行動ではなく、児童生徒の心身の苦痛にアンテナを張った組織が必要であり、それが学校いじめ防止対策組織に当たる。

こうした学校いじめ防止対策組織の意義を踏まえると、単にいじめに関するアンケートをとるだけの組織であったり、その役割を生徒指導委員会に委ね組織図上でだけ存在する組織にしたりすることは許されない。本件学校には、（機能していないという意味で）こうした組織はないといってよく、また市内の学校も同様であると推察される。いじめをその疑いを含めて早期に発見し、これを適時的確に認知し、

いじめの特質を踏まえた対処を行い、いじめ防止の取組も同時に行うためには、学校いじめ防止対策組織を設置するだけでなく、実質的にこれを運用していく必要がある。

市町村教育委員会は市町村立学校の、都道府県教育委員会は都道府県立学校及び私立学校のいじめ防止対策組織の設置及び運用状況を直ちに調査し、学校にその実質的設置を促すとともに、それが有効に働くよう、加配等の教員負担への配慮も含めて条件整備をする必要がある。

● 関係児童生徒からの聴取のあり方

いじめ重大事態が発生した場合、事案によっては、警察等の調査が並行してなされることがある。その際、児童生徒らからの聴取が不可欠であることから、それぞれの機関によって行われているというのが現状である。学校またはいじめ第三者調査委員会が行う聴取は、いじめ防止等のために行われるものであるのに対して、例えば警察で行われる聴取は、事件性の有無の判断または犯罪捜査のための聴取であり目的を異にする。そのために、聞かれる内容や密度に差異が生じるとともに、重なり合っている部分については、児童生徒は何度も聴取を受けるということになる。

こうした繰り返し行われる聴取の問題については、次項で述べるが、こうしたことを避けるために、司法面接の手法は、いじめ事案においても採用されるべきである。そのためには、警察等の理解と体制の整備が不可欠であるが、いずれの調査も法律にのっとった調査であることを踏まえ、国において整備がなされるよう、市教委は、道教委を通じて申し入れを行うべきである。

【いじめの防止について】

□　児童生徒が性の問題に関心を持つことは大切であることを理解し、かつ、性の問題が人間関係の大切な要素であることを踏まえた包括的な性教育を行うこと。

□　ＳＮＳを含むインターネット上は、危険も多く、バイアスのかかった情報、有害な情報が氾濫していると同時に、児童生徒にとって居場所ともなっていることを踏まえ、単に利用規制をするだけではなく、その中にあっても自律的に判断できる対応力を養成する教育を行うこと。

□　クラスなど集団に発達に特性のある児童生徒がいることを踏まえて、全ての児童生徒が、その児童生徒を異質なものとしてみることがないよう児童生徒が人間を図る尺度が単一にならないよう多様性を尊重する教育に努めること。

□　教師は、クラスなど集団において、自然にできるグループや、グループ同士の関係性に常に留意して、かかる関係の中で苦痛を感じている児童生徒の発見に努め、人間関係が心身の苦痛にならないよう十分な対応をすること。

□　教育の原点に立ち帰ること（学校、教育、教師、といった原理・原則論、保護者との連携はいかにあるべきか、子どもの成長を保障する「職員室文化」とは何か、さらに教師の「市民性」とは何かを問い直す。）。

□　自らの行為で、相手方の尊厳を損なったり、心身の苦痛を与えるような行為について理解を深めるとともに、いじめが、こうした行為またはこうしたことを意識して行った行為でなかったとしても、人間関係の中では心身の苦痛を与えることがあることを児童生徒が認識できるよう実践的なプログラムを実施すること。

□　いじめの早期発見、対処、そして防止のために、高度な教育専門性が必要であること、さらにかかる専門性は、医療、心理、法律等の専門性とも関連性があることを踏まえ、いじめ防止等対策を学校だけに留めることなく、教育委員会、さらに自治体において取り組むこと。

この項目についての詳細は、末尾の４の「いじめの防止に関する提言」で記載する。

２　児童生徒から聴取を行う場合の問題と対処法についての提言

本項では、聴取を行う場合の問題と、その対処法について述べ、提言とする。

●　聴取を行う場合の問題

児童生徒から聴取を行う場合に正確な報告を得ることを阻む問題としては、以下のような事柄が挙げられる。

・　記憶は時間とともに減衰し変容する。

・　当事者や保護者、関係する人々が情報交換をしたり、噂が流れたりすることにより、記憶は変容し汚染される可能性が高まる。

・　教員が権威者として面接を行ったり、複数の教員が同室し、あるいは他者の目のあるところで面接を行ったりすれば、社会的な圧力により話せないという事態も生じ得る。

・　結論を急ぐと、児童生徒によっては早くこの場を逃れたい、終わりにしたいとの気持から、「被害、加害、違反」などを拙速・短絡的に、不本意なかたちで認めたり、逆に反発心を募らせて否認したりすることも起こり得る。

・　面接を複数回繰り返すことで、情報に矛盾・齟齬が生じることもある。また、「嫌な体験」を繰り返し聞くことは、精神的な不調をもたらす。

・　事実調査と対応（カウンセリング、反省、謝罪を促す、ペナルティを課す等）とを分けずに面接を行うことは、ありのままの事実に関する情報を得ることを困難にする。

● 対処法

以上の問題への対処法として、できるだけ迅速に、以下のような方法で聴取を行うことが望ましいものであり、提言する。

○　聴取の準備

・　面接は事実の調査のために行い、教育指導やカウンセリングとは切り離して行う。これは、教育指導やカウンセリングが不要だということを意味するものではない（事実の調査の前に、カウンセリングが必要な場合もあり得る）が、事実の調査は過去の出来事をできるだけ正確に聴取することを目標とするのに対し、教育指導やカウンセリングは未来に向けた変化・変容を促す活動であり、別のものであるということを意識してそれぞれ実施する必要がある。

・　面接は被害児童生徒、被疑児童生徒、目撃児童生徒に対して個別に行う。一つの案件であっても、複数の被害児童生徒、被疑児童生徒、目撃児童生徒が存在する可能性がある。

・　面接は静かな注意を阻害する物がない部屋で、一対一で行う（下記のように筆記役を置くこともある）。ただし、被疑児童生徒に面接を行う場合は、人権侵害が生じがちであることに鑑み場合によっては保護者や第三者（養護教諭等）に立ち会いを求める。

・　面接者や筆記役は、教頭、学年主任など、生徒にとって直接的な利害が生じない人が担当する。被害児童生徒、目撃児童生徒、被疑児童生徒の担任は面接者や筆記役とはならない。

・　面接は下記のような方法に則って客観的に行い、録音するか、筆記役を置く。筆記役は逐語記録に徹し、面接中は口を挟まない（面接を終了する前に、面接者と筆記役は、面接室の外ですべて聞き取りができているかを確認するとよい）。

・　録音した内容は書き起こし、要約を作成しておく。記録は鍵のかかる場所に一定の年限、保管する。

・　被害、加害、違反等の判断は、聴取結果と外部の客観的な情報とを照合し、また、複数の情報に照らし、総合的に判断する。

○　聴取の方法

面接は、生徒指導提要（令和４年１２月文部科学省）や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について（令和４年３月文部科学大臣決定）」などの方法に則って行う。その基本は、以下のとおりである。

・　オープン質問（「何がありましたか？」「そのことをもっと話して」「それから、それで」等、回答に制約のない質問）を用い、被聴取者から自発的で自由な報告を得る。そうすることで、誘導や暗示の少ない、情報量の多い報告が得られやすい。クローズド質問（「○○さんが叩いたのか？」などの「はい／いいえ」や選択肢を選ぶ質問）や、ＷＨ質問（「いつ」「どこで」「だれが」などの面接者が確認したいことだけを尋ねる穴埋め質問。短い答えしか得られにくい）を一問一答で行うことは、面接者が会話を統制することとなり、被聴取者に負担をかける。誘導や暗示にもつながりやすい。

・　自由報告を最大限引き出すために、面接は以下のように進める

とよい。①面接の目的を告げ、②面接での約束事（本当にあったことを話す、わからなければわからないと言ってよい等）を告げ、③話しやすい関係性（ラポール）を築き、④思い出して話す練習をした後に、⑤本題に入る。本題で得られる情報については、その場で、正しい、間違っている等の判断をすることなく全て聞き取る。一定の情報が得られたならば休憩をとり、得られた情報や足りない情報の確認を行い必要な情報を収集する。そして、⑥話してくれたことに感謝し、質問や要望を受けて面接を終了する。

・情報の正誤判断やその後の対応については、外部の客観的情報に照らし、また、複数の情報を参照して決定する。

・図面を描いてもらったり、事物の提出があった場合は、これらについても客観的に、安全に保存する。

面接手続きの例を添付する。

NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2010.10-2018.11)
仲真紀子

[録画開始]

【導入】
1. 今日は _____年_____月____日で，時刻は_____時_____分です。
私は ○○○○○さん（子ども氏名）に，_____（場所）で面接をします。

《 子ども入室 》

こんにちは。今日はお話に来てくれて，どうもありがとう。《 席に案内し，座ってもらう 》
私の名前は _____ です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。
この会話は録画します（機材説明）。私がお話を忘れないように，後で見ればわかるようにするためです。
他の人が見ることもありますが，○○さんに迷惑がかかることはありません。
別の部屋で，私が○○さんからちゃんと聞けているか，一緒に仕事をしている人が見てくれています。
あとで，私がちゃんと聞けているか，相談に行くこともあるかもしれません。

2. 面接を始める前にお約束があります。（＊は練習課題）

①本当：今日は，本当のことだけを話すのがとても大切です。
本当にあったことだけを話してください。

＊では練習してみましょう。
本当でない：「私の靴は赤い」と言ったら，これは本当ですか，本当ではありませんか。（本当は黒）
［正しく「本当でない」と言ったならば］そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね。

本当：では，○○さんが今，座っていると言ったら，これは本当ですか，本当ではありませんか。（本当に座っている）
［正しく「本当」と言ったならば］そうですね。○○さんは座っているので本当ですね。

○○さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている，ということがわかりました。今日は，本当にあったことだけを話してください。

②わからない：もしも私の質問の意味がわからなかったら，「わからない」と言ってください。

③知らない：もしも私の質問の答えを知らなかったら，「知らない」と言ってください。

＊では練習してみましょう。
「私が飼っている犬の名前は何ですか」と聞いたら，○○さんは何と答えますか。

［ 正しく「知らない」と言ったら ］	［ 「ポチ」等と言ったら ］
そうですね。 知らないときは，今のように「知らない」と言ってください。	○○さんは，私の家に来たことがないから， 私の犬の名前は知らないでしょう。 知らない時は知らないと言ってください。

④間違い：もしも私が間違ったことを言ったら，「間違ってるよ」と言ってください。

＊では練習してみましょう。
私が○○さんは2歳（または「幼稚園」などの間違い）ですねと言ったら，○○さんは何と言いますか。
［正しく「間違ってる」「違ってる」などと言ったならば ］そうですね。私が間違ったら，「間違ってる」（「違ってる」など）と言うのがわかりましたね。私が間違ったら，今のように「間違ってる」（「違ってる」など）と教えてください。

⑤その場にいない：私はその場にいなかったので，何があったかわかりません。
どんなことでも，あったことを全部話してください。

3. ラポール：○○さんのことをもっと知りたいので聞きますね。○○さんは何をするのが好きですか。
［ 話してもらったならば ］ はい，よくわかりました。どうもありがとう。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

4. 出来事を思い出す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。
今日あったことを話してください。今日，朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。
［ 話してもらったならば ］ はい，よくわかりました。どうもありがとう。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

【自由報告】

5. それでは，こんどは○○さんがどうして ここ（一時保護所や面接を行なう機関）にいるか（または来たか）話してください。／（あるいは） 今日は何をお話しに来ましたか。
［ 出てこなければ，次のように言う ］
① ○○さんが ／_____（いつ），／_____（場所）で，／_____（通告した人）に，／ 話をしたと聞いています。何があったか話してください。
② ○○さんの_____（体の場所）に 傷（または，あざ，跡，など）があります（または，あると聞きました）。その傷（または，あざ，跡）ができたときのことを，最初から最後まで全部話してください。

【出来事の分割】

6. そういうことがあったのは1回だけですか，それとも1回よりも多いですか。
［「他にもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば ］ それでは一番よく覚えているとき（または，一番最初にあったとき，一番最後にあったとき）のことを話してください。

【質問】

7. オープン質問
① 誘いかけ：何があったか全部話してください。
② 時間分割：A してから B までのことを，全部話してください。
③ 手がかり質問：さっき Aと言っていたけれど，そのことを（について）もっと話してください。
④ それから質問：それから? そして? あとは?
⑤ エコーイング：（子どもの言葉を繰り返すのみ）
⑥ 返事：うん，うん

8. ブレイク
① たくさん話してくれて，どうもありがとう。これから，私がちゃんとお話を聞けているかどうか，別の部屋で見ててくれる人に確認してきます。待っててもらっていいですか。
《 面接者退室→観察室で相談→面接室に戻る 》
② 待っててくれて，どうもありがとう。それではあといくつか質問します。

9. WH 質問　（ペアリングを）

10. クローズド質問　（ペアリングを）

11. 確認のための質問（会話/目撃者・他の被害者/開示/疑われている事柄に関する質問）
これらの質問は誘導・暗示となる可能性があるので，必要な場合のみ，面接の最後の部分に行う。
回答を得たならば，オープン質問に戻り，自由報告を求める
① その人は何か言いましたか。
② 他に誰かいましたか。
③ このことを知っている人は他に誰かいますか。 ／ その人はどうしてこのことを知っていますか。
④（疑われる事柄）されたことはありますか。／ 誰かが（疑われる事柄）しましたか。

【クロージング】

12. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて，どうもありがとう。
① 知っておいたほうがよいこと：他に，私が知っておいたほうがよいことは，ありますか。
② 話しておきたいこと：他に，○○さんが私に話しておきたいことは，ありますか。
③ 質問：○○さんからは，何か質問はありますか。
④ 連絡先：また何か話したくなったら，ここに連絡してください。

《 子ども退出 》

13.（配置図や身体の図などがあれば，電源を切る前に，カメラに示す）
今は____時____分です。これで面接を終わります。

［録画終了］

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.にもとづいています。 プロトコル本体は http://nichdprotocol.com/the-nichd-protocol/ ，本資料（最小限の手続き）は https://forensic-interviews.jp/からダウンロードできます。研修で本資料を配布される際は［RISTEX：多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装「NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き」（仲真紀子）］であることを明記してください。

〔参考文献〕

① 仲真紀子(2019)教育新聞：「司法面接」子供から正確な証言を引き出す技術（10回連載）
https://www.kyobun.co.jp/management/m20190215

② 仲真紀子(2018-19)内外教育：「子どものための司法面接」（2018年～2019年まで連載）
https://www.jiji.com/service/senmon/educate/backnumber.html

③ 仲真紀子（編著）(2016). 子どもへの司法面接：進め方・考え方とトレーニング. 有斐閣.

3　精神医学的・心理学的な観点にたった対応についての提言

本項では主として、いじめ加害／被害が発生してしまった場合において、被害者と加害者の双方に対してどのような対応がなされるべきか、精神医学的・心理学的観点から提言する。

【基本的な考え方】

前記第５章でも述べてきたとおり、いじめ被害はしばしば、長期間にわたって被害者の人生に影を落とす。「いじめ後遺症」といった言葉があるように、その影響はきわめて深刻である。「いじめ自殺」という言葉は、主としていじめ被害の直後に起きた自殺にのみ使用されがちだが、実際には被害から数年を経て起きた自殺事例も少なくない。まずは、いじめ被害がいかに深刻なものであり、いかに長期化しやすいかについて、学校や教育委員会は十分に理解しておく必要がある。

いじめ被害を受けても学校や社会に参加できていれば、その後の良好な人間関係で回復に向かいうる場合もある。しかしいじめ被害ゆえに不登校やひきこもりになってしまうと、そうした回復のチャンスも遠ざかってしまう。いじめ被害への対応が不十分、もしくは不適切で

あった場合、長期のひきこもりに至る可能性があるため、この視点からも早期対応はきわめて重要である。

法においても、いじめへの対処（第２３条）、いじめ重大事態の発生における対処のあり方（第２８条）について規定されているが、実際の学校現場においては、まさに本件がそうであったように、いじめの認定が遅れたり、加害者への対応が不十分だったりすることは少なくない。いじめが後遺症を残したり、自殺に至ることを予防する上で重視すべき点を次に述べ、提言とする。

【被害者への対応】

第一になされるべきは、被害者の救済と尊厳の回復、ならびに安全と安心の確保である。精神医学的な視点から言えば、それは加害者への配慮よりも優先されるべきである。まして、被害を受けた児童生徒の側の責任を問うたり、被害者側にクラス替えや転校を推奨するなどの負担を負わせることはきわめて侵襲的な対応であり、厳に慎むべきことである。

しかるに臨床現場で頻繁に目にするのは、いじめ被害を受けた児童生徒や保護者に対して、あたかも「泣き寝入り」を推奨するかのような学校側の姿勢である。この現状は、被害児童生徒と保護者にとって「二次被害」としてさらなるトラウマをもたらすことになる。本件でそうした対応がなされたというわけではないが、一般的な注意喚起として申し述べておきたい。

対応の基本は、被害児童生徒を中心に据えた合理的配慮と対応である。徹底して被害児童生徒に寄り添うという姿勢が、被害児童生徒の毀損された自尊感情を修復する上で重要な意味を持つ。

【加害者への対応】

次いで、加害者対応についての提言に移る。いじめ加害者について「いかに指導すべきか」という議論は珍しくないが、被害者の回復に照準を当てた加害者対策に関する文献は少ない。しかし本件はいじめ被害と同時に性被害でもあり、性被害における加害者対策については多くの研究がある。ここでは、トラウマ臨床の第一人者であるジュディス・L・ハーマンの著作『真実と修復』(みすず書房　2024年) に依拠しつつ加害者対策について述べ、提言とする。

ハーマンによれば「暴力を生き延びた人の多くが心からの謝罪を望んでいる。加害者が罪を認め、その責任を取り、言い訳をせずに改心し、償いのために何だってすると表明することを求めている」という。本当の謝罪とは「加害者が道徳を知り、新しく生まれ変わって、そして同じ罪を二度と犯さないと約束すること」であるという。

逆に、性犯罪被害者の多くは、加害者の処罰にはあまり関心を持たないという。むしろ必要なのは「再統合のための羞辱化」とされる。これは加害者を排斥するのではなく、加害者がコミュニティ（いじめであれば学級）からの批判を受けることで、コミュニティに再参加するためのステップである。

以上の記述に続けてハーマンは、ある性犯罪被害者が加害者に求めたことを引用している。すなわち「罪を認めること」「謝ること」「償いをすること」である。ただしこれらはあくまでも、被害者の安全確保がなされた後の修復過程ということになる。

以上を踏まえ、いじめが起きた場合になされるべき基本的な対応方針を以下に整理する。

【心理的・精神医学的観点に立った被害児童生徒への対応】

被害児童生徒の安心、安全の確保を最優先することが求められる。具体的には、家族や学校が被害児童生徒に寄り添い、徒に被害児童生徒側の責任を求めず、被害児童生徒が安心できるために何が可能かを検討する。また被害児童生徒が通院を要するような精神的ダメージを負っていたり登校困難となっているような場合には、加害児童生徒と接触する機会を減らす意味で、加害児童生徒の出席停止やクラス替えなどの措置を検討する。

・　事実関係を調査した上で、加害があったと認められる場合は、加害児童生徒自らに加害の事実を認めさせ、そのどこが問題であったかを加害児童生徒の言葉で、口頭で説明させ、第１回目の謝罪をさせること。その際、いじめ防止対策推進法第２２条が定める「いじめ防止等の対策のための組織」がリードする中、複数の教員や被害児童生徒の家族が立ち会うこと。説明と謝罪は対面でなされることを第一に考えるが、被害児童生徒が恐怖や不安を訴える場合は、録画やリモートでもよい。

・　被害児童生徒の精神状態が安定し、対面が可能になった段階で、被害児童生徒の家族や複数の教員立ち会いのもとで、加害児童生徒に第２回目の謝罪をさせること。その際、いじめを繰り返さないために自分でどんな努力や工夫をしたかについて説明させること。

・　以上の方針をいじめ対策の基本として明文化し、場当たり的、恣意的な「加害者指導」などで代替しないこと。

以上の対応の中で加害者側も傷つく可能性があり、また加害者の背景にも別のいじめや虐待がひそんでいる場合がある。そうした点に十分に配慮し、懲罰的な態度ではなく、可能な限り対話的に対応がなされることが望ましい。教育実践上は、加害児童生徒がこれまでの「人をいじめて楽しむような自分」から脱却して、人権を大切にし、人に共感できるような「新しい自分」づくりに挑戦するよう促し、支援す

る姿勢を持つことが大切である。

【精神科病院での治療のあり方】

本件のように自殺企図がみられた場合、安全な環境で治療を行うべく精神科病院での医療保護入院という形がとられることがあるが、本来望ましい治療のあり方は、発達障害とトラウマに照準を当てた精神療法と、必要最小限の入院治療であり、その際も本人が屈辱を覚えるような行動制限は最小限にするべきである。たとえば、可能な限り保護室への隔離は行わず、二次被害につながりかねない身体拘束も避けるなどの配慮が求められる。可能であれば家族など、本人が信頼できる立場の者が付き添うなどして、安心と安全を確保することが望ましい。

性被害を受けて入院治療を受ける場合、入院中に警察が本人に事情聴取を行おうとする場合がある。この場合、病院管理者（院長、看護師長など）は、担当医と相談の上、聴取によってフラッシュバックをはじめとする精神症状が増悪するリスクがある場合は、聴取を不許可とすることが望ましい。ただしこれは、入院中の事情聴取が絶対禁忌、という意味ではない。本人の状態が安定し、聴取に同意が得られた場合は、以下のような条件下で聴取を許可することはあってよい。安全に事情聴取を行うためには、病院スタッフや家族との連携が必須である。同席が前提となるが、被害者の希望により面接者と一対一で面接を行うにしても、その様子をモニターやワンウエイミラーごしに観察してもらう。これは被害者が事情聴取によって心身に不調を来した場合に、聴取を中断して休養を促すなどの配慮が必要となるためである。また警察の不適切な質問が本人を傷つけることを予防する意味もある。どれほど配慮をしても、事情聴取は本人にとって大きな負担となる可能性が高いため、終了後のクールダウンや休憩においても家族や

スタッフの付き添いが望ましいことは言うまでもない。以上のような対応は、むしろ入院中のほうが条件設定がしやすい可能性がある。

なお、今回のような性被害の場合、各自治体に設置されている相談窓口「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」に相談することも考慮されるべきであろう（携帯電話、ＮＴＴアナログの固定電話からは　＃８８９１）。このほか、トラウマに配慮した被害者支援という点では、武蔵野大学の小西聖子研究室が編纂した「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン」（http://victims-mental.umin.jp/kyusei.html）なども参照することが望ましい。

専門的なトラウマ治療としてはＰＥ（持続暴露療法：トラウマの原因となった刺激に段階的に触れさせることで回復を図る手法）やＥＭＤＲ（眼球運動を用いてトラウマ記憶を緩和する手法）といった手法が一般的であるが、実施できる病院は都内を中心に限られている。とはいえ通常の支持的精神療法のみでは限界があるのも事実である。オープンダイアローグというアプローチは、高度な専門性を必要とせず、強力に回復を促進する可能性を秘めているため、このアプローチによる対応を提言する。オープンダイアローグとは、フィンランド発祥で、もとは統合失調症のケアの実践から生まれた対話実践である。概略を以下に示す。

・　いじめ当事者（被害者、加害者ともに）の児童生徒、場合によっては家族、二名以上の教師またはスクールカウンセラーが参加する。

・　それぞれの当事者の言い分を十分に傾聴する：このとき、当事者の言い分を遮ったりせず、議論、説得、尋問、アドバイスはしない。

・　傾聴の後に教師間で「リフレクティング」（感想や対応のアイディアの交換）を行う。この場ではいかなる「指導」も行わない。

・　一回三〇～六〇分のミーティングを数回繰り返す。

このような、治療チームと当事者および当事者の家族などの関係者（教師や友人など）が参加してなされる対話の中で、当事者はつながりを再確認し、孤立無援感から回復する可能性がある。

４　いじめの防止についての提言

（１）はじめに

今日のいじめは、本件がそうであったように、ほとんどがＳＮＳを通じて行われる。２０２０年頃からハラスメントや人権意識の高まりを背景に、ＳＮＳの規制やいじめ加害者への厳罰化議論が加速していき、国際的にも大きな政治イシューとなっている。フランスや韓国などいじめの「厳罰化」を急進展させている国もあるが、現段階では効果は未知数である。

日本でもいじめ自殺が相次ぎ、いじめの「厳罰化」を求める声が日増しに大きくなってきている。しかし、いじめは多種多様な様相を呈するものであり、時の経過で被害側と加害側が入れ替わることもみられ、一概に「厳罰化」を追い求めることが最適な解であるとは言い難い面もある。特に義務教育段階では、行為者の主観はいじめ認定において考慮すべきではないが、さりとて行為者が主観的害意をもって行ったことではない軽微な行為により、行為者が思う程度をはるかに超えて受け手に心身の苦痛が生じたような場合に、ただ厳罰をもって行為者に接するのでは、真の反省、解決には到底つながらない。厳罰化を進展させている国でも、北欧のいじめ防止プログラム等を並行して実施するなど、世界各国で試行錯誤が続いている。日本も法が施行されてから既に１０年が経過したが、いまだ教育委員会、学校において法の正確な理解が進まず、法の求める組織的ないじめ対応が行われているとは言えない。それでも、２０２２年には「生徒指導提要」が改訂され、２０２３年には「こども基

本法」が施行されるなど、子ども権利擁護のための基盤がようやく整いつつある。いじめ問題も、今後は子どもの人権擁護と権利保障という視点を明確化した上で、人権や権利侵害に対しては毅然と対応しつつ、並行して予防文化の構築に力点を置いた「実効性のある」内容の法改正に一刻も早く取り組むべきである。本節がそのための一石となることを切に願うものである。

（２）すべての児童生徒に性教育を保障すること

本件では、生徒が、発達特性に起因する言動により、クラス内に構築された一定の人間関係のもとで疎外され、クラスとは別の居場所としてそこに在ることを希求した先輩らとの関係性において、最終的には金品や性を差し出すかたちでのいじめ被害を受けることとなった。

警察庁の「令和５年における少年非行及び子供の性被害の状況」によれば、小中高生のいじめに起因する事件は２９２件に上り、低年齢化も進んでいる。罪種別では児童買春・児童ポルノが４６件あり、いじめに起因する事件のうちインターネット利用のものは児童買春・児童ポルノにおいては４３件であった。２０２３年のＮＴＴドコモ「モバイル社会研究所」の調査においてスマホの所有率は小学３年生で３割、小学６年生で６割を超え、中学３年生では８割に達しているとされている。インターネット上には性的な情報があふれ、子どもたちの間での画像などのやり取りも珍しくない状況が現にある。本件で起きたことは、全国どこでも、どの子どもたちにも、起こり得ることである。

２０２３年（令和５年）から全国の学校で「生命（いのち）の安全教育」が本格的にスタートした。これは２０２０年に政府が策定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、児童生徒が「生

命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの」[7]である。児童生徒の性暴力被害は後を絶たず、前述の警察庁の統計によれば２０２３年の児童ポルノ事犯の被害児童生徒数は１４４４名と、９年前の約２倍に増加している。特にＳＮＳに起因する事犯の被害児童数は１６６５名に上り、その内、児童買春・児童ポルノの被害児童数は８８２名、不同意わいせつは３３名、面会要求等は６名、性的姿態撮影等処罰法３名となっており、アクセス手段は９７％がスマートフォンであった。児童生徒が性暴力の被害者・加害者・傍観者にならないためにこうした教育は重要不可欠であるし、文科省が教育課題として性暴力を取り上げたことは大きな前進ではあるが、「生命の安全教育」には決定的に欠けていることがある。前提となるべき「性教育」である。

日本では、性教育については終戦後から一貫して「寝た子を起こすな」という考えが主流であり、「純潔教育」の推進といった古い価値観が支配的であった。１９８０年代にエイズが社会問題化し、性教育が教育課題に浮上してくる中で、１９９２年に学習指導要領の改訂が行われ、小学５年の理科で「生命の誕生」を学ぶようになるなど、「性教育元年」と呼ばれた。しかしながら、１９９８年に学習指導要領が改訂されると、小学５年の理科では「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」、中学１年の保健体育では「妊娠の経過は取り扱わないものとする」という通称「はどめ規定」と呼ばれる一文が記載され、２００３年東京都立七尾養護学校（当時）が取り組んでいた障害児に対する性教育実践や、２０１８年足立区立中

[7] 文部科学省."性犯罪・性暴力対策の強化について".生命の安全教育 https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html(参照 2024-6-19)

学校での避妊や人工中絶を教える性教育が学習指導要領に記載された内容を超えており不適切であるとのバッシングに晒された結果、教師がすっかり萎縮してしまい、授業で「性交」について扱う性教育を行うことが極めて難しい状態が続いている。

現在も学校における性教育は極めて限定的で、性教育に充当される時間は中学校では１学年あたり１年間で平均３時間弱にすぎない。性の情報は、インターネット上などで氾濫しており、児童生徒は、バイアスのかかった性に関する情報に加えて、こうした氾濫している性の情報を見たり聞いたりすることですでに性の知識を得ているという現状にも目を向ける必要がある。性や性交の問題は、人間関係における最も大切な問題であり、社会的関係性における問題として、性や性交の問題を児童生徒が大切なものとして理解しないと、性暴力についていくら教えられても、具体的に自分事としてイメージしたり理解したりすることは非常に困難であろう。

性教育は現在、欧米諸国を中心に、２００９年にユネスコ等の国際機関が提唱した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（２０１８年に改訂）に則って各年齢に適した性教育が学校で実践されている。ガイダンスの中にあるComprehensive Sexuality Educationの翻訳である「包括的性教育」は８つのキーコンセプト[8]からなり、生殖・性交だけでなく、人権教育を基盤に性的同意やジェンダー平等、性の多様性、コミュニケーションなどの人間関係を含む幅広い内容を、科学的根拠に基づいて示し、４つの年齢のグループごとに繰り返し体系的に学んでいくものである。日本は、２０１９年に国連子どもの権利委員会から「思春期の児童の性と生殖に関する健康につ

[8] ユネスコ編、浅井春夫・艮香織・田代美江子・福田和子・渡辺大輔訳（2020）『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】－科学的根拠に基づいたアプローチ』（明石書店）、71-159頁参照のこと

いて包括的政策をとるとともに，早期妊娠及び性感染症の防止に特に焦点を当て，思春期の女子及び男子を対象とした性と生殖に関する教育が学校の必修カリキュラムの一部として一貫して実施されることを確保すること」[9]と勧告されるほど、性教育は国際的にみてかなり遅れてしまっている。ユネスコの委託により実施された科学的根拠のレビュー[10]によれば、包括的性教育によって「性的行動やリスクの高い性的行動、性感染症やＨＩＶの罹患率を上昇させない」ことは既に明らかになっており、むしろ学校教育で性教育が行われないことによって、児童生徒が様々なリスクに晒されている現状を鑑みるに、義務教育段階で国際標準である包括的性教育に準拠した性教育の実施が早急に検討されるべきであることは言を俟たない。

国は学習指導要領から速やかに「はどめ規定」とされる一文を撤廃し、義務教育段階から科学的で人権尊重の視点に立った「包括的性教育」の実践に切り込むことが急務である。そもそも学習指導要領は最低限教えるべきものを記載した「最低基準」に過ぎないのであって、学習指導要領の内容を超えて教えても問題はない。本件が起きた旭川市においては、本件に類似する児童生徒間の性被害・加害を伴う事例が発生している可能性、また今後発生し得る可能性も踏まえ、包括的性教育を計画的に設定し実践すること、そのための教員研修を実施すること、また保護者に対しても包括的性教育に関する積極的な情報発信が求められるところである。教員研修に際しては教員自身が学校で性教育を受けていないことが想定されるた

[9] 国際連合児童の権利委員会."日本の第４回・第５回政府報告に関する総括所見".外務省.2019-3-5. https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100078749.pdf（参照 2024-06-19）

[10] ユネスコ編、浅井春夫・艮香織・田代美江子・福田和子・渡辺大輔訳（2020）『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】－科学的根拠に基づいたアプローチ』（明石書店）、56-63 頁参照のこと

め、道内の関係機関等の講師による座学だけはなく、国内外の教員向け性教育に実績のある民間団体等から講師を招く、もしくはオンラインを活用した研修なども組み入れて、性教育に関する最先端かつ実践的な知識・情報を体系的かつ段階的に学べるようにすべきである。教育委員会は教員が研修に参加するための時間的保障をし、学ぶための支援を惜しんではならない。本件のような事態を二度と繰り返さないためにも、あらゆる方策を駆使して再発防止に努めてほしい。

さらに付言すれば、発達障害のある児童生徒を対象とした包括的性教育の学びの機会の創出と環境整備は急務である。第二次性徴では自らの身体の変化とともに、性ホルモンの働きにより性差が現れ、性的エネルギーが増大する。思春期の自我同一性の確立過程で性的な事柄に興味関心を抱いたり不安を感じたりすることは成長発達段階において当然のことである。ところが、発達障害のある児童生徒は発達特性に付け込まれて被害にあっても被害を認識することや言語化することが難しかったり、性的欲求をコントロールするスキルが未熟なため、時に問題行動や逸脱行為を起こしたりすることがある。特別支援学校では障害の程度や発達段階に応じた性教育の蓄積があるものの、特別支援学級や通級指導教室に在席する児童生徒への性教育は、個別に対症療法的に行われてはいても、積極的に実施されているとは言い難い。国連の障害者権利委員会は２０２２年、「全ての障害者、特に障害のある女性及び女児が、他の者との平等を基礎とした、質の高い年齢に適した性及び生殖にかかる保健サービス及び性教育を利用する機会を確保する措置が限定的である」[11]として、日本政府に対し、これらを受けられるようにすべきとの勧

[11] 国際連合 障害者の権利に関する委員会 第 27 会期."日本の第 1 回政府報告に関する総括所見（仮訳）".外務省 2022-10-7.
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf(参照 2024-6-19)

告を出している。日本独自の特別支援教育制度の狭間で正しい知識を学ぶことが出来ない、特別支援学級や通級指導教室に在籍する発達障害のある児童生徒を対象に、障害の程度や年齢に適した学習内容を構築し、包括的な性教育の実践に取り組むことで、防げる被害・加害も多いはずである。

本件類似事案の再発防止のためにも、深刻な人権侵害行為である性的ないじめ、性暴力の被害・加害を予防するためにも、旭川市のすべての子どもたちに人権を基盤とした学校での包括的性教育を保障すること、また市内の公立学校における「国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】」に則った包括的性教育の早期実現を提言したい。

〔文献〕

① 浅井春夫（2020）『包括的性教育―人権、性の多様性、ジェンダー平等を柱に―』大月書店
② 浅井春夫他編著（2023）『Ｑ＆Ａ多様な性・トランスジェンダー・包括的性教育―バッシングにたちむかう７４問』大月書店
③ キャロル・グレイ著、服巻智子訳・解説（2008）『発達障害といじめ―“いじめに立ち向かう”１０の解決策』クリエイツかもがわ
④ 宮口幸治編著（2019）『学校でできる！性の問題行動へのケア―子どものワーク＆支援者のためのツール』東洋館出版社
⑤ ユネスコ編、浅井春夫他訳（2022）『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】―科学的根拠に基づいたアプローチ』明石書店

（３）児童生徒に寄り添い、実態に即した相談・支援、教育体制の整備を行うこと

本件では、ＳＮＳを利用した性的ないじめが生徒を自殺に追い込む要因の一つとなったことを心理学的、精神医学的な側面から指摘したところである。例えば、性的なメッセージや裸の自撮り写真や動画等をＳＮＳに送り共有するセクスティング（Sexting）自体は１８歳以上の主に恋愛関係にある二人が、親密さを示すためや楽しみのために同意のもと行われるものであって、それ自体は違法行為というわけではない。しかし、相手がその画像や動画を他の人と共有したり、性的な写真を送らないと別れる、写真を公開するなどと脅したりしてくるような場合（リベンジポルノやセクストーションと呼ばれる）は犯罪になることもあるし、撮影された映像の被写体が１８歳未満の場合は「児童ポルノ製造罪」となる場合もある。警察庁の調べ[12]では、児童ポルノ事犯における「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は５２７件に上っており、最多被害は中学生で２６６件と全体の半数を占めている。

性犯罪については性被害の実態に合っていないとする犯罪被害者らの訴えを受けて関係する法の改正が行われ、２０２３年にはＳＮＳを介して被害にあう児童生徒の増加を背景に「性的姿態等撮影罪」や「性的影像記録提供等罪」などが新設、施行された。

しかしながら、法律があってもＳＮＳを通じて性的な画像等がインターネット上に流失してしまうと、被害者に永続的かつ深刻な結果をもたらす可能性がある（デジタルタトゥーと呼ばれる）。セクスティングの場合は、自ら性的な画像を撮影し送信しているため、児童生徒本人は自分が悪いと自らを責めているケースも多い。本件のように、ＳＮＳを介した性的いじめや、それに伴う性暴力がおきた時、被害者と加害者が同じ学校の場合などは特に、教員側に知識が

[12] 警察庁生活安全局人身安全・少年課（2024）「令和５年における少年非行及び子供の性被害の状況」18 頁

なければ初期対応を誤り、重大事態と認知出来ないばかりか、対応が遅れることによって二次被害の拡大につながる可能性もあることに十分留意しなくてはならない。

また、ＳＮＳを介したいじめは急速に進行するが、周囲の大人（保護者や教員）は気付けず、表面化した時にはすでに深刻な状況に陥っている場合も多い。ＳＮＳを介してインターネット上で行われるいじめ（ネットいじめ）は、大人が考えているよりもずっと深刻かつ残酷で、ＳＮＳはリアルよりも同調圧力が強い上に匿名性や密室性が高く、リアルないじめとも強い相関があるとされる。ネットいじめのそうした特性や実態を踏まえ、旭川市には主として予防の観点から次の３点を提言したい。

第一に、児童生徒に寄り添った相談・支援体制の整備、第二に、実態に即した「メディア情報リテラシー教育」、第三に、児童生徒間の性的ないじめ、性暴力事案に対する「危機対応マニュアル」の作成である。以下それぞれの詳細を述べる。

まず、児童生徒に寄り添った相談・支援体制の整備であるが、今日いじめ問題に関しては、国レベルから民間まで含めると数多くの相談窓口があり、相談方法も電話だけでなく、オンライン相談、チャット相談など多様である。しかし、特に思春期只中の中学生においては、大人から精神的に自立しようとする思春期特有の発達段階の影響が大きく、仲間意識やいじめられていることに対する羞恥の心理、プライド、親に迷惑をかけたくないという様々な思いがバリアとして作用し、依拠する人間関係によっては、本人がそれを苦痛として認識できなかったり、苦痛を受けていない、または苦痛の程度を過小に装ったりすることもある。そういう思春期特有の心理状態にある場合、いじめに苦しんでいてもいじめを標ぼうする相談窓口にはつながらないケースが多いと思われる。性に関わる相談はさ

らに困難で、性被害・性暴力に関する相談窓口は増えてきているものの、たとえば自撮りした裸の画像が流出したという悩みが性被害・性暴力であると認知できなければ、やはり性被害・性暴力を掲げた相談窓口にはつながらない。内閣府の性暴力被害にあった若者（１６～２４歳）を対象としたオンライン調査[13]によれば、被害にあったときの相談状況をたずねた質問に対し「どこ（だれ）にも相談しなかった」との回答が４７．３％に上り、約半数が相談につながっていないことが明らかになった。前述したように性被害にあった児童生徒に性に関する知識がなければ、自分のことを守れないばかりか、自分の身に何が起きたのか認識することが出来ず、心身に深い傷を負ってしまう。それでも誰かに悩みを話したい場合に児童生徒が頼るのが、第一に友人・知人であり、時に本人が話しやすいと感じるＳＮＳのダイレクトメッセージやオンラインゲームやアプリのチャット機能を通じて知り合った相手であったりする。本件でもオンラインゲームやＳＮＳで知り合った複数の人にいじめや性被害についての悩みを打ち明けていた。しかしながら匿名性の高いインターネット上にはなりすましも多く、子どもを狙った性犯罪者の温床になっていることから、身近な公的機関に子ども自身が安心して相談できるような体制を整えることが強く求められる。

児童生徒が安心して自分の悩み、特に性に関する悩みを相談でき、サポートを受けられるようにするためには、ＷＨＯの「ユースフレンドリーなヘルス・サービスの実現」[14]が提唱する５つの要素①公平

[13] 内閣府男女共同参画局（2022）「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」

[14] WHO（2012）,#なんでないのプロジェクト訳（2022）「ユースフレンドリーなヘルス・サービスの実現―青少年にやさしいヘルス・サービスのための国家品質基準の加発」https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/75217/9789241503594-jpn.pdf.36-43頁が参考になる

であること、②利用しやすいこと、③受け入れやすいこと、④適切であること、⑤効果的であること、が参考になるだろう。旭川市には現在ある児童生徒向けの相談窓口の活用状況を検証し、児童生徒のニーズをユースフレンドリーの視点からきちんと捉え直し、児童生徒のこころとからだに関する悩みに寄り添った重層的な相談・支援体制を構築してほしい。児童生徒にとって「相談をすること」の心理的障壁は大人が思うよりもはるかに高い。性にまつわることであれば尚更である。当事者である子どもの声を丁寧にかつ真摯に聴きながら、必要があればどこへでも出向くようなアウトリーチ型の支援も含む、児童生徒に信頼される重層的な相談体制が整備されることを期待したい。

さらに旭川市について言えば、行政から独立した立場で子どもの人権や権利擁護についての実態把握や調査、勧告できる権限のあるオンブズマン（オンブズパーソン、コミッショナーとも呼ばれる）による子どもの権利擁護の仕組みが設けられる必要性がある。本件がそうであったように、学校や教育委員会において有効な対策が取られることなくいじめが反復・継続する場合において、被害者の救済機関としての相談窓口が学校外に設けられていることは非常に重要である。日本は国連子どもの権利委員会から制度としてのオンブズマンを設置するよう何度も勧告を受けているが、現在に至るまで国レベルでは設置されておらず、国内にも３０程度の自治体にしか子どものための独立した権利擁護機関が設置されていないのが現状である。旭川市が、本件において生徒に対する深刻な人権・権利侵害があったことを真摯に受け止め、再発防止策を真剣に検討していくのであれば、子どもの人権・権利侵害が発生した時に保護や回復をするための独立した権限と財源を有する、専門家によって構成された機関の創設を強く求めたい。

第二に、実態に即した「メディア情報リテラシー教育」である。

ユネスコによればメディア情報リテラシーとは、「メディアリテラシーと情報リテラシーを統合したものであり、ニュースリテラシーやデジタルリテラシーをはじめとする他の様々な関連するリテラシーの概念を包含しているもの」であって、「メディアの機能を理解して情報を批判的に捉え、民主的参加のためにメディアを活用する能力」[15]である。ＧＩＧＡスクール構想の中で一人一台端末時代において、学校でメディア情報リテラシー教育が必須であることは言を俟たない。しかし、現行の学習指導要領では未だ「情報モラル教育の充実」に止まり、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること」を重視しているが、スマホやタブレットの操作、ＳＮＳなどについてはデジタルネイティブ世代である児童生徒の方が圧倒的に詳しく、従前の情報モラル教育やインターネット・リテラシー教育では対応出来ていない実態がある。

旭川市には本件類似事案の再発防止に向けて、早急かつ定期的に児童生徒のスマホやＳＮＳの利用状況調査等を行い、実態把握に努めるとともに、調査結果に基づいて学校ごとの課題を抽出し、実態に即した研修や啓発活動に取り組むことを推奨したい。取り組みにあたっては当該学校の当事者でもある児童生徒が自分事として関わることが重要で、教員や保護者らも児童生徒とともに学び合いながらネットいじめ等の課題に主体的かつ積極的に取り組んでいってくれることを期待したい。また、グローバルかつ中長期的な視点に立って、児童生徒が安心安全にＳＮＳやインターネットを活用出来るようにするため、学校でメディア情報リテラシー教育を体系的

[15] 総務省（2022）「メディア情報リテラシー向上施策の現状と課題等に関する調査結果報告」https://www.soumu.go.jp/main_content/000820476.pdf

に学べるような取り組みを進めてもらいたい。近年国内外で「児童生徒とデジタル機器の関係をポジティブに捉え直すデジタル・シティズンシップ教育への期待が高まっ」[16]ている。すでに埼玉県戸田市等いくつかの自治体で先進的な取り組みが始まっており、そうした自治体と連携し課題等を共有しながら、旭川市独自のメディア情報リテラシー教育を構築していってもらいたい。メディア情報リテラシーを育成するためには、保護者の理解や地域との連携も欠かせない。学校教育においてメディア情報リテラシーを学ぶ重要性や理念を共有しながら、より具体的かつ包括的で実践的な新たな学びを構築することが求められる。

第三に、児童生徒間の性的ないじめ、性暴力事案に対する「危機対応マニュアル」の作成である。全国の学校は、児童生徒間の性的ないじめや性暴力事案が発生した際の対応について苦慮していると推察される。性の問題を扱う際はプライバシーの配慮が一段と求められ、場合によっては警察や医療機関、児童相談所等の専門機関との連携も必要となる。対応方法が分からないからといって担任や相談を受けた教職員が一人で抱え込んでしまうと二次被害のリスクが高まり、重大な事態を引き起こす可能性もある。

旭川市は、本件の学校対応、市教委の杜撰な対応の問題点を踏まえ、再発防止ならびに予防活動に資するために、性的いじめや性暴力の重大事態が発生した際の手引きとなるマニュアルを作成すべきである。手引きの作成にあたっては、兵庫県尼崎市教育委員会が制作した「学校で性暴力被害がおこったら」や三重県の「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」などが参考になる。

---

[16] 坂本旬（2023）「偽情報時代のメディア情報リテラシー教育政策と実践の展望 メディアリテラシーからデジタル・シティズンシップ教育へ」『メディア情報リテラシー研究』法政大学図書館司書課程、第4巻1号、226頁

また旭川市には、これらに加え、平時からの関係機関、特に警察と学校との連携強化が求められる。文科省の通知[17]にもあるように、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、「学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応すること」、また昨今は「学校では取扱いの判断が困難な事案も多く、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう」連携体制の構築に取り組むことが強く要請されている。本通知に基づき早急にいじめ問題への対応における警察との連携についてのマニュアルを整備し市内の全学校に配布するとともに、教職員への周知を徹底してほしい。今一度、本通知にもある「いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、学校及び学校の設置者は、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くすことが必要」であることを旭川市への提言として置いておきたい。

〔文献〕

① ケイト・レイノルズ著、森由美子訳（2019）『自閉症スペクトラム障害の性支援ハンドブック―障害が重い人のセクシュアリティ』クリエイツかもがわ

② 越直美（2014）『教室のいじめとたたかう―大津いじめ事件・女性市長の改革』ワニブックス PLUS 新書

③ 坂本旬他著（2020）『デジタル・シティズンシップ：コンピュータ1人1台時代の善き使い手をめざす学び』大月書店

[17]文部科学省."いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）.2023-2-7. https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf,（参照 2024-6-19）

④ 坂本旬（2022)『メディアリテラシーを学ぶ―ポスト真実世界のディストピアを超えて』大月書店
⑤ 末富芳編著（2023)『子ども若者の権利とこども基本法（子ども若者の権利と政策）明石書店
⑥ 中橋雄（2021)『【改訂版】メディア・リテラシー論―ソーシャルメディア時代のメディア教育』北樹出版

（４）特別支援、障害特性などへの対応を丁寧にすること

２０１６年５月２５日に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が可決成立し、８月１日から施行された。本法の第８条において、「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することが明記され、学校においては適切な教育的支援を行うとともに「個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進」と「いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うこと」などが新たに規定された。高校における通級による指導の制度化、学習指導要領における特別支援教育に関する記述の充実など、発達障害のある児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する教育環境の整備・充実が行われてきたところである。

文科省が実施し学級担任等が回答する「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和４年）について」[18]によれば、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」小・中学生が全国に８．８％いると推定されており、これは３５人学級であれば１クラスに３人ほどが特別な教育的支援を必要としていることになる。ところが、法整備が進み

[18]文部科学省.”通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和４年）について”.2022-12-3,
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm(参照 2024-6-4)

教育環境の充実が謳われてきたにも関わらず、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒のうち、７０．６％の児童生徒が「校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断されていない」のであって、さらに８６．９％の児童生徒が「現在、通級による指導を受けていない」ことが明らかになった。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、７９．７％が「個別の教育支援計画」を作成しておらず、７５．８％が「個別の指導計画」を作成しておらず、４３．２％の教員が「授業時間内に教室内で個別の配慮・支援」を行っていないことも示された。

旭川市では、特別支援学級に属する児童等について、「すくらむ」[19]という、医師の診断やそれを踏まえた具体的な支援の内容などを記した資料が作成されるが、これについては学校間で引き渡されるのではなく、保護者において保管し、小学校に引き続き中学校でも特別支援学級に入級する場合は、保護者から中学校に提示されることとなっている。特別支援学級に在籍するか否かに関わらず、「気になる児童生徒」がいることを踏まえると、仮に、特別支援学級を途中で退級するようなことがあったとしても、本人や保護者の同意の下、「すくらむ」は活用されてもよい。「教育的支援を必要とする生徒」について、個別の教育支援計画が引き継がれていくことが大切であり、合理的配慮の提供の充実を図っていく必要がある。学習指導要領にも「障害のある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である」と明記されており、児童生徒

[19] すくらむ（旭川版）“旭川版育ちと学びの応援ファイル「すくらむ」”.旭川市.2015-8-30.https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/252/p000926.html（参照2024-6-19）

の支援の必要性に十分に寄り添った支援が求められる。

また、保護者から「すくらむ」の提供がなされなかったとしても、学習指導要領に「個別の教育支援計画の作成を通して、生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である」と明記されているのだから、「発達障害者支援法」「発達障害者支援法の一部を改正する法律」などに鑑みても、本件において、中学校入学後初期の段階で個別の教育支援の計画作成がなされなかった点、必要に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際に必要な情報として保護者や関係機関等から十分な情報収集を行っていなかった点については極めて遺憾である。法や学習指導要領に則り、障害特性に応じた「個別の教育支援計画」が早期に学校主体で作成されていたならば、担任をはじめ教師らが、当該生徒がクラス内で適切な人間関係を構築するための集団におけるコミュニケーションについてもう少し注意深く配慮出来た可能性があり、また他の生徒が当該生徒について理解を深める機会を設けることが出来た可能性もあり、感じていた不安感や孤立感を和らげることも出来たのではないだろうかと推察するところである。

教員不足が言われて久しく、すべてについて１００％取り組むことが難しいとしても、学習指導要領にあるように「通常の学級に在籍する障害のある生徒などの各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある」のであって、特別支援学級に在籍している、いないに関わらず、障害や困難を抱える全ての児童生徒に対して個別の教育支援計画が作成されるこ

とが望ましい。また、必要に応じて学校内外の教育資源の活用や専門機関等との連携を図ることを強く求めたい。

なお、旭川市等で活用されている「すくらむ」であるが、文科省が示すところの個別の教育支援計画より対象者を広くとらえており、「育ちと学びの応援ファイル」として様式が提供されている。個別の教育支援計画は通常、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒、通常の学級において通級による指導を受けていない障害のある児童生徒が対象となっているが、旭川市は「『すくらむ』は、例えば、子育てが心配な保護者や、「慢性疾患（喘息、糖尿病、摂食障害など）がある」「転校が多い」「不登校」「思春期」「アレルギー（食物･動物アレルギー、アトピー、化学物質過敏症など）がある」「障害（発達障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱など）がある」などの子どものために、有効に活用することができます。」としている点、「『すくらむ』は、本人・保護者のものです。したがって、基本的には本人・保護者が保管・管理します。」となっており、一般的に想定される個別の教育支援計画の利用対象、使用方法とは意味を異にしている点が懸念される。他の自治体では、個人情報の取り扱いに十分注意した上で、学校が作成し学校が管理することになっていることが多いが、小学校から中学校に進学する段階で保護者が積極的に活用を申し出なければ引き継がれないものであり、そもそも学校が作成し学校が主体となって活用しなければ意味をなさない。旭川市には「すくらむ」の活用方法について再考を促すとともに、個別の教育支援計画について、特に通常の学級において通級による指導を受けていない障害のある児童生徒については「全員」作成するように望みたい。

〔文献〕

① 小倉正義編著（2023）『発達障がいといじめ―発達の多様性に応える予防と介入』学苑社
② 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2020）『特別支援教育の基礎・基本２０２０』ジアース教育新社
③ 土橋圭子・渡辺慶一郎編（2020）『発達障害・知的障害のための合理的配慮ハンドブック』有斐閣
④ 渡邉貴裕・橋本創一他編著（2021）『知的障害/発達障害/情緒障害の教育支援ミニマムエッセンス』福村出版

（５）クラス内のカースト化を可及的に予防すること

いじめの予防において、例えば、クラスにおいて自然にできたグループが、さまざまなことに起因して、児童生徒らが意識しているか否かに関わらず、序列を形成することがある（カースト）。カーストはしばしばいじめの温床ともなりうるため、児童生徒のグループは作られるとしても、そこに序列（カースト）が生じることがないようにすることはいじめ予防の意味もある。

カースト化の予防のためには「予防する」ことを明言した上で、クラスを「攪拌」することが望ましい。具体的には、グループが居場所になっている児童生徒に留意しつつ、ランダムな組み合わせの小グループをホームルームで毎回つくり、その都度テーマを決めて生徒同士で話し合うようにする。これにより「この生徒とこの生徒が一度も絡んでいない」という状況を減らすことが可能となり、カースト化を緩和したり予防したりすることが可能となる。

さらには、学級担任の実践的課題としては、学級目標づくりや各行事毎にスローガンとなる目標を設定し、どのグループも含めて学級全体が目標実現のために力を発揮するようにリードできるとよい。それでこそ、学級生活を通して多様な人間の集団でありながら共通の目標に向かって力を合わせる「民主主義のトレーニング場」

となり得るのである。

なお、それでも前述のとおり、一定の人数が集まり共同生活を行う以上、ある種のヒエラルキーが生まれるのは避けがたいことであり、このような取組を行ったとしても、なおカーストはある（あり得る）ことを念頭に柔軟な対応が必要ではある。

（６）教育の原点に立ち帰ること

＜教師とは何か、学校とは何かを問うことが大切である＞

いじめ問題への対策や対応力は、学校とは何か、教育とは何か、教師とは何か、といった原理・原則論はもとより、保護者との連携はいかにあるべきか、子どもの成長を保障する「職員室文化」とは何か、さらに教師の「市民性」とは何か―これらの広やかなそもそも論を問うていることにほかならない。順次、簡潔に課題提起をしたい。

● 学校とは何か

学校とは、必ずしも社会に出て働き、社会生活を営むためのトレーニング場ではない。むしろ逆に、労働現場や社会をこそ改革し前進させるために必要な市民としての意識や具体的な方法を学び身に付け、トレーニングする、ある意味では「民主主義のトレーニング場」（アーネ・リンドクウィスト、ヤン・ウェステル著『あなた自身の社会―スウェーデンの中学教科書』新評論、１９９７）としての役割が大きいと言える。

かつてよく言われたような「スクール・ツウ―・ワーク」（社会で有為に働く人を育てる）といった狭い一方通行の役割だけではない。

● 教師の役割

こう考えると、教師の役割も自動的に明らかになる。つまり、教師とは、子どもたちに一方的に知識を施すといった従来型の役割や、子どもたちを上から目線で「教え」、「管理」する仕事を担うわけではない。個々の子どもたちに伴走し、子ども自身が成長・発達しようとする知的学びの意欲や生活全般をサポートする役割を担っているのである。さらに現代においては、地球環境を守り、世界の紛争を解決する地球的な課題にも大人と共に向き合い、共に解決する仲間であるという感覚も必要だと言える。逆に子どもたちからの鋭い感性に教えられ学ぶことを大切にする教師が豊かな教師として育つのである。

そのためには、同じ学校（職場）で働く仲間である教師との「同僚性」（教員間で支えあい、協同する力）こそが大切にされなければならない。

さらに、子どもの後方に控える保護者との連携が必要である。子どもを真ん中にはさんで、家庭と学校が異なる役割や立場を保ちつつ、同じ方向性を目指し連携することこそが大切になる。保護者は誰もが一人の市民であり、連携しようとする教師自身も「市民の一人として地域社会に根ざした生活」を営むことが必要である。学校社会だけに閉ざされた生活では、保護者や地域との深い信頼に基づく関係はできない。

しかも近年の学校は生徒参加が必須条件となっている（「生徒指導提要」２０２２年１２月改訂）。さらに、２０２３年４月からは「こども基本法」が策定され、「こども家庭庁」が発足、機能し始めている。２０２３年１２月には国による「こども大綱」が提示され、これを受けて、市区町村は「こども計画」を策定することが期待されている。いわゆる「こども新時代」が到来している

のである。こども施策には、必ず子どもの声を反映させたり、直接子どもを参加させたりすることが求められているのである。

いずれも「日本国憲法」と「子どもの権利条約」（１９８９年１２月国連で批准・採択、日本では５年も遅れて１９９４年４月批准、５月発効）の精神に則る旨が前文には明記されている。子ども参加、意見表明権の保障、子どもの最善の利益を擁護することが求められているのである。ブラック校則が許されないことや体罰・不適切指導などは時代の要請に全くそぐわないことは言うまでない。文字どおり「こどもまんなか社会」を目指しているのである。

（７）いじめ防止の学校づくりの全体像を打ち立てること

「人権尊重のシチズンシップ教育」の実現といった高い理念を掲げた上で、いじめ問題を克服するための学校づくりとして、別紙のような「学校におけるいじめ防止実践プログラム」の提唱もなされている（『いじめ問題をどう克服するか』２０１３年１１月、岩波新書）。少し説明すると、「個人への対応」「学級での対応」「学校での対応」の大きく３つの領域と、「直接的アプローチ」と「間接的アプローチ」の２分野からのアプローチに分けて、具体的に実践の展開するイメージを構造的に提示している。

まず、「直接的アプローチ」において、最も重要な視点は、組織や集団内のいじめの発生を最も敏感に察知し得る「子どもたちが主体」となって、いじめ担当の教師と共に「動く」ことである。重点は次の３点である。

① いじめが発生しにくい学級・学校づくりをいかに進めるのか

② 別紙のいじめ防止実践プログラムの「学級での対応」「学校での

対応」にあるように、いじめの学習や討論、学級での文化活動やレクリエーション活動、自主的・自治的なHR運営、生き生きとした学級父母活動、学びあい協力協同する学習活動、ネットいじめへの対応力育成、部活動の開放性・民主制の確立などたとえ、いじめが発生しても、自分たちの力でいかに解決するのか

→「学級びらき」での担任の決意表明、自主・自治の力で開く朝の会、帰りの会、学級でのいじめない、いじめを見逃さない合意形成など

③ それらの視点・方法・システムなどをどのように総合的に手際よく構築するのか

→別紙のような構造図を提示し、定期的に点検もする

また、担任教師にとって最も大切な視点は、どの子にもそれぞれの居場所や出番のある学級づくりをめざし実践することである。よくいわれるように、日本における、子どもたちの自己肯定感の低さは、国際的な比較調査でもきわだって低い。自己肯定感（セルフエスティーム）こそは、子どもが困難や課題に挑戦し乗り越えて成長・発達していくうえで基本的なパワーの源となるからである。いじめられている被害者の子どもは、「自分が悪いからだ」という自己責任感にとらわれがちである。したがっていじめを苦に自殺する子どもが後を絶たない今日の状況においては、家庭でも学校でも、子どもの自己肯定感を強く育んでいくことが重要である。

「間接的アプローチ」では、心安らぐ学習・生活環境の整備と学級生活における規律を確立することが重要なポイントとなる。厳しい校則や詰め込み授業など、子どもにとってストレスのたまる環境をいかに緩和・解消できるのかということも学校の取り組みとしては重要である。

子どもたちが、一人ひとりこれまでの自分とは異なり一歩前進した「新しい自分づくり」に挑戦できるようにサポートしていくことや、友だちとのトラブルをいかに解決すればいいのか具体的なスキルを身に付けていくこと等は、人権侵害で心を傷つけるいじめ等をしない「自分づくり」という大きな課題にも直接つながっている。

「いじめ防止実践プログラム」(別紙参照)は、あくまで全体的で総合的なイメージであり、これら全て実践する必要はない。このような大きなビジョンを全校教職員が共有し、日々の「学校づくり」に取り組んでいく構えこそが肝要である。逆にいえば、こうしたスケールの大きなビジョンを掲げることを抜きにして、対症療法的にどんなにいじめ対策を進めても、いじめ克服はおぼつかない。それは、いじめ問題がこれまで本報告書で細かく見てきたように、子どもたちの「生き方」や「人間関係」のあり様に大きく関わる問題だからである。子ども自身が、同一人格は一人もいないという友達の多様性や個性のとらえ方も角度を変えて逆張りにリフレーミングしてみると、実に多彩な人間像が見えてきて、いじめをしない生き方を身に付けていくことこそが、究極的ないじめ克服の原理であり、将来的な展望なのである。

（8）自治体がリーダーシップをとっていじめ対策に当たること

教育委員会については、いじめ自殺にまつわる調査において種々の問題が夙に指摘されているところであり、本件においても、前記第4章のとおり市教委の対応には問題があった。ことに、道教委によりいじめと認定して対応すべきとの適切な助言がされながらも、市教委において一貫して本人や家庭の問題と捉えて頑なにいじめ認定がされなかった経過が悔やまれるところである。

このようなことが再度生じないよう、自治体がリーダーシップを

とり、以下のような対策を講じて積極的ないじめ対策に取り組むことが望ましい（以下は現に自治体において講じられている対策を含む）。

・ 自治体にいじめ対応の部署を置き、以下のような対応を行う。児童生徒のＳＯＳの見逃しや、初動対応の遅れなどによりいじめが長期化・深刻化することを避けるため、上記部署が相談窓口を設け、定期的に児童生徒への情報発信を行う（自治体立の全学校の児童生徒に対しいじめ予防の啓発や相談窓口の案内を掲載したチラシを配布するなど）。相談窓口は、児童生徒の利用の便宜を鑑みると電話、メールのみならずＳＮＳによる利用が可能であることが望ましい。相談窓口に相談があった場合、当該部署から学校・教育委員会に情報を伝達し、速やかな対応を促すと共に、必要に応じて学校・教育委員会へのサポートを行う。

・ 被害児童生徒が不登校となっている場合など、学校復帰に向け、経済的支援を含む配慮を行う（被害児童生徒が転校を選択することとなった場合の転校にかかる費用の補償など）。

・ いじめ重大事態の調査報告書について、貴重な教訓として現場の実務に活かすため、継続的に自治体立の全ての学校の教師に繰り返し読ませ、毎年教育委員会に対して感想レポートの提出をさせる。

・ 「いじめ対策専門教諭」を加配する（基準より一人多く配置する）。当該教諭が、一切の授業や校務分掌を持たず、いじめ防止の児童生徒集会の開催や教員の研修会、校内の巡回・解決・相談活動に業務を特化し、休み時間の巡回や担任からの相談への対応も行うことにより、児童生徒にも教師にも保護者にも大きな安心感を与え、具体的な成果をあげることが期待できる。

調査報告書を受け取って終了ということではなく、その指摘を踏まえ、反省を活かし、自治体自身が積極的にいじめ防止対策に努めてこそ、具体的で実効性のある施策が現実のものとなる。また、諸施策の実効性を長期にわたって「モニタリング」する第三者機関を設置することも重要である。

いじめを単に子ども同士の「遊び」や「ふざけ」「からかい」とする誤解や、いじめを軽視する風潮は、今なお日本社会には根強い。「やられたらやり返してもよい」「やり返すぐらいの強さも必要」と大人から教えられたことがある児童生徒は、小学生が３５．９パーセント、中学生が４４．３パーセント、高校生では５０．２パーセントであったとする調査結果（ジェントルハートプロジェクト、２０１２年１０月～２０１３年５月、８６３１人対象）もあり、このことからも、大人や社会の側のいじめに対する誤解や認識不足がうかがえる。こうした状況が、いじめられる方にも問題があるから仕方がないとして放置するなど、誤ったいじめ対応につながってきた。

その結果、いじめが日常的に横行し、いじめを苦に子どもが不登校に陥り、自ら命を落とす不幸な出来事が繰り返されてきた。このような子どもの世界の深刻な人権侵害の事態の解決に真剣に向き合い、克服しようとしないのであれば、大人の世界においても人間を大切にしない社会と言わざるを得ない。現に、大人社会でも、１９９０年代後半から、さまざまな要因で毎年約２万人から３万人もの自殺者が出ている。軽重を問わずいじめ問題に正面から向き合うことは、人を大切にする社会を築くということであり、このような社会を築けるかどうかが、私たち大人に鋭く問われている。

いじめ問題は、単に子どもだけの問題ととらえるのではなく、私たち日本社会全体の問題としてとらえることが必要である。いじめ問題に向き合うことは、すなわち、一人ひとりの人間を大切にする、

真に自由で平等、多様性豊かな社会を築いていけるかどうかという、実に壮大な課題意識につながっているのである。いま求められているのは、小手先のいじめ対策ではなく、個々の人々の人権を尊重し、民主主義を成熟させる高いビジョンをもった、抜本的な克服策である。

旭川市が、こうした新たないじめ防止の先駆的な自治体として、先進的役割を果たすことを期待したい。

直接的アプローチ	間接的アプローチ

個人への対応

- 保護者への防止プリント配布
- ストレスを抱える子へのケア
- アトピーなどをもつ子へのケア
- いじめられやすい子に自己肯定感を

- 専門機関紹介一覧(SOS カード)
- 生徒とのコミュニケーション
- "新しい自分づくり"への支援
- 友だちトラブル解決法

学級での対応

- 学級での合意形成
- 定期点検システムの確立
- いじめの学習と討論
- いじめのペナルティの確立(人間的)

- いじめ防止の「学級びらき」(担任の決意表明)
- 授業規律の確立
- 学級の文化・レクリエーション活動
- 自主的・自治的な「朝の会」「帰りの会」といじめチェック
- 生き生き学級父母会活動
- 学び合いと協力・共同学習

学校での対応

- 保健室の充実
- いじめ対策委員会(教師・親・外部専門家)
- いじめ研修の強化(心理・構造・事例)
- 児童会・生徒会による対策委員会
- いじめの実態把握と克服活動
- 外部性を担保したカウンセラーの配置
- いじめを許さない全校の合意形成

- 子ども(児童)の権利条約の学習活動(子ども・教師・PTA)
- 校則の見直し(学習権・発達権・命の安全・意見表明権保障)
- 心安らぐ学校環境の整備
- 楽しく明るい学校行事と生活づくり
- 中学校部活動の開放性・民主性
- ネットいじめへの対応

学校の土台＝ヒドゥン・カリキュラム

①受容と寛容(子どもを丸ごと愛す，失敗を受けとめ，寄り添う)
③体罰と尊厳を傷つけるペナルティ厳禁

②権利としての子ども参画(全分野への大胆な参加・子どもが主人公)
④市民性を養うシチズンシップ教育(いじめの法的な違法性を認識させる)

具現化 ↑　　具現化 ↑

人権尊重のシチズンシップ教育・愛とロマンの教育を掲げる

学外の専門機関との提携

(著者作成)

図1　学校におけるいじめ防止実践プログラムの全体像

尾木直樹著『いじめ問題をどう克服するか』岩波新書、２０１３年、１６８頁